

第5号議案 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定（東京都決定）

〔東京都からの意見照会〕

上記の議案を提出する。

令和2年12月22日

提 出 者 足 立 区 長 近 藤 弥 生

本都市計画の内容を、別添計画図書のとおり改定にあたり意見を照会する。

（提案理由）

東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するにあたり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、東京都から足立区の意見を聴くため照会があった。

この照会に回答するため、足立区都市計画審議会に提案する。

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 理 由

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針である。

また、都が長期的視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を示すものである。

都は、平成26年12月、目標年次を2025年とする同方針を策定した。

「未来の東京」戦略ビジョンや「都市づくりのグランドデザイン」で示す都市像や将来像の実現に向け、都市計画に関する事項を本計画に位置付けるとともに、都市計画審議会に意見も聴きながら、感染症拡大に伴い拡大する方向にある、新たな日常にも対応した都市づくりの方向性なども取り入れ、改定を行うものである。

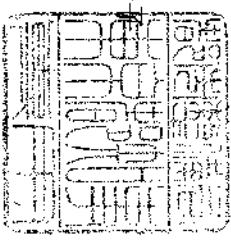
事務課
市計画部

2 都市政広第354号
令和2年11月13日

足立区長 殿

東京都

上記代表者 東京都知事 小池 百合子



東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について (照会)

標記の件について、別添計画案のとおり変更したいので、都市計画法 (昭和43
年法律第100号) 第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の
規定により、貴区の御意見を伺います。

なお、令和3年1月12日までに御回答願います。

※当該計画案は11月末頃の公表を予定しています。公表前につき、時限秘扱いと
させていただきます。このため、公表までの間、行政間の協議資料に留めていた
だき、情報管理を徹底されるようお願い申し上げます。

東京都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）

—サステナブル・リカバリー 東京の新しい都市づくり—

令和 2 年 11 月
東 京 都

目次

第1	改定の基本的な考え方	1
1	基本的事項	1
2	コロナ危機を踏まえた未来の東京（都市づくりの目標と戦略等）	2
第2	東京が目指すべき将来像	6
1	世界から選択される都市の実現に向けて（東京の都市構造）	6
2	人が輝く都市、東京に向けて（地域区分ごとの将来像）	18
第3	東京の都市づくりの枠組み （区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針）	30
1	区域区分の有無	30
2	区域区分の方針	30
第4	主要な都市計画の決定の方針	31
I	主要な都市計画の決定の方針	31
1	多様な住まい方・働き方を支える都市づくり （土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針）	31
2	ゆとりある回遊性を支える都市施設 （都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針）	40
3	人が集まり、交流する、魅力と活力溢れる拠点形成 （市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針）	47
4	激甚災害にも負けない東京（災害に係る主要な都市計画の決定の方針）	49
5	緑と水の潤いある都市の構築（環境に係る主要な都市計画の決定の方針）	59
6	四季折々の美しい景観形成（都市景観に係る主要な都市計画に関する方針）	68
II	輝かしい東京の実現に向けた主な計画 （主要な都市施設などの整備目標）	72
	人が輝く東京の個性ある地域づくり（特色ある地域の将来像）	75

東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

第1 改定の基本的な考え方

1 基本的事項

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が広域的見地から都市計画の基本的な方針を定めるものである。

本都市計画区域マスタープランは、「未来の東京」戦略ビジョンで示した方向性や都市づくりのグランドデザインを踏まえるとともに、社会経済情勢の変化や国の動きなどを反映しつつ策定する。都市計画区域における土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などの都市計画及び都市計画法第18条の2に基づく区市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「区市町村マスタープラン」という。）は、この都市計画区域マスタープランに即して定める。

都市計画区域マスタープランは、広域的な一体性を確保する上で配慮すべき事項について定め、区市町村マスタープランでは、地域に密着した都市計画に関する事項について定めることとする。

なお、都市計画基礎調査などを踏まえ、社会経済情勢の変化などへの対応が必要となった場合には、都市計画区域マスタープランの変更を適時適切に行うものとする。

（1）目標年次

都市づくりの目標、都市の将来像等を実現するための方針及び整備水準については、都市づくりのグランドデザインの目標時期であり、「未来の東京」戦略ビジョンにおいて目指す東京の姿「ビジョン」を描いた2040年代（おおむね20年後）を目標年次とする。

また、区域区分、主要な施設などの整備の目標については、「未来の東京」戦略ビジョンで示した取り組むべき「戦略」及び「推進プロジェクト」においても対象としている2030年を目標年次とする。

（2）範 囲

東京都市計画区域の範囲及び規模

区 分	区市町村	範 囲	規 模
東 京 都市計画区域	東京都 区 部	行政区域全域並びに多摩川及び江戸川河口を結ぶ圏内の水面	約61,465ha ただし、地先公有水面の面積は含まない。

2 コロナ危機を踏まえた未来の東京（都市づくりの目標と戦略等）

（1）都市づくりの目標

東京が高度に成熟した都市として、AI や IoT などの先端技術も活用しながらゼロエミッション東京を目指し、地球環境と調和を図り、持続的に発展していくことを理念とする。

そして、これまでの高度な都市機能の集積や都市のインフラストックなどを最大限活用し、さらにそれを伸ばして、グローバルな人・モノ・情報の活発な交流を促進し、新たな価値を生み続ける活動の舞台としての東京のブランド力を高め、世界中から選択される都市を目指す。

加えて、長期的な観点から、環境への配慮 (Environment)、社会への貢献 (Social)、都市のマネジメント (Governance)、いわゆる「E S G」の概念や、誰一人取り残さない社会の実現を目指す「S D G s」の考え方を取り入れて都市づくりを進めることで、持続的な成長を確実なものとし、活力の向上につなげる。

また、あらゆる人が活躍・挑戦できることや、生活のゆとりを楽しみ、個々人から見れば、特色のある個性を有する様々な地域で、多様なライフスタイルに柔軟に対応した住まい方、働き方、憩い方を選択できる都市を目指す。

みどり※を守り、まちを守り、人を守るとともに、東京ならではの価値を高め、持続可能な都市・東京を実現していく。

こうした基本的な考え方にに基づき、2040 年代に向けて東京の都市づくりを進め、「成長」と「成熟」が両立した未来の東京を実現していく。

（2）都市づくりの戦略

「未来の東京」戦略ビジョンや都市づくりのグランドデザインで示している 2040 年代の都市像や将来像を実現するためには、将来を見据えた大きな戦略に基づいて、具体的な都市づくりを進めていく必要がある。

人口減少、超高齢化の進行や首都直下地震といった災害リスクなど懸念される将来予測を乗り越え、今後、東京が直面する巨大地震や気候変動による異常気象などに起因する未曾有の自然災害、新たな感染症の脅威など、様々な課題を解決していきながら、都民や企業など多くの人々の共感を得て、明るい東京の未来の実現に向けた取組を推進する。

本マスタープランでは、「未来の東京」戦略ビジョンにおける基本戦略も踏まえ、分野を横断する 8 つの戦略を設定し、先進的な取組を進めていく。

①持続的な成長を生み、活力にあふれる拠点を形成

社会経済情勢が更に大きく変化していく中でも、東京が、環境負荷の低減や誰もが活躍できる社会を実現しながら、国際的なビジネス活動をダイナミックに展開すると

※ みどり：樹林や公園緑地、農地、崖線、河川、敷地内緑化などをいう。

ともに、多様なイノベーションを創出することにより、日本の活力をリードしていく。

②人・モノ・情報の自由自在な交流を実現

地域の特性に応じて多様な交通モードと先端技術を組み合わせ、世界一使いやすい総合的な道路・交通ネットワークを構築する。あわせて、緑豊かな歩行者空間など道路の活用・再編を通じた人中心の魅力の高い空間を創出し、人・モノ・情報の自由自在な移動と活発な交流を実現する。

③災害リスクと環境問題に立ち向かう都市の構築

長期的な視点に立った災害対策や CO₂フリー社会の実現に向けた都市づくりを図ることによって、都民の安全・安心と、東京ならではの良好な街並みが両立した都市を目指す。その際、感染症やウェブウィルスなど経済社会活動に対する様々なリスクへの備えにも留意していく。

④あらゆる人々の暮らしの場の提供

高齢者、子育て世代、障害者などあらゆる人々が暮らしやすい場を提供するとともに、利便性、快適性の高い働く場と居住の場との融合を図るなど、ライフスタイルや価値観の多様化に応じて、住み、働き、憩う場を選択することができる都市を目指す。

⑤利便性の高い生活の実現と多様なコミュニティの創出

身近な暮らしを支え合うコミュニティを基礎とした集約型の地域づくりを進め、少子高齢・人口減少社会においても、都市経営コストの効率化を図りながら利便性の高い生活と活発な都市活動を実現する。その際、誰もが集い、支え合う居場所・コミュニティが至る所に存在するなど、包摂的社会形成にも留意したまちづくりを進めていく。

⑥四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築

豊富な緑と水やオープンスペース、歴史・文化が蓄積された庭園などの東京の資源を最大限活用し、人々の暮らしにゆとりや潤いを与え、四季折々の美しい風景が感じられるまちづくりを進める。

⑦芸術・文化・スポーツによる新たな魅力を創出

成熟した社会において一層重要な役割を担う芸術・文化の力や、健康のみならずにぎわいや観光の大きな要素にもなり得るスポーツの力を都市づくりに活用し、東京の魅力を向上する。

⑧デジタル技術を生かした都市づくりの推進

デジタルトランスフォーメーション※で「スマート東京」を実現する、都市全体がスマート化して全ての人が快適に暮らし働くことができる社会を築き上げるに当たり、AIやIoT、ビッグデータ、その基盤となる情報通信ネットワークといった先端技術を積極的に活用していく。

また、リアルとバーチャルをハイブリッド化し、都市空間における体験や活動をより豊かに、効果的にしていく。

(3) 新型コロナ危機を契機とした都市づくりの方向性

新型コロナ危機はテレワークやデジタル化の進展など経済・社会への影響とともに、人々の生活等への意識にも変化をもたらした。

今後の都市づくりにおいては、こうした価値観の変化、多様なライフスタイルにも対応した「人間中心社会」の実現が重視される。

このため、都市の持つ集積のメリットは生かしつつも、「密閉、密集、密接」の三密を回避し、感染症の拡大防止と経済社会活動の両立を図る新しい日常にも対応する、サステナブル・リカバリーの考え方に立脚した強靱で持続可能な都市づくりを進めていく。

例えば、国際競争力のある世界から選ばれる都市に向けた、クリエイティブな人材をひきつける機能の充実、多様なライフスタイルに対応した住まいや働く場の整備、身近なみどりとオープンスペースの拡大、人中心の歩きやすい空間の創出や自転車利用環境のさらなる充実等、先端技術も活用しながら、新型コロナ危機を契機として生じた変化にも対応した都市づくりを推進していく。

〈働く場と都市づくりの方向性〉

テレワークの普及等により時間や場所にとらわれない柔軟な働き方が定着するとともに、企業の活動スタイルも多様になり、スペースの広さや自然環境の豊かさを求めて本社機能の移転やサテライトオフィスを設置する動きも増えていく。こうした動きにも対応し、個々人から見れば、特色のある個性を有する様々な地域で、多様な住まい方・働き方・憩い方を選択できる都市づくりを進めていく。

また、リアルの大切さが再認識され、ビジネス拠点でのフェイス・トゥ・フェイスを中心とした創造的なビジネス活動も求められている。こうしたニーズにも対応するとともに、国際競争力を高め、東京が持続的に発展していけるよう、都市全体の集積のメリットを生かしながら、区部中心部などにおいて活力あふれる拠点を形成するなど世界から選択される都市づくりを進めていく。

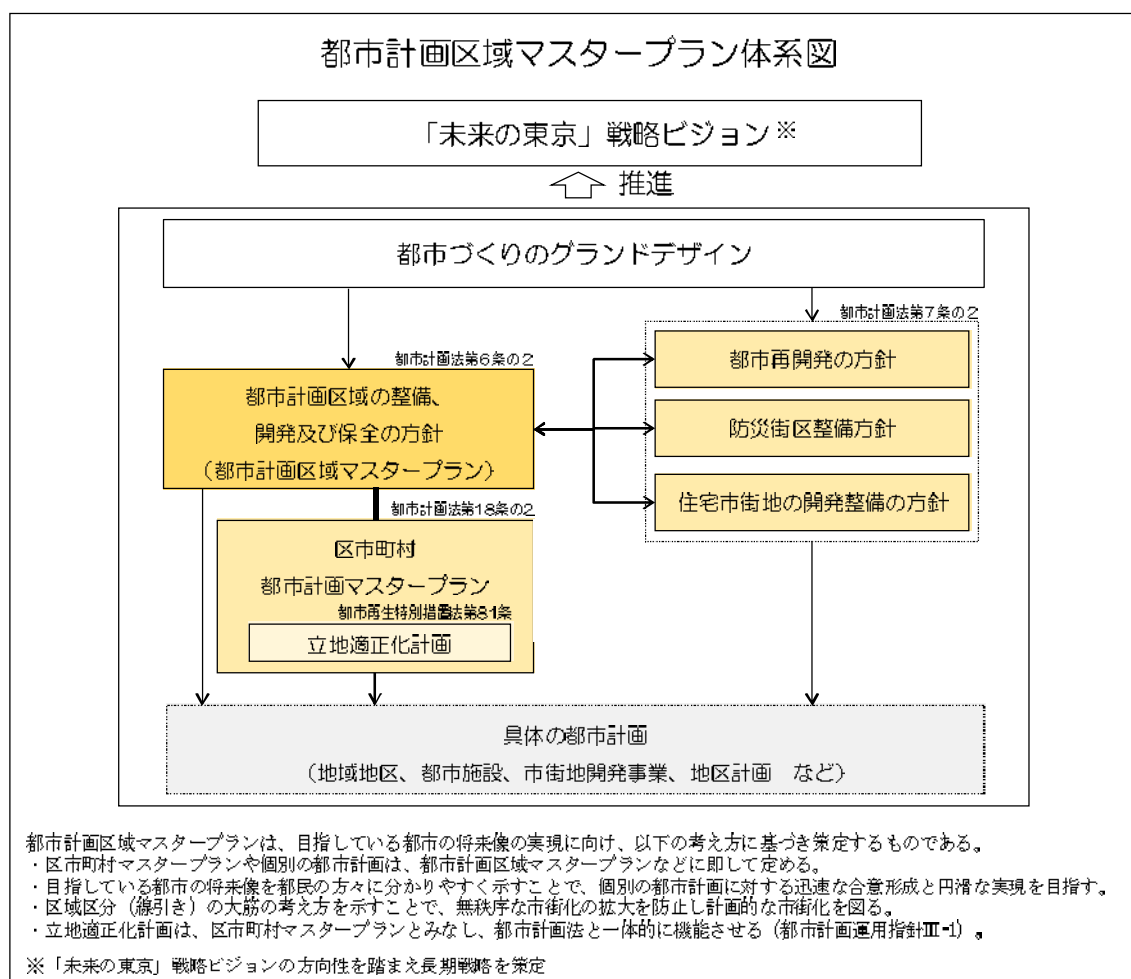
郊外部などでシェアオフィス等の整備やスムーズビズの定着等により、職住融合の拠点の分散化を図るとともに、都心部では感染症にも配慮したゆとりある共用スパー

※ ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念。

ス等を備えた優良なオフィスへの機能更新や生活環境の充実などを進めていく。

また、中小オフィスビルのストックを活用したリノベーションやニーズに応じた用途転換等を進めるなど、長期的観点から東京全体の市街地の再構築を進め、効率性と快適性も兼ね備えた持続可能な都市へと作り変えていく。

(参考附图-1)



第2 東京が目指すべき将来像

1 世界から選択される都市の実現に向けて（東京の都市構造）

東京での少子高齢・人口減少社会の到来やグローバル化、ICTの進展、巨大地震の脅威など国内外における急激な社会変化を見据え、広域レベルと地域レベルの二層の都市構造を示すことにより、都市活力の維持・向上と快適でゆとりのある都市生活を両立していく。

広域レベルの都市構造では、概成する環状メガロポリス構造を最大限に活用し、人・モノ・情報の交流を更に促進していくことが重要である。

一方、地域レベルの都市構造では、都市経営コストの効率化を図りながら、快適な都市生活や活発な都市活動を支える機能的かつ効率的な地域構造を構築していく。

（1）広域的なレベルの都市構造

東京は、3,600万人規模を擁する世界最大の都市圏の中心であり、大規模で感度の高いマーケットが存在するとともに、政治や経済、文化など、様々な機能が高度に集積し、多様なサービス・産業を有している。

東京圏におけるそれぞれの地域が持つ多様な個性や都市機能の集積、東京の強みである高密度な鉄道ネットワークなど既存ストックを最大限に活用するとともに、テクノロジーを用いた都市管理の高度化を図りながら生活レベルでの感染症にも配慮した取組を進めることで、国際競争力のある、にぎわいと魅力のあふれる安心な都市を実現していく。人口減少下においても、経済成長を図りながら、都民生活を豊かにしていくため、生活レベルでの密集・混雑を避けながら都市全体としての集積を維持していく。

また、東京には、引き続き圏域の活力を更に高め、多様化するライフスタイルなどに応えることが期待されていることから、東京圏全体で国内外の人・モノ・情報の自由自在な移動と交流を確保し、イノベーションの源泉となる「挑戦の場」の創出につなげていく。

このため、広域的には概成する環状メガロポリス構造を更に進化させ、「交流・連携・挑戦の都市構造」の実現を目指す。

それとともに、引き続き、東京圏が一体となって、首都機能や広域的な経済機能を担っていくため、高次の都市機能が集積する広域交流の要を「広域拠点」として位置付ける。

高密な鉄道網等、都市基盤が充実した区部中心部に日本の中核機能を支える「中核広域拠点」を、道路・交通ネットワークの整備により広域的な産業連携や多くの人の交流が可能となる「多摩広域拠点」を多摩地域に設定する。

また、都として、東京圏全体では、さいたま広域拠点、つくば・柏広域拠点、千葉広域拠点、横浜・川崎・木更津広域拠点を加え、全体で六つの広域拠点をイメージしている。

さらに、中核広域拠点と多摩広域拠点の内側には、国際的な経済活動の中心地として

の集積・魅力を更に伸ばす「国際ビジネス交流ゾーン」及び新たな都市産業の集積の促進や多様なイノベーションを誘発する「多摩イノベーション交流ゾーン」を設定し、日本及び東京圏の経済成長をリードするエンジンの役割を担っていく。

（２）地域的なレベルの都市構造

①集約型の地域構造への再編

今後、少子高齢化や人口減少が進行する中においても、都市の持続的発展を可能とするためには、技術革新の成果や人々の意欲的な取組により、一人当たりの労働生産性を高め、効率的な公共インフラの維持・更新を行うなど、都市経営コストの効率化を図り、身近な地域で、誰もが活動しやすく、快適に暮らすことのできる環境を実現することが必要である。

人口密度の動向、公共交通サービスの集積状況、高齢化の進展状況等を踏まえ、おおむね環状第7号線外側の地域において、集約型の地域構造への再編に向け取組を推進する。

そのため、主要な駅周辺や身近な中心地に生活に必要な機能を集積させ、その徒歩圏に住宅市街地を誘導し、歩いて暮らすことができるまちへの再構築を図るとともに、駅や中心地から離れた地域では、みどり豊かな良質な環境を形成する。

また、集約型の地域構造へ再編する中で、主要な駅周辺等に商業、医療・福祉、サテライトオフィスなど生活に必要な機能を集積させ、多様なライフスタイルにも柔軟に対応したまちへの再構築を図るとともに、子育て期の女性や高齢者、障害者などの就業機会の増大、地域に応じたインフラや公共施設、行政サービスの見直しなども、併せて誘導していく。

その際、それぞれの地域が持つ多様な個性や都市機能の集積、東京の強みである高密度な鉄道ネットワーク、市街地の水と緑の空間などを最大限に活用することで、にぎわいと魅力のあふれる持続可能なまちを実現していく。

都市機能については、主要な駅周辺や、商店街、団地、バスターミナルなどの身近な中心地へ、商業、医療・福祉、教育・文化、行政サービスなど、様々な都市機能の再編・集約を進め、機能的でにぎわいのある拠点を形成する。

駅や中心地からの徒歩圏に、多様な世代やライフスタイルに対応し、包摂的社会の形成にも資する活力のある地域コミュニティを育む住宅市街地を誘導することにより、歩いて暮らすことができるまちへの再構築を図っていく。

道路・交通ネットワークの充実・活用により、日常の移動の利便性を確保し、誰もが活動しやすいまちの実現を目指す。

駅や中心地から離れた地域では、長期的な観点から新たな宅地化を抑制し、公園や緑地、農地などが広がるみどり豊かな良質な環境を保全・形成するとともに、土砂災害等の災害のおそれのある区域においては、人口の動態も考慮し、安全な区域へ居住の移転誘導を進める。

②集約型の地域構造への再編に向けた計画策定の検討等に関する方針

区市町村の行政界を越えて市街地が連担しているなどの東京の特性も踏まえ、区市町村は、集約型の地域構造への再編に向けて、立地適正化計画、地域公共交通計画の作成など、地域の状況に応じた計画検討を行うとともに、都は広域的な観点からその支援を行う。

＜集約型の地域構造への再編に向けた立地適正化計画などの計画検討に係る留意点＞

居住機能を誘導する区域については、国の都市計画運用指針等に基づく各自治体の分析評価により、将来目指すべき人口密度を設定するとともに、高齢者の増加への対応や空き家・空き地等の利用促進、みどりに厚みとつながりを充実させる観点、地域コミュニティの形成など、地域の実情を考慮して設定する。

また、将来目指すべき人口密度の設定に当たっては、将来負担可能なコストに見合った適切な公共サービスの水準を踏まえた上で、少なくとも、既成市街地の人口密度の水準は満たすものとする。

さらに、今後の人口動態の推移などを勘案し、長期的な取組の方向性としてまとまりのあるみどり空間としていくべき区域については、居住を誘導する区域に含めず、将来的な市街化調整区域への編入も検討していく。

都市機能を誘導する区域は、商業、医療・福祉施設等の集積状況や公共交通等の状況を踏まえ、主要な駅周辺等（地域の拠点）やその他の駅周辺・団地等（生活の中心地）を中心に設定する。

また、集約型の地域構造への再編を進める中で、ICTなども活用しながら、地域包括ケアシステム等の福祉施策との連携を推進するとともに、フィーダー交通の充実を図り、多様なライフスタイルに対応する複合的な土地利用を誘導するとともにテレワーク等の施策との連携にも留意する。

さらに、都市機能を誘導する区域における開発に合わせ、居住機能を誘導する区域内の空き家・空き地の有効利用や身近な都市公園、社寺林や屋敷林、農地、敷地内のみどりの保全・創出を図る。

行政界を超えて市街地が連担している東京では、居住機能や都市機能を誘導する区域の範囲設定や、誘導すべき施設の立地等について、広域的な観点から関係自治体間で連携・調整し検討を進めることが必要である。

都と区市町村は、広域的な観点から関係自治体と協議会等を組織し、集約型の地域構造への再編に向けた方針を取りまとめることが望ましい。

また、鉄道ネットワークを最大限生かすとともに、バスやタクシー、デマンド交通、自転車などの交通モードと先端技術を組み合わせ、駅を中心とした誰もが移動しやすい交通環境を充実させることが望ましい。このため、国の都市計画運用指針等を踏まえ、公共交通の確保等の施策に係る地域公共交通計画の作成についても検討することが望ましい。

（３）拠点ネットワークとみどりの充実

東京の都市構造は、都市機能が集積する拠点及びそれを支える道路・交通ネットワークから成る拠点ネットワークと、自然地形などに由来するまとまりのある骨格としてのみどりから構成されている。

拠点ネットワークについては、拠点間を結ぶ道路・交通ネットワークの充実を考慮するとともに、個性やポテンシャルを生かしながら、都市機能の更なる集積を図る。

一方、みどりについては、丘陵地や河川・崖線などの自然地形や公園・緑地などと一緒に厚みとつながりのあるみどりの充実とともに、都内全域でみどりの量的な底上げと質の向上を推進する。

これらを一体的に進め、都市全体としての機能を最大限に発揮させながら、東京の魅力や活力を更に高めていくことが重要である。

＜拠点ネットワークの充実・強化＞

都市づくりのグランドデザインでは、今後の成熟期において、東京が一段と質の高い成長を遂げられるよう、「成長期における業務機能を重視した受け皿の育成」の視点から脱却して、都心、副都心などの拠点の位置付けや考え方を再編するとともに、「地域の個性やポテンシャルを最大限に発揮し、各地域が競い合いながら新たな価値を創造」していくことが示された。地域の特性に応じ、集約型の地域構造を形成していく観点及び、業務、商業、文化など都市機能の受け皿として東京全体への分散にも資することから、地域レベルでの拠点等の育成を適切に進め、拠点間の交流・連携による相乗効果の発揮とともに、東京ならではの魅力強化とその発信力を高めていくことが重要である。

このことを踏まえ、以下の拠点等を位置付け、地域特性に応じた都市機能の集積を図る。

なお、拠点等については都市づくりの進展状況に応じて適宜位置付け、育成していく。

①中核的な拠点

鉄道ネットワークの高い結節性を持ち、広域的な観点から、高度な都市機能の集積を図る拠点を「中核的な拠点」として位置付け、東京の魅力を高める都市機能の集積を促進していく。

このため、中枢広域拠点域において、これまで中核拠点として位置付けてきた従来の都心、副都心及び新拠点に加え、民間開発等により高度な機能集積が進んだ地域として、六本木・虎ノ門を新たに「中核的な拠点」に位置付ける。

また、多摩地域において、これまで中核拠点として位置付けてきた従来の核都市を、「中核的な拠点」として位置付ける。

②活力とにぎわいの拠点

中枢広域拠点域において、従来の生活拠点等に加え、都市機能の集積状況を踏まえ、

これまで位置付けのなかった鉄道乗車人員の特に多い駅周辺等を、新たに「活力とにぎわいの拠点」として位置付ける。

③地域の拠点

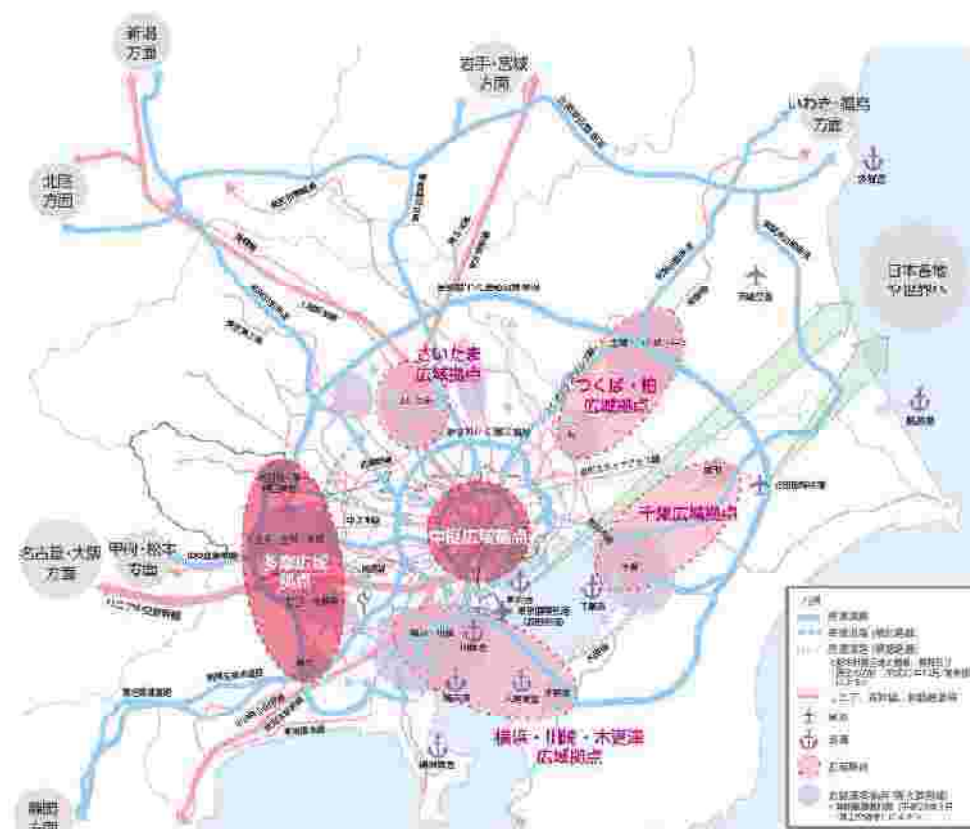
中枢広域拠点域外において、従来の生活拠点等に加え、都市機能の集積状況を踏まえ、鉄道乗車人員の多い駅周辺等を、新たに「地域の拠点」として位置付ける。

なお、地域の拠点のうち、鉄道乗車人員が特に多い駅周辺で区市町村マスタープランにおいて重要な位置付けがある拠点を、「枢要な地域の拠点」として位置付ける。

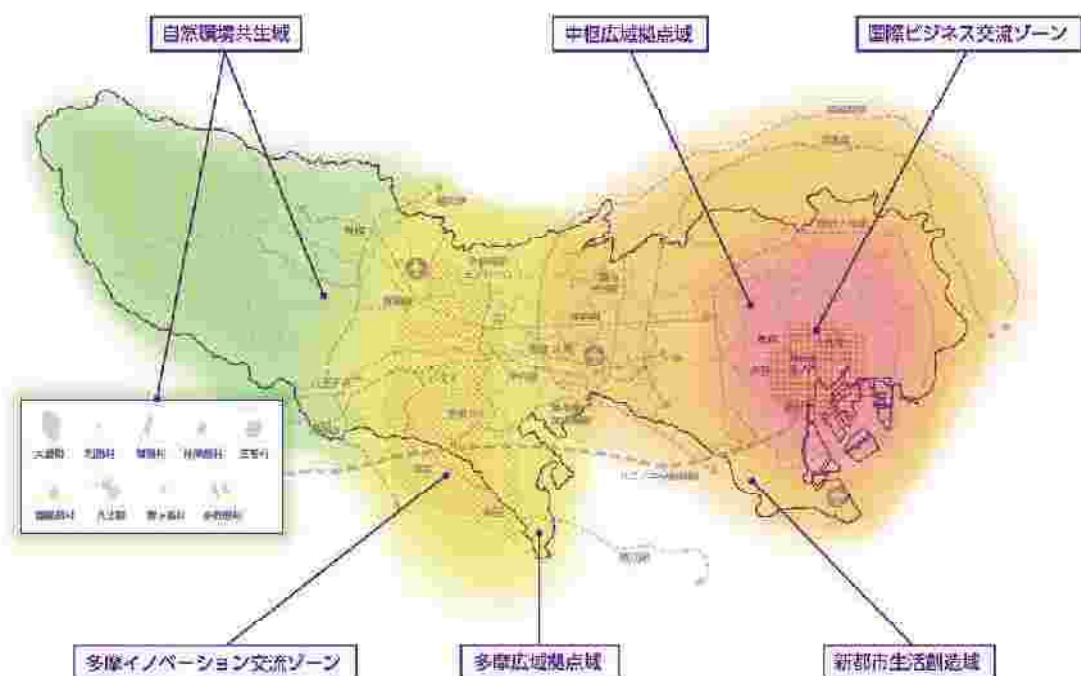
④生活の中心地

中枢広域拠点域外において、従来の生活中心地など、地域の拠点以外の駅周辺や商店街、大規模団地など人々の活動や交流の中心の場を、「生活の中心地」として位置付ける。

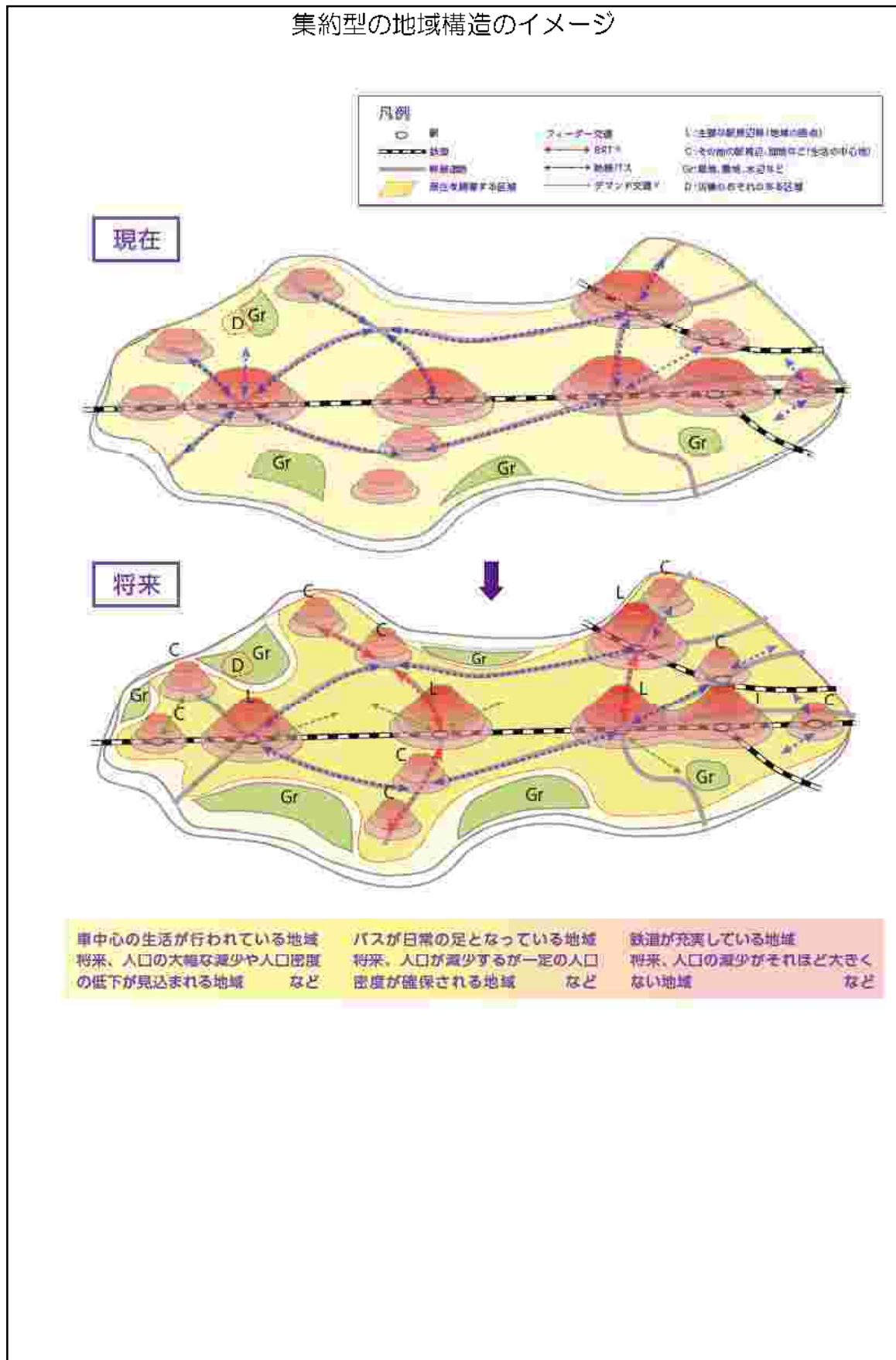
交流・連携・挑戦の都市構造



4つの地域区分と2つのゾーン



集約型の地域構造のイメージ



< 中枢広域拠点域内 >

中核的な拠点	大手町、丸の内、有楽町、日比谷、内幸町、永田町、霞が関、日本橋、八重洲、京橋、銀座、新橋、新宿、渋谷、池袋、大崎・五反田、上野・浅草、錦糸町・亀戸、有明、台場、青海、品川、秋葉原、羽田、六本木・虎ノ門
活力とにぎわいの拠点	四ツ谷、市ヶ谷、神田、九段下・神保町、御茶ノ水、飯田橋、茅場町・八丁堀、人形町、築地、月島、勝どき、晴海、田町・三田、浜松町・竹芝、青山一丁目、表参道、高田馬場、大久保・新大久保、水道橋・春日・後楽園、浅草橋、両国、押上、森下・清澄白河、住吉、門前仲町、東陽町、新木場、豊洲、大井町、武蔵小山、目黒、中目黒、大森、下北沢、三軒茶屋、恵比寿、原宿・明治神宮前、代々木、笹塚、中野、中野坂上、東中野、大塚、巣鴨、駒込、板橋、田端、王子、十条・東十条、日暮里・西日暮里、南千住、町屋、大山、北千住、綾瀬、新小岩、立石、亀有、葛西、西葛西、船堀

※中枢広域拠点域：おおむね環状第7号線の内側の区域

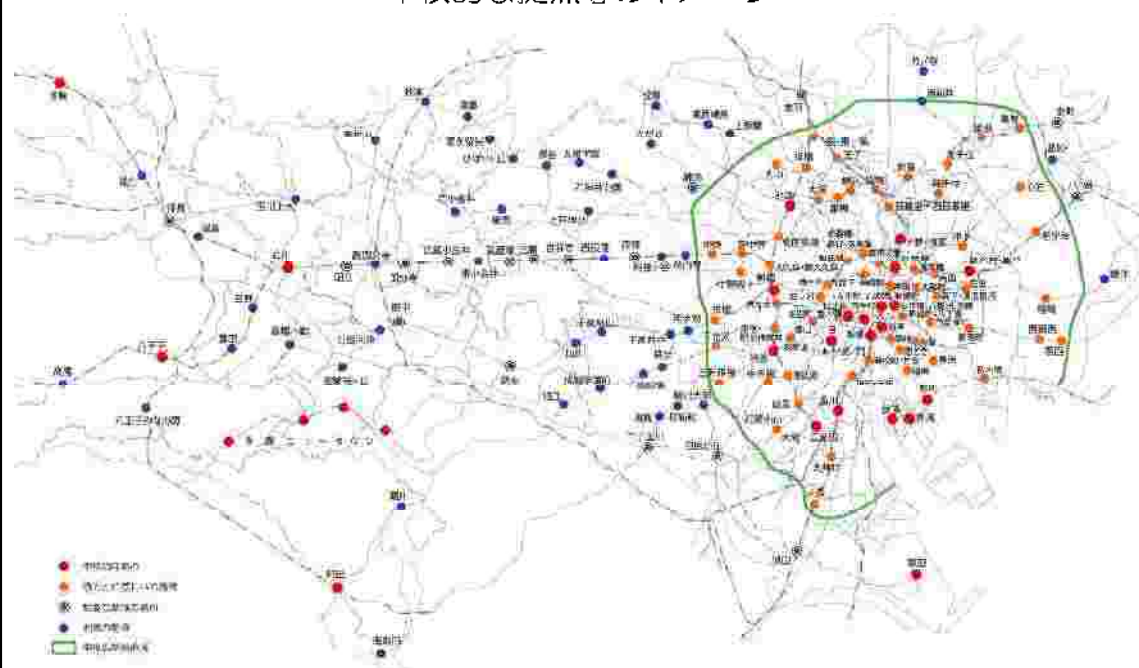
< 中枢広域拠点域外 >

中核的な拠点	八王子、立川、多摩ニュータウン、青梅、町田
枢要な地域の拠点	自由が丘、蒲田、二子玉川、荻窪、赤羽、練馬、金町、小岩、吉祥寺、武蔵境、三鷹、府中、調布、武蔵小金井、国分寺、国立、拝島
地域の拠点	明大前、下高井戸、千歳烏山、駒沢大学、桜新町、用賀、経堂、千歳船橋、成城学園前、高円寺、阿佐ヶ谷、西荻窪、成増、東武練馬、上板橋、大泉学園、石神井公園、光が丘、上石神井、竹ノ塚、西新井、高砂、瑞江、高尾、八王子みなみ野、分倍河原、昭島、仙川、鶴川、南町田、東小金井、花小金井、高幡不動、日野、豊田、東村山、西国分寺、福生、狛江、玉川上水、清瀬、秋津、東久留米、聖蹟桜ヶ丘、ひばりヶ丘、保谷、田無
生活の中心地	大岡山、雪が谷大塚、池上、雑色、糀谷・羽田地区、田園調布・多摩川、下丸子、平和島駅周辺、洗足池駅周辺、西馬込駅周辺、梅ヶ丘、等々力・尾山台、祖師ヶ谷大蔵、豪徳寺・山下、世田谷区役所周辺、上町・世田谷・松陰神社前、代田橋、桜上水、世田谷代田、新代田、東松原、松原、九品仏、上野毛・中町・東深沢商店街、喜多見、上北沢、八幡山、

	芦花公園、大和町、鷺ノ宮、都立家政、野方、南阿佐ヶ谷、 富士見ヶ丘・久我山、北赤羽、赤羽岩淵、西が丘、 赤羽台・桐ヶ丘、志茂・神谷、浮間・舟渡・新河岸、高島平、 西台、赤塚、常盤台、本蓮沼、志村坂上、志村三丁目、土支田、 大泉町、大泉学園町、武蔵関、桜台、豊島園、中村橋、 富士見台、練馬高野台、新桜台、氷川台、平和台、練馬春日町、 北綾瀬、花畑五丁目地区、六町、見沼代親水公園、新宿^{さいじやう}、柴又、 京成小岩、江戸川、篠崎、一之江、三鷹台、井の頭公園、 中河原、東府中、西府、多磨、多磨霊園、是政、白糸台・ 武蔵野台、北府中、多摩メディカル・キャンパス周辺、 府中基地跡地、つつじヶ丘・柴崎周辺、飛田給、京王多摩川、 多摩川住宅、布田・国領周辺、西調布、小平、小川、恋ヶ窪、 和泉多摩川、ひばりが丘団地、東伏見、西武柳沢、めじろ台・ 狭間、北野、京王堀之内、四谷、中央道八王子インターチェン ジ周辺、圏央道八王子西インターチェンジ周辺、圏央道高尾山 インターチェンジ周辺、鏈水、檜原、小田野、西立川、西国立、 武蔵砂川、西武立川、東中神、中神、成瀬、多摩境、相原、 忠生、木曽山崎、鶴川団地、玉川学園前、つくし野、 すずかけ台、日野バイパス沿道、南平、久米川、谷保、矢川、 牛浜・東福生・熊川、東大和市駅周辺、本町・榎地区、緑が丘、 南多摩、矢野口、稲城長沼・稲城、羽村、小作、東秋留、秋川、 武蔵引田、武蔵増戸、武蔵五日市、箱根ヶ崎、殿ヶ谷、 谷戸地区・塩田地区 など
--	---

これらの拠点等のほか、風情ある街並みが保全されている、又は農業など産業の面から拠点的な地域となっている等、際立った個性やポテンシャルを有する地域がある。

中核的な拠点等のイメージ



- ・「活力とにぎわいの拠点」は、従来の生活拠点等、鉄道乗車人員の特に多い駅（1,600万人/年以上）周辺、まちづくりの取組熟度が高い拠点的な地区を位置付ける（都市開発諸制度については、区市町村マスタープランの位置付けなどを踏まえて適用する。）。
- ・「地域の拠点」は、従来の生活拠点等、鉄道乗車人員の多い駅（1,000万人/年以上）周辺、まちづくりの取組熟度が高い拠点的な地区を位置付ける（都市開発諸制度については、区市町村マスタープランや立地適正化計画の位置付けなどを踏まえて適用する。）。
- ・「重要な地域の拠点」は、地域の拠点のうち、鉄道乗車人員が特に多い駅（1,600万人/年以上）周辺で区市町村マスタープランにおいて重要な位置付けがある拠点とする（都市開発諸制度については、区市町村マスタープランの位置付けなどを踏まえて適用する）。

＜厚みとつながりのあるみどりの充実、みどりの量的な底上げと質の向上＞

東京のみどりの骨格として、面的なみどりの広がりともどりの軸があり、自然地形を主体として都市に定着し、東京を象徴する存在となっている。

面的なみどりの広がりとしては、多摩西部から JR 武蔵野線の間では、関東山地、丘陵地などの自然地形やまとまりのある農地、大規模な都市公園などが、JR 武蔵野線の東側では、広く展開する農地や大規模な都市公園などが、区部中心部では、皇居や明治神宮などの大規模な緑地が、主な構成要素となっている。

また、みどりの軸としては、崖線、河川、旧街道沿いに連なる農地、幹線道路沿いの街路樹、軌道緑化のみどりなどが東京を貫いている。

骨格以外に地のみどりとして、都内全域に、身近な都市公園、社寺林や屋敷林、農地、敷地内のみどりが様々な規模で点在している。

これらの骨格のみどりと地のみどりは、人々に潤いと安らぎを与えるほか、景観形成、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和、レクリエーション、防災など様々な効果をもたらすものであり、都市において必要不可欠なものである。

このため、こうした骨格のみどりに厚みとつながりを持たせて骨格的なみどりを充実させるとともに、都内全域で地のみどりの量的な底上げと質の向上を総合的に推進する。

特に都市農地は、大消費地に近接する特性を生かして、付加価値の高い農業生産の場として活用されることに加え、防災、良好な景観の形成、環境保全等の良好な都市環境の形成に資する貴重な緑の空間であることから、都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画において、これまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと位置付けを転換することとされた。今後は、身近に豊かな農地があることで、都市生活がより潤いのあるものとなり、さらには、情報通信技術（ICT）などの先端技術の活用、多様な担い手の参画によって、イノベーションや新たな雇用の創出等につながっていく可能性も踏まえ、将来にわたり都市農地を保全・活用していく。

みどりの充実に向けて、国分寺崖線や南北崖線、石神井川や善福寺川、江東内部河川などの水と緑のネットワーク、多摩丘陵や狭山丘陵、青梅街道や五日市街道沿いの農地、屋敷林や農地が特徴ある風景を形成している農の風景育成地区など、公共と民間が守ってきたみどりの密度の高い地域を、みどりの骨格として重点的に位置付け、公園・緑地や街路樹の整備推進と合わせ、民間の協力を得て、みどりの拡充や質の向上を促進するとともに、建替えの機会を捉えた地のみどりの量的底上げと質の向上を図る。

また、重点的に取り組む対象地のほか、みどりの保全・創出の考え方や施策、公民連携による質の高いみどりの維持・管理、活用の考え方や取組なども定め、みどりの保全・創出を多面的に推進する。

(参考附图-5)



＜一体的都市づくりの推進＞

- ・集約型の地域構造への再編を適切に誘導できるよう、都市開発諸制度を活用し、地域の拠点等における開発に合わせた都市機能の誘導と、居住誘導区域内などの空き家、空き地の有効利用や居住誘導区域外などにおける骨格的なみどりの保全・創出等とを連動させ、一体的に都市づくりを進める。
- ・東京全体の観点から課題に対応するために、区部中心部における都市再生特別地区等の活用により、木造住宅密集地域の改善や、崖線や丘陵地等の骨格的なみどりを保全するなど、広域的に連動した取組を推進する。

2 人が輝く都市、東京に向けて（地域区分ごとの将来像）

都市づくりのグランドデザインで示した4つの地域区分（「中枢広域拠点域」、「新都市生活創造域」、「多摩広域拠点域」及び「自然環境共生域」）及び2つのゾーン（「国際ビジネス交流ゾーン」及び「多摩イノベーション交流ゾーン」）に基づき、それぞれの特性と将来像を踏まえた都市づくりを進めていく。

各都市計画区域と地域区分の関係を以下に示す。

東京	中枢広域拠点域＋新都市生活創造域
武蔵野	新都市生活創造域
三鷹	
調布	
小金井	
西東京	
小平	新都市生活創造域＋多摩広域拠点域
東村山	
府中	
国分寺	
多摩	多摩広域拠点域
立川	
町田	
昭島	
日野	
国立	
福生	
八王子	多摩広域拠点域＋自然環境共生域
青梅	
秋多	
大島	自然環境共生域
八丈	
三宅	
神津	
新島	
小笠原	

（１）中枢広域拠点域の誘導の方向・将来像

＜誘導の方向＞

中枢広域拠点域では、高密度な鉄道、道路ネットワークを生かして、国際的なビジネス・交流機能や業務、商業など複合機能を有する中核的な拠点を形成する。また、芸術・文化・スポーツや、イノベーションを創出する産業、交流機能などの多様な特色を有する拠点や地域の形成を図るとともに、歴史的資源や風情ある街並みの保全・活用、地域コミュニティの活性化などによりそれぞれが際立った個性を発揮しながら、人々の交流の場を形成し、東京の魅力を向上させる。

この域内は、これまでの形成過程などにより各地域の様相が異なっており、中心部には日本経済の中核機能を担う国際ビジネス交流ゾーン、その周辺には、中核的な拠点や多様な機能を有する複数の活力とにぎわいの拠点、木造住宅密集地域、低層な住宅市街地などがあり、それぞれの地域特性を踏まえた土地利用を誘導する。

特に、国際ビジネス交流ゾーンでは、民間の大規模開発が活発に行われており、今後、大規模な公園等と連携させた質の高い緑化やオープンスペースの拡充、崖線のみどりの保全・再生などを都市開発諸制度等の活用により促進し、骨格的な厚みとつながりのあるみどりとして拡充させていく。その際、河川沿いや臨海部などにおいては、河川整備と連携させたにぎわいの創出など、水辺を楽しめる都市空間の創出を図るとともに、舟運ネットワークの強化も考慮しながら、潤いとにぎわいのある水と緑の軸の充実に取り組む。あわせて、民間の大規模開発で創出された緑化空間と都市公園との質の高い一体的な管理を促進する。また、緑化地域の指定などにより、建替えに合わせて、地域特性に応じた積極的な緑化を促進する。

皇居や明治神宮などの歴史ある大規模なみどりと連携させた質の高い緑化や南北崖線の保全・再生を、都市開発諸制度等の活用により促進し、骨格的な厚みとつながりのあるみどりとして拡充する。

また、都市公園等と連携した民間の緑化空間では、市民緑地認定制度の活用に合わせて、Park-PFIにより都市公園との一体的な管理を促進し、質の向上や良好な維持・管理、それらの活用による地域の活性化を図るとともに、災害時には都市公園と連携した防災空間として、民間の公園的空間を帰宅困難者対策に活用するなど、防災性の向上を図る。

さらに、緑化地域の指定などにより、都心の貴重なみどり空間の形成に資する良好な住環境の保全・創出などに取り組むことや、建築物等の建替えに合わせて、敷地内の空地が少ない地域でも限られた空間を最大限に活用した壁面緑化や屋上緑化などを推進することも重要である。

日本橋川や臨海部などにおいて、都市開発諸制度等の活用などにより、河川整備と連携させたにぎわいの創出など、水辺を楽しめる都市空間の創出を図り、潤いとにぎわいのある水と緑の軸の充実に図る。

国際ビジネス交流ゾーンの外側に広がる木造住宅密集地域では、道路・公園整備や不

燃化による建替えを促進するとともに、空き家・空き地の活用や共同化などに合わせた緑化スペースの創出、不燃化建替えの際にブロック塀の生垣化などによる緑化を進め、みどり豊かな魅力ある都市環境を創出していく。また、木造住宅密集地域の改善に向け、都市開発諸制度の適用エリアをセンター・コア・エリアから中枢広域拠点域まで拡大し、市街地再開発事業等による共同化を促進する。あわせて、街区再編まちづくり制度や中核的な拠点等における都市再生特別地区等を活用し、民間の活力を生かした木造住宅密集地域での基盤整備やその受け皿となる住宅の整備を推進するとともに、地区計画の活用や新たな防火規制区域の指定の拡大に合わせた建蔽率の緩和等により、個別建替えを促進する。

なお、主要な駅周辺では、業務、商業施設に加え、医療、高齢者福祉、子育て支援施設など、都民の生活を支え、柔軟な働き方・暮らし方に資する都市機能の集積を図る。

隅田川や江東内部河川などでは、水辺空間の緑化や大規模開発による緑豊かでにぎわいのあるオープンスペースの整備などにより、水と緑のネットワークを形成する。

また、特に東京東部の海水面よりも低い地域に形成された広大な市街地、いわゆる広域ゼロメートル市街地では、気候変動によって高まる大規模水害リスクに備えて、浸水発生時に住民の生命の安全を確保し、財産・経済への被害を最小限にとどめ、速やかな復旧・復興を可能とするために、地域の実情に応じた効果的な対策を講じ、浸水に対応したまちづくりを進めていく。

これまで、職住近接などを図るため、センター・コア・エリアにおける住宅の整備に対して、特段に容積率を割り増し、都心居住を推進してきた。その結果、夜間人口が回復するなど一定の成果を得たが、人口の推移や住宅ストックの形成状況、都心の利便性を生かした様々な居住ニーズを踏まえながら、高齢化や国際化等に的確に対応するため、これまでの量的拡大から質の向上へ住宅施策を転換する。

そのため、前述した中枢広域拠点域における土地利用の誘導の方向とも整合を図りながら、国際ビジネス交流ゾーンや中核的な拠点等で、高齢者向け住宅や外国人のニーズ等を踏まえた住宅など多様なライフスタイルに対応した住宅供給を誘導するとともに、木造住宅密集地域の改善や高経年マンションの機能更新を図る。

<将来像>

- ・おおむね環状第7号線内側の区域では、高密度な道路・交通ネットワークを生かして、国際的なビジネス・交流機能や業務・商業などの複合機能を有する中核的な拠点が形成され、リアルなコミュニケーションやグローバルな交流によって新たな価値を生み続けている。
- ・芸術・文化、スポーツなどの多様な特色を有する拠点が数多く形成されるとともに、歴史的資源や風情のある街並みが保全・活用され、それぞれが際立った個性を発揮し、相互に刺激し合うことで、東京の魅力を相乗的に向上させている。
- ・域内では、老朽建築物の更新や木造住宅密集地域の解消、みどりや水辺空間の保全・

創出などが進み、中心部では高密度の、縁辺部では中密度のみどり豊かで潤いのある複合市街地が広がっており、充実した鉄道ネットワークに支えられ、魅力的な居住生活が実現している。

- ・各所に様々なスポーツを楽しめる空間、ゆとりある憩いの場や歩行者空間が配され、穏やかで魅力的な生活の実現に寄与している。
- ・東京高速道路（KK線）では、「成長」と「成熟」が両立した未来の東京にふさわしい新たな公共的空間として、誰もが憩い楽しめる緑豊かな歩行者中心の空中回廊が再生されている。
- ・臨海部は、公共交通の充実等によって区部中心部と強く結ばれ、一体的な地域として認識されており、区部中心部の大規模な公園が臨海部の緑や水とつながるなど、四季の彩りや水辺の潤いが区域全体に広がっている。
- ・骨格幹線道路の整備や BRT の導入などの区部中心部と臨海部とを結ぶ道路・交通ネットワークの充実により、東京 2020 大会の新規恒久施設が、誰もが参加し楽しめる文化・レジャー活動の施設となるなど、臨海部に新たな一大スポーツゾーンが形成されている。
- ・有明レガシーエリア、辰巳・夢の島周辺の「マルチスポーツエリア」、海の森・若洲・葛西周辺の「ウォータースポーツエリア」では、民間開発による商業施設、ホテル、ホールなどの豊富な機能集積との相乗効果や水辺空間を生かした新たなレクリエーション空間の創出などにより、多様なスポーツ活動の拠点として、にぎわいの創出につながる面的に広がりのあるレガシーが形成されている。
- ・東京 2020 大会後の選手村では、子育て世代や高齢者、外国人など多様な人々が交流し、まちのエネルギー源として水素を先導的に導入した、環境先進都市のモデルとなる、水と緑に親しみ憩いと安らぎが感じられる東京 2020 大会後のレガシーとなるまちが形成されている。
- ・臨海部のこうした強みを生かし、世界から人と投資を呼び込み、東京と日本の持続的成長をけん引する未来創造域が形成されている。
- ・神宮外苑地区では、いちよう並木が演出する四季の彩りと風格ある眺望景観が保全され、大規模スポーツ施設や公園など、既存施設が再編・整備されるとともに、安全で快適な歩行者ネットワークの形成と併せた、青山通り沿道等の土地の高度利用化や複合市街地化により、にぎわいと風格を兼ね備えた世界に誇れるスポーツ拠点が形成されている。
- ・羽田空港跡地について、空港と隣接する立地を生かし、産業・交流機能、情報発信機能、宿泊機能などを備えたまちが形成されている。
- ・都市開発を通じて、首都東京にふさわしい美しく風格ある景観が形成されている。
- ・江戸時代以来蓄積されてきた、歴史的・文化的資源を生かした都市づくりが進められ、世界に誇れる魅力ある都市空間が形成されている。
- ・水の都にふさわしい、まちに潤いを与える東京を実現するために、歴史的財産である

外濠の水質改善を進め、都心で働く人々に癒やしの場を提供するとともに、品格ある景観が形成されている。

○国際ビジネス交流ゾーンの誘導の方向・将来像

＜誘導の方向＞

国際ビジネス交流ゾーンは、中枢広域拠点域の中でも極めて鉄道網が充実し、高次の中枢業務機能のほか、商業、観光、芸術・文化など多様な都市機能が比較的厚く面的に広がっているゾーンである。国際金融やライフサイエンスといった、世界中から人材、資本、情報が集まるグローバルビジネスの業務統括拠点などが高度に集積した中核的な拠点の充実やインバウンドを呼び込む交流、宿泊、観光支援機能の導入など、国際競争力の強化に向けた機能の一層の導入を促進し、交通結節機能の更なる強化などと合わせ、複合的で高度な土地利用を推進する。

また、このゾーンは、日本の経済をけん引する極めて公益性の高い地域となっており、地域全体としても、複合的な市街地へ転換を図りながら土地の高度利用を実現すべき地域である。特に、都市再生緊急整備地域は、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じ、緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域であることから、こうした地域の公益性や市街地整備の緊急性を踏まえ、都市機能の高度化に資する都市再生の進捗に合わせ、複合的な土地利用にふさわしい用途地域の変更及び日影規制の合理化を行う。

なお、新型コロナ危機を契機とした都市づくりの観点から、新たなビジネスやイノベーションの創出にも資する、感染症にも配慮したゆとりある共用スペース等を備えた高機能で高質な交流が行われる優良なオフィスへの機能更新を進めていく。

また、中小オフィスビルのストックも活用したリノベーションやニーズに応じた柔軟な用途転用、中央環状線内側等の交通結節性の高い駅周辺における多機能を融合した駅まち一体のまちづくりなど進めることにより、高質な職住等が融合した空間へとつくり変えていく。

さらに、新型コロナ危機後を見据え、国際金融都市を目指す観点から、付加価値を生み出す国際競争力の高い産業に従事するクリエイティブ人材の受入環境の充実やインバウンドへの対応等、引き続き取り組んでいく。

＜将来像＞

- ・「中枢広域拠点域」のうち、特に、国際金融やライフサイエンスといった世界中から人材、資本、情報が集まるグローバルビジネスの業務統括拠点やアジアのヘッドクォーターなど、国際的な中枢業務機能が高度に集積した中核的な拠点が複数形成され、アジアにおけるビジネス・交流の拠点としての地位を確立している。
- ・加えて、高密度な道路・交通ネットワークを生かし、国際的なビジネス・交流機能の強化と、その持続的な更新が図られている。

・これらのグローバルなビジネス展開を支える外国人向けの住宅、サービスアパートメント、医療・教育機関など、国際的に高い水準を持つみどり豊かな都市環境が整備され、世界中から多様な人材とその家族などが集まっている。

（２）新都市生活創造域の誘導の方向・将来像

＜誘導の方向＞

おおむね環状第７号線とJR武蔵野線の間の新都市生活創造域は、主要な駅周辺では、大規模な商業、医療、高齢者福祉、子育て支援施設など、都民の生活を支え、柔軟な働き方・暮らし方に対応する都市機能が集積した地域の拠点の形成を図る。

また、新型コロナ危機を契機とした都市づくりの観点から、共用スペースを備えたシェアオフィスやサテライトオフィス等、オフィスワークとテレワークが補完的に機能するような場の整備や、ニーズに応じた柔軟な用途転用、交通ネットワークの強化などを進め、職住融合の拠点の育成を図る。

地域の拠点以外の駅周辺や、商店街、大規模団地、公共施設周辺など、公共交通の利便性が高い場所に、人口の規模や構成を踏まえた、食料品店や飲食店等の商業施設、診療所、福祉施設など、地域住民の生活利便性と地域コミュニティを支え、生活に密着した都市機能が立地する生活の中心地の形成を図る。

個性的な商業施設の集積や芸術・文化の取組、歴史的な街並み、産業の集積、水辺や緑地・農地など、地域の資源や個性を生かした魅力的な場を形成するとともに、地域主体の活動を促進し、多様な世代が混在するまちづくりを進める。その際、必要に応じて周辺環境との調和にも留意しながら、用途の複合化を誘導する。

地域の拠点や生活の中心地からの徒歩圏に、多様な世代やライフスタイルに対応し、活力のある地域コミュニティを育む住宅市街地を誘導する。また、都市開発諸制度を木造住宅密集地域においても適用し、市街地再開発事業等による共同化により、木造住宅密集地域の改善を促進する。

また、みどりの骨格となる都市計画公園や河川沿いの緑地、街路樹等の整備に加え、大規模団地の建替えによる緑化や、都市開発諸制度等を活用した国分寺崖線沿いの樹林や湧水の保全に取り組むとともに、田園住居地域等を活用した営農意欲が高い農地や屋敷林が特徴ある風景を形成している地域の保全等により、厚みとつながりのあるみどりの骨格の形成を促進し、みどりに囲まれたゆとりと潤いのある市街地を形成する。さらに、農地の保全に当たっては、居住環境と営農環境との調和を図り、地域全体としての魅力向上を図る。

木造住宅密集地域では、NPO等の民間が主体となって市民緑地認定制度等を活用し、空き家・空き地の緑化や地域のコミュニティ活動の場としての維持・管理を促進するとともに、不燃化建替えの際にブロック塀の生垣化などによる緑化を促進する。

また、土地区画整理事業を施行すべき区域においては、地域の特性に応じて、土地区画整理事業や緑化率を定める地区計画、緑化地域制度などを活用し、みどりあふれる市

街地の形成を誘導する。

さらに、東部低地帯等の大規模な浸水被害が想定される地域では、気候変動によって高まる大規模水害リスクに備えて、浸水発生時に住民の生命の安全を確保し、財産・経済への被害を最小限にとどめ、速やかな復旧・復興を可能とするために、地域の実情に応じた効果的な対策を講じ、浸水に対応したまちづくりを進めていく。

<将来像>

- ・おおむね環状第7号線から、西側はＪＲ武蔵野線まで、東側は都県境までの区域では、駅等を中心に機能を集約した拠点が形成されるとともに、木造住宅密集地域の解消や大規模団地の更新などに併せ、緑と水に囲まれたゆとりのある市街地が形成され、子供たちが伸びやかに育つことができる快適な住環境が再生・創出されている。
- ・良質で機能的な住環境をベースとしながらも、芸術・文化、教育、産業、商業などの機能が複合的に利用されることで、多様なライフスタイルや新たな価値を生み出す場となり、魅力ある個性を発揮している。
- ・環状・放射方向の公共交通の充実により、区域内の移動が抜本的に改善され、高齢者や子育て世代、障害者の生活と社会参加を支える高い交通利便性が確保され、新たな交流が生まれている。
- ・農地、屋敷林、樹林地などが保全され、良好な緑地が維持されるとともに、誰もが気軽に利用できる農空間や公園などが確保され、子供や高齢者などのコミュニティ形成を図る身近なみどりの空間の一つとして活用されている。
- ・武蔵野の森地区では、周辺駅へのアクセスルート等、バリアフリー化された安全で快適な歩行者ネットワークにより、多くの人が競技施設と周辺の公園が一体となって利用する、スポーツとにぎわいの拠点が形成されている。
- ・高度経済成長期に建設された大規模団地などでは、更新に伴い、地域の課題に対応した日常の買い物、子育て支援、高齢者福祉などの機能導入、バリアフリー化などが進み、地域活力やコミュニティの維持・向上が図られ、安全・安心な質の高いまちが実現している。
- ・地域の拠点や生活の中心地を取り巻く低中層の住宅市街地では、空き家の活用や高経年マンションの再生が進むなど、良好な居住環境が形成されている。
- ・幹線道路や河川などの整備に伴うみどりの創出に併せて、地区計画などの一層の活用により、沿道の緑化やスカイラインの調和などが図られ、みどり豊かで美しい街並みが形成されている。
- ・大正時代から昭和初期にかけて一体的に開発された落ち着いた住宅地では、敷地規模が維持され、みどり豊かな潤いのある景観が保全されている。

（３）多摩広域拠点域の誘導の方向・将来像

＜誘導の方向＞

おおむねＪＲ武蔵野線から首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）までの多摩広域拠点域では、圏央道やリニア中央新幹線の神奈川県駅（仮称）へのアクセス道路の整備、多摩都市モノレール延伸の事業化に向けた取組が進められるなど、今後、道路・交通ネットワークが充実し、利便性が飛躍的に向上する。

リニア中央新幹線駅へのアクセスが強化される南多摩尾根幹線沿道では、沿道に業務機能等の立地を誘導する。

また、圏央道のインターチェンジ周辺では、「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針」に基づく物流拠点等の整備の具体化に合わせて、区域区分の変更及び適切な用途地域の指定等を行う。

住宅地では、集約型の地域構造への再編に合わせて、バス路線などの身近な中心地に多様な世代やライフスタイルに対応した複合的な土地利用を誘導することにより、歩いて暮らせる住宅市街地へ再構築する。

中核的な拠点以外の主要駅周辺では、大規模な商業、医療、高齢者福祉、子育て支援施設など、都民の生活を支え、柔軟な働き方・暮らし方に対応する都市機能が集積した地域の拠点の形成を図る。

また、新型コロナ危機を契機とした都市づくりの観点から、共用スペースを備えたシェアオフィスやサテライトオフィス等、オフィスワークとテレワークが補完的に機能するような場の整備や、ニーズに応じた柔軟な用途転用、交通ネットワークの強化などを進め、職住が融合した拠点の育成を図る。

地域の拠点以外の駅周辺や、商店街、大規模団地、公共施設周辺など、公共交通の利便性が高い場所に、人口の規模や構成を踏まえた、食料品店や飲食店等の商業施設、診療所、福祉施設など、地域住民の生活利便性と地域コミュニティを支え、生活に密着した都市機能が立地する生活の中心地の形成を図る。

駅や生活の中心地から離れ、公共交通の利便性が低い地域では、新たな宅地化を抑制し、公園や緑地・農地などが広がるみどり豊かな環境を保全・形成するとともに、土砂災害等の災害のおそれのある区域においては、人口の動態も考慮し、安全な区域への移転誘導などを図る。

個性的な商業施設の集積、芸術・文化の取組、歴史的な街並み、イノベーションなどに資する産業の集積、水辺や緑地、まとまった農地など、地域の資源や個性を生かした魅力的な場を形成するとともに、地域主体の活動や多様な世代の交流を促進するよう、必要に応じて用途の複合化を図るなど、適切に土地利用を誘導する。

みどりの骨格となる都市計画公園や河川沿いの緑地、街路樹等の整備に加え、立地適正化計画などの活用による集約型の地域構造への再編に際し、居住誘導区域の外側などにおいて、多摩丘陵や狭山丘陵などにつながるみどりを保全・創出することで、みどりに厚みを持たせる取組を推進する。また、営農意欲が高くまとまりのある農地が存在

する区域を、田園住居地域の指定や人口動態を考慮して居住誘導区域から外すことなどにより、農地を核としたみどり空間を形成するとともに、市民緑地認定制度を活用して、民間主体による空き家・空き地の公園的な空間としての整備・管理を推進する。

また、集約型の地域構造への再編に際し、居住誘導区域外などの農地などの保全について、近傍の地域の拠点や区部中心部の中核的な拠点等の開発において、都市再生特別地区や都市開発諸制度を活用し、環境貢献として評価し容積を緩和するなど、広域的な観点から計画や事業の一体性を確保しつつ、効果的にみどりの保全・創出を推進する。

さらに、農業経営の基盤を強化しながら、市街化調整区域の農地の保全を図るため、開発許可制度を活用して、農家レストラン等の立地を誘導する取組も積極的に進める。

立地適正化計画などの運用の状況を踏まえ、今後の人口動態の推移などを勘案し、長期的な取組の方向性として、骨格的なみどり空間として充実させる区域については、将来的な市街化調整区域への編入も検討していく。

<将来像>

- ・おおむね J R 武蔵野線から圏央道までの区域では、道路・交通ネットワークの結節点において業務・商業機能が集積した拠点が形成され、リニア中央新幹線や圏央道などのインフラを活用し、他の広域拠点や都市圏との交流が活発に行われている。
- ・圏央道のインターチェンジ周辺地区などでは、優れたアクセス性を生かして、東京と首都圏を支える物流拠点等が整備されている。
- ・世界の若い世代を魅了する最先端の研究・学術・ものづくりの拠点の形成が進んでいる。
- ・駅等を中心とした拠点では、物販や飲食といった日常的な生活サービスに加え、医療・福祉・介護、コミュニティなどの多様な機能が集積し、多摩イノベーション交流ゾーンの活動を暮らしの面から支えている。
- ・公共交通と一体となった、楽しく歩き、たたずめる広場空間が創出されるとともに、東西・南北方向の道路・交通ネットワークが充実し、拠点間の連携が一層強化されている。
- ・拠点の周辺に広がる市街地においては、高齢者や障害者、子育て世代を含め、誰もが安心して快適に暮らせる住環境が整備されている。
- ・一方で、丘陵地や農地のみどりがあふれ、多くの人々が生活の中で自然と触れ合い交流する場となっている。
- ・高度経済成長期に建設された大規模団地などでは、更新に伴い、地域の課題に対応した日常の買い物、子育て支援、高齢者福祉などの機能導入やバリアフリー化などが進み、地域活力やコミュニティの維持・向上が図られ、安全・安心な質の高いまちが実現している。
- ・地域の拠点や生活の中心地を取り巻く低中層の住宅市街地では、敷地規模が大きく街並み景観にも優れた質の高い住宅地が形成されるなど、豊かな自然環境と調和した

特徴ある住環境が形成されている。

○多摩イノベーション交流ゾーンの誘導の方向・将来像

<誘導の方向>

多摩イノベーション交流ゾーンは、大学、研究機関などが集積する地域であり、リニア中央新幹線や圏央道、多摩都市モノレールなどの道路・交通ネットワークを生かして、域内外との交流を活発化し、積極的に挑戦しやすい環境を整えることにより、様々な主体の交流を促進し、新たなアイデアや創意工夫を引き出しながら多様なイノベーションの創出を図る。

このため、多摩イノベーション交流ゾーンなどにおいて、イノベーション創出のための機能の集積を強化するとともに、大学周辺などの住宅市街地等においても研究施設等の立地など複合的な土地利用を誘導する。

<将来像>

・「多摩広域拠点域」のうち、特に、大学や企業、研究機関などが集積している地域であり、リニア中央新幹線や圏央道、多摩都市モノレールなどの道路・交通ネットワークを生かして域内外との交流が活発になることや積極的に挑戦しやすい環境が整うことにより、様々な主体が交流し、新たなアイデアや創意工夫が生まれ、多様なイノベーションの創出が図られている。

（４）自然環境共生域の誘導の方向・将来像

<誘導の方向>

おおむね圏央道の外側以西及び島しょ部の自然環境共生域のうち、多摩地域では、豊かな自然や多様な地域資源を活用し、観光やスポーツ、農業・林業等の際立った特色を有する地域の形成を図る。

島しょ部では、世界に誇る豊かな自然を確実に保全するとともに、津波や土砂災害への対処も考慮しつつ、地場産業等を活用した観光資源を更に育むなど、島独自の魅力の創出を図る。

集落の中心地などに、食料品店や飲食店等の商業施設、診療所、福祉施設など、地域住民の生活利便性と地域コミュニティを支え、生活に密着した都市機能が立地する、生活の中心地の形成を図る。

生活の中心地の周辺や、中心地と公共交通等で結ばれる拠点的な集落への居住を進めるとともに、土砂災害等の災害のおそれのある区域においては、人口の動態も考慮し、安全な区域への移転誘導等を進め、日常生活の足が確保され、安心して暮らし続けることができる地域の形成を図る。

豊かな自然環境や地域の歴史・文化等を生かした観光・交流エリアの形成を図るとともに、樹林地等を都条例に基づく保全地域として定め、丘陵地に残る里山や樹林地など

の自然環境の保全を図る。

豊かな自然環境の中での仕事を指向する人向けのサテライトオフィスや SOHO 等を、雇用・産業等の関連施策と連携しながら誘導するとともに、多様なライフスタイルに対応した二地域居住、地域の活性化や交流を促進し、持続可能な地域の形成を図る。

良好な自然地や歴史的遺産となった樹林など、貴重な自然環境の保全を図り、開発で損なわれる自然を最小限にとどめるため、開発許可制度の的確な運用等を図る。

立地適正化計画などの活用による集約型の地域構造への再編に際し、居住誘導区域の外側などにおいて、丘陵地につながるみどりを保全・創出することで、みどりに厚みを持たせる取組を推進する。

また、多摩広域拠点域における取組と同様に、都市再生特別地区を活用して、居住誘導区域外などの緑地や農地の保全などを推進する。

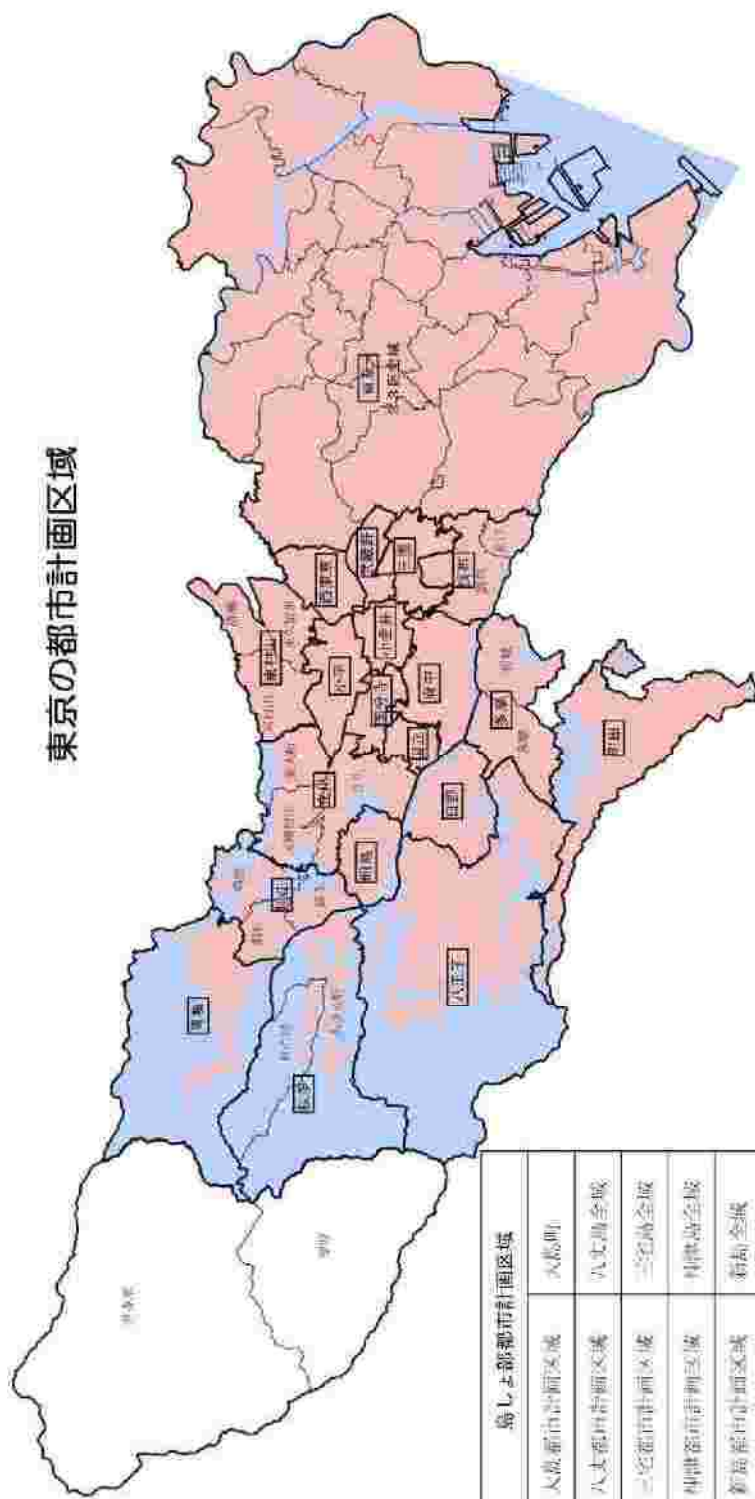
さらに、農業経営の基盤を強化しながら、市街化調整区域の農地の保全を図るため、開発許可制度を活用して、農家レストラン等の立地を誘導する取組も積極的に進める。

立地適正化計画などの運用の状況を踏まえ、今後の人口動態の推移などを勘案し、長期的な取組の方向性として、骨格的なみどり空間として充実させる区域については、将来的な市街化調整区域への編入も検討していく。

＜将来像＞

- ・おおむね圏央道の外側及び島しょ部の区域では、清流や森林、美しい海などの自然環境や温泉、地酒といった地域資源が最大限活用されている。
- ・人々を引き付ける豊かな自然環境や地域資源をベースとし、二地域居住やサテライトオフィス、環境教育、スポーツなどの多様な機能も共存することで地域の魅力を発揮し、発信している。
- ・医療や情報通信などの新たな技術が十分に活用され、安全・安心な暮らしの場が確保されている。
- ・多摩地域では、豊かな自然や多様な地域資源が世界中の注目を集め、観光地、スポーツの場、農業・林業を体験する場として親しまれている。
- ・島しょ部では、世界に誇る豊かな自然が確実に保全されているとともに、地場産業等を活用した観光資源が更に育まれるなど、島独自の魅力を発信している。
- ・災害時には重要な避難路となる道路整備の推進、津波避難タワーの整備や堤防のかさ上げなどの災害時への対策が適切に進められることにより、安全・安心な暮らしの場が確保されている。

東京の都市計画区域



島しょ部都市計画区域	
大規模都市計画区域	大島町
中規模都市計画区域	八丈町全域
小規模都市計画区域	三宅町全域
都市計画区域	利根町全域
新設都市計画区域	新島全域
小規模都市計画区域	父島・母島

市街化区域
市街化調整区域

〔都市計画区域〕
市街地の中心市街地を含み、かつ、自然的社会的条件、人口・土地利用・交通量などの要因・相移を勘案して、一体的都市として総合的に、整備、開発及び保全する必要がある区域を指定したものの（都市計画法第9条）
〔区域区分〕
都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、市街化区域と市街化調整区域に区分すること。一般的に、「緑引き」とも呼ばれる。
〔市街化区域〕
都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおよそ10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
〔市街化調整区域〕
都市計画区域のうち、市街化を抑制するべき区域。農林漁業用の建物等、一定規模以上の計画的開発などを除き建築行為は許可されず、また、原則として用途地域及び市街化を促進する都市施設は定めないうことになっている。

第3 東京の都市づくりの枠組み (区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針)

1 区域区分の有無

東京都市計画区域については、都市計画法第7条第1項第一号イに基づき、区域区分を定める。

2 区域区分の方針

(1) 市街化区域及び市街化調整区域の設定の方針

主要な河川と海面を除き、原則として全域を市街化区域とし、既成市街地の再整備を重点的に行う。

埋立地については、埋立事業の竣(しゅん)工に関する認可と事業などの進捗状況を踏まえて、適切な時期に市街化区域に編入する。

(2) 市街化区域及び市街化調整区域に配置されるおおむねの人口及び産業の規模

①本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分	年次	2015 年	2030 年
都市計画区域内人口		9,273 千人	おおむね9,956 千人
市街化区域人口		9,273 千人	おおむね9,956 千人

②本区域における産業の就業構造を次のとおり想定する。

区分	年次	2015 年	2030 年
就業構造	第一次産業	9 千人 (0.1%)	6 千人 (0.1%)
	第二次産業	1,128 千人 (17.4%)	991 千人 (15.7%)
	第三次産業	5,362 千人 (82.5%)	5,314 千人 (84.2%)
	計	6,499 千人 (100%)	6,311 千人 (100%)

(注) 2030 年の就業構造の推計値は、2010 年の国勢調査結果を基に推計

(3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、2030 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10 年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	2015 年	2030 年
市街化区域面積	58,193ha	おおむね58,214ha

第4 主要な都市計画の決定の方針

I 主要な都市計画の決定の方針

都市計画区域マスタープランにおける都市づくりの8つの戦略を踏まえ、東京が目指すべき将来像を実現するための主要な都市計画の決定の方針を以下に定める。

1 多様な住まい方・働き方を支える都市づくり

（土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針）

東京が高度に成熟した都市として、ゆとりある公共空間の創出など推進するとともに、AI や ICT など先端技術も活用しながらリモートワークを始め、多様な働き方・暮らし方にも柔軟に対応した都市づくりを進め、土地利用の適切な誘導を図る。

（1）主要用途の配置の方針

地域区分による地域特性に応じた土地利用を適切に実現するため、住宅地、業務・商業地、工業地、複合市街地を適切に配置するとともに、必要に応じ周辺環境との調和を図りつつ、研究・学術・ものづくりや文化・芸術など新たな視点を重ね合わせた複合的な用途の配置や住宅地におけるにぎわいや交流の創出、サテライトオフィスなど新たな働き方を支える複合的な用途の配置等を誘導する。

①住宅地

居住機能の充実、住環境の維持・改善、ゆとりある住宅地の形成など、地域の特性に応じた快適で良好な住宅地の形成を図る。

- ・中枢広域拠点域では、外周部などにおいて良好な低層及び低中層の住宅地の環境を保全しつつ、質の高い中高層住宅地を計画的に誘導する。
- ・国際ビジネス交流ゾーンでは、国際競争力の強化に資する居住環境の創出のため、都市基盤とのバランスにも配慮しながら、土地の有効・高度利用を図るとともに、国際水準の住宅やサービスアパートメント（SA）、外国語対応の医療、教育、子育て施設などの整備を誘導する。
- ・新都市生活創造域では、立地適正化計画などとの整合を図りながら、計画的な中高層住宅地とともに、低層及び低中層を主体とした住宅地を形成する。
- ・緑化地域の指定などにより、都心の貴重なみどり空間の形成に資する良好な住環境の保全・創出などに取り組む。
- ・高齢化やライフスタイルの多様化を踏まえ、低層住居専用地域において第一種から第二種への転換や特別用途地区等の積極的活用、建築基準法の用途許可制度などを活用し、住環境と調和した事務所やカフェ、コンビニエンスストアなどの立地を誘導する複合的な土地利用を図る。
- ・田園住居地域等を活用して農地における直売所や農家レストラン等の立地を誘導

し、都市農地を保全・活用するとともに、営農意欲が高い農地や屋敷林が特徴ある風景を形成している地域を保全するなど、将来にわたって良好な居住環境と営農環境の形成を促進する。

②業務・商業地

- ・業務・商業地については、交通利便性の高いターミナル駅周辺や地下鉄ネットワークの結節点など、中核的な拠点や活力とにぎわいの拠点、地域の拠点に誘導するとともに、その他の駅周辺や商店街、大規模な団地等の生活の中心地、業務・商業機能を集積すべき幹線道路沿道などにも積極的に誘導する。

③工業地

- ・産業機能が集積している区域や産業機能の維持・増進・育成を図る区域については、工業系用途地域を適切に指定し、地域の活力を維持していく。
- ・城南、城東、城北など都心周辺に広く立地する、主として準工業地域に指定され、住工が混在した市街地においては、住工の調和を図りながら、産業構造の転換に対応した質的な高度化を進め、既存のストックを生かした産業機能の育成を図る。
- ・臨海部、荒川河川沿い等の工業地は、質的高度化にも対応しながら、原則として東京の活力を維持すべき地域として育成する。
- ・住環境を保護しつつ地場産業を育成すべき区域などにおいては、特別用途地区、地区計画などを必要に応じて適切に活用することにより、産業と生活が共存・調和したまちづくりを推進する。

④複合市街地

- ・活力とにぎわいの拠点や中核的な拠点の周辺市街地、幹線道路の沿道などでは、業務・商業・住宅複合市街地の形成を図る。
- ・国際ビジネス交流ゾーンにおいては、国際的な居住環境の創出と、秩序ある複合市街地を形成していく。
- ・交通結節機能などを担う拠点などで大規模な土地利用転換などが見込まれる場合、居住機能に加えて業務・商業、文化など多様な機能を積極的に誘導し、快適性を備えた拠点性の高い複合市街地の形成を図る。

⑤流通業務地

- ・本都市計画区域に散在する物流拠点を流通業務団地や幹線道路沿道などに集約し、併せて高度化を図る。

⑥農地、緑地

- ・市街化区域内の農地については、農作物の生産地としての役割に加え、環境、景観

及び防災の観点から、貴重なオープンスペースであるため、田園住居地域の指定や生産緑地制度等を活用し保全に努める。

- ・市街地に点在する樹林地は、水と緑のネットワークを構成する地域の貴重な自然的資源として保全に努める。

（２）中核的な拠点などの形成・育成の方針

①中核的な拠点

- ・「中核的な拠点」では、首都機能など東京圏及び日本の中心的な役割を担うとともに、国際ビジネスや成熟社会にふさわしい都市文化などを支えていくため、高次の中枢管理機能のほか、国際ビジネス、業務、商業、芸術・文化、観光、居住などの地域特性に応じた多様な機能の集積を図る。

②活力とにぎわいの拠点

- ・「活力とにぎわいの拠点」では、商業、文化、交流など、地域の活力やにぎわいを生み出す多様な都市機能の集積を図る。

③地域の拠点

- ・「地域の拠点」では、商業、医療、福祉などの生活に必要な都市機能や、柔軟な働き方・暮らし方にも対応する都市機能の集積を図る。
- ・「枢要な地域の拠点」では、地域特性に応じた都市機能の集積を図る。

④生活の中心地

- ・「生活の中心地」では、飲食店や診療所などの生活に必要な都市機能の立地を促進する。

上記拠点等のほか、地域の特性を最大限に生かし、都内各所で際立った個性やポテンシャルを有する地域の育成を図る。

中核的な拠点、活力とにぎわいの拠点、地域の拠点においては、地域の個性やポテンシャルを最大限に発揮し、競い合いながら新たな価値を創造していくことができるよう、地区計画の活用や、都市開発諸制度等の活用による育成用途の適切な設定により、地域にふさわしい用途の導入や多様な機能集積を促進する。生活の中心地においては、低容積率の商業系用途地域の指定や地区計画などにより、必要な機能の集積を図る。

⑤拠点性の高い複合市街地

- ・交通結節機能などを生かした大規模な土地利用転換などが見込まれる地域、交通利便性の著しい向上が見込まれる駅周辺の地域などにおいては、再開発等促進区を

定める地区計画をはじめとする都市開発諸制度、市街地再開発事業などの活用により、高齢化や国際化等に対応した居住機能の充実を図るとともに、業務、商業、文化など交通利便性を生かした特色ある機能の集積を誘導しながら、区域の更新を進めるなど都市生活者にとって快適性の高い複合市街地の形成を図る。

- ・低未利用地や遊休地となっている国公有地、施設の建替えや更新時期を迎えている都有施設の土地を活用することにより、地域の防災性の向上などの観点に立った市街地整備を推進する。
- ・計画的な複合市街地の整備に当たっては、周辺への交通や環境、景観への影響に留意し、都市基盤整備と併せて段階的な土地利用転換などを誘導する。

（３）用途地域などに関する方針

用途地域などの見直しについては、原則、地区計画などにより目指すべき将来像を実現する上で必要となるまちづくりのルールを明確にした上で行う。あわせて、既成市街地の機能更新などを効果的かつ円滑に進めるため、都市計画事業などの進捗状況に応じ、適時適切に用途地域などを見直す。

その際、指定・変更は都が定める「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」などに即して行うとともに、周辺の土地利用の状況や隣接する用途地域などの相互の関係に留意する。

- ・優先整備路線以外の未着手の都市計画道路の在り方の検討などの結果、都市計画道路廃止・幅員縮小・線形変更を行う場合は、沿道市街地の将来像や地域の実情を踏まえ、都市計画道路沿道の用途地域等の適切な見直しなどを行う。
- ・延焼遮断帯など、都市計画道路沿道の目指すべき街並みの早期形成を図るため、必要に応じて、用途地域の変更等について事業認可前から道路事業者や特定行政庁、都市計画決定権者等で連携を図り、早期の変更等を目指す。

（４）市街地における建築物の密度構成に関する方針

配置されたそれぞれの拠点の密度構成や主要な用途については、地域の特性や道路など都市基盤の整備状況を考慮の上、原則として、次のとおりとする。

- ・おおむねの密度構成については、中枢広域拠点域の中核的な拠点においては、国際競争力強化を図る都市機能の集積や芸術・文化などの個性ある機能の集積を図るために高密度とし、活力とにぎわいの拠点や地域の拠点においては地域特性に応じた機能の集積を図るために中密度又は高密度とする。
- ・国際ビジネス交流ゾーンと中核的な拠点の周辺、活力とにぎわいの拠点の住宅地については、中密度又は高密度とし、その他の住宅地については地域の特性に応じて、低密度又は中密度とする。

注）ここでの密度の数値は、商業系市街地にあつては、おおむね、高密度とは容積率

700～1300%、中密度とは容積率 400～600%、低密度とは容積率 200～300%、住宅・工業系市街地にあつては、おおむね、高密度とは容積率 400～500%、中密度とは容積率 200～300%、低密度とは容積率 150%以下を想定している。

（５）市街地における良好な居住実現の方針

①都心居住推進施策の転換

- ・これまで、職住近接などを図るため、センター・コア・エリアにおける住宅の整備に対して、特段に容積率を割り増し、都心居住を推進してきた。その結果、夜間人口が回復するなど一定の成果を得たが、人口の推移や住宅ストックの形成状況、都心の利便性を生かした様々な居住ニーズを踏まえながら、高齢化や国際化等への的確に対応するため、これまでの量的拡大から質の向上へ住宅施策を転換する。
- ・中枢広域拠点域における土地利用の誘導の方向とも整合を図りながら、国際ビジネス交流ゾーンや中核的な拠点等で、高齢者向け住宅や外国人のニーズ、ICT化の進展等を踏まえた住宅など多様なライフスタイルに対応した住宅供給を誘導するとともに、木造住宅密集地域の改善や高経年マンションの機能更新を図る。
- ・中枢広域拠点域や拠点等では、都市開発諸制度を活用し、高齢者向け住宅や外国語対応の生活支援施設等と合わせた外国人向け住宅の整備、地区外も含めた住環境の向上に資する取組、ゆとりあるオープンスペースの拡充、有効活用等によるにぎわい創出や、持続的な維持管理に資するエリアマネジメントを促進する。

②良好な住宅市街地の形成

- ・東京都住宅マスタープランで示されている住宅市街地の整備の方向や住宅市街地の開発整備の方針などに即すとともに、区市町村のまちづくりの方針等に位置付けられる住宅・住宅市街地の更新・再生等を重点的に図るべき地域を考慮し、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業、木造住宅密集地域整備事業、公営住宅建替事業などにより、良好な住宅市街地の形成を図る。
- ・良好な住環境の維持・向上を図るため、用途地域や高度地区、地区計画などの手法、街区再編まちづくり制度などを活用し、良好な街並みの形成や土地の有効利用による住宅供給や緑地の確保、道路の整備などを促進する。
- ・公共住宅等の団地において、計画的な建替え、耐震化、バリアフリー化等の取組を推進し、安全・安心に暮らせる団地再生を促進する。
- ・都営住宅の建替え等により創出した用地については、区市町村と連携して子育て・高齢者施設等の公共公益施設の整備を促進するとともに、民間活用プロジェクトによる商業、医療、福祉等の生活支援機能が整った生活の中心地の形成、防災性を高める道路の整備、公園や緑地の整備による緑のネットワークの形成など、都の政策目的の実現や、地域経済の活性化、地域特性に応じたまちづくりなどに活用する。
- ・公社住宅の建替えにより創出した用地については、地域のまちづくりと連携しながら

ら、子育て・高齢者施設の誘致や防災都市づくりに資する事業などへの活用、緑地・公園・道路の整備など、良好な住環境の形成と地域の防災機能の向上に資する活用を図る。

- ・狭小宅地化を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を積極的に定めていく。
- ・環境との共生を図るため、緑化率などを定める地区計画などを活用するとともに、省エネルギー、再生可能エネルギー、宅地内緑化、雨水浸透の促進など、環境に配慮した住宅の普及拡大を図る。
- ・地域住民や企業などが主体となったエリアマネジメントの普及・促進を図ることにより、まちの魅力や地域の防災性を高めるとともに、地域の特性を生かした美しい街並みや良好な住環境を誘導する。

③良好な住宅ストックの形成

- ・安全性の向上や高齢化への対応を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律などに基づき、建替えや大規模改修時の耐震改修などを促進するとともに、バリアフリー化や防犯機能も考慮した住宅の普及を図る。
- ・「東京マンション管理・再生促進計画」に基づきながら、マンションの適正な管理の促進と老朽マンション等の再生の促進に向けて総合的に施策を推進する。
- ・高経年マンションが多く存在する地域では、都市開発諸制度や街区再編まちづくり制度、マンション再生まちづくり制度、市街地整備手法などを効果的に活用し、周辺との共同化など、まちづくりと連携したマンションの建替え等を促進していくとともに、改修やマンション敷地売却と合わせ、マンションの状況に応じた適切な再生を促していく。
- ・世代を超えて住み継がれるよう、良質で長期使用が可能な住宅の建設を促進するとともに、高い省エネルギー性能及び再生可能エネルギーの高い利用率を有するなど、環境に配慮した質の高い住宅ストックの形成を図る。
- ・公社住宅については、高齢化への対応など社会的な要請に的確に responding していくため、「公社一般賃貸住宅のストック活用基本方針」に基づき、一般賃貸住宅全体を建替えや住戸改善などのストック再生により効果的に活用する。

（６）市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

①土地の高度利用に関する方針

- ・中核的な拠点、活力とにぎわいの拠点等において、地域の個性やポテンシャルを最大限に発揮し、競い合いながら新たな価値を創造していけるよう、都市開発諸制度等を活用し、育成用途を適切に設定することで、地域にふさわしい用途の導入や多様な機能集積を促進する。
- ・中枢広域拠点域では、都市再生特別地区や都市開発諸制度を活用し、中枢業務機能や国際交流を促進する機能、国際的な教育、医療、居住環境の創出、商業、文化・

芸術、スポーツ等の機能を集積する都市再生を推進する。

- ・都市開発諸制度を活用し、国際的な教育、医療、居住環境の創出や芸術・文化、産業、観光、商業の集積などの個性的な拠点の形成を図るための育成用途を誘導する。
- ・新都市生活創造域では、都市開発諸制度や特定用途誘導地区、地区計画等の活用により、商業・医療・福祉などの多様な都市機能を誘導する。
- ・特例容積率適用地区や都市開発諸制度等を活用し、歴史的・文化的資源の保全・復元や街並みの再生に努めるとともに、市街地の更新により土地の高度利用を促進する。
- ・複数の民間事業者による共同貢献の積極的な活用や都市開発諸制度等の活用により、地下鉄駅等とまちとが一体となった開発などを誘導し、交通結節機能の強化と「まちの顔」づくりを推進する。
- ・3路線以上の鉄道が結節するなど交通利便性の高い駅周辺では、交通広場的空間の整備や歩行者ネットワークの強化など、地区計画などによる都市基盤施設整備の見込み等を踏まえて、適切な容積率を指定する。
- ・都市開発諸制度等を活用し、崖線などのみどりの保全・再生や都市公園と連担した厚みのある質の高い緑化空間、水と緑のネットワークの形成を図るとともに、木造住宅密集地域の改善や骨格的なみどりの保全・創出を進めるなど、広域的に連動した取組を進める。
- ・都市開発諸制度などの活用により、開放的で緑豊かな身近なオープンスペースを更に創出し、にぎわいある魅力的な空間形成を一層促進する。

②機能更新に関する方針

- ・街区再編まちづくり制度を活用し、既存不適格建築物・旧耐震建築物が多く立地する駅周辺等の機能更新や高経年マンションの連鎖的建替えを促進する。
- ・地区計画の活用により、斜線制限などの緩和と合わせ、魅力的な街並みやにぎわいを継承しながら機能更新を促進する。
- ・中核的な拠点の周辺などでは、居住機能を含む多様な機能が集積した複合市街地へと誘導すべき地区において、周辺市街地との調和に配慮しながら、民間の活力を生かし、都市開発諸制度などにより機能更新を図る。
- ・まちづくりの機会を捉え、地域の特性に応じ、車中心から人中心の空間へと転換し、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を促進する。
- ・大規模な工場跡地などにおいては、土地利用転換の動きに迅速かつ適切に対応するため、再開発等促進区を定める地区計画により、地区全体の土地利用の方針や主要な公共施設などが担保されることを条件にその公共施設の整備水準に見合った容積率を詳細な建築計画が確定する前に明示することで、段階的な土地利用に対応した運用を行う。
- ・街区再編まちづくり制度により、木造住宅密集地域の基盤整備や環境改善、受け皿

住宅の整備等の取組を新たに評価し、容積率を緩和するなど、民間活力を生かして整備を促進する。

- ・臨海部において、基本的に東京湾岸道路から内陸側では、機能配置に当たって品川埠(ふ)頭などの港湾地域を除き土地利用の転換を誘導することで、多様な機能の集積を図り、水辺の魅力を生かしたにぎわいのあるまちづくりを進める。
- ・東京湾岸道路から海側の区域では、青海、有明などまちづくりの方針が明らかな区域を除き、原則として工業地域又は工業専用地域を指定し、物流機能などを維持する。
- ・駅や駅前広場、地下空間などの再整備と併せて、周辺街区の再編や機能更新を進め、魅力のある拠点を創出する（例：新宿駅周辺、池袋駅周辺、渋谷駅周辺など）。
- ・首都高速道路の都心環状線の老朽化対策等と連携したまちづくりを進める（例：日本橋区間、築地川区間、新たな都心環状ルート、東京高速道路（KK線））。
- ・良質な都市機能のストックに向けて、超高層ビルの長寿命化等の検討に関する取組を進める。

（7）都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域における整備の方針

- ・「東京都心・臨海地域」、「秋葉原・神田地域」、「品川駅・田町駅周辺地域」、「新宿駅周辺地域」、「大崎駅周辺地域」、「渋谷駅周辺地域」、「池袋駅周辺地域」、「羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域」など、都市再生緊急整備地域では、地域整備方針に基づき、地域に求められる多様な機能の充実や公共施設の整備などにより、高次な都市機能の集積及び居住環境の向上を図る。
- ・都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域については、都市再開発の方針に位置付けるとともに、都市再生特別地区を活用した優良な民間プロジェクトを誘導していく。
- ・特に、特定都市再生緊急整備地域では、ハード・ソフトが一体となった国際競争力の強化に資する先進的なビジネス支援機能の導入や外国人も暮らしやすい居住環境の充実などを一体的に進めるとともに、震災などに対応できる防災機能の強化、自立・分散型かつ効率的なエネルギーシステムの導入などを誘導していく。
- ・都市再生特別地区や国家戦略住宅整備事業を活用し、外国語対応の生活支援施設等と合わせた住宅やサービスアパートメント（SA）の整備を促進する。
- ・都市再生緊急整備地域では、複合機能の導入を推進する都市再生事業の進展や、地域全体としての今後の土地利用転換の方向性を踏まえ、都市機能の高度化に資する都市再生特別地区等の都市計画提案において、周囲の状況も勘案しながら、質の高いみどり空間の形成など、都市環境の向上に資する優良な計画となっていることが認められる場合、地区計画の策定等によらず用途地域を適切に変更することに合わせて、日影規制を整合させる。
- ・東京全体の観点から課題に対応するために、区部中心部における都市再生特別地区

等の活用により、木造住宅密集地域の改善や、崖線や丘陵地等の骨格的なみどりを保全するなど、広域的に連動した取組を進める。

（８）市街化調整区域の土地利用の方針

①自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・多摩川、荒川、江戸川などの河川については、道路沿いの緑や公園など一体となって、水と緑の骨格を成すとともに、高規格堤防の整備などによる親水空間として、また、河川敷においては自然と触れ合う貴重な都市のレクリエーション空間として維持・保全を行い、都市生活者の憩いの空間とする。

②秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・臨海部において、公有水面の埋立免許が取得された区域については、埋立事業の竣工に関する認可と土地区画整理事業などの進捗状況を踏まえて、適切な時期に市街化区域に編入する。

2 ゆとりある回遊性を支える都市施設

（都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針）

（1）交通施設の都市計画の決定の方針

東京が高度に成熟した都市として、東京の活動を支える交通基盤の整備を着実に進めていくとともに、ゆとりある公共空間の創出などを推進する。

また、AI、ICT、ビックデータや次世代モビリティシステムなどの先端技術やMaaS等の交通サービスも生かしながら、移動の円滑化や混雑の緩和などの取組を推進し、誰もが移動しやすい交通環境の充実を図る。

①骨格的交通基盤の整備

○空港

- ・区部中心部に近い羽田空港の強みを生かし、空港機能と港湾機能が共存できるよう配慮しつつ、空港容量の拡大を図る施設整備の推進を引き続き国に求めるなど、更なる機能強化に取り組む。
- ・あらゆる交通モードを活用し、空港への多様なアクセスの確保を図り、羽田空港の利便性を向上する（例：舟運、深夜早朝アクセスバスなど）。
- ・国道357号多摩川トンネル等、空港への交通アクセスの強化を推進する。
- ・羽田空港、成田空港の利用者が多く集まる主要ターミナル駅について、円滑な乗継ぎを実現するバリアフリー施設等の整備を促進する。

○道路ネットワーク

- ・高速道路、骨格幹線道路及び補助幹線道路の整備を進め、経路選択の自由度の高い道路ネットワークを形成することで、平時・災害時共に移動の円滑化を図る。
- ・外環道の関越道～東名高速間の整備を促進するとともに、外環道の東名高速～湾岸道路間（東名以南）、晴海線Ⅱ期、第二東京湾岸道路などミッシングリンクの解消や広域的な交流・連携を促す路線について検討を進める。
- ・骨格幹線道路を整備し、都内や隣接県を広域的に連絡する道路ネットワークの形成を進める。
- ・骨格幹線道路を補完し地域レベルの交通を担う補助幹線道路を整備し、骨格幹線道路や鉄道駅を結ぶ道路ネットワークを形成する。
- ・必要な都市計画道路の整備を着実に進めるとともに、社会経済情勢や道路に対するニーズ、地域のまちづくりの変化等を踏まえ、都市計画道路の不断の見直しを行っていく。
- ・都市計画道路の整備に当たっては、必要に応じて、まちづくり手法（沿道街路整備事業等）を活用して整備を推進する。
- ・踏切を除去して道路ネットワークの形成を促進するとともに、交通渋滞や踏切事故、地域分断を解消し、地域の活性化などを図るため、「踏切対策基本方針」に基づき、

連続立体交差事業などにより道路と鉄道との立体交差化を推進していく。

- ・将来的なリニア中央新幹線開通に向けて、リニア中央新幹線新駅（品川駅付近）へのアクセス向上に資する道路（環状4号線港区港南～白金台など）の整備を推進する。
- ・道路ネットワークの形成により円滑な交通が実現する地域において、まちづくりや地域のニーズに応じ、自転車や歩行者の快適な通行空間の確保を図る。無電柱化を行う際は、TOKYO Data Highwayの実現に資する高速通信網の構築も視野に入れながら事業を推進していく。

○公共交通ネットワーク

- ・通勤・通学時の混雑緩和、速達性の向上、空港・臨海部へのアクセスの強化や、東京が目指す都市構造などの観点から、計画的に鉄軌道の整備を推進する。
- ・経済活動の活性化と国際競争力の強化を図るため、リニア中央新幹線の大阪までの早期開業を促進する。
- ・羽田空港アクセス線新設、新空港線新設、東京8号線延伸、東京12号線延伸、都心部・臨海地域地下鉄構想、都心部・品川地下鉄構想などの各路線について、鉄道事業者をはじめとする関係者との協議・調整を加速し、調整が整った路線から順次事業に着手する。

【答申において検討などを進めるべきとされた路線】

羽田空港アクセス線、新空港線、東京8号線、東京12号線

【その他の路線】

都心部・臨海地域地下鉄構想、都心部・品川地下鉄構想 など

- ・鉄道の混雑緩和などによる快適通勤の実現に向け、働き方改革と連携したオフピーク通勤促進の取組を進めるとともに、鉄道利用の変化を踏まえた持続可能な輸送サービスの確保策や、先端技術も活用した輸送力強化方策などを推進する。
- ・駅及び交通広場を含めた駅周辺の一体的な整備により、駅における交通結節点の機能強化やバリアフリー化を推進し、公共交通ネットワークの充実を図る。
- ・鉄道ネットワークを最大限生かすとともに、バスやタクシー、デマンド交通、自転車などの多様な交通モードと先端技術、MaaS等の交通サービスを組み合わせ、駅等を中心とした誰もが移動しやすい交通環境の充実を図る。
- ・道路整備により、通過交通が削減される大規模ターミナル駅の周辺では、道路空間等を回遊しやすいゆとりある歩行者空間への活用や再編などにより、駅とにぎわいの場が連携する地域軸を形成する。
- ・区部中心部では、利便性の高い交通結節点の整備を図り、既存の高密な鉄道ネットワークと、短距離移動に適した小型モビリティ等の新たな交通モードを組み合わせることで、移動の利便性向上を図る。
- ・区部周辺部などでは、駅前広場の整備の促進等により鉄道駅間や駅と主要施設間の

アクセスを強化する。

- ・交通結節点周辺において、地域のニーズに応じ公開空地等への自転車シェアリングのサイクルポート設置を促進する。
- ・自転車通行空間の整備により更なるネットワーク化を進めるとともに、駐輪場の整備などにより、自転車の利用環境を充実し、環境負荷低減や健康増進に寄与する自転車活用を推進する。

②拠点機能を支える交通サービスの実現

- ・都市開発諸制度など都市再生や開発に関する様々な制度を活用し、利用者が使いやすい鉄道施設の充実を図るとともに、駅と一体となった創造的なデザインの広場やサンクンガーデン、歩行者用のデッキなどの整備を誘導する。
- ・複数路線の乗入れ等により動線が複雑な駅や、地下鉄同士の乗換えが不便な駅について、通路の新設や駅空間の拡大など駅施設の改善を促進する。
- ・道路管理者や鉄道事業者、開発事業者など、関係者間での連携を強化し、駅やまちと一体となった段差のない地下道路等の整備を促進する。
- ・利用者数が多く複数の出口を有する駅等において、エレベーターの複数ルート・乗換ルートの導入を促進する。
- ・高齢者や障害者をはじめとするあらゆる人の快適性を高める多機能トイレやエレベーター、ホームドアなどの設備については、全駅への導入を促進する。
- ・鉄道駅や観光地などにおける外国人のためのサイン案内など、ユニバーサルデザインの視点に立った交通施設の整備を促進する。
- ・中心市街地の活性化、環境負荷の低減、高齢化への対応などを図るため、地域交通として、既存公共交通との連携を図りながら、コミュニティバスの運行、バスレーンの設置、バス案内システムの充実などによりバス利用の利便性を高める。
- ・連続立体交差事業を契機とした沿線まちづくりや駅の改良、駅前再開発などの様々な機会を捉え、計画的な駅前空間の整備を促進し、交通結節機能を強化する。
- ・連続立体交差事業で生み出された高架下等の空間を活用し、子育て支援、防災やにぎわいなど、様々な機能の導入を図る。

③物流ネットワークの形成

- ・京浜三港の広域連携や東京港の整備推進を図り、国際的な港湾物流機能を強化する。
- ・東京港等の物流の拠点へのアクセス道路の整備や物流施設に直結するインターチェンジの整備促進等により、物流の拠点へのアクセスを円滑化する。
- ・高規格コンテナターミナルの整備や、IoTを活用し貨物の位置管理を行う物流システムの構築などにより東京港の機能を強化し、船舶の大型化や増大するアジア方面の貨物等に対応する。
- ・環境負荷の低減を図るため、鉄道貨物駅や港湾・河川へのアクセス機能を向上させ、

鉄道・水上輸送の利便性を高めるとともに、各輸送機関の相互の連携を強化するなど、モーダルシフトを促進する。

（２）下水道及び河川の都市計画の決定の方針

①下水道

- ・「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、甚大な浸水被害が発生している地域など対策強化地区においては、流下施設（下水道管）や貯留施設（調整池）などの整備により、最大で時間 75 ミリの降雨に対し浸水被害を防止する。また、一般の地区では、流下施設（下水道管）や貯留施設（雨水調整池）など、時間 50 ミリの降雨に対応する下水道施設の整備により、流域対策を含め、時間 60 ミリの降雨に対し、浸水被害を防止する。
- ・都民等の安全を守り、安心して快適な生活を支えるために、老朽化対策に合わせて機能の向上を図る「再構築」や、首都直下地震などに備える「震災対策」等を推進する。
- ・良好な水環境と環境負荷の少ない都市を実現するために、河川や海などの水質を更に改善する「合流式下水道の改善」や「高度処理」、エネルギー活用の高度化と温室効果ガスの削減を図る「エネルギー・地球温暖化対策」を推進する。
- ・最小の経費で最良のサービスを安定的に確保するために、計画的な補修や下水道機能を安定的に確保する「維持管理の充実」などを推進する。

②河川

- ・「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、対策強化流域においては、流下施設（河道等）や貯留施設（調節池）の整備により、流域対策を含め、区部では時間 75 ミリの降雨に対し、河川からの溢水を防止する。また、一般の流域においては、流下施設（河道等）や貯留施設（調節池）の整備により、流域対策を含め、時間 60 ミリ降雨までは、河川からの溢（いつ）水を防止する。
- ・低地河川においては、高潮防御施設や江東内部河川の整備、堤防や水門などの耐震・耐水対策、スーパー堤防の整備などを推進する。

（３）その他主要な都市施設などの都市計画の決定の方針

①廃棄物処理施設・リサイクル施設

- ・一般廃棄物の適正処理及び再資源化を促進し、施設を効率的・安定的に運営していくため、広域的な視点で適正に配置するとともに、清掃工場や不燃ごみ処理施設などの施設の整備・更新を計画的に進める。
- ・産業廃棄物の適正処理及び再資源化を促進するため、優良な産業廃棄物処理施設の立地を促進する。

②卸売市場

- ・卸売市場に求められる機能確保と時代の要請に応える取組を進めるため、周辺のまちづくりと調和を図りながら、首都圏の基幹市場と地域のニーズに対応する市場を適切に整備・更新していく。

③一団地の住宅施設

- ・一団地の住宅施設の都市計画が指定されている大規模な住宅団地においては、地域に必要な道路及び公園の整備や緑の保全など骨格的な事項を定めた上で、原則として一団地の住宅施設の都市計画を廃止し、周辺地区の状況も勘案した地区計画等への移行を促進する。

④地域冷暖房施設

- ・ごみや汚泥の焼却排熱、下水熱、コージェネレーション設備などを有効利用することにより、エネルギー利用の効率化と大気汚染防止など、都市環境の改善を図るため、必要な施設の整備を進める。

⑤その他の都市施設

- ・不足傾向にある火葬場などの都市施設については、地域の特性に配慮しながら整備を検討する。

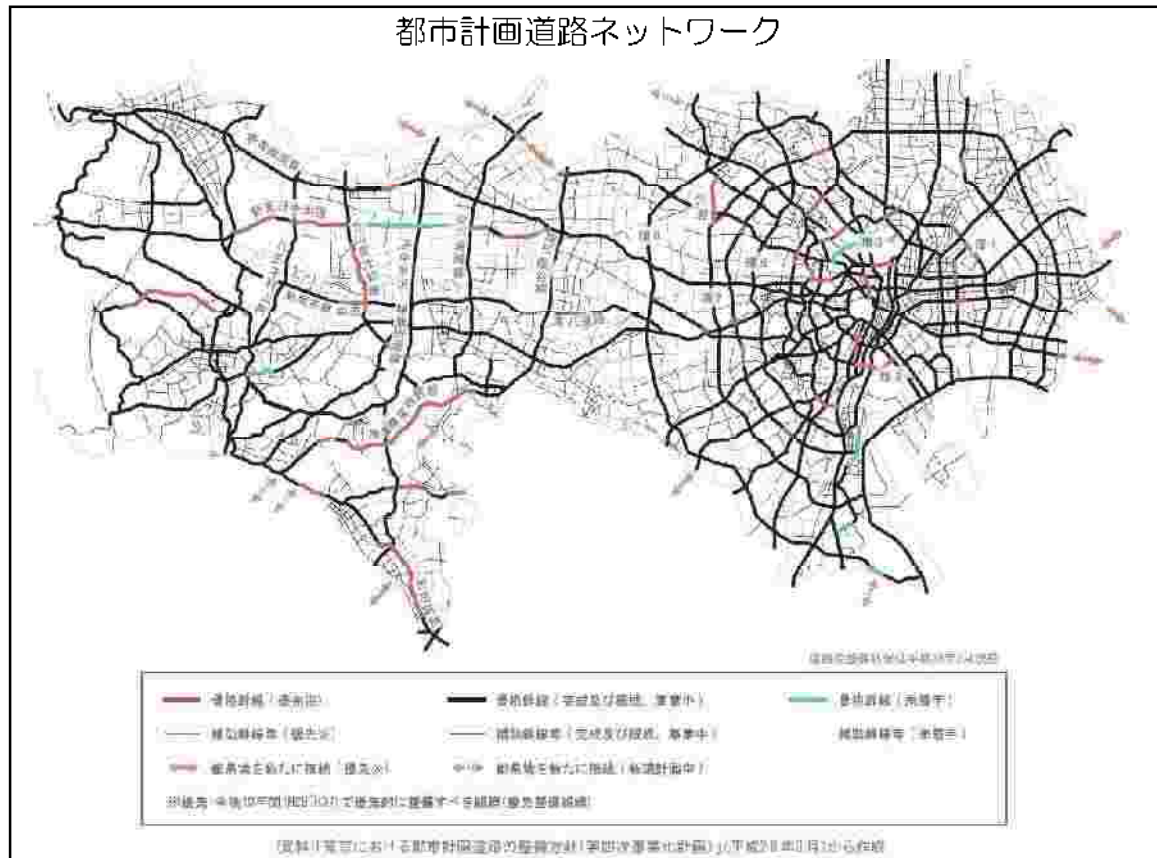
⑥流通業務関連施設

- ・首都圏を支える物流拠点である区部の流通業務団地については、新たなニーズに応じた施設の機能更新・高度化・効率化を進める。

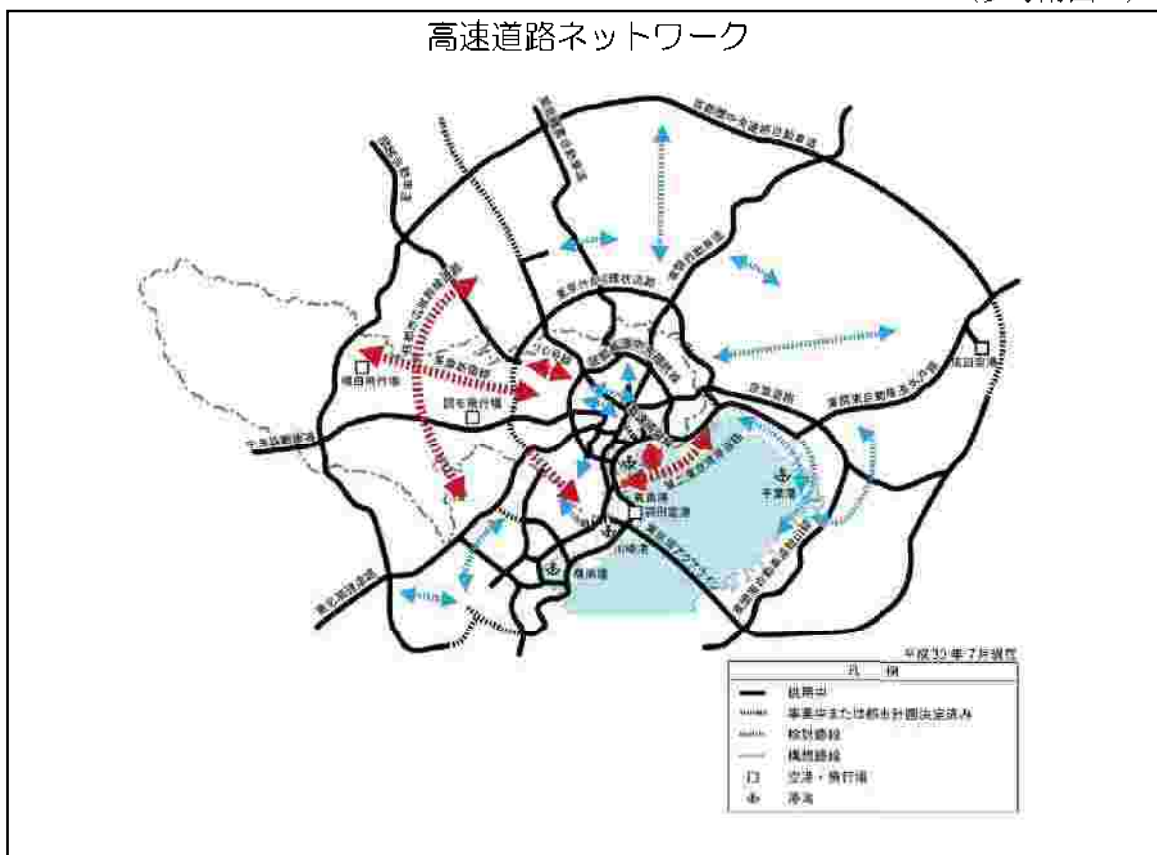
⑦その他

- ・臨海部等の老朽化した物流施設が多く立地するエリアで、物流機能の高度化や大規模化などのニーズに対応する計画的・一体的な機能更新に向けた取組を進める。
- ・開発に併せて地区が共用できる荷さばきスペースの確保を評価・誘導する仕組みの検討や、地域の特性やニーズに応じた荷さばき駐車施設の適正な台数や配置の検討など、地区物流の効率化に向けた取組を進める。

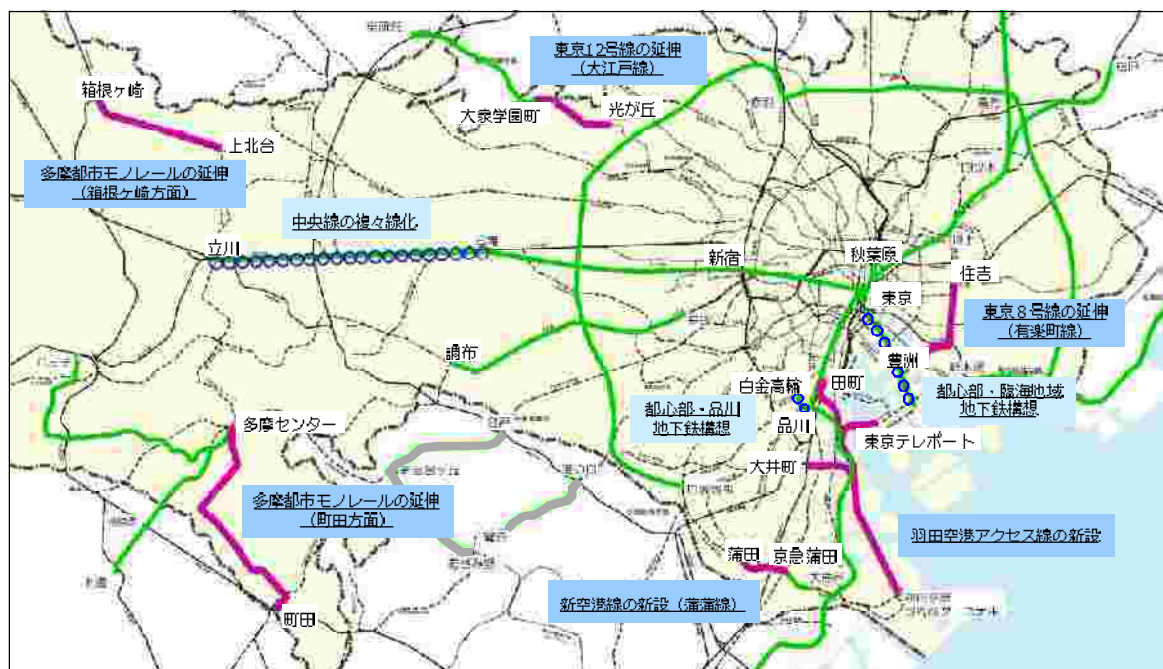
(参考附图-7)



(参考附图-8)



国の交通政策審議会答申において位置付けられた路線



- 答申において「検討などを進めるべき」とされた路線
- 〇〇 答申に新たに位置付けられた路線等

3 人が集まり、交流する、魅力と活力溢れる拠点形成

（市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針）

東京が高度に成熟した都市として、ゆとりある公共空間の創出などを推進するとともに、3D都市モデルの活用などにより、都市空間の可視化や、開発行為が周辺環境へ及ぼす影響についてシミュレーションを行う等、AI や ICT など先端技術も活用しながら快適で利便性の高い拠点などの整備を図る。

（1）市街地開発事業の決定の方針

①中核的な拠点などの整備

- ・中核的な拠点においては、都市機能の更新を通じて、地域特性に応じた機能の集積を図るため、市街地開発事業などによる複合開発を推進し、魅力とにぎわいのある拠点として整備する。また、地域特性を踏まえ、適切に駐車施設などを整備し、円滑な交通処理を図る。
- ・中核的な拠点周辺の市街地において、市街地開発事業などにより拠点的地域の整備を行う場合は、道路や駅前広場、公園などの都市基盤整備を行うとともに、市街地全体の質と魅力の向上を図る。
- ・市街地環境の改善や土地の高度利用を図るには、複数の街区をまとめる大街区化が有効であるため、その効果や手順について普及・啓発を図り、土地区画整理事業等を活用した大街区化を促進する。
- ・活力とにぎわいの拠点、地域の拠点、生活の中心地においては、交通の利便性を生かし、駅周辺の地区を市街地再開発事業、土地区画整理事業や住宅市街地総合整備事業などにより、商業、文化、医療福祉など多様な複合機能を備えるとともに、子育て支援施設、集会施設などコミュニティインフラをも備えた生活利便性の高い拠点として整備する。
- ・工場跡地などで土地利用転換が見込まれる低未利用地は、その周辺地区も含めて市街地開発事業などにより、計画的に複合機能を備えた拠点などとして整備する。
- ・都市開発に当たっては、質の高い都市空間と統一された街並みを誘導するとともに、地域住民や企業などが主体となったエリアマネジメントの普及を促進し、まちの魅力や防災性を高める。また、エリアマネジメントに取り組む地区間の連携を促進するとともに、AI や ICT などの先端技術も生かしながら適切な運営・管理を通じて、地域の価値の維持・増進を図っていく。
- ・市街地開発事業などによる拠点的地域の整備を行う際には、地域の特性を踏まえ、車中心から人中心の空間へと転換し、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を促進する。

②安全な市街地の整備

- ・道路などの公共施設が未整備なままに老朽木造建築物が密集し、震災時に大きな被

害が想定される木造住宅密集地域においては、市街地再開発事業や防災街区整備事業などにより、従前居住者の居住の安定を確保しながら、敷地や建築物の共同化を促進する。また、東京都建築安全条例に基づく防火規制区域や防災街区整備地区計画などの規制誘導策を効果的に組み合わせ、防災性を向上させる。

- ・鉄道駅周辺や主要な街道周辺で行われる市街地再開発事業などにおいては、地域の実情に応じて、広場空間、避難施設や備蓄機能などを備えた防災上の拠点整備を図る。
- ・道路などの公共施設が未整備な地域においては、地域の実情に合わせて土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業、地区計画などを活用し、公共施設の整備・改善を図りながら、良好な住環境の市街地を形成する。
- ・「土地区画整理事業を施行すべき区域」は、「周辺区部における土地区画整理事業を施行すべき区域の市街地整備のためのガイドライン」に基づき、土地区画整理事業のほか、地区計画など多様な手法を活用して地域の状況を踏まえた整備を促進する。

4 激甚災害にも負けない東京（災害に係る主要な都市計画の決定の方針）

東京が高度に成熟した都市として、ゆとりある公共空間の創出などを推進するとともに、データの見える化・活用やデジタルツインの下での、高度なシミュレーションの実施等により災害対策や事前復興の充実を図るなど、AI や ICT など先端技術も活用しながら激甚化する災害にも対応した強靱な都市の形成を一層促進する。

（１）災害に強い都市の形成に関する方針

①災害に強い都市の形成に関する基本的な方針

- ・様々な災害から都民の生命と財産を守るためには、切迫する首都直下地震や、今後の気候変動に伴い発生リスクが増大する大規模水害など、甚大な被害をもたらす災害に的確に対応できるよう新たな感染症にも配慮しながら、防災都市づくりを進める必要がある。そのため、「防災都市づくり推進計画」に位置付けられた整備地域における延焼遮断帯の形成や建築物の不燃化・耐震化の促進、防災生活道路の整備、無電柱化の推進、また、河川整備や下水道整備、流域対策、広域避難の具体化などによる大規模水害のリスクに対応した防災・減災対策の実施など、これまでの取組を着実に推進するとともに、大規模水害に備えた市街地の在り方についても検討を進める。
- ・首都直下地震や台風・豪雨災害など様々な災害に対して、AI や ICT などを活用し刻々と変化する状況にも対応できるよう、ハード・ソフト両面からの備えの充実を図る。

②災害に強い市街地の実現

- ・都市計画道路の計画的な整備や防火規制の区域拡大などにより、沿道建築物の不燃化を促進し、市街地火災の延焼を阻止する骨格防災軸などの延焼遮断帯を形成する。
- ・都県境を越えた道路ネットワークの形成に資する道路や橋梁の重点的な整備により、都市間連携を強化するとともに、広域避難や緊急物資輸送等、広域的な防災性を向上させる。
- ・「防災都市づくり推進計画」に位置付けられた整備地域内の主要な都施行の都市計画道路を「特定整備路線」として選定し、都市計画道路の整備に併せ、地区計画、高度地区、防火地域などの指定や、沿道の用途地域などの機動的な見直しにより、沿道建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯の形成を加速させる。
- ・震災時において、避難場所や救出・救助の拠点となる公園・緑地・ゆとりある身近なオープンスペースの整備を更に推進し、地域の防災性の一層の向上を図る。
- ・災害時における人員・物資の緊急輸送の中継や、集積拠点としての機能確保等の観点から、広域的な防災拠点へのアクセス向上を図る（例：東京臨海広域防災公園）。
- ・震災時の救急救命や消火活動、物資の輸送や復旧復興の生命線となる緊急輸送道路

から、優先的に無電柱化を進める。

- ・業務や商業など東京の中核的な都市機能を支えるエリアである、中核広域拠点域内においても無電柱化を重点的に進める。
- ・都市再生特別地区や都市開発諸制度を活用した開発や土地区画整理事業などのまちづくりの機会を捉え、無電柱化を推進する。
- ・防災生活道路等の整備を進める中で生じる残地を集約し、まちづくりの種地として活用するなど、地権者への残留希望にも対応していく。
- ・老朽化等により活用が難しい空き家の除却を支援し、みどりやコミュニティを育むオープンスペース等を創出する。
- ・都営住宅をはじめとする公的住宅の建替えによる創出用地等を活用し、防災性を高める道路の整備や緑のネットワークの形成を促進する。
- ・都営住宅などの建替えに併せて雨水の貯留・浸透施設等を整備し、豪雨対策を実施するなど、地域の防災性の向上を図る。
- ・河川沿いの地区において、スーパー堤防や高規格堤防の整備と市街地整備とを合わせて行うことにより、水辺の豊かな空間を生かした良好な住環境を創るとともに、地域の防災性の向上を図る。
- ・特に東京東部の海水面よりも低い地域に形成された広大な市街地、いわゆる「広域ゼロメートル市街地」では、気候変動によって高まる大規模水害リスクに備えて、浸水発生時に住民の生命の安全を確保し、財産・経済への被害を最小限にとどめ、速やかな復旧・復興を可能とするために、地域の実情に応じた効果的な対策を講じ、浸水に対応したまちづくりを進めていく。

③耐震化の促進

- ・緊急輸送道路などの橋梁(りょう)や沿道建築物の耐震化を推進し、大地震の発生時に救急救命活動の生命線となり、緊急支援物資の輸送、復旧及び復興の大動脈となる道路の機能を確保する。
- ・橋梁(りょう)やトンネル、港湾や堤防施設、鉄道施設、ライフラインなどの耐震化を図り、災害時にも機能する都市施設を確保する。防災上特に重要な学校や病院、要配慮者が利用する社会福祉施設などの建築物について、重点的に耐震化を促進する。
- ・マンション等の住宅に対し、耐震アドバイザーの派遣や耐震化の費用助成により耐震化を促進する。
- ・被災により周辺地域への影響が懸念されるマンションなどの耐震化を重点的に促進する。

④木造住宅密集地域の改善

- ・木造住宅密集地域整備事業などにより、主要生活道路や公園・広場などのオープン

スペースを整備するとともに、建築物の建替えによる共同化・不燃化を促進し、防災性の向上と住環境の改善を図る。

- ・地区計画又は用途地域による敷地面積の最低限度の設定や、市街地状況に応じた防火規制の導入等により、敷地の細分化防止や建築物の不燃化を図る。
- ・特に重点的・集中的に改善を図るべき地区については、住民への積極的な働きかけなど、従来よりも踏み込んだ取組を行う区の申請に基づき、「不燃化推進特定整備地区（以下「不燃化特区」という。）」として指定し、地域の状況に応じた助成などにより建築物の不燃化を促進する。また、体制強化やノウハウ提供などにより区の取組を支援し、市街地の不燃化を強力に推進する。
- ・「不燃化特区」における整備プログラムの実施や「特定整備路線」の整備に際して、移転を余儀なくされる住民向けの移転先を確保するため、都営住宅、公社住宅、公有地などを積極的に活用するなど、関係権利者の円滑な住み替えや生活再建を強力に支援する。
- ・木造住宅密集地域の改善のため、既存コミュニティに配慮した魅力的な移転先を確保するなどの取組を加速する。
- ・東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制区域が指定されるなど、建築物の不燃化を促進する区域については、狭小敷地での建替えなどに配慮し、建蔽率、前面道路幅員による容積率低減係数及び道路斜線制限の勾配を地域特性に応じて適切に設定し、耐火性の高い建築物への建替えを促進する。
- ・建蔽率の指定上限が 60%である住居専用地域においては、新たな防火規制区域の指定や住環境を維持する地区計画を策定し、合わせて用途地域の変更により建蔽率を緩和することで、不燃化を促進する。また、地区計画等により、建替え時にブロック塀の生け垣などへの改善を誘導する。
- ・街区再編まちづくり制度、都市開発諸制度、都市再生特別地区等により、木造住宅密集地域の基盤整備や環境改善、受け皿住宅の整備等の取組を新たに評価し、容積率を緩和するなど、民間活力を生かして整備を促進する。
- ・広域的に見て防災上の重要度が高く、火災の延焼を防止する都市計画道路とその周辺地域について、街路事業に併せて、沿道建築物の共同化・不燃化を一体的に進め、市街地の延焼を遮断し、避難路や緊急車両の通行路となる「特定整備路線」を整備することで、安全な都市を形成する。
- ・農地を有する住宅市街地においては、農地を防災の機能を持った貴重な緑の空間として最大限維持・保全を図り、やむを得ず宅地化される場合に備えて、必要に応じて地区計画の策定や防火規制等の導入を促進する。
- ・木造住宅密集地域の改善に併せて、地域の特性を生かした魅力的な住宅市街地への再生に向けた取組を促進する。

⑤帰宅困難者対策の推進

- ・首都直下地震などの大規模災害の発生に備え、東京都帰宅困難者対策条例における自助・共助・公助の考え方にに基づき、駅や大規模集客施設での利用者保護や一時滞在施設の確保など、都、国、区、民間事業者などの各機関が連携した取組を推進する。
- ・発災時における円滑な帰宅支援のため、災害時帰宅支援ステーションの拡充、都立公園などの防災関連施設の活用を推進する。
- ・都市開発諸制度や都市再生特別地区、市街地開発事業などを活用する開発等において、備蓄倉庫や非常用発電機設備、一時滞在施設の整備を促進するとともに、帰宅困難者の安全確保を図る。
- ・中核的な拠点などにおいて、地元区や民間事業者などと連携して大街区化を進めるなど、市街地の更新による耐震性の向上と併せて、オープンスペースや機能的な道路空間を創出し、市街地の防災性を向上させる。
- ・乗降客の多い駅の周辺において、国や区、民間事業者などと連携し、帰宅困難者等の安全確保に向けた計画の作成を進め、避難に関するルールを作成や防災備蓄倉庫の設置などを誘導する。

(2) 自立・分散型エネルギーの確保に関する方針

- ・発災後も都市機能を維持できるよう、多様な発電手段を用いた電力供給の安定化に向けた取組を促進する。
- ・災害時にも事業継続できるよう、拠点形成や都市開発に併せ、自立分散型の発電施設やコージェネレーションシステムの導入を促進するとともに、ネットワーク化によるエネルギーの相互融通を可能にし、地域全体でのエネルギーの面的利用による自立化・多重化を促進する。
- ・災害時においても自宅で生活を継続できるよう、各住宅での太陽光発電や家庭用燃料電池等の設置、蓄電池にも活用できる電気自動車等の利用を促進するとともに、エレベーターの運転等に必要な電源を確保した共同住宅の普及を促進する。
- ・住宅市街地で安心して暮らしていくには災害時の地域の自立性の確保が重要になるため、大規模な土地利用転換や共同住宅の建設に併せて、防災備蓄倉庫や太陽光発電を含む自家発電設備などの整備を誘導する。

(3) 水害に強い都市づくりに関する方針

- ・近年頻発する集中豪雨に対応するため、「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、河道、下水道などの流下施設や調節池等の貯留施設の整備を進める。
- ・効果の高い広域調節池等の整備を進めるとともに、河川や下水道の整備状況や浸水被害の発生状況等を踏まえ、順次、豪雨対策を強化する流域や地区の追加を検討する。

- ・雨水の流出を抑える流域対策を強化するため、公共施設や民間施設において貯留浸透施設の設置を促進する。
- ・伊勢湾台風級の高潮に備え、防潮堤や護岸等の高潮防御施設の整備を推進するとともに、想定される最大級の地震に対しても機能が保持されるよう、水門や排水機場などの耐震・耐水対策を進める。
- ・浸水被害の影響が大きい大規模地下街への雨水の侵入を防止する貯留施設の整備や下水道管の増強を進めるとともに、地元区や施設管理者と連携した防災訓練の実施等、ソフト対策の強化を図る。
- ・沿川の開発の機会を捉え、大地震に対する安全性と水辺環境の向上を図るため、スーパー堤防や緩傾斜型堤防の整備を着実に進めるとともに、高規格堤防の整備を促進する。また、洪水調節施設の完成を国に働き掛ける。
- ・低地部において、かさ上げた公園や公共施設、住居の整備を行うなど、市街地整備の面からも浸水対策を促進する。
- ・国などにおける検討等を踏まえ、広域ゼロメートル市街地における都市開発諸制度などの活用による浸水対策について検討する。
- ・緊急避難用のビルや建設発生土を活用した高台の整備等、平時も利用でき、災害時には避難場所となる施設の整備を誘導するとともに、それらをつなぐ避難経路の整備を促進する。
- ・大規模な水害にも耐えられ避難場所にもなり得る住宅地の在り方について検討する。

（４）復興時の都市づくりに関する方針

- ・復興時の都市づくりに関する方針として、「都市復興の理念、目標及び基本方針」を踏まえ、地震や豪雨、暴風、火山噴火などによる自然災害等により被害を受けた場合における都市復興の基本方針等を以下に示す。

①都市復興の理念

- ・あらゆる人が、豊かで安定・充実した生活を送り、活躍・挑戦できるようにするとともに、世界有数の大都市圏である東京圏とその中核となる東京が、今後も都市としての繁栄を続けられるよう、迅速かつ計画的な復興に取り組まなければならない。
- ・「安全でゆとりある都市」、「世界中の人から選択される都市」、「持続的な発展を遂げる都市」及び「共助、連携の都市」を目指すことを理念として、復興を図る。

②都市復興の目標

- ・都市復興の理念を踏まえて目指す目標は、「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」とする。

③都市復興の基本方針

- ・自然災害等の発生時において、東京の都市機能を維持し、行政や経済活動をはじめとした社会全体の動きを止めることなく、以下の基本方針の下、東京を更に強靱（じん）化していく。

○都市復興の対象地域

- ・都市復興は、被災からの再生を第一の目的とすることから、基本的には被災した地域を主な対象地域とする。しかし、被災の程度が低い場合でも、被災をきっかけに新たな都市づくりを目指す場合もある。また、被害の発生が全くない地域においても近隣で行われる復興事業との関連において、まちづくりの検討が必要となる場合も生じる。さらに、広域ネットワークとしての整備が必要となる都市施設や、無秩序な市街化の防止等、広域的な観点からの都市づくりの検討も必要である。こうしたことから、東京圏を対象とした都市づくりの在り方も視野に入れていく。

○都市復興に関する方針

- ・平常時はもとより、被災時の都市復興に当たっても、「未来の東京」戦略ビジョンで示した「ビジョン」の目指す東京の姿、都市づくりのグランドデザインで示した都市像や都市計画区域マスタープランの実現に取り組んでいく。その際には、都市づくりのグランドデザインで示した人口等の将来見通しや土地利用の方針を踏まえるものとする。
- ・今後の災害の状況によっては、被災後の都市復興で、都市計画区域マスタープラン等を実現するだけでは同程度の被害を受けるおそれがある。この場合においては、都市づくりのグランドデザインで示した都市像を目指しつつ、必要に応じ、人口等の将来見通しや土地利用の方針の見直しも視野に入れて検討を行い、本都市計画区域マスタープラン等を改正する。その検討に当たっては、当該地域で想定される様々な自然災害への対応も検討し、更なる強靱（じん）化を目指す。
- ・首都直下地震等の震災時には、都は、区市町村が区市町村マスタープランを基に作成する「区市町村都市復興基本計画」や「地域別復興まちづくり計画」との調整・融合を図りながら、本都市計画区域マスタープランを基に、「東京都都市復興基本計画」を作成・公表し、必要に応じて本都市計画区域マスタープランの改定にも反映する。
- ・なお、これらの計画は、円滑な都市復興を進めるため、社会経済情勢の変化やその事業実施の進捗状況等を踏まえながら、適宜、見直しの検討を行う。

○「他分野の復興」との連携

- ・都市復興に当たっては、「住宅の復興」や「くらしの復興」、「産業の復興」が重要であることから、それぞれと連携を図りながら進めていく。

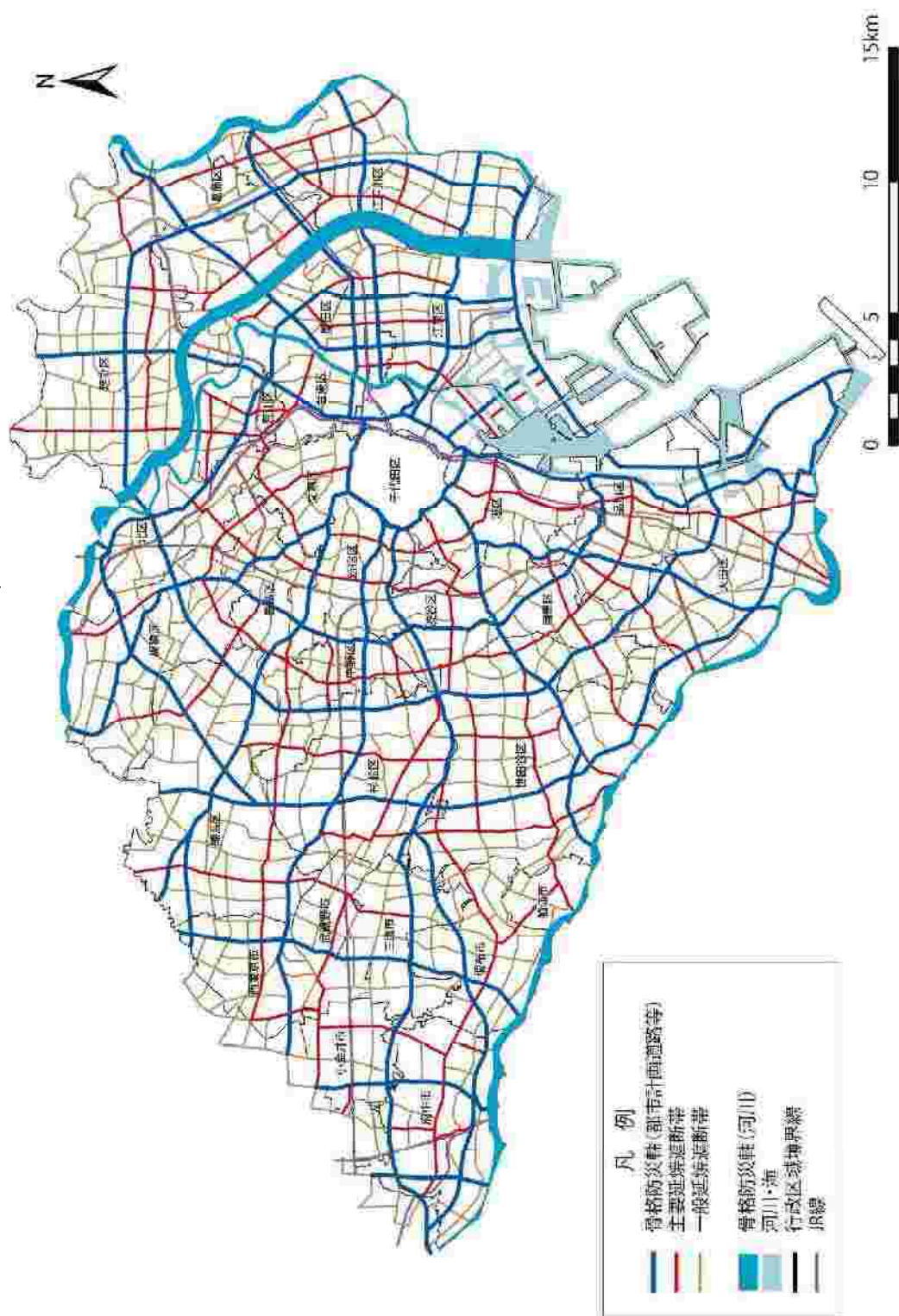
○多様な主体の連携による都市復興

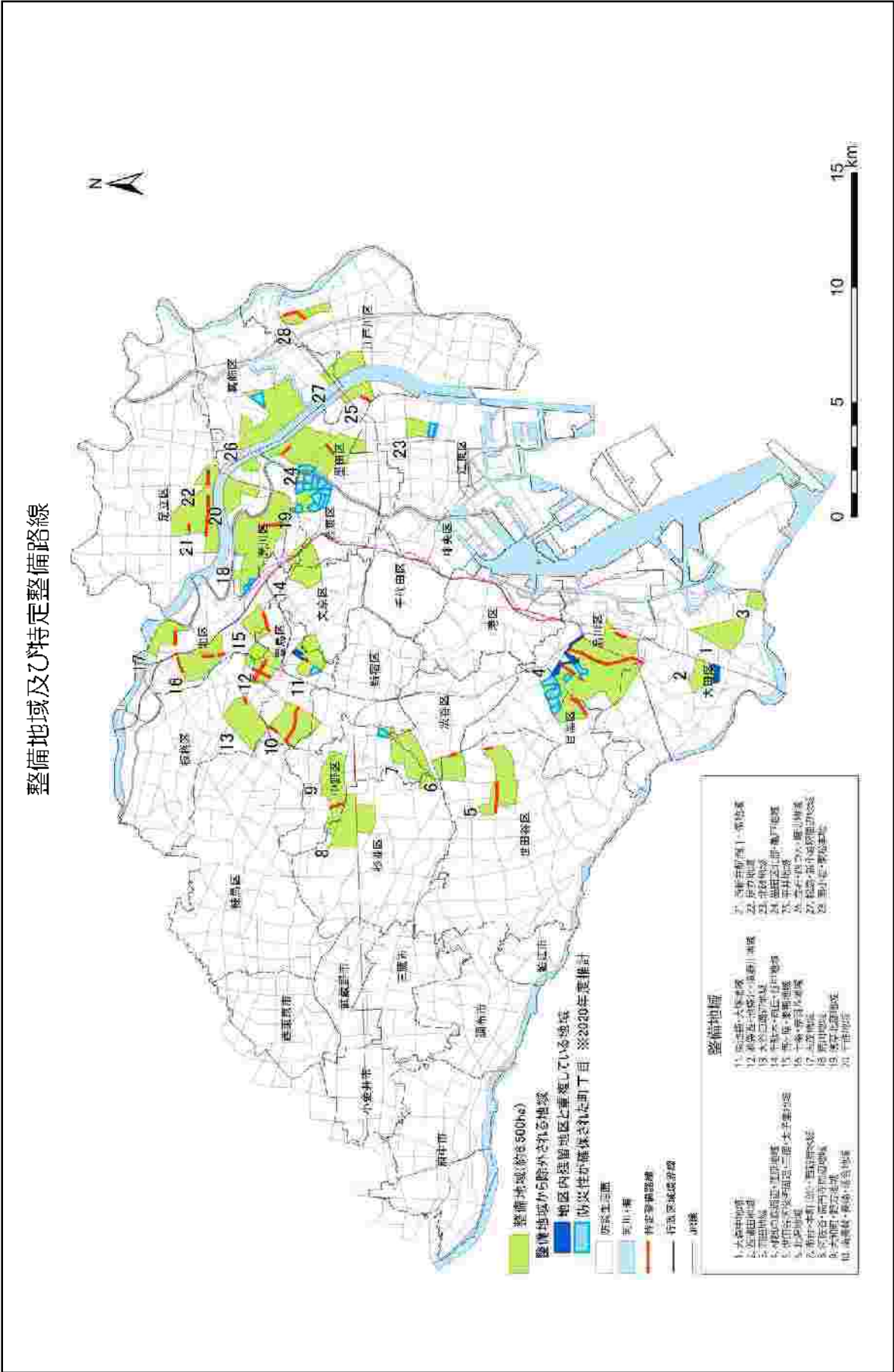
- ・近年の大災害の教訓から、首都直下地震などの大規模な被害を受けた首都東京の1日も早い都市復興には、国や近隣縣市・区市町村などの自治体はもとより、被災者・被災企業をはじめ、NPO、ボランティア、専門家、企業などの幅広い関係者が連携し、心を一つに総力を結集して取り組んでいく必要がある。
- ・多様な被災者・被災企業の意向等に応えるとともに、都民・企業などによる復旧・復興の取組を促進するため、復興都市づくりに係る様々な都市計画の諸制度を効果的に活用する。

○都市復興の期間

- ・都市復興に当たっては、早期の本格的な生活再建を図るとともに、首都東京の国際競争力を維持・発展させていくことが必要である。このため、都市復興の諸事業をできるだけ短期間に実現することを基本とする。しかし、被災区域が相当に広範囲にわたることによる膨大な事業量や、抜本的な取組の必要性が生じた場合、事業によっては中長期にわたらざるを得ないこともあり得る。そこで、生活再建や経済再生に係わる復興事業を中心に、できるだけ短期間（おおむね5～10年）で都市復興を達成することを目指す。
- ・将来に備える幹線道路等、中・長期的な取組を必要とする計画についても着実に推進していく。

延焼遮断帯





特定緊急輸送道路
(沿道建築物の耐震化を推進する道路)



5 緑と水の潤いある都市の構築（環境に係る主要な都市計画の決定の方針）

（1）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- ・東京都内においては、公園・緑地のほか都市開発による公開空地等の緑や街路樹の緑などが増加している一方で、多摩部における大規模開発などによる樹林地や農地の減少が続いており、東京都全域でのみどりの総量は減少している。都や区市町村による都市計画公園や緑地の整備、農地や樹林地等の保全を推進するとともに、防災や都市再生など様々な施策とも連動させながら、あらゆる場所でみどりを創出・保全していくことで、みどりあふれた都市を創り上げていく。
- ・みどりが都市の基盤となり、みどりがあふれ季節を問わず快適に過ごすことができる都市空間を形成するとともに、生物多様性にも配慮したみどりの積極的な創出や豊かな自然環境の保全・再生・活用を進める。
- ・特に、都市農地が、防災、良好な景観の形成、環境保全等の良好な都市環境の形成に資する貴重な緑の空間であり、これまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと位置付けを転換することとされたことを受け、農業振興施策と連携しつつ、様々な都市計画制度等を活用することにより積極的に都市農地の保全・活用を図る。

①公園などの整備に関する方針

○みどりの骨格を形成する公園などの整備

- ・みどりの骨格を形成するため、「都市計画公園・緑地の整備方針」に位置づけた水と緑のネットワークの形成に資する公園・緑地の整備を推進する。
- ・広域的に連続し、みどりの骨格を形成する崖線や河川、用水沿いなどにおいて、地域の状況やニーズに応じてみどりの連続性を確保する公園・緑地を配置する。特に河川沿いの公園・緑地については、浸水被害軽減に資する調節池も合わせた一体的な公園整備を推進していく。
- ・河川・運河など水辺空間の緑化を進め、都市公園や街路樹などと有機的にみどりをつなげることで、水と緑のネットワークを更に充実していく。

○震災時の避難場所となる公園などの整備

- ・東京の防災機能の強化を図るため、震災時の避難場所や救出・救助活動の拠点となる公園・緑地、都市型水害の軽減などに寄与する公園・緑地を配置するとともに、「都市計画公園・緑地の整備方針」等に基づき整備を重点的に推進する。
- ・環状第7号線周辺から環状第8号線周辺などの救出・救助活動拠点等防災に資する大規模公園の整備を推進する。
- ・震災時に広域的な避難場所となる5ha以上の公園・緑地などを避難距離が3km以内となるよう配置し、これを維持するとともに、避難距離の更なる短縮化を目指す。
- ・防災活動の拠点や一時集合場所などとなる身近な公園を、誘致距離250m以内を目

- 途に配置する。特に、木造住宅密集地域とその周辺については、重点的に配置する。
- ・河川・道路などとともに、延焼遮断帯又は避難経路として機能する公園・緑地を配置する。

○民間との連携

- ・民間事業者が都道府県知事の認可を受けて都市計画事業を施行する特許事業を活用した都市計画公園・緑地の整備等により、公園的空間の確保を図る。
- ・公園まちづくり制度を活用し、都市計画公園・緑地の未供用区域において、民間都市開発と連携したまちづくりの中で緑地を創出し、地域の防災性の向上やみどり豊かな都市空間の形成など、公園機能の早期発現を図る。
- ・Park-PFI など、官民による連携・協働を進め、公園・緑地の多面的な活用の推進を図る。
- ・空き家・空き地において市民緑地認定制度を活用し、公園的な空間としての整備・管理を推進することにより緑化の促進とみどりの質の向上を図る。
- ・市民緑地認定制度の活用に合わせて、Park-PFI により、民間の緑化空間と都市公園との一体的な管理を促進し、質の向上や良好な維持・管理、地域の活性化を図る。
- ・区部中心部では、都市公園と民間の緑化空間について、民間活力による質の高い一体的な管理を促進し、みどり豊かなビジネス環境を創出することで、国内外から投資やインバウンドを呼び込み、国際競争力の一層の強化を図る。

○環境の保全

- ・環境負荷を低減し、自然と共生する都市環境を形成するため、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の保全など、良好な環境の確保に資する公園・緑地を配置し、整備を推進する。
- ・河川沿いに風の通り道となる緑地を配置するとともに、臨海部に大規模な緑地を創出し、東京湾からの風を市街地に呼び込み、快適な都市空間の形成を図る。
- ・都立公園等の都市計画公園を着実に事業化することなどにより、緑と水によるエコロジカル・ネットワークを形成し、ヒト・生物・環境にやさしい緑と水の質・量とともに確保する。
- ・都市公園などを多様な生物が生息・生育できるエコロジカル・ネットワークの拠点にするとともに、動植物園とも連携し生物多様性の保全・普及啓発を進める。

○快適で質の高い生活環境の創出

- ・人々に潤いと安らぎを与える快適で質の高い生活環境を創出するため、身近な自然とのふれあいや散策、スポーツ、文化活動など、多様なレクリエーションの場となる公園・緑地の整備を推進する。
- ・日常的なレクリエーションに対応するとともに、子供や高齢者が安心して楽しむこ

とができる身近な公園・緑地を、多様な世代が自宅から容易にアクセスできる範囲に配置する。

- ・空き家の除却により活用が見込まれる空き地や土地所有者から買収の申出があった生産緑地などについて、換地手法等を用いて都市計画公園等の整備を図るほか、市民農園等としての利用を進める。

○都市の魅力の向上

- ・にぎわいや観光の拠点の形成、地域の個性の醸成、美しい景観の創出などにより、東京の魅力の向上を図るため、江戸から続く歴史や文化、特色ある自然などを継承する公園・緑地の整備を推進する。
- ・都市開発諸制度等の活用により、開発の機会等を捉え、水辺沿いのオープンスペースや連続する緑地を確保するとともに、河川整備と連携させたにぎわい施設を誘導するなど、移動性や回遊性が高く、魅力のある親水拠点の形成を図る。
- ・地域の個性ある環境の保全を図り、観光資源としても活用するため、公園などの整備に際しては、生物多様性にも配慮し、四季を感じることができる樹種の選定や計画的な植樹を図る。

②みどりの保全に関する方針

○骨格となる水と緑の保全

- ・崖線や河川、用水沿いのみどりなど、広域的な連続性を持つみどりを、東京のみどりの骨格として、計画的・重点的に保全する。
- ・従来の河川、崖線などの保全再生に加え、まとまりのある農地の保全、大規模団地や公共施設の建替えに合わせた緑化、大規模な民間開発による緑化空間の整備などにより、骨格的なみどりとしてみどりの厚みとつながりの強化を推進する。
- ・「緑確保の総合的な方針」で位置付けた、将来にわたって確保することが望ましい緑について、特別緑地保全地区や都市計画緑地などの制度の活用・併用等により戦略的に保全する。
- ・区部中心部では、大規模な民間の開発や機能更新の機会を捉え、都市開発諸制度や容積適正配分型地区計画などを活用し、南北崖線のみどりの保全・再生や、都市公園と連担した厚みのある質の高い緑化空間の形成を図る。
- ・骨格のみどりの厚みとつながりを強化するため、区部中心部の中核的な拠点における都市再生特別地区を活用し、崖線や丘陵地等の骨格的なみどりを保全するなど、広域的に連動した取組を進める。

○市街地に残された樹林地や農地などの貴重なみどりの保全

- ・崖線のみどりや屋敷林など、都市において良好な自然環境を形成している緑地を、特別緑地保全地区や市民緑地制度など様々な制度を活用することにより保全する。

- ・崖線を含む区域における開発に際し、地域の実情に応じた地区計画を活用し、崖線部分の容積率を隣接する平地へ移転することなどにより、崖線のみどりの保全を図る。
- ・田園住居地域の指定や地区計画の活用により、居住環境と営農環境が調和した良好な市街地の形成を図るとともに屋敷林や農地等の保全・活用を図る。
- ・市街化区域内の農地については、永続的な保全に向け、生産緑地地区の追加指定や特定生産緑地への指定を進める。
- ・生産緑地地区における農地の貸借制度などの活用により多様な主体の参画を進めるとともに、土地所有者から買取の申し出があった生産緑地などについては、農業公園や市民農園等としての利活用を進める。
- ・比較的まとまった農地や屋敷林などが残り特色ある風景を形成している地域については、農の風景育成地区などを活用し、将来にわたり風景の保全、育成を図る。
- ・都市計画道路の整備に併せて、細分化される農地や遊休農地、空き地などを換地手法等により集約することで、まとまったみどりとして保全を図る。

③まちづくりにおけるみどりの保全・創出に関する方針

- ・居住誘導区域内等の空き家・空き地を活用しながら、地域の拠点等における開発プロジェクトについて都市開発諸制度を活用し、小規模な公園・緑地などを創出する。
- ・木造住宅密集地域の改善や老朽空き家の除却、公園周辺などの開発の機会に併せ、連続した緑地やポケットパークの整備を促進する。
- ・道路整備等に併せ、街路樹による緑のネットワークと連続した緑陰による快適な歩行者空間を形成する。
- ・道路整備や河川改修と併せた公園・緑地の整備や周辺の敷地の緑化を誘導する事で、厚みのある緑のネットワークを形成する。
- ・都市開発諸制度などの活用により、開放的で緑豊かな身近なオープンスペースを更に創出するとともに、開発により生まれるみどりと、河川沿いや崖線のみどりが一体化されるよう誘導する。
- ・複数の民間事業者が連携し、これまで都市開発等により創出された緑化空間と都市開発等で創出される緑化空間とを一体の緑のネットワークとして形成することや、みどり空間を良質に維持・管理・活用することを促進する。
- ・市街化区域全域を対象に緑化地域を指定することなどにより、建替えに併せて地域特性に応じた積極的な緑化を促進する
- ・商業地域等敷地内空地が少ない地域では、壁面緑化など地域特性に合わせた緑化を推進する。
- ・団地や木造住宅密集地域等での機能更新を捉えた様々な緑化や市民緑地認定制度を活用したNPOや企業、民間主体による空き家・空き地の緑化を図り、公園的空間を創出する取組などを促進し、みどりの量的な底上げを図るとともに質の向上を

推進する。

- ・緑化率の最低限度を定める地区計画などを効果的に活用し、まちづくりによるみどりの創出を誘導する。
- ・土地区画整理事業を施行すべき区域では、地域の特性に応じて、土地区画整理事業や緑化率を定める地区計画、緑化地域制度などを活用し、みどりあふれる市街地の形成を誘導する。
- ・緑化率に応じた容積率の緩和を行う制度を活用し、大規模な建築計画の開発区域内において、既存の緑の保全とともに、良好な生育環境と利用者の快適性などを確保したみどり空間の創出を誘導する。
- ・公園周辺の開発に際し公園側の緑化を促すなど、公共空間と民有空間とが一体となったみどりを創出する。
- ・都市開発諸制度等を適用した大規模建築物の建築や開発行為により創出される公開空地等においては、生物多様性の保全を目標として追加した「公開空地等のみどりづくり指針（改定）」に基づき、事業者と連携して良好なみどり空間を確保する。
- ・災害時には都市公園と連携した防災空間として民間の公園的空間を活用し、地域の防災性の向上を図る。
- ・開発の機会を捉え、緑化計画書制度を活用した在来種植栽や生態系に寄与する既存樹木の保存を推進するなど、生物多様性に配慮した緑地を創出する。
- ・既存のエリアマネジメント組織の活用や事業者が連携できるプラットフォームの構築、市民緑地認定制度などの活用に加え、エリアマネジメント活動を支援する仕組みを構築していく。

（２）環境負荷の少ない都市の形成に関する都市計画の決定の方針

①エネルギーの有効活用に関する方針

- ・中核的な拠点や活力とにぎわいの拠点、地域の拠点などでは、都市再生特別地区や都市開発諸制度などを活用した複合開発により、最先端の省エネ技術、未利用エネルギー、再生可能エネルギーなど（太陽光や水素エネルギー等）の積極的な導入を促す。また、地域冷暖房施設などの導入・接続による地区・街区単位でのエネルギー利用を促進する。
- ・需要パターンの異なる建築物用途間でエネルギー融通を行い、エネルギー利用を効率化するため、多様な用途の複合化の誘導等により、環境負荷低減と活力・にぎわいの創出を両立できる開発を促進する。
- ・エネルギーの有効活用に当たっては、エネルギーの需要家や供給者を含め、関係者が多岐にわたることから、その調整を図ることが重要である。まちづくりの計画の初期段階において、エネルギーの有効活用を促進するための方針を自治体が策定するなど、事業者の取組を促す環境整備を行うことで、都市の低炭素化を積極的に推進する。

- ・拠点形成に際し、自立分散型の発電施設の立地を促進するとともに、再生可能エネルギーを蓄電池とともに積極的に導入しながらエネルギーの安定的な供給と事業継続性の確保を図る。
- ・再生可能エネルギー発電施設などの設置に当たっては、都有施設で率先して導入するとともに、周辺環境との調和に十分配慮し、建築物の屋根、駐車場の上部空間など、都市の様々な場所を活用する取組を促進する。

②環境に優しい建築物の普及に関する方針

- ・エネルギー性能評価に重点を置き、「東京都建築物環境計画書制度」にゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）等、ゼロエミッションの考え方を取り入れ、活用することなどにより、省エネルギービルの普及を促進する。
- ・環境性能の高い建築物が不動産市場で評価されるよう、ラベリング制度の充実強化を図る。
- ・家庭でのエネルギー利用の高度化を推進するため、家庭用燃料電池や太陽光発電、エコハウスなどの普及とともに、IoT や AI などの先端技術を活用する。

③環境負荷の少ない交通体系の形成に関する方針

- ・三環状道路などの広域交通ネットワークの整備による、都心部などへの通過交通の流入抑制、道路と鉄道との立体交差化の推進、交差点改良の推進などにより、交通渋滞を解消し、都市全体でCO₂排出量を削減する。
- ・環境負荷の少ない交通体系を実現するため、パーク・アンド・ライドや駐車マネジメントの取組、集約的な駐車施設の検討、自転車利用の促進など、TDM 施策の導入を促進する。
- ・歩行者、自転車、自動車のそれぞれが安全で快適に行き交うことができる道路空間を確保するとともに、環境負荷の少ない交通手段として見直されている自転車や、環境性能が高い電気自動車などゼロエミッションビークルの更なる利用促進を図る。

④CO₂吸収源となる緑の保全・創出に関する方針

- ・CO₂の吸収源である既存の緑を保全するとともに、都市計画公園・緑地の整備及びまちづくりと併せた緑の保全や創出を推進する。

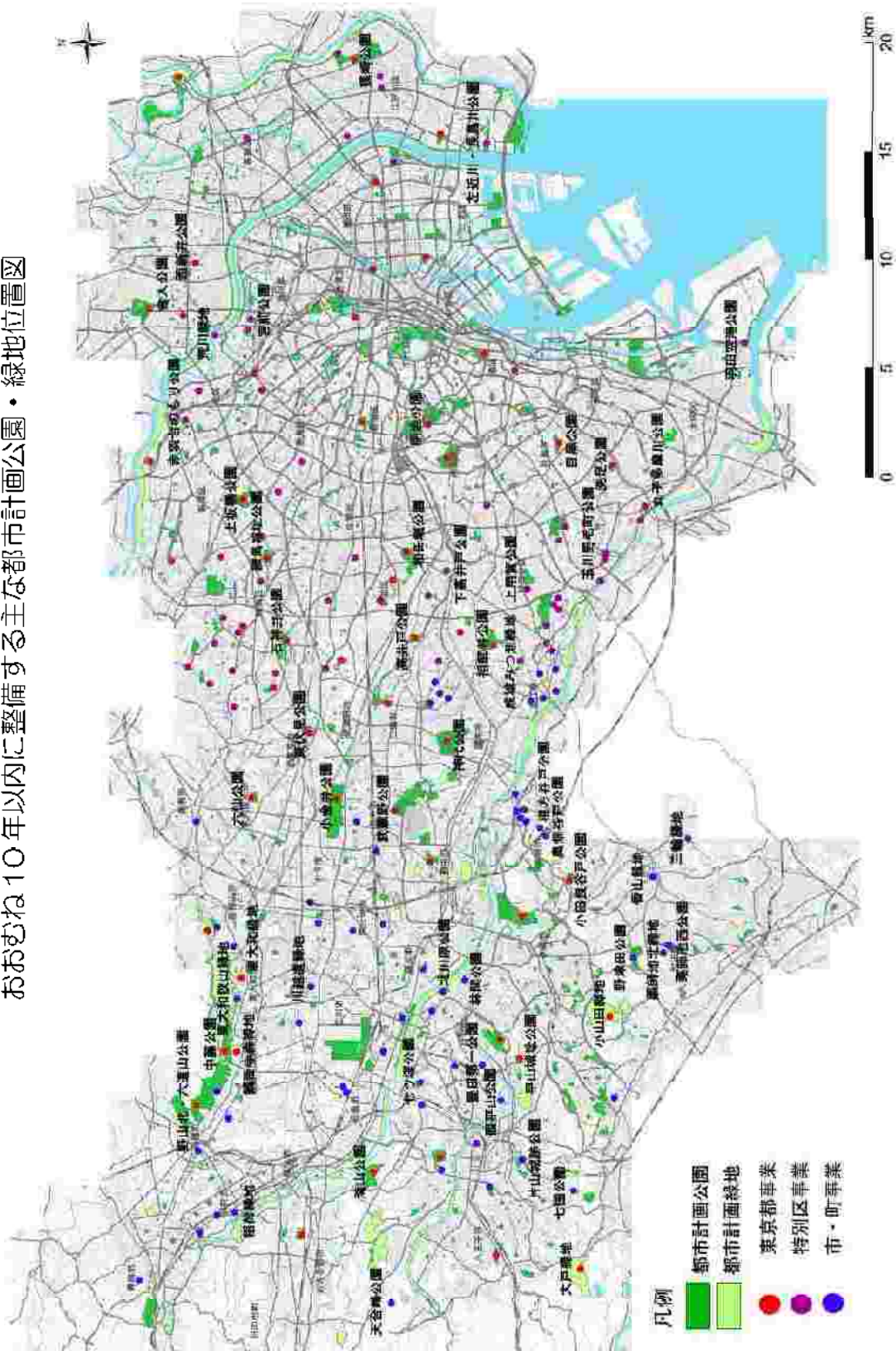
（3）ヒートアイランド現象の緩和に関する方針

- ・ヒートアイランド現象を緩和するため、建築設備から排出される人工排熱の低減、熱の有効利用による都市排熱の低減、公園・緑地の整備、建築物や敷地などの緑化を促進するとともに、道路の遮熱性舗装や保水性舗装の整備などの対策を推進する。

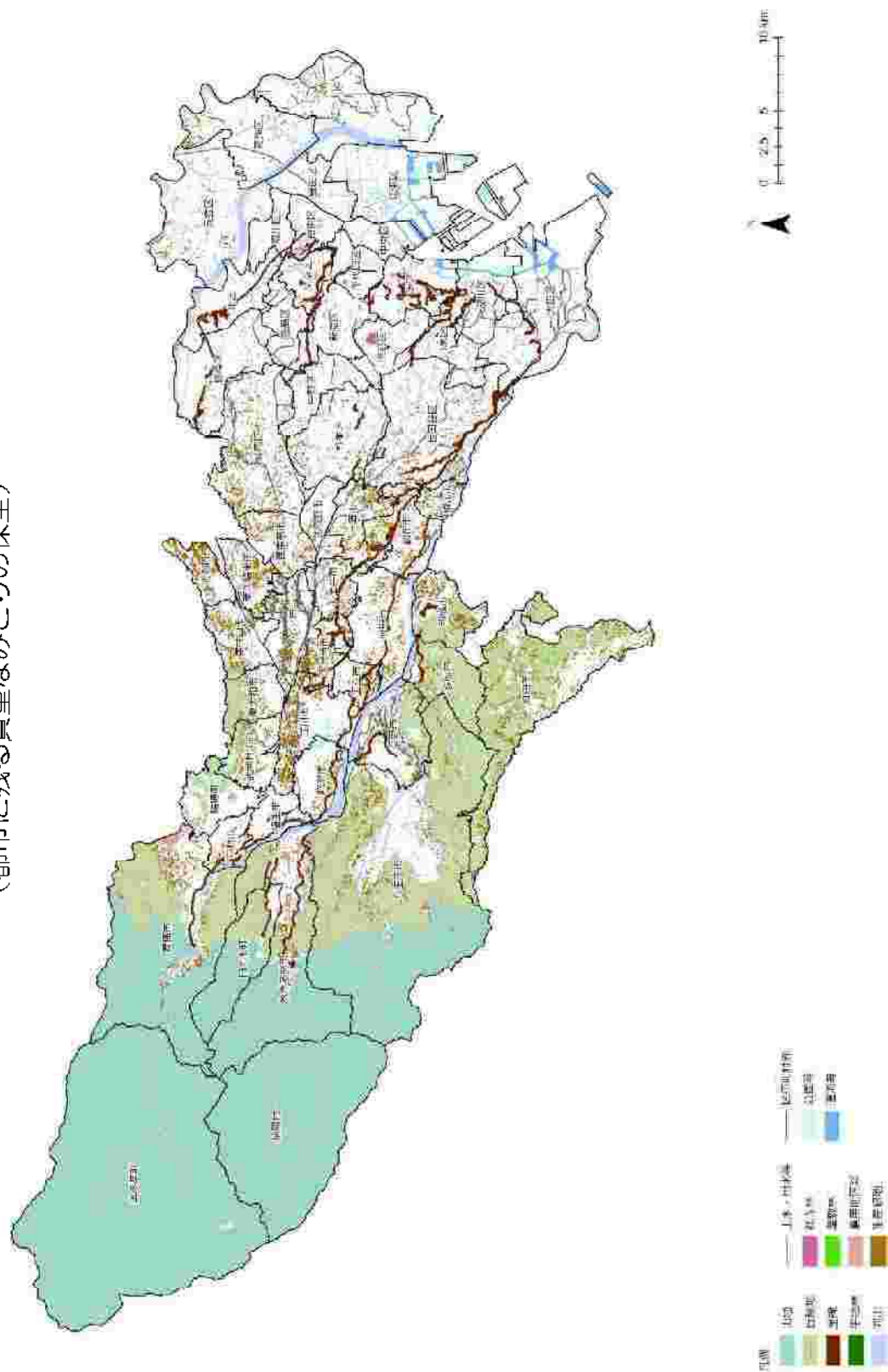
（４）循環型社会の形成に向けた方針

- ・廃棄物の 3R・適正処理を促進させて、サプライチェーン全体を視野に入れた持続可能な資源利用を推進する。

おおむね10年以内に整備する主な都市計画公園・緑地位置図



みどりの系統図
(都市に残る貴重なみどりの保全)



6 四季折々の美しい景観形成（都市景観に係る主要な都市計画に関する方針）

（1）景観の形成に関する基本的な方針

- ・東京が高度に成熟した都市として、ゆとりある公共空間の創出などを推進するとともに、開発に際し、3D都市モデルの活用による景観シミュレーションを行う等、AIやICTなど先端技術も活用しながら周辺環境と調和の取れた景観を形成する。
- ・東京都景観計画等により、東京都全体として美しく風格のある都市景観の形成や魅力のある拠点の景観形成を図る。
- ・東京全体から見て、特に景観構造の主要な骨格となっている地域や、共通の景観特性を持ち、ある一定の広がりを持った地域を景観基本軸等として定め、広域的に調和の取れた景観の形成を図る。
- ・区においては、東京都景観計画との整合を図りつつ、地域特性を生かしたよりきめ細かな取組を行うこととする。
- ・歴史的価値の高い建築物や庭園などの保全、景観基本軸における景観誘導等により、魅力的な景観を形成するとともに、江戸、明治、大正、昭和など、それぞれの時代の雰囲気を感じられる街並みの保全・再生やものづくりなどの伝統的な地場産業や生活文化の価値を高めるまちづくりを誘導する。
- ・開発の機会等を捉え、歴史的建造物や土木遺産、江戸文化などの保全を図るとともに、質の高い建築デザインを誘導する。

（2）風格ある景観の形成に関する方針

- ・皇居周辺においては、内濠のみどりや水辺など皇居周辺の優れた景観を保全するとともに、それらと調和した良質な建築デザインを積極的に評価し、首都東京の顔にふさわしい景観を形成する。
- ・国会議事堂、東京駅丸の内駅舎など、首都東京の象徴性を意図して造られた建造物を中心に、これらの周辺で計画される開発では、風格ある街並みと調和した景観を誘導する。
- ・文化財庭園等景観形成特別地区（浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園、清澄庭園、新宿御苑、小石川後樂園、六義園、旧岩崎邸庭園、旧古河庭園、向島百花園、旧安田庭園及び小石川植物園）は回遊しながら眺望を楽しむことのできる魅力ある歴史的な景観資源となっている。これらの地区について、東京都景観計画との整合を図りつつ、庭園内部からの眺望を意識した景観を誘導することにより、庭園などの魅力の向上を図る。
- ・都市再生緊急整備地域などの都市再生が進む地域では、風格、潤い、にぎわいのある街並みを形成するよう誘導し、都市活力の維持・発展とともに、新たな個性や魅力ある景観を創出する。
- ・「隅田川景観基本軸」の区域は、古くからのにぎわいある文化や、歴史的建造物を生かしながら、都市再生を進めていく。同時に、連続する川の水面の眺望と開放感

ある隅田川の景観が生きる街並み景観の形成を図る。

- ・「臨海景観基本軸」の区域においては、海と後背地に広がる都心景観を生かし、東京の玄関口としてふさわしい風格ある景観の形成を進める。
- ・「神田川景観基本軸」の区域においては、これまで蓄積されてきた歴史性、文化性、界わい性等を生かすとともに、水と緑の一体感が連続して感じられる河川景観の形成を図る。
- ・「水辺景観形成特別地区」においては、水辺を生かした観光まちづくりと連携し、東京を訪れる人に印象的で魅力的な景観の形成を進める。

（３）水や緑と調和した景観の形成に関する方針

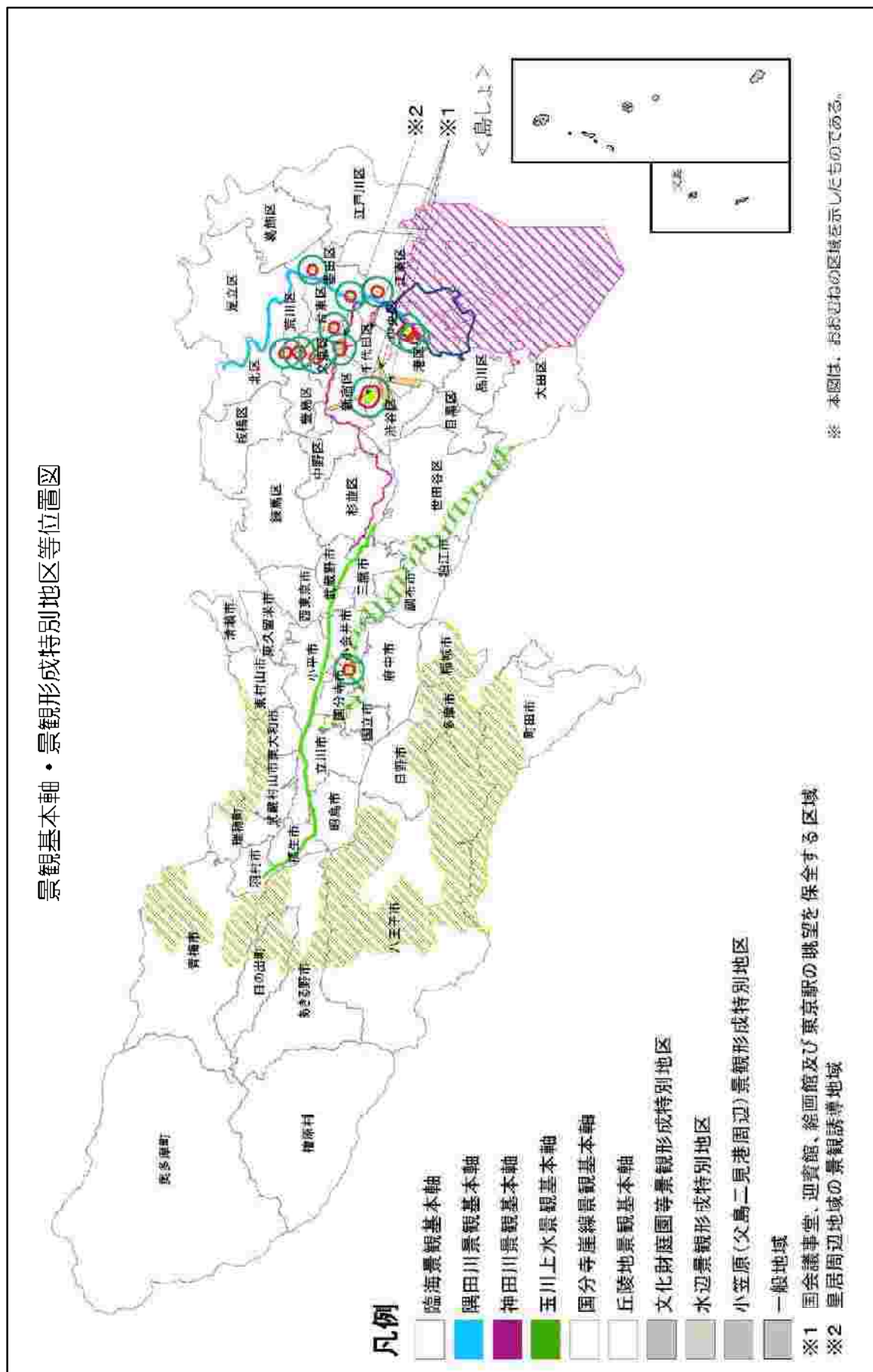
- ・東京における景観構造の主要な骨格を形成している景観基本軸（玉川上水景観基本軸及び国分寺崖線景観基本軸）については、特色ある自然や地形を保全するとともに、これらと調和した良好な景観の形成を推進する。
- ・崖線など、東京を特徴付ける景観が連続している景観基本軸（南北崖線軸、都心東西軸及び下町水網軸）については、特色ある自然や地形と調和した良好な景観を誘導する。
- ・江戸時代に造られた土木遺産としての歴史的価値を持つ玉川上水は、その周辺地域に存在する社寺やまとまった雑木林とともに、地域のまちづくりの中で生かしていく。さらに、農地や屋敷林とも関連させてネットワーク化を図るなど、地域の生活に密着したみどり豊かな景観の形成を進める。

（４）都市づくりと連携した景観の形成に関する方針

- ・都市開発諸制度などを活用した建築計画については、大規模で周辺の景観に与える影響が大きいことから、東京都景観条例に基づく事前協議制度により、良好な景観の形成に資するよう適切に誘導する。
- ・大規模建築物などが複数計画される区域においては、一体的な景観の形成を図るため、東京都の事前協議制度に定める「特定区域景観形成指針」の制度を活用するなど、地域の個性を生かした景観を誘導する。
- ・街並み景観の形成を図る区域は、地区計画、景観地区などを活用し、建築物や屋外広告物に関する形態・意匠、色彩の基準、高さ制限などを定め、地域の特性を生かした景観の形成を図る。
- ・東京の歴史・文化を代表する地区などにおいて、地域の自主的な街並み景観づくりの取組を支援し、魅力のある街並み景観を誘導する。また、歴史的建造物などを中心に、歴史的な雰囲気が残された街並みを保全するため、東京都景観計画との整合を図りつつ、地域の特性を生かした歴史的景観の形成を推進する。
- ・道路、橋梁(りょう)、河川、公園などの公共事業においては、「公共事業の景観づくり指針」により、良好な景観を備えた都市づくりを進めていく。

- ・中核的な拠点や活力とにぎわいの拠点、地域の拠点など、多くの人が利用し、まちの顔となる道路において無電柱化を加速し、良好な景観形成や回遊性の向上、バリアフリー化を促進する。
- ・夜間の景観は、品格や落ち着きを持った明るさを抑制すべき地区、夜のにぎわいや活気を演出する地区など、土地利用の特性に応じた照明により、都市全体の夜間景観にメリハリを付け、ダイナミックな都市構造を光で表現する。
- ・また、長い歴史の中において形成されてきた各地域は、その形成時期により景観特性も異なるため、景観特性に応じた照明により、地域の個性を生かしていく。
- ・木造住宅密集地域の改善等に併せて、地域の特性を生かした魅力的な住宅市街地への再生に向けた取組を進める。

景観基本軸・景観形成特別地区等位置図



Ⅱ 輝かしい東京の実現に向けた主な計画 (主要な都市施設などの整備目標)

主要な都市計画の決定の方針を踏まえ、関係機関などとの調整を図りながら実施していく。おおむね10年以内に整備を予定している主な事業は以下のとおりである。

なお、地域に根ざした事業については、関係機関と調整を図りながら、区市町村マスタープランなどで定めるものとする。

＜土地利用＞

整備内容	整備目標
羽田空港跡地におけるまちづくり	2025年度(予定) 羽田空港跡地第1ゾーン整備事業のための都市基盤施設整備(土地区画整理事業)完了

＜都市施設＞

○交通施設

整備内容	整備目標
東京外かく環状道路の整備率(首都圏全体)	東京外かく環状道路:58%(2019年度末) →早期開通に向け整備を促進
首都高速道路の大規模更新等	大規模更新 【1号羽田線、3号渋谷線、都心環状線】 大規模修繕 【都心環状線、3号渋谷線など55km】
環状第4号線(港区港南～白金台)の整備	2032年度開通予定
環状第2号線(中央区晴海～港区虎ノ門)の整備	2022年度開通予定
東京圏の鉄道のピーク時平均混雑率	165%(2014年)→150%(2030年)
東京外かく環状道路のジャンクションなどの周辺地区(世田谷区、練馬区)	道路整備と合わせた市街地整備に向けた調査及び検討を進める。
リニア中央新幹線の整備	名古屋までの開業(2027年) 大阪までの開業(2045年) ※国の財政投融资により最大8年前倒し
連続立体交差事業	京成押上線(四ツ木駅～青砥駅間) 西武新宿線(中井駅～野方駅間) 京王京王線(笹塚駅～仙川駅間) 東武伊勢崎線(竹ノ塚駅付近)

	東武伊勢崎線 (とうきょうスカイツリー駅付近) J R 埼京線 (十条駅付近) 京浜急行本線 (泉岳寺駅～新馬場駅間)
駅施設におけるエレベーターなど段差解消の整備率	必要な駅において 100% (2030 年)

○下水道

整備内容	整備目標
下水道管や施設 (水再生センター、ポンプ所等) の再構築	下水道管は、第一期再構築エリアの再構築を完了 (2029 年度)、引き続き、次期再構築エリアの整備を推進。 施設は補修等により延命化し、機能向上が必要な施設から順次再構築を推進
浸水対策 (下水道施設の整備)	50 ミリ施設整備及び 75 ミリ施設整備等を推進するとともに、対象地区の追加を検討

○河川

整備内容	整備目標
時間最大 75 ミリ、65 ミリの降雨に対する河道、調節池などの整備	環状第 7 号線地下広域調節池等 8 施設の整備
高潮防御施設の整備	おおむね完了
江東内部河川の整備	おおむね完了
東部低地帯の耐震・耐水化の整備	おおむね完了

<都市防災>

○災害に強い都市の形成

整備内容	整備目標
市街地の延焼を遮断し、避難路や緊急車両の通行路となる特定整備路線の整備	2025 年度までに全線整備

○水害に強い都市づくり

整備内容	整備目標
対策強化流域における流域対策	時間 6 ミリ降雨相当分の雨水流出抑制を実現 (2024 年)

<自然的環境の整備又は保全>

○公園などの整備

整備内容	整備目標
一人当たりの公園緑地など（都市公園、海上公園、条例公園など）の面積	おおむね 10 m ² （都全体）

おおむね 10 年以内に整備する主な都市計画公園・緑地	
東京都事業	明治公園、目黒公園、祖師谷公園、和田堀公園、高井戸公園、上板橋公園、練馬城址公園、石神井公園、舎人公園、篠崎公園 など
特別区事業	洗足公園、丸子多摩川公園、羽田空港公園、上用賀公園、玉川野毛町公園、成城みつ池緑地、下高井戸公園、荒川緑地、赤羽台のもり公園、宮前公園、西新井公園、左近川・長島川公園 など

人が輝く東京の個性ある地域づくり（特色ある地域の将来像）

拠点や主な生活の中心地などの将来像について以下に示す。

（１）中枢広域拠点域

①国際ビジネス交流ゾーン

地域	将来像
大手町 丸の内 有楽町	○高度なオフィスビルや外国企業を含む本社機能などの高次の業務機能、国際交流やカンファレンス機能を有する MICE、宿泊施設など、国際的なビジネス・交流機能が集積し、豊かなみどりと美しい眺望景観を備えた、ゆとりと風格のある中核的な拠点を形成 ○建築物と都市インフラの耐震化や帰宅困難者の一時待機施設の確保、エネルギー確保の多様化、地下空間の浸水対策などが進み、大規模災害時でも事業継続できる防災機能や都市インフラが強化された高度防災都市を形成 ○都市再生特別地区や都市開発諸制度などにより、資産運用やフィンテックに代表される金融などの国際ビジネス・交流機能が高度に集積し、イノベーションが生まれ続ける拠点の形成や広域交通結節機能と日本橋川の水辺環境等の観光資源を生かした国際的な商業・観光エリアを形成 ○ゆとりのある充実した歩行者空間の形成、日本橋や神田などの周辺地区との連携、エリアマネジメントによる地域の魅力向上の取組などにより、回遊性が高く、にぎわいや交流を生み出す地域を形成 （大手町） ・国際金融の拠点機能や、情報通信・メディア機能の融合及び通信基盤を生かした、新産業を創造し、国際ビジネスのハブとなる中核的な拠点を形成 ・東京駅日本橋口前では、基幹的なインフラ施設の更新に併せ高次の業務機能の集積が図られるとともに、東京駅と周辺とのアクセス性が高められ、高度な防災機能を有する広場的空間を備えた象徴的な拠点を形成 ・神田方面へとつながる仲通りの延伸や、日本橋川に沿った公園・緑道空間などの整備により、みどり豊かな憩いとにぎわいのある空間を創出 （丸の内） ・創建当時の姿に復原された東京駅丸の内駅舎と、都市の広場や行幸通り及び周辺街区において統一感のとれるよう整備された建築物により、首都のランドマークにふさわしい歴史と風格ある街並みを有する中核的な拠点を形成 ・丸の内仲通りなどでは、地域の魅力や価値向上を図るため、エリアマネジメントにより質の高い公共空間を地域自ら維持管理するとともに、公民協働による安全性・利便性・快適性に配慮した街路環境と、商業、文化などの多様な機能が集積した、快適でみどり豊かなにぎわいのある区部中心部の交流空間を形成

大手町 丸の内 有楽町	(有楽町) ・駅周辺の市街地の機能更新が進み、業務、商業、観光、文化・交流、MICE など多様な機能が集積したにぎわいと回遊性のある国際色豊かな中核的な拠点を形成 ・東京高速道路（KK線）は、自動車専用の道路としての役割から、新たな公共的空間へ転換し、緑豊かな歩行者中心の空間（空中回廊）として再生
日本橋 八重洲 京橋	○土地の集約化や街区再編により、国際的な業務や商業などの機能が高度に集積し、駅前広場等の交通結節機能が強化され、自立分散型エネルギーが確保された利便性が高く災害にも強い中核的な拠点を形成 ○都市機能の更新を通じて、歴史や文化と調和し、魅力のあるまちを形成 (日本橋) ・都市再生特別地区や都市開発諸制度などにより、金融関連や製薬関連産業の本社機能が高度に集積し、宿泊・滞在・居住機能などを備えた国際金融・ビジネスの中核的な拠点を形成 ・日本橋川の水辺環境を生かしたまちづくりや、それと連携した首都高速道路の地下化、舟旅の活性化などにより、日本橋を中心に老舗や江戸文化を生かした美しく魅力的な景観を備えた国際的な商業・観光エリアを形成するとともに、重要文化財に指定されている近代建築などの保存・再生により、歴史や文化と調和し、風格とにぎわいのある魅力的な街並みを形成 (八重洲・京橋) ・東京駅八重洲口及びその周辺では、駅前の広場空間整備や都市開発事業と連携したバスターミナルの整備などによる交通結節機能の強化、街区再編による地上・地下の歩行者ネットワークの充実による回遊性の向上などが進むとともに、東京の玄関口にふさわしい風格ある街並みを有する中核的な拠点を形成 ・東京高速道路（KK線）は、自動車専用の道路としての役割から、新たな公共的空間へ転換し、緑豊かな歩行者中心の空間（空中回廊）として再生
銀座	・老舗店舗、百貨店などの様々な商業施設、ホール、ギャラリーなどの文化・交流施設及び業務等の多様な都市機能が高度に集積し、高質で国際的な商業・観光の中核的な拠点を形成 ・地上・地下における歩行者ネットワークの快適性の向上などが進むとともに、中央通りなどに面して、建築物のスカイラインや壁面の位置などが統一された魅力ある街並みを形成 ・東京高速道路（KK線）は、自動車専用の道路としての役割から、新たな公共的空間へ転換し、緑豊かな歩行者中心の空間（空中回廊）として再生
八丁堀・ 茅場町	・公共・公益施設の再編や土地の高度利用により、金融・業務機能の高度な集積に加え、商業や生活利便施設、住宅などが立地し、日本橋・東京駅前及び

	大丸有地区等へのアクセス性を生かした、活力とにぎわいの拠点を形成
人形町	・建築物の更新やリノベーションが行われ、個性のある飲食店や商業施設、小規模なオフィスなどが集積した、歴史や文化が感じられる活力とにぎわいの拠点を形成
霞が関・永田町	・我が国の政治・行政の中心としての中核機能が高度に集積するとともに、皇居、日比谷公園や、国会議事堂、法務省旧本館などの歴史的建造物とが調和した、重厚で風格のある中核的な拠点を形成
日比谷・内幸町	・オフィスビル、商業施設、劇場や映画館などの施設を生かした、国際的な芸術・文化、宿泊、エンターテインメント機能などが高度に集積し、にぎわいや交流の生まれる中核的な拠点を形成 ・日本初の洋風近代公園である日比谷公園や、劇場、映画館などの既存の文化・交流機能などを生かし、計画的・段階的に市街地が更新され、中枢業務機能と商業・文化・交流機能とが複合した、歴史と文化が香り、回遊性と風格のあるビジネス拠点を形成 ・駅周辺では、回遊性を向上させる快適な歩行者ネットワークの強化、日比谷公園と連続する憩いやにぎわいの核となる広場空間の創出、地域主体のエリアマネジメントによる質の高い管理、文化・交流機能の集積をはじめとした多様な機能の導入などにより、エンターテインメント性豊かな魅力ある都市空間を形成 ・安全、快適かつ自由に多様な人々が訪れることができるよう、日比谷公園と周辺のまちとのアクセシビリティを向上し、回遊性を確保
六本木 虎ノ門	○高層建築物が建ち並び特色ある個性的な街区が織りなす市街地において、国際色豊かな業務、商業・エンターテインメント、文化、宿泊、居住、医療、教育などの多様な機能が、相互に連携する複合開発により高度に集積し、外国人にとっても暮らしやすく、交流の生まれる中核的な拠点を形成 ○エリアマネジメントによる地域の魅力向上、アート・デザイン関連施設の集積、歩行者空間のネットワーク化などにより、回遊性が高く、活発な交流の生まれる地域を形成 ○駅を中心とした交通結節機能の強化や、防災性を向上させる緑豊かなオープンスペースや公園機能の充実、自立分散型エネルギーの確保、周辺の住宅地と調和した高度利用が進み、高層建築物を中心とした、魅力のある拠点を形成 (六本木) ・六本木から麻布十番では、六本木駅周辺の都市基盤整備による地下鉄やバスの乗り継ぎなどの交通結節機能の強化や、業務、商業、居住、教育、文化、国際交流などの多様な機能の集積、文化会館や庭園などの資源をいかした市街地の更新により、安全・安心な環境にも配慮した中核的な拠点を形成

六本木 虎ノ門	・国立新美術館などのアートやデザイン関連施設が集積し、最先端の都市文化・情報を発信する拠点を形成 ・六本木通り沿道では、地下鉄駅や幹線道路の交差点などを中心とした歩行者空間の充実、ネットワーク化が進み、回遊性の高い、みどりのにぎわいのある魅力的な複合空間を形成 (虎ノ門) ・環状第2号線の開通を契機に、地下鉄駅の新設や改良、地下歩行者通路、バスターミナルの整備など、交通結節機能を強化するとともに、街路樹の充実によるみどりの軸の形成、沿道のまちづくりによる緑化が進み、広がりや厚みのあるみどりを形成 ・周辺の市街地においては、敷地統合などによる機能更新の促進や土地利用転換に併せた地区の骨格を形成する道路の整備、公共交通などへのアクセスを高める歩行者ネットワークを整備し、商業・居住・医療・教育・宿泊機能など、国際的な生活環境を備えたビジネス・交流の拠点を形成 ・増上寺等の歴史的資源の保全・活用や、みどり空間の拡充・創出が進むとともに、周辺地域と連携し、国内外に東京の魅力を発信する、観光・ビジネス・交流などの機能が集積した中核的な拠点を形成
神田	・土地の集約化や街区再編により、業務、商業、居住機能が高度に集積するとともに、表通りのみならず、雰囲気のある路地空間が活用され、下町らしさも残る、活力のにぎわいの拠点を形成 ・日本橋川沿いでは、防災船着場を活用した船の利用による観光周遊の場が整備されるとともに、大手町からつながる延伸された仲通りにより、憩いのにぎわいのある空間を創出
秋葉原	・つくばエクスプレス、JR線及び地下鉄の充実したターミナル機能を有する交通結節性を生かし、ICT関連企業を中心とした業務機能が高度に集積し、業務・商業、文化機能などの集積と産学の連携を促進するとともに、アニメなどの日本独自のコンテンツを世界にも発信する活力にあふれた中核的な拠点を形成 ・電器店やサブカルチャーなどの個性的な商業施設の集積や、神田川沿いの親水空間を生かし、独自の文化を世界に発信し、国内外から人々が集まる観光・交流の拠点を形成 ・神田川沿いでは、防災船着場を活用した船の利用による観光周遊の場が整備され、にぎわいを創出
御茶ノ水	(御茶ノ水) ・商業、業務、居住機能などの集積が進み、大学、病院や楽器店が数多く立地する特性を生かすとともに、エリアマネジメントの取組等により、交流が生

御茶ノ水	まれ、活力とにぎわいの拠点を形成 ・JR御茶ノ水駅周辺では、駅舎のバリアフリーや交通広場の整備に併せて業務、商業などの集積が進み、湯島聖堂やニコライ堂など歴史的な資源や神田川と調和した景観が保全・創出された魅力的な交通結節点を形成
新橋	○街区再編や建築物の更新が進み、業務、商業、居住機能等が高度に集積し、起業家やスタートアップ、ベンチャー企業が集まり、イノベーションが生まれ続けるビジネス交流の中核的な拠点を形成 ○まちの活力や雰囲気を生かしながら、駅の改良や駅周辺の整備による交通結節機能の強化、虎ノ門地区等との連携などが進み、にぎわいがあふれ、交流が活発化 (新橋) ・環状第2号線の沿道地域において老朽化した建築物の機能更新が図られることにより、業務・商業・居住機能などの集積が進むとともに、街路樹の充実や沿道の緑化が進むことにより、広がりや厚みのあるみどり豊かな都市空間を有する中核的な拠点を形成 ・東京高速道路（KK線）は、自動車専用の道路としての役割から、新たな公共的空間へ転換し、緑豊かな歩行者中心の空間（空中回廊）として再生（汐留） ・区部中心部と臨海部との結節点である汐留では、業務、商業、文化、居住などの機能集積が進むとともに、地域主体のエリアマネジメントにより、質の高い都市空間を形成 ・浜離宮恩賜庭園からの眺望に配慮した景観形成が進められるとともに、先進的なエリアマネジメントの取組が行われ、ゆとりとにぎわいのある拠点を形成
浜松町・竹芝	・都有地を活用した都市再生ステップアップ・プロジェクトなどにより、業務、商業、宿泊、居住、交流、文化などの機能が集積するとともに、駅改良や歩行者空間の整備により交通結節機能や回遊性が向上し、羽田空港や伊豆諸島・小笠原諸島との結節点にふさわしい観光の拠点として活力とにぎわいの拠点を形成 ・東西自由通路の整備や東京モノレール浜松町駅などの改良をはじめ、周辺市街地との回遊性の向上を図る歩行者デッキネットワークの整備などにより、交通結節機能が向上 ・エリアマネジメントなどにより、帰宅困難者対策、エネルギー連携などの防災対応力の強化や、地域の魅力を向上するにぎわいの創出などを進め、災害に強く質の高い市街地を形成
品川	○リニア中央新幹線の始発駅となる品川駅周辺では、駅の再編、環状第4号線などの道路ネットワーク、国道15号の上空デッキ、駅前広場及び歩行者ネッ

品川	トワークなどの都市基盤の整備が進み、国内外の各都市とつながる利便性の高い広域交通結節点としての中核的な拠点を形成 ○東京湾からの「風の道」の確保、大規模公園、緑地、運河などを活用した水と緑のネットワークの形成、下水熱の有効利用など、環境に関する先端的な取組が進んだまちを形成 （品川） ・今後整備されるリニア中央新幹線、羽田空港など国内外への広域アクセスの利便性などを生かし、国際的な業務機能とこれを支えるカンファレンス、商業、宿泊、居住、研究、MICE施設等の国際交流機能、移動・観光支援機能などの多様な機能が高度に集積し、様々な交流とイノベーションが生まれ続ける中核的な拠点を形成 （天王洲・北品川） ・内陸部や空港へのアクセスの利便性を生かし、都市基盤の整備や土地の高度利用などにより、業務・商業、居住、文化などの機能が複合し、安全で快適な都市創造と良好な都市景観を有する地域を形成 ・護岸や遊歩道の整備や水辺に顔を向けた商業施設・文化交流施設の立地が進むとともに、運河沿いの緑化やライトアップ、ストリートアートの展開などにより、回遊性があり個性豊かでにぎわいのある水辺の景観を形成 ・中核的な拠点名川の南の玄関口として、旧東海道品川宿や品川浦周辺の水辺など良好な環境を有し、文化性を兼ね備えた国際交流都市のまちづくりを推進
田町・三田	・大規模な低未利用地において業務・商業・文化機能が複合した開発や、既存市街地の街区再編・機能更新などにより、計画的な土地利用転換が進むことで、快適な歩行者ネットワークや縦横に巡る運河を生かした水辺の住宅などからなる、魅力的な活力とにぎわいの拠点を形成 ・区部中心部に近接した利便性と、恵まれたみどりや運河の水面を生かし、魅力的なデザインの都市型住宅が立地する居住の拠点を形成
飯田橋	○交通結節機能の強化、高経年マンションや業務ビルの建替え、公共施設の整備と合わせ、高度利用により、業務・商業、文化・交流、医療、教育など複合的で多様な機能が集積し、活力とにぎわいの拠点を形成 （飯田橋） ・JR飯田橋駅周辺では、業務、商業、宿泊、住宅、教育、医療施設などが集積し、西口・東口の交通広場の整備や駅舎の再整備などによる安全で快適な空間と、外濠をはじめとする歴史的資源やみどりと調和した景観を形成し、魅力的な拠点を創出 （神楽坂） ・地区計画などを活用して、歴史的な文化・景観を保全しつつにぎわい交流機能を備えたまちの形成や、風情ある坂や路地の街並み、個性的な店舗など、

飯田橋	独自の文化を発信するまちの魅力の継承など、際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成
神保町・九段下	・書店が数多く立地する特性を生かすとともに、交通結節機能の強化や公共施設の整備と合わせ、高度利用により、業務、商業、文化・交流、教育など複合的で多様な機能が集積し、活力とにぎわいの拠点を形成 ・九段下駅周辺では交通結節機能及び歩行者ネットワークの強化を図り、内濠や日本橋川等の歴史的な水辺空間と調和した建築物の更新と高度利用により、業務、商業、行政、文化・交流など複合的で多様な機能が集積し、活力とにぎわいの拠点を形成
四ッ谷・市ヶ谷	・駅周辺や幹線道路沿道の建築物の更新が進むとともに、交通結節機能の強化と合わせた高度利用により、業務・商業、文化・交流、医療、教育など複合的で多様な機能が集積した活力とにぎわいの拠点を形成 ・高経年マンションや業務ビルの建替えの進行により、業務、商業、行政施設などの大規模な敷地内に豊かな緑が確保された、成熟した複合市街地を形成 ・みどり豊かで魅力的な外濠沿いの景観や自然環境の保全、更なるみどりの創出とともに、それらと調和した建築物の更新と高度利用を図ることにより、宿泊、業務、商業、居住などの機能集積が進んだ、国際交流機能を備えた複合市街地を形成
新宿	○乗降客数日本一のターミナル駅を中心に、業務・商業、交流、観光、宿泊、医療、居住などの多様な機能の高度な集積を生かし、国際的に東京の発展を先導する中核的な拠点を形成 ○新宿グランドターミナルの再編を進めるなど、巨大ターミナルにふさわしい交通結節機能を備えるとともに、再編を契機とした新宿駅周辺地区のまちづくりにより、個性ある各地区をつなぎ、高質で重層的な歩行者空間等が整備され、にぎわいや交流を生む人中心のまちを形成 ○個性的な商業施設や、芸術・文化、娯楽などの多様な機能が集積し、訪れて楽しく、活力が感じられるまちを形成 ○都市再生特別地区や都市開発諸制度などの活用により、交通結節機能の強化と併せ、多様な機能が集積した中核的な拠点を形成。また、高度な都市機能が集積する中、老朽化し機能更新が求められている市街地を、街区再編まちづくり制度の活用などにより、共同化や個別建替えを促進することで、にぎわいを維持・増進しながら防災性を向上 (新宿駅西口) ・交通広場周辺では、交流の結節点にふさわしい商業・業務機能を充実させるとともに、超高層オフィス街においては、時代に対応した機能更新やビジネス支援機能の強化や、地域主体のエリアマネジメントの取組等により、活発な交流を創出。また、業務・商業、宿泊、医療など多様な機能の連携やみど

新宿	り豊かな空間の魅力増進により、先端技術も取り入れながら活発な都市活動を支える質の高いビジネス空間を形成 (新宿駅東口) ・商業機能などが集積したまちの魅力を生かしつつ、街区再編まちづくり制度の活用などにより市街地の機能更新を図るとともに、歩行者が快適に回遊できる都市空間の形成と国際的な商業拠点としてにぎわいのあるまちづくりを推進。また、地域主体のエリアマネジメントの取組等により、まちの更なるにぎわいと魅力を向上 (新宿駅南口) ・高速バスやタクシーなどの乗り入れが可能なバスタ新宿に加え、交通広場や歩行者空間の整備が進み、更に利便性の高い交通結節点を形成 (歌舞伎町) ・街路整備などにより回遊性のある訪れて楽しい歩行者空間が創出されるとともに、建築物の更新により文化、芸術、娯楽などの多様な機能が集積し、安全でにぎわいと活力が感じられる拠点を形成。また、地域主体のエリアマネジメントの取組等により、安心して快適な都市環境を形成 (西新宿五丁目) ・木造住宅密集地域において、防災生活道路の整備等、建築物の不燃化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成するとともに、良好な住環境と地域コミュニティを形成 (代々木駅周辺) ・駅周辺の市街地の更新により土地の高度利用を促進し、交通結節機能を生かした居住機能を充実するとともに、教育・文化、商業・業務など多様な機能の集積を図り、新宿御苑、明治神宮などのみどりや歴史的資源と調和した、みどり豊かでゆとりとにぎわいのある拠点を形成
富久・若松	・大規模医療・文化施設等を生かし、周辺の住環境と調和した業務、文化、医療、商業、居住が複合した良好な市街地を形成 ・環状第4号線（外苑西通り）の整備に併せ、街路樹と新たに創出される沿道の豊かなみどりが連続したゆとりある歩行者空間を創出
大崎・五反田	○土地の集約化や街区再編、土地利用の転換などが進み、業務、商業、居住、文化などの多様な機能の高度な集積が進んだ中核的な拠点を形成。特に、研究開発機関を中心とした企業の立地が進み、東京のものづくりをリードする拠点を形成 ○交通結節機能や道路ネットワーク、歩行者空間の改善が進むとともに、水辺空間や個性的な商業施設・飲食店等の集積を生かした、回遊性の高い、にぎわいが生まれる拠点を形成 ○目黒川沿いでは、桜が連なる遊歩道と一体となった公園・広場や敷地内緑地により、広がりのあるみどりの親水空間を形成するとともに、橋梁・護岸等

大崎・五反田	におけるライトアップによる潤いのある親水空間を形成 (大崎) - 大崎では、駅のターミナル機能を生かし、大規模低未利用地の計画的な土地利用転換や機能更新が進み、研究開発型産業を核とする業務、商業、文化、居住などの複合的機能を備えた、東京のものづくり産業をリードする、魅力とにぎわいのある中核的な拠点を形成 - 地域主体のエリアマネジメントによる継続的な公共空間の管理・活用や防災性向上等の取組により、魅力的で安全性の高い都市環境を形成 (五反田) - 五反田駅周辺では、小規模街区や幅員の狭い区画道路の再配置などにより、土地の高度利用や道路ネットワークの整理による大街区化された中核的な拠点を形成 - 木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、燃えない・倒れない安全な市街地を形成するとともに、良好な住環境と地域コミュニティを形成 - 目黒川において、舟運の拠点となる栈橋・広場が整備され、新たな交通結節点を形成 - にぎわい拠点施設の機能充実やIT・ベンチャー企業の集積が進み、多くの人が集う活力と交流の拠点を形成
目黒	駅周辺の更新が進むとともに、駅前にふさわしい機能の維持・充実や、にぎわいと魅力を創出する商業、業務、居住機能などの集積が進み、利便性の高い活力とにぎわいの拠点を形成
中目黒	- 商業、業務、居住の機能集積、個性的な店舗や飲食店、シェアオフィス、大学の立地などにより、アートや音楽、新たな働き方やライフスタイルなど、多様な文化や交流が生まれるまちを形成 - 目黒川と桜並木をはじめとしたみどり空間が身近に感じられる、回遊性が高く、憩いとにぎわいある地域を形成 - 駅周辺では、都市基盤の整備や都市機能の更新が進み、職・住・遊の多様な機能が集積した活力とにぎわいの拠点を形成
大橋	- 首都高速中央環状線と首都高速3号線とを結ぶジャンクション及び周辺区域とが一体的に整備され、居住・商業・業務機能が集積した拠点を形成 - 駅周辺の交通安全の確保、快適な沿道環境の整備及び商業機能の充実が図られ、便利で快適な日常生活の拠点を形成 - 目黒天空庭園（ジャンクション上部）をみどりと触れ合う地域の活動拠点として活用するとともに、目黒川と一体となった多様なみどりの空間を形成
渋谷	駅周辺の建築物の更新が進み、商業・娯楽施設、コンテンツ系産業、文化・交流機能等が高度に集積し、自立分散型エネルギーが確保された中核的な拠点を形成し、ファッションやエンターテインメントなどの先進的な文化を国内

渋谷	外へ発信 ・駅改良や駅前広場の整備やユニバーサルデザインのまちづくりが進むことにより、快適な歩行者空間の充実が進み、地区ごとに個性のある多様な商業・文化施設の集積を生かし、回遊性が高く、歩いて楽しい地域を形成 ・都市開発諸制度や都市再生特別地区などの活用により、交通結節機能の強化と合わせ、多様な機能が集積した中核的な拠点の形成を推進するとともに、駅周辺では、高い商業集積を生かして、老朽化し機能更新が求められている市街地を、地区計画や街区再編まちづくり制度の活用などにより、共同化や個別建替えを促進することで、にぎわいの維持・増進や防災性を向上 ・都市再生ステップアップ・プロジェクトにより都用地の土地利用転換が図られ、世界に向けた生活文化やファッション産業などの発信拠点を形成するとともに、歩いて楽しいまちを形成 ・再生された渋谷川の親水空間を軸に緑の遊歩道が整備されるなど、水と緑のネットワークを形成
恵比寿	・商業や業務の集積、個性的な飲食店や物販店の立地、質の高い住宅の充実などにより、ゆとりのある活力とにぎわいの拠点を形成
代官山	・旧山手通り沿道のゆとりある整った街並み景観を継承し、個性ある商業施設やカフェ、レストラン、コワーキングスペースなどが立地し新たなライフスタイルを創造する、際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成
代々木	・明治神宮に繋がる西参道エリアにおいては、歴史を感じる緑豊かな歩行者空間を形成するとともに、ライフスタイルの提案機能やクリエイティブ機能などの多様な機能が集積し、文化の交流を創出する活力とにぎわいの拠点を形成
千駄ヶ谷	・新国立競技場や関連施設の整備に伴う国内外から訪れる人の増加に合わせ、ふさわしい機能を駅前に集約し、土地の有効利用と高度利用を図り、緑あふれる安全で快適な歩行者空間を形成 ・歴史文化資源のある地域特性を生かし、国内外から人々が集う、伝統文化・芸術・教育機能が集積した際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成
原宿・ 明治神宮前・ 表参道・ 青山一丁目	・地下鉄駅周辺の市街地の更新を図り、ファッションやコンテンツ等の企業集積を図るとともに、表参道、青山通り、キャットストリート（旧渋谷川遊歩道）などの街並みや個性的な商業集積などを生かし、服飾雑貨等の生活文化の発信や交流を担う活力とにぎわいの拠点を形成 ・南青山では、地域特性に応じた住環境と業務、商業などの都市活動の均衡が取れた魅力的な複合市街地の形成に合わせて公園機能を確保し、青山霊園など一体となった地域の防災性の向上やみどり豊かで快適な都市空間を創出 ・市街地の更新の機会を捉え、土地の高度利用を図りながら、みどり豊かで

	職・住・遊が融合したまちを形成
神宮外苑	・スポーツ施設の更新、いちょう並木から絵画館を望む景観の保全、歩行者空間の整備、飲食店や商業施設の立地などにより、にぎわいと風格のあるスポーツクラスターを形成 ・迎賓館や青山霊園などの大規模な緑空間や歴史・文化景観が保全・活用され、周辺の住宅や商業・業務施設などと調和し、まちと緑が一体となった市街地を形成
明石町・ 築地・ 佃・ 月島・ 勝どき・ 豊海町・ 晴海	○区部中心部に近接した利便性とスーパー堤防の整備などにより創出されたウォーターフロントの特性を生かし、緑豊かなオープンスペースなどを備えた、超高層から低中層建築物までが組み合わせられ、多様で魅力的な複合市街地を形成 ○環状第2号線及び晴海通りでは、街路樹の充実を図ることによりみどりの軸とするとともに、沿道のまちづくりによる緑化が進み、広がりや厚みのあるみどりを形成 ○老朽建築物の建替えや計画的な土地利用転換などによって、道路整備及び都市型住宅や教育、福祉などの生活関連施設の整備が進むことにより、水辺と調和した魅力ある街並みを形成 ○地区ごとの特色や、舟運、水辺の環境などを生かし、地区間で相互に連携を図りながら、東京の新たな成長を創り出す場所としてふさわしい機能を導入 ○都市基盤の整備や土地利用の転換が進み、外国人を含む様々な人々に対応した住宅、宿泊、商業、文化施設等が修集積し、質の高い住環境と水辺や下町風情とが調和した、魅力のある拠点を形成 (築地) ・浜離宮恩賜庭園や銀座、隅田川、そして食文化など、魅力的な資源を有する地域のポテンシャルを生かしつつ、国際会議場等の機能を中核としながら、文化・芸術、スポーツ・ウェルネスなどの機能が融合して相乗効果を発揮し、国際的な交流が促進される活力とにぎわいの拠点を形成 ・東京湾、隅田川、陸からの交通ルートが交差する要所にあることを生かし、舟運、バス、地下鉄などのインフラから成る広域交通結節点を形成 (月島・勝どき) ・勝どき駅、環状第2号線及び月島駅の周辺では、拠点形成にふさわしい都市機能の更新や、歩行環境が改善された魅力ある活力とにぎわいの拠点を形成 ・佃及び月島では、路地空間などを生かした個性ある街並みを形成 (晴海) ・東京2020大会後、選手村では多様な人々に対応した住宅や生活利便施設などが立地し、水素エネルギーが活用された、大会のレガシーが感じられる都市型居住ゾーンを形成するとともに、地区全体では既存の業務・文化機能を

明石町・ 築地・ 佃・ 月島・ 勝どき・ 豊海町・ 晴海	生かしつつ、教育施設をはじめとする公共・公益施設等の充実が図られ、調和のとれた複合市街地を形成 ・広域的な交通ネットワークの形成や安全や快適な歩行者ネットワークの形成により魅力ある活力とにぎわいの拠点を形成 ・水辺では、緑化を推進するとともに、遊歩道、スポーツ施設、公園、水辺に顔を向けた建築物などを整備し、回遊性と憩いのあるプロムナードを形成
有明・ 青海・ 台場	・職・住・学・遊のバランスのとれた複合的なまちづくりが実現され、人や情報の国際的な交流が活発に行われるとともに、交通結節性やアクセス性が強化され、業務、商業、居住、教育、宿泊、MICE 関連施設など、東京圏に求められる先導的な機能が高度に集積し、観光客やビジネスパーソン、研究者、留学生などでにぎわう中核的な拠点を形成 ・多様な都市生活に対応した居住機能を導入し、緑豊かな旧防波堤や東京港の眺望を生かした良好な住環境を形成するとともに、活力とにぎわいのある商業・業務機能、魅力あるスポーツ・文化・レクリエーション機能、学校などの公共・公益機能、都市型工業・流通機能などがバランス良く複合した市街地を形成 ・有明テニスの森公園等により生活の楽しさや豊かさを享受できる文化・レクリエーション機能、国際展示場等の周辺施設と連携した国際競争力に資する MICE 機能など、質の高い複合空間や都市環境を形成 ・新客船ターミナルの整備により、多くの大型クルーズ客船が寄港することで、観光の拠点を形成し、水上交通が活性化するとともに、りんかい線やゆりかもめなどとの交通結節機能を強化 ・レインボーブリッジを望む水辺やシンボルプロムナードなど、水と緑の空間がゆとりを創出するとともに、自然環境を保全 ・豊かな緑の創出や太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用により、環境負荷の低減を実現するエリアを形成 ・地区ごとの特色や、舟運、水辺の環境などを生かし、地区間で相互に連携を図りながら、東京の新たな成長を創り出す場所としてふさわしい機能を導入
豊洲	・豊洲は、東京、そして日本の中核市場のある地域として、活力とにぎわいの拠点を形成 ・都市基盤の整備や土地利用の転換が進み、外国人を含む様々な人々に対応した住宅、宿泊、商業、文化施設等が集積し、質の高い住環境と水辺や緑が調和した、魅力のある拠点を形成 ・豊洲駅周辺では、地下鉄 8 号線延伸によるゆりかもめ等との交通結節点強化を見据え、業務、商業、居住、教育などの機能が集積され、水辺やドック跡を生かしたにぎわい空間、眺望を生かした居住空間などが整備されることにより、拠点性の高い複合的な市街地を形成

豊洲	・周辺エリアと調和したスカイラインや海辺景観の保全などにより、魅力ある水際の都市空間を創出 ・首都圏の食を支える豊洲新市場周辺では、先進的な市場流通を実現するとともに、環境に配慮した新たな活気ある都市空間を形成 ・環状第2号線沿道では、みどりが充実した快適な都市空間を形成し、商業や文化などの多様な機能の立地が進むとともに、BRT等により、臨海部と区部中心部とを結ぶ公共交通が充実し、交流を活性化 ・地区ごとの特色や、舟運、水辺の環境などを生かし、地区間で相互に連携を図りながら、東京の新たな成長を創り出す場所としてふさわしい機能を導入
----	---

②東部（荒川以西）

地域	将来像
荒川 隅田川 周辺	○スーパー堤防や高規格堤防の整備に併せて、木造住宅密集地域では、都市計画道路の整備に併せた延焼遮断帯や避難路・救援路の形成、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、良好な住環境を備えた安全なまちに再生 ○スーパー堤防や高規格堤防などによる河川整備が進み、水辺へのアクセス路の設置などによる親水空間が充実するとともに水と緑の軸を形成することにより、潤いのある空間を創出
錦糸町・ 亀戸	・東京東部の中枢業務機能を支える拠点として、業務、商業、文化、娯楽などの機能が高度に集積するとともに、にぎわいのある中核的な拠点を形成 ・隅田川や江東内部河川などの水辺空間を活用した下町文化を発信する拠点を亀戸天神社や両国国技館、江戸東京博物館など周辺の個性的な観光資源を生かしながら形成 ・シンボリックな道路や公園等が快適な歩行者ネットワークで結ばれ、回遊性が高く、ゆとりのある都市空間を形成 ・錦糸町については、宿泊施設や大規模商業施設、音楽ホール、総合体育館などの集積や、JR総武線や地下鉄半蔵門線、バスターミナルなどの高い交通利便性を生かすとともに、地下鉄8号線の延伸を見据えて高度利用を図り、商業・業務機能の適正な更新・集積を進め、魅力と活力の高い拠点を形成
両国	・両国国技館や江戸東京博物館、すみだ北斎美術館などの国際的な観光資源や新たな宿泊施設や隅田川沿いのリバーセンター建設計画など魅力ある観光交流機能の集積を生かし、回遊ルートの整備や下町文化を軸とした景観づくりを進め、観光・文化を発信し、にぎわいや交流が生まれる活力とにぎわいの拠点を形成
東向島・ 京島・ 八広	・ものづくり産業をいかながら、高度な先端技術を取り入れ、新たな産業の育成が図られることで、東京の活力を支える地域を形成 ・特定整備路線や生活道路の整備、建築物の不燃化・耐震化などにより地域の防災

東向島・ 京島・ 八広	性が向上した、継承してきた歴史及び伝統を生かした魅力ある街並みを形成 ・街区再編などにより住工の共存や適正配置が図られることにより、良好な環境を持った定住性の高い職住近接のまちを形成
押上	・地下鉄8号線の延伸による東京湾岸部からの誘客を見据え、ものづくり産業の集積を生かした産学公の連携により、産業の活性化が進むとともに、市街地の機能更新と併せて住宅と産業の調和を図り、居住者、来街者、就業者の交流が生まれる活力とにぎわいの拠点を形成 ・北十間川の親水性向上や水上交通の活用などにより、歴史や文化を生かした、にぎわいのある水辺空間を形成 ・東武伊勢崎線の連続立体交差事業による南北市街地の一体化や交通結節点としての機能の強化を図るとともに、土地の高度利用を促進して商業・業務・観光・文化機能及び良質で定住性の高い都市型住宅の導入を図る ・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成
曳舟	・ものづくり産業の集積を生かした産学公の連携により、産業の活性化が進むとともに、市街地の機能更新と併せて住宅と産業の調和が図られ、活力があり、交流が生まれる市街地を形成 ・再開発事業等による木造住宅密集地域の解消や道路等の都市基盤の整備などが進み、物販やその他のサービス機能、都市型住宅が集積した市街地を形成 ・東武伊勢崎線、京成押上線による区部中心部へのアクセスの良さを生かした居住のポテンシャルを有する地域を形成
鐘ヶ淵	・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成 ・ものづくり産業の集積、住工商一体となったまちの特徴を生かした良好な住環境と地域コミュニティが醸成されている商業やサービス機能の整った拠点を形成 ・駅周辺や総合運動場の整備や隅田川、荒川といった水辺、緑地に囲まれた特徴を生かした文化・スポーツの拠点を形成 ・東武伊勢崎線の立体交差化と一体となった鐘ヶ淵駅周辺のまちづくりを推進
門前仲町	・歴史や水辺を生かした回遊性の向上、商業や交流機能の集積などにより、魅力を発信し、活力とにぎわいの拠点を形成
東陽町	・地下鉄8号線の延伸等による都市基盤の整備や交通結節機能の強化を見据え、業務、商業、サービスなどの機能が集積した活力とにぎわいの拠点を形成
南砂町	・親水公園等の水と緑のネットワークや商店街等の地域資源を生かし、良好な住環境を創出 ・駅周辺では、商業、業務、居住を中心とした都市機能をより一層集積し、に

南砂町	ぎわいのある都市空間の形成を図る ・土地利用転換により、水辺や緑を生かしつつ計画的に市街地の再編が進み、物流施設等の既存の土地利用と新たに導入される機能の調和を図る
森下・清澄白河	・市街地の機能更新や建築物のリノベーションにより、商業や居住機能の集積が進み、美術館や庭園などの多くの歴史・文化施設の立地等を生かした、にぎわいや交流の生まれる活力とにぎわいの拠点を形成
住吉	・地下鉄8号線の延伸による交通結節機能の強化や土地の有効活用を見据え、商業を中心とした都市機能が集積し、猿江恩賜公園等の水や緑と連なる、ゆとりのある活力とにぎわいの拠点を形成
東大島	・再開発事業による良好な基盤を生かし、住環境と調和した商業機能などの生活関連施設の充実を図るとともに、駅周辺では活気とにぎわいのある住宅地を形成
新木場	・区部中心部への近接性や臨海部における立地適性を生かした土地利用転換が図られることにより、市街地の再編や都市基盤などの環境整備が進み、物流施設等の既存の土地利用と新たな都市機能が調和した活力とにぎわいの拠点を形成
辰巳	・大規模団地の建替えにあわせ、公共公益施設の再配置や辰巳駅を中心とした活気と魅力のある複合市街地への更新が計画的に進むほか、水辺や緑を生かした都市環境を形成
潮見	・潮見駅周辺では、大規模低利用地の土地利用転換により、業務、商業、居住、交流などの機能が調和した地域を形成
平井	・駅周辺では、適正な高度利用を図ることにより商業、居住の集積を図り駅前空間を形成 ・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化などが進むとともに道路や公園などの整備を行うことにより、安全な市街地と快適な住環境を形成 ・特定整備路線沿道では、建築物の不燃化や共同化による延焼遮断帯を形成するとともに、適正な高度利用が図られた街並みを形成

③東部（荒川以東）

地域	将来像
環7周辺	○駅などを中心とした拠点に、商店街や子育て支援施設などのコミュニティインフラが集積するとともに、身近な公共交通機関であるバスによって駅や公共施設などが結ばれ、利便性の高いコンパクトな住宅市街地を形成 ○河川や緑地、大規模公園などを生かし、人々が集うみどりの親水空間が整備され、潤いのある住環境を形成 ○市街地内の農地や樹林地などのみどりの保全とともに都営住宅などの建替えに併せたみどり豊かなまちづくりが進み、良好な住環境を形成 ○JR山手線と環状第7号線の間を中心に広がる木造住宅密集地域では、都市

環7周辺	計画道路の整備に併せた延焼遮断帯や避難路・救援路の形成、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、みどり豊かで良好な住環境を備えた安全なまちに再生
五反野	・駅周辺では、機能更新が進み、交通広場の整備などにより交通機能が改善され、商業機能を備えた市街地を形成 ・駅南側の木造住宅密集地域では、特定整備路線の整備及び防災まちづくりにより、防災生活道路等の整備や建築物の不燃化などが進み、安全でにぎわいのあるまちを形成
綾瀬	・綾瀬駅周辺では、土地の有効利用により機能更新が進み、商業、文化、居住などの機能が集積した、活力とにぎわいの拠点を形成 ・駅前周辺の交通機能の整備や公園を生かしたみどりあふれる活力と潤いのあるまちを形成
江北	・大学病院の立地を機に、統合による小中学校跡地、大規模な都営住宅団地の建替えに伴う創出用地、江北給水所の上部利用などに、新たな魅力や活力を創出する施設を誘導し、際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成
新小岩	・駅前広場や自由通路の整備、安全で快適な歩行者空間の形成、交通結節機能の強化、商業を中心とした機能の集積が進み、利便性の高い活力とにぎわいの拠点を形成 ・駅周辺の木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建築物の不燃化や耐震化などが進み、安全な市街地を形成
立石	・道路と鉄道との立体交差化や駅前広場の整備と併せ、駅周辺のまちづくりによる土地の有効・高度利用により、居住や商業・業務機能の導入を図るとともに、公共施設が集積する立地を生かし、生活利便性と防災性が高い、区の中心部にふさわしい活力とにぎわいのある安全・安心な活力とにぎわいの拠点を形成 ・木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成
四つ木	・四ツ木駅周辺での駅前広場の整備や地域の顔となる街並み形成を図るとともに、地域商店街の活性化を促進し、身近な生活サービスの提供の場となる市街地を形成 ・木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成
堀切菖蒲園	・不燃化建替えの促進に併せて、路地空間の持つ地域らしい風情の維持・保全にも配慮した空間形成が図られ、堀切菖蒲園と連携した観光機能の高い、にぎわいと活力に満ちた際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成 ・木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成

亀有	・駅周辺では、全国的に知名度の高いアニメキャラクターをいかしてにぎわいを創出し、地元商店街と大型店とが一体となった商業・業務・サービス機能の充実により、観光とまちづくりが連携した活力とにぎわいの拠点を形成
葛西	・駅周辺では、良好な都市基盤を生かし、適正な高度利用を図りながら、利便性の高い魅力的な商業機能が集積する活力とにぎわいの拠点を形成 ・新川周辺では、水辺空間を生かした、潤いのある質の高い住宅市街地を形成
西葛西	・多様なニーズに応える商業機能の充実、特徴ある駅広場や公共サインの整備など駅周辺の魅力を高める環境整備が図られるとともに、各種スポーツ施設や総合レクリエーション公園のエントランスとして、楽しさと躍動感に満ちた活力とにぎわいの拠点を形成
葛西臨海公園駅周辺	・海辺の自然的景観を保全しつつ、水・緑と人がふれあえる公園空間づくりが進み、水族園やなぎさなどの多様な施設が充実・活用され、魅力ある際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成 ・流通業務地区では、周辺のまちづくりと調和を図りながら、施設の機能更新・高度化・効率化が進められ、新しい時代のニーズに応える物流拠点を形成
船堀	・建築物の更新を契機に、適正な高度利用を図りながら、商業を中心とした生活利便施設や行政機能といった多様な都市機能の集積が進み、利便性が高い活力とにぎわいの拠点を形成

④北部

地域	将来像
荒川 隅田川 周辺	○スーパー堤防や高規格堤防の整備に併せて、木造住宅密集地域では都市計画道路の整備に併せた延焼遮断帯や避難路・救援路の形成、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、みどり豊かで良好な住環境を備えた安全なまちに再生 ○スーパー堤防や高規格堤防などによる河川整備が進み、水辺へのアクセス路の設置などによる親水空間が充実するとともに水と緑の軸を形成することにより、潤いのある空間を創出
大久保・ 新大久保	・大規模な未利用跡地の開発など土地利用の転換や新大久保駅の改良に併せ、快適な歩行者空間が充実し、国際色豊かな商業・宿泊施設等が集積する、周辺の住宅地と調和した活力とにぎわいの拠点を形成
高田馬場	・駅の改良、駅前広場や歩行者空間の整備、交通結節機能の強化が進むとともに、業務、商業、文化・交流、教育、宿泊、居住などの機能が集積し、戸山公園や神田川の水と緑と調和した、活力とにぎわいの拠点を形成
落合	・落合崖線に残された斜面緑地や公園などのみどりの保全及び充実が図られ、みどり豊かで良好な住宅地を形成

西早稲田・戸山	西早稲田駅周辺では、近接する教育機関などの公共公益施設と連携し、活力あるみどり豊かで歩きたくなるまちを形成
水道橋・春日・後樂園	- 商業・エンターテインメント施設や大学をはじめとする教育施設、小石川後樂園等の歴史的な資源と居住、福祉など、様々な機能が調和しながら集積し、利便性の高い活力とにぎわいの拠点を形成 - 複合した都市機能が集積されるとともに、地下鉄とバスとの快適な乗り継ぎの整備など交通結節機能が強化された高層の複合市街地及び拠点商業地を形成
茗荷谷	駅前では、計画的な土地利用転換や市街地の更新が図られることにより、区画道路ネットワークの形成と商業機能の集積や教育施設の充実などが図られた快適な駅前環境が整備され、にぎわいのある地域の交流拠点を形成
谷中・根津・千駄木	- 伝統的な歴史、自然、コミュニティを継承しつつ、都市計画道路の整備、細街路の拡幅、建築物の耐震化や不燃化、共同化などにより、集合住宅と緑豊かな寺院や低層を中心とした住宅が調和した、安全で暮らしやすい地域を形成 - 歴史、文化、谷中霊園等の緑の資源や寺町としての情緒、商店街などの地域特性を生かし、個性ある生活スタイルを支える生活と文化が調和したまちを形成 - 木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成
上野 浅草	○交通結節機能の強化や歩行者空間の整備が進み、商業、業務、公共・公益施設などが高度に集積するとともに、文化・観光施設との連携により、国内外から多くの人が集まり、交流が生まれる中核的な拠点を形成 ○駅周辺では、ユニバーサルデザインやおもてなしの視点に立った歩行者優先の空間整備が進み、交通結節機能の強化や乗換利便性の向上により、来街者に優しいにぎわいのあるまちを形成（上野） - 上野が誇る多様かつ高度な文化・芸術関連施設や多様で特色のある文化・歴史資源などの地域資源を生かした機能集積や景観形成が図られ、国際競争力を有する文化・芸術の創造発信拠点を形成 - 上野恩賜公園と周辺エリアをつなぐわかりやすい歩行者空間を整備し、人中心の空間活用と歩行者ネットワークの強化により回遊性を向上 - 街区単位の更新により防災性の向上を図り、地域の歴史や魅力を生かした、新しいにぎわいのある都市空間を形成（浅草） - 浅草寺周辺の歴史・伝統を感じさせる街並みや、隅田川などの地域資源を生かしながら新たなにぎわいを生み出す、国際的な観光の拠点を形成

上野 浅草	・浅草駅・浅草寺周辺、隅田川、隅田公園、商店街等を回遊できる歩行者ネットワークの充実や、駅と船着場との交通結節機能の強化により、浅草寺周辺と隅田川の水辺空間とのにぎわい空間が結び付き、交流を活発化 ・都営浅草駅、東京メトロ浅草駅及び東武浅草駅の3駅を相互に結ぶ、利便性の高い交通動線整備及びバリアフリー化により、交通結節機能を強化し、活気とにぎわいのある都市空間を形成 ・建築物の不燃化、耐震化やコミュニティの強化により防災性の向上が図られた、街並みや地域の雰囲気を生かしたにぎわいのある都市空間を形成
浅草橋	・職と住が調和したライフスタイルの実現や、地域産業の発展、新たな産業集積による「ものづくり」の魅力とにぎわいにあふれたまちを形成 ・住宅と商業などの併用住宅等の複合的な土地利用や質の高い生活利便施設の誘導により、区部中心部への近接性を生かした、良質で利便性の高い居住を推進 ・駅周辺ではバリアフリー化等による乗換利便性の向上やまちの個性を生かした景観形成、歩行者の安全性・快適性の確保が進み、回遊性が高い活力とにぎわいの拠点を形成 ・隅田川や神田川の水辺空間とまちが調和し、潤いある都市空間を形成
浅草北部	・既存の地域産業のイメージブランディング等の推進による産業の活性化や、宿泊機能集積地における需要の変化による機能更新と転換の促進により、にぎわいのある市街地を形成 ・隅田川の水辺空間とまちが調和し、潤いある都市空間を形成 ・木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化などが進み、安全な市街地を形成するとともに、緑化の推進を図り、質の高い生活環境を形成
池袋	○池袋駅周辺では、都市再生特別地区などを活用し、交通結節機能の強化と合わせ、多様な商業・業務機能や国際的な芸術・文化（国際アート・カルチャー）機能など、個性ある機能が集積した集客力の高い中核的な拠点を形成 ○駅周辺の高い商業集積がある中で、老朽化し機能更新が求められている市街地を、街区再編まちづくり制度の活用などにより共同化や個別建替えを促進し、にぎわいを維持・増進しながら防災性を向上 ○駅の改良、駅前広場やバスターミナルの整備、駐車場の集約化や再整備、周辺の街区再編などが進み、地上・地下の歩行者ネットワークが充実し、交通結節機能と回遊性が向上 ○都市計画道路の整備に伴う交通環境の変化に併せて、歩行者を優先した道路空間と街路樹や屋上緑化などによる連続的なみどりを創出し、歩いて楽しい回遊性のあるまちを形成 ○劇場やホール、映画館、ライブハウス、サブカルチャーに関する店舗といっ

池袋	た施設が集積するとともに、芸術・文化活動がまちなかで行われ、個性的な芸術・文化の拠点を形成 (東池袋) ・東池袋駅周辺では、商業・業務、交流、娯楽、情報発信や国際的な芸術・文化（国際アート・カルチャー）機能など多様な都市機能の高度な集積により、国際性の高い拠点を形成 ・国有地等の土地利用の転換と連動し、道路の整備や沿道のまちづくり、利便性の高い魅力ある居住を推進し、安全で生活しやすいまちを形成 ・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成 (雑司が谷) ・個性ある歴史と文化を継承しつつ、学校跡地の公園化や生活道路の整備が進み、地域特性を生かした安全性の高いまちを形成 ・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化や共同化などが進み、安全な市街地を形成 (南池袋) ・都市計画道路の整備と併せて、市街地整備事業や沿道街区の再編などにより、公共・公益機能や居住・商業機能が一体となった安全で快適な拠点を形成 ・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化や共同化などが進み、安全な市街地を形成 (池袋本町・上池袋) ・北池袋駅及び下板橋駅周辺では、日常生活を支える商業、医療、福祉、子育て、教育などの都市機能が集積し、都市計画道路の整備が進み、鉄道各線との立体交差化による踏切解消等とともに、安全で活力のある拠点を形成 ・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化や共同化などが進み、安全な市街地を形成
田端 大塚 巣鴨 駒込	○個性的な飲食・物販店等の商業施設や文化・交流施設などが集積し、道路整備や住宅の更新により防災性が向上するとともに、歴史や文化が感じられる拠点を形成 (田端) ・駅周辺では、業務機能を中心に、商業・サービス機能の集積が進むとともに、かつての文士村のおもかげを残すみどり豊かな街並みが保全されることにより、神社、仏閣、庭園などの景観資源をいかした落ち着きと潤いのある活力とにぎわいの拠点を形成 (大塚) ・交通広場の再編整備により、歩行経路の拡大と交通結節機能を高め、東京さくらトラム（都電荒川線）や三業通りなどの地域資源を生かしたまちづくり

田端 大塚 巣鴨 駒込	を推進し、商業・業務、文化・交流、生活支援など多様な都市機能を集積するとともに、池袋・東池袋と連携し観劇後の余韻を安全安心に楽しめる場の創出を図り、活力とにぎわいの拠点を形成 (巣鴨) - 多くの文化人、芸術家が眠る染井霊園の歴史的資源や中山道の街道筋に開けた個性的な商店街の雰囲気を保全し、安全性が高く、魅力ある活力とにぎわいの拠点を形成 - 木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化、耐震化や無電柱化などが進み、安全な市街地を形成 (駒込) - ソメイヨシノ発祥の地の魅力を発信するとともに、旧古河庭園や六義園が文化財として保全されるだけでなく、ユニークベニューとしての活用や、周辺の庭園、公園、文化財との連携などを図り、教育・交流の場が周辺のまちと調和した活力とにぎわいの拠点を形成
十条・ 東十条	- 十条駅付近の道路と鉄道の立体交差化に併せ、道路整備や駅周辺のまちづくり、木造住宅密集地域の改善が進み、安全で利便性の高い市街地を形成 - 地域に根差した商店街のさらなる活性化やまちづくりを契機とした居住機能、公共・公益機能など高齢社会にも対応した機能を集積し、魅力ある活力とにぎわいの拠点を形成 - 木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成
王子	- 新区庁舎の建設を契機として、駅周辺の土地の高度利用と整備により交通結節機能の充実や、商業・業務や行政等の機能集積が進み、飛鳥山や石神井川の水とみどりが調和した、歴史や文化が感じられるにぎわいのある拠点を形成 - 都市基盤整備と合わせ、商業、業務を中心としつつ、住宅なども含む多様な機能や地域特性を踏まえた機能が集積する、活力とにぎわいの拠点を形成
板橋	- 駅周辺は、土地の高度利用や都市基盤の整備により、商業、居住、文化などの機能が集積するとともに、駅周辺の回遊性を生かし、にぎわいや交流が生まれる活力とにぎわいの拠点を形成 - 木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化や共同化などが進み、安全な市街地を形成 - 下板橋駅周辺では、周辺の都市計画道路の整備と合わせて、商業環境や生活利便性を向上させる土地利用を誘導。
日暮里・ 西日暮里	- 成田空港へのアクセス利便性等、充実した公共交通網による利便性や、日暮里台地部の歴史・文化資源といった地域特性を生かし国内外から人々が集い、商業・居住機能が集積した活力とにぎわいの拠点を形成 - 三河島駅周辺では土地の高度利用や建築物の共同化による住宅・商業・公益

	施設等の整備により、駅前に安全で利便性の高い市街地を形成
町屋	木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成し、公共・公益機能などを生かした安全で暮らしやすい活力とにぎわいの拠点を形成
尾久	- 既存のものづくり産業の集積と新たな都市型産業の育成が進むなど産業と住宅が調和した拠点を形成するとともに、国内最大級の中里貝塚の歴史的資源を中心に交流の場や周辺のまちと調和した際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成 - 尾久の原公園、宮前公園、あらかわ遊園などの大規模公園にあわせ、スーパー堤防が整備され、水辺の開放感やにぎわいを感じさせるような際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成 - 木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成
南千住	- 都市基盤整備と合わせ、商業、業務など多様な機能や地域特性を踏まえた機能が集積する、活力とにぎわいの拠点の形成を促進する - 駅周辺の機能更新が進むとともに、防災性が強化された白鬚西を中心に地域主体によるエリアマネジメントが実施されることにより、快適で暮らしやすいまちを形成
北千住	- 商店街のにぎわいを生かし、業務、商業、教育、居住などの多様な機能の集積が進み、安全で利便性の高い活力とにぎわいの拠点を形成 - 緑化や都市基盤の整備により防災性が向上した、周辺環境と調和する複合市街地を形成 - 木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建築物の不燃化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成
千住大橋	駅周辺では、既存の工場機能の集約に伴い、隅田川のスーパー堤防や道路、公園、交通広場などの都市基盤が整備され、良質な住宅、多様な生活利便施設の立地が進むとともに、駅前では商業機能が集積することにより、居住・商業・工業機能が調和した安全で潤いと活気のあるまちを形成。古くから千住宿として旧日光街道沿道の商業を中心に栄えた歴史と文化が香る、際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成
足立小台	駅周辺の工場が、都市型産業の集積地として再生され、計画的な土地利用転換による利便性の高い都市型住宅の立地が進むことなどにより、工業と住宅が調和した地域を形成
新田	大規模工場跡地が計画的に土地利用転換されて道路や公園などの整備が進み、住宅を中心に公共・公益施設及び生活利便施設を備えた良好な市街地を形成するとともに、スーパー堤防や高規格堤防などの整備が進み、水辺と調和した際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成

⑤西部

地域	将来像
環7周辺	○J R山手線と環状第7号線の間を中心に広がる木造住宅密集地域では、都市計画道路の整備に併せた延焼遮断帯や避難路・救援路の形成、無電柱化、建築物の不燃化・耐震化や共同化などが進み、みどり豊かで良好な住環境を備えた安全なまちに再生 ○河川や道路によるみどりの軸などを中心に、みどり豊かな潤いある街並みを形成 ○西武新宿線、東武東上線の鉄道沿線では道路と鉄道との立体交差化が進むことにより、駅を中心に商店街や子育て支援施設、教育文化施設などのコミュニティインフラや居住機能が集積し、歩行者空間のユニバーサルデザイン化が図られた利便性と回遊性の高いコンパクトなまちを形成
目黒本町・原町	・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成 ・都市計画道路の整備と一体的に進める沿道まちづくりにより、沿道建築物の不燃化を図るとともに、効率的な土地利用を促進し、周辺の生活道路や公園の整備、限られた空間を活用した緑化推進により良好な住環境が整ったまちを形成 ・西小山駅周辺地区は生活の拠点になっており、商業施設をはじめ多様な都市機能が整備され、日常的な活動や交流の中心となるまちを形成
下北沢	・交通広場の整備などにより、交通結節点の機能強化が図られるとともに、建築物の共同・協調化などが適切に誘導されることにより、歩行者主体の街として活力のある街の商業機能が維持され、劇場などの地域資源を生かした活力とにぎわいの拠点を形成 ・個性的な商業施設や飲食店、劇場といった地域資源を生かし、独自の文化を生み続ける拠点を形成 ・鉄道の地下化により生まれた地上空間を活用した駅前広場や歩行者空間の整備など、駅周辺のまちづくりが進み、回遊性の高い快適な都市空間を形成
三軒茶屋	・文化や観光の発信地であるキャロットタワーなどを核として、商業・サービス、業務、文化などの機能が充実した、三軒茶屋の歴史と特性を生かした親しみやすく庶民的雰囲気をもつ、活力とにぎわいの拠点を形成 ・都市基盤や交通結節機能の強化、まちの発展と防災性向上に必要なオープンスペースの確保などと合わせ、再開発事業などによる老朽木造店舗などの更新、高度利用による商業、業務、サービス、文化・交流などの複合的な機能集積の促進によって、新しい働き方やライフスタイル、文化・観光などの魅力を育て、発信する個性ある拠点を形成

太子堂・三宿・若林 北沢・大原 上馬・野沢	木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成するとともに、良好な住環境と地域コミュニティを有するまちを形成
笹塚	- 土地の高度利用や有効活用による商業施設が集積、住環境の改善、広場空間の整備が進むとともに、玉川上水旧水路緑道やにぎわいのある商店街を生かし、ゆとりのある活力とにぎわいの拠点を形成 - 木造住宅密集地域の改善や建築物の不燃化、きょうあい道路の解消などが進むとともに、公園などのオープンスペースの確保や緑化の推進などにより、潤いと活力のあるまちを形成
中野	- 交通広場の新設と拡張、歩行者の回遊性を高める南北自由通路や歩行者デッキ、交通基盤の整備などにより交通結節機能が拡充され、駅、まちそれぞれの機能が融合した、魅力的なにぎわいを生み出す新たな玄関口を形成 - 都市基盤整備により回遊性が高まり、サブカルチャー等の個性的な商業施設や独自の文化を生かした、にぎわいや活力のあふれる市街地を形成 - 都市基盤や交通結節機能の強化と合わせ、街区再編や土地の高度利用により商業、業務、サービス、文化・交流など、複合的な機能集積を促進し、中枢業務機能を支える利便性の高い活力とにぎわいの拠点を形成
中野坂上	新宿に近接する利便性を活用し、業務、商業、居住などの機能が集積するとともに、神田川の水と緑の空間等を生かした、ゆとりのある活力とにぎわいの拠点を形成
東中野	周辺住環境と調和を図りつつ、土地の高度利用を進め、商業・業務施設や区民が交流を深められる施設、都市型住宅が立地する活力とにぎわいの拠点を形成
弥生町 三丁目 周辺	木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建築物の不燃化や共同化、無電柱化などが進むとともに、都営川島町アパート跡地の活用による老朽建築物の建替え促進などにより、防災性の向上と居住環境の改善が図られ、安全な市街地を形成
新井薬師前・沼袋	道路と鉄道との立体交差化に併せ、交通広場の整備により、乗換利便性の機能強化を図るとともに、駅周辺のにぎわいの再生や木造住宅密集地域の改善、既存の緑や文化資源の活用により、商店街と住宅地との調和がとれた、魅力ある地域を形成
東長崎・椎名町 東長崎・椎名町	駅周辺では、都市開発諸制度等を活用し街区再編、土地の有効利用による木密地域の解消をはじめ、駅前の公共施設整備、都市計画道路から駅までのアプローチ動線の確保、既存商店街の再生など地域の課題を解決するとともに、マンガ文化などの地域資源を生かし、商業、文化、交流、医療、福祉、子育てなどの都市機能の集積を図ることで、際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成

	木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成
大谷口	主要生活道路の整備や建築物更新により、防災性の向上、住環境の改善がなされるとともに、周辺環境に配慮しつつ、災害拠点病院の高度利用を図り、病院施設の機能更新による災害拠点の整備を推進し、防災と医療が連携した際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成
大山	- 都市計画道路の整備や道路と鉄道との立体交差化を契機に、都市基盤の再編や土地の合理的かつ健全な高度利用により、まちづくりが進むとともに、商業、居住、文化、公共・公益施設などの機能が集積した安全な活力とにぎわいの拠点を形成 - 木造住宅密集地域において、特定整備路線の整備、建築物の不燃化・耐震化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成

⑥南部

地域	将来像
環7周辺	○JR山手線と環状第7号線の間を中心に広がる木造住宅密集地域では、都市計画道路の整備に併せた延焼遮断帯や避難路・救援路の形成、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、みどり豊かで良好な住環境を備えた安全なまちに再生 ○河川や道路によるみどりの軸を中心に、みどり豊かな潤いある街並みを形成
品川シーサイド	品川区の臨海部と内陸部を結ぶ拠点として、住宅、商業、業務のバランスがとれるポテンシャルを有する複合市街地を形成
大井町	- 道路等の基盤整備、土地利用転換や再開発・共同化が進み、業務、商業、宿泊、文化、交流、公共公益など地域の魅力を高める機能が高度に集積し、広域交通アクセスの利便性を生かした区部中心部を補完する業務機能と区の中心核としての複合都市機能を備えた活力とにぎわいの拠点を形成 - 木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成するとともに、良好な住環境と地域コミュニティを形成
西品川	- 大崎駅に近接した立地を生かし、街区の再編整備により、ものづくり産業などにおける多様な企業の受け皿となる業務施設をはじめとして、業務、商業、住宅、工場などが複合した良好な市街地を形成 - 木造密集住宅地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備による延焼遮断帯、避難、救援路の形成や不燃化特区による建築物の不燃化、無電柱化の促進により、防災性の高い街を形成

戸越・ 中延・ 旗の台	・活性化した個性豊かな商店街や、身近な区民生活を支える際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成 ・駅周辺や特定整備路線沿道のまちづくりが進むことで良好な住環境となるポテンシャルを有する地域を形成 ・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成 (西大井) ・駅前広場や公園等の都市基盤、商業施設や中高層住宅などの都市機能を備えた駅前拠点と住環境の形成が進んでいる地域のポテンシャルを生かし、区民の日常的な暮らしを支える機能が強化されている。 ・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成
武蔵小山	・街区再編まちづくり制度などを活用し、土地の高度利用や都市基盤の整備により、商店街の更新、商業、居住、文化、コミュニティなどの機能の強化・集積、防災性の向上が進み、にぎわいと回遊性のある活力とにぎわいの拠点を形成 ・木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建築物の不燃化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成
立会川・ 勝島	・勝島運河・京浜運河・立会川の水辺環境、歴史的な趣を感じられる旧東海道、活性化した駅周辺の商店街、多様なイベントが開催される大井競馬場などの地域資源を生かしたまちづくりが進み、にぎわいと回遊性のある際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成
京浜島・ 昭和島・ 城南島・ 平和島	・最先端で高度な産業技術や工業などの施設の立地が進み、羽田空港に近接する立地特性を生かした産業・ビジネス空間が創出される際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成 ・流通業務地区では、周辺のまちづくりと調和を図りながら、流通業務施設の機能更新・高度化・効率化が進められ、新しい時代のニーズに応える物流拠点を形成 ・公園、運河、海辺やその周辺では、水辺の散策路やスポーツ施設の整備などが進み、ゆとりがあり、スポーツに親しめ、交流の生まれる地域を形成 ・臨海部との玄関口であるとともに、流通業務地区を抱える平和島の拠点である流通センター駅周辺では、京浜島・昭和島・城南島との結節機能を強化するとともに、周辺の民間施設や公共施設と調和したまちを形成
平和島駅 周辺	・臨海部との交通結節点としての役割を担う平和島駅周辺では、ユニバーサルデザインの視点で都市空間づくりが進められると共に、歴史的資産（旧東海道）を生かした生活の中心地を形成
大森	・駅周辺の交通混雑の激しい都市計画道路やJR線の東西を結ぶ道路の整備が促進され、円滑な交通が確保されることにより、一体性を持った道路ネット

大森	ワークを形成 ・駅周辺の市街地の機能更新や平和島等へのアクセスの強化が進み、商業、産業・業務、居住機能が集積するとともに、ユニバーサルデザインの視点での空間づくりが推進され、かつ、歴史や文化が感じられる、魅力のある活力とにぎわいの拠点を形成
----	---

⑦臨海部

地域	将来像
羽田（空港周辺）	・空港跡地では、「羽田空港跡地まちづくり推進計画」をはじめとした計画に基づき、産業・文化交流機能や宿泊機能、複合業務機能など、国際線地区と隣接する地区にふさわしい機能を発揮した、空港と一体となった中核的な拠点を形成 ・空港と隣接する地区では、先端・文化産業、情報発信機能、宿泊施設などが高度に集積し、東京と世界や日本各地がつながり、活発な交流が生まれる拠点を形成
オリンピック・パラリンピック競技場施設周辺 （辰巳・夢の島・有明・海の森・大井・若洲など）	・競技会場は、アスリートや都民のスポーツ利用と観戦だけでなく、イベント、レジャー、教育など、多目的に利用されるとともに、各施設が一体となり、新たな一大スポーツゾーンを形成 ・アクアティクスセンターやアーチェリー会場は、周辺の公園と一体となり、アスリートからスポーツ愛好者、子供から高齢者まで幅広くスポーツに親しむことができるエリアを形成 ・有明アリーナや有明テニスの森は、周辺のスポーツ施設や公園、商業や宿泊などの多様な機能、大規模なスポーツやカルチャーのイベントなどと連携し、レガシーを継承するエリアを形成 ・海の森水上競技場やカヌー・スラローム会場は、周辺の公園と一体的に活用され、様々な水上スポーツを楽しめるエリアを形成 ・大井ホッケー競技場を含む大井ふ頭中央海浜公園は、スポーツ施設が集積した総合的なスポーツ・レクリエーションの場を形成 ・競技施設に近接し、ヨット訓練所やゴルフ場、キャンプ場などが立地する若洲は、他のスポーツ施設との連携が進み、スポーツとレクリエーションによる交流エリアを形成 ・競技施設周辺には商業施設や飲食店などが立地し、にぎわいや交流が生まれ、東京2020大会のレガシーが息づいた地域を形成 ・マリナーやスポーツ施設、大規模公園などを生かし、スポーツ・レクリエーション施設の整備や水辺へのアクセスを確保 ・夢の島公園、辰巳の森海浜公園などの大規模公園によるみどりの拠点と一体となったスポーツ・レクリエーション施設の整備促進により、臨海地区スポ

	ーツクラスターの一角を形成するとともに、水辺に開かれた都市環境を形成 ・オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場周辺では、オリンピックレガシーの活用により、魅力的なまちを形成
--	--

(2) 新都市生活創造域

①環状7号線外側（東部・北東部）

地域	将来像
環7周辺	○駅などを中心とした拠点に、商店街や子育て支援施設などのコミュニティインフラが集積するとともに、身近な公共交通機関であるバスによって駅や公共施設などが結ばれ、利便性の高いコンパクトな住宅市街地を形成 ○河川や緑地、大規模公園などを生かし、人々が集うみどりの親水空間が整備され、潤いのある住環境を形成 ○旧江戸川沿いでは、大規模な都営住宅団地の建替えに伴う創出用地などを活用したスーパー堤防整備に併せたにぎわいの創出や環状第7号線のみどりの軸などの環境資源を生かした安全でみどり豊かな住環境を形成 ○市街地内の農地や樹林地などのみどりの保全とともに都営住宅などの建替えに併せたみどり豊かなまちづくりが進み、良好な住環境を形成 ○木造住宅密集地域では、都市計画道路の整備に併せた延焼遮断帯や避難路・救援路の形成、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、みどり豊かで良好な住環境を備えた安全なまちに再生 ○東武伊勢崎線の鉄道沿線では、道路と鉄道との立体交差化が進むことにより、駅を中心に商店街や子育て支援施設、教育文化施設などのコミュニティインフラや居住機能が集積し、歩行者空間のユニバーサルデザイン化が図られた利便性と回遊性の高いコンパクトなまちを形成
西新井	・西新井駅周辺では、都市基盤の整備が進み、商業や居住機能等が集積するとともに、西新井大師などの観光資源を生かし、安全で利便性が高く、歴史や文化が感じられる地域の拠点を形成 ・駅前の大規模工場跡地では、区画道路や公園、交通広場の整備が進むことにより、地域の防災性の向上が図られるとともに、都市型住宅を中心に商業施設を備えた拠点を形成 ・木造住宅密集地域では、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成するとともに、良好な住環境と地域コミュニティを形成 (梅島) ・梅島駅周辺では、区役所本庁舎の最寄り駅としてバリアフリーを進めるとともに、道路整備に合わせ交通結節機能の向上や、建築物の共同化も視野に入れた土地の高度利用を進め、良好な市街地を形成

竹ノ塚	・都市計画道路の整備や道路と鉄道との立体交差化に併せて交通広場が整備され、交通機能が向上するとともに、商業・居住機能が集積され、駅周辺のまちづくりに併せて土地の適切な高度利用が図られることにより安全でにぎわいのある地域の拠点を形成
北綾瀬	・東京メトロ千代田線の大手町方面直通運転や輸送力増強と合わせて、駅前の交通結節機能を向上させるとともに、主にファミリー層でにぎわう駅周辺のまちづくりを進め、利便性の高い駅前を有する生活の中心地を形成
花畑五丁目地区	・花畑団地の更新や大学の誘致に併せて、周辺商店街と連携しながら商業機能の充実を図りつつ、住宅を中心に、みどり豊かでにぎわいのある生活の中心地を形成
六町	・土地区画整理事業により、都市計画道路や公園などの都市基盤を整備し、良好で利便性の高い生活の中心地を形成
舎人公園	・流通業務地区では、周辺のまちづくりと調和を図りながら、流通業務施設の機能更新・高度化・効率化が進められ、新しい時代のニーズに応える物流拠点を形成
見沼代親水公園	・駅周辺には日暮里・舎人ライナーにおける北の玄関口として商業機能を集積しにぎわいのある生活の中心地を形成
にいじゅく新宿	・大規模な工場跡地が計画的に土地利用転換され、都市計画公園を核とした、居住、教育、医療福祉、文化、交流など地域の活性化に資する多様な都市機能が集積した生活の中心地を形成
金町	・再開発による基盤整備、北口駅前広場や歩行空間の再編などにより、周辺ネットワークの強化が図られ、大学との連携によるにぎわいや商業等の生活利便施設を集積し、都市機能が充実した枢要な地域の拠点を形成
柴又	・柴又帝釈天や歴史的建造物を中心とした親しみある景観の保全が図られ、歴史的な街並みの魅力を生かしたまちなかの回遊性が向上し、にぎわいと活力に満ちた際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成 ・柴又駅周辺では、都市基盤整備による防災性の向上を図るとともに、街並み保全・景観整備を進め、観光と生活環境が共存する生活の中心地を形成
高砂	・都市計画道路の整備や駅周辺のまちづくりに併せ、道路と鉄道の立体交差化を図るとともに、交通広場などの都市基盤施設整備と一体的に土地の高度利用や建築物の共同化を促進 ・大規模な都営住宅団地の建替えに伴う創出用地などの活用により、商業・業務機能や良好な居住機能の集積が図られた、回遊性と利便性の高い環境に配慮した地域の拠点を形成
小岩	・駅周辺では、複合開発による土地の高度利用や建築物の共同化を促進し、商業や良好な居住機能の整備が図られるとともに、南北の交通広場や道路整備に併せて、歩行者空間のユニバーサルデザイン化が図られ、にぎわいと魅力

小岩	のある枢要な地域の拠点を形成 ・南北の一体性を強化し、回遊性の高い特色ある商業地を形成するとともに、地域の特性を生かした景観形成を促進 ・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化や共同化などが進み、安全で適正に高度利用が図られた街並みを形成
京成小岩	・都市計画道路の整備や道路と鉄道の立体交差化の整備に併せて、駅周辺のまちづくりが進み、交通広場の整備や建築物の適正な高度利用を図りながら、商業機能が集積した利便性の高い生活の中心地を形成
江戸川	・利便性に配慮した駅周辺の整備が進むとともに、江戸川緑地とのアクセスが向上し、水と緑のネットワークが充実した生活の中心地を形成
篠崎	・駅周辺では、土地区画整理事業により整備された基盤を生かした安全で利便性の高い歩行者空間の形成を図るとともに、商業、業務などの機能の充実により、にぎわいのある生活の中心地を形成 ・篠崎公園、親水緑道や民有地内の緑化など、まとまったオープンスペースの確保や江戸川緑地へのアクセスの向上などにより、水辺が地域に潤いを与える良好な住宅市街地を形成 (瑞江) ・土地区画整理事業により整備された基盤を生かした安全で利便性の高い歩行者空間の形成を図るとともに、商業、業務などの機能の充実により、にぎわいのある地域の拠点を形成
一之江	・土地区画整理事業などにより整備が進んできた都市基盤をいかしながら、駅周辺及び都市計画道路沿道の適正な土地利用を図るとともに、今井街道沿道の商店街との連携により、にぎわいのある生活の中心地を形成 ・駅周辺の木造住宅密集地域では、老朽建築物の建替えを促進するとともに、道路や公園などの整備を行い、災害に強く安全で快適な住環境を形成

②環状7号線外側（北西部・西部）

地域	将来像
環7周辺	○木造住宅密集地域では、都市計画道路の整備に併せた延焼遮断帯や避難路・救援路の形成、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、みどり豊かで良好な住環境を備えた安全なまちに再生 ○河川や道路によるみどりの軸などを中心に、みどり豊かな潤いある街並みを形成 ○西武新宿線の鉄道沿線では、道路と鉄道との立体交差化が進むことにより、駅を中心に商店街や子育て支援施設、教育文化施設などのコミュニティインフラや居住機能が集積し、歩行者空間のユニバーサルデザイン化が図られた

	利便性と回遊性の高いコンパクトなまちを形成
環8周辺	○生活の足となる身近な公共交通が、駅や公共・公益施設、周辺地域の拠点間などを結び、利便性の高い市街地を形成 ○市街地内の農地が保全されるとともに、市民農園などが都民にゆとりある生活や自然と触れ合う機会を提供する空間として活用されることにより、みどり豊かな公園とともに、潤いあるまちを形成 ○環状第8号線等の幹線道路の周辺では、これらの道路を軸とする豊かなみどりとともに、石神井川、白子川などの貴重な水辺に囲まれた、良好な低中層住宅地を形成 ○練馬、杉並及び武蔵野のコンテンツ産業が連携し、アニメ産業の拠点として特色ある地域を形成 ○西武新宿線の鉄道沿線では、道路と鉄道との立体交差化が進み、駅を中心に商業施設や子育て支援施設などが集積し、良好な住環境と調和した、みどり豊かな落ち着いたまちを形成
大和町	・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成するとともに、良好な住環境と地域コミュニティが醸成されている生活の中心地を形成
鷺ノ宮・都立家政・野方	・道路と鉄道との立体交差化を契機に交通結節点機能の強化と合わせ駅周辺の整備が進み、日常生活を支える商業・コミュニティインフラが集積し、利便性と回遊性が高く活力のある生活の中心地を形成。さらにその外周には安全で良好な住環境が整備され、暮らしやすい生活圏を形成 ・木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成
高円寺	・地域特性に応じた商業や芸術・文化機能等の集積が進み、阿波踊り、若者文化などのにぎわいと寺院など歴史的な雰囲気を持つ特色ある拠点を形成するとともに、駅前に中高層住宅、周辺に質の高い低層住宅が立地するなど、利便性が高く魅力的な地域の拠点を形成 ・木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建築物の不燃化や共同化、無電柱化やオープンスペースなどの充実が図られ、公共・公益施設の再編整備などに併せて、安全で利便性の高いまちを形成
阿佐ヶ谷	・風格のあるケヤキ並木などの景観を生かし、商店街のより一層の個性・魅力づくりが進み、しゃれた雰囲気の中に落ち着いたまちのある地域の拠点を形成 ・木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建築物の不燃化や共同化、無電柱化やオープンスペースなどの充実が図られ、公共・公益施設の再編整備などに併せて、安全で利便性の高いまちを形成
荻窪	・地域特性に応じた商業や芸術・文化機能等の集積が進み、にぎわいのある拠点を形成するとともに、駅前に中高層住宅、周辺に質の高い低層住宅が立地するなど、利便性が高く魅力的な街並みを創出

荻窪	・豊かなみどりや歴史的・文化的資源を生かしたまちの魅力を創出 ・交通結節機能の強化が図られ、利便性の高い魅力ある枢要な地域の拠点を形成
西荻窪	・駅周辺では、文化的で洗練されたイメージを持つ個性的な商店・業務地及び区民交流の場となる地域の拠点を形成 ・都市計画道路の整備に併せ、沿道などの建築物の共同建替えや協調建替え、耐震化や不燃化建替えを誘導し、後背住宅地の住環境に配慮した土地利用を図るとともに、地域のシンボルとなる沿道景観を形成
下井草・井荻・上井草	・道路と鉄道との立体交差化を契機に、乗換え利便性の機能強化を図るとともに、駅周辺に身近な生活サービス機能の立地を誘導し、周辺住民の日常生活を支える魅力ある地域交流の拠点を形成
富士見ヶ丘・久我山	・駅周辺の道路整備など、安全な歩行者空間を確保するとともに、駅周辺への身近な生活サービス機能の誘導や、防災機能を持つ都市計画公園や神田川などのみどりと水の空間とを結ぶことで、利便性と回遊性、防災機能の向上した生活の中心地を形成
赤羽	・交通結節性を生かし、商業、教育、文化機能等の集積や、駅周辺再開発などの適切な高度利用の促進により、利便性の高いにぎわいのある枢要な地域の拠点を形成 ・大規模団地の更新が進み、生活利便機能の整った良好な住空間を形成 ・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成するとともに、良好な住環境と地域コミュニティを形成
赤羽台・桐ヶ丘	・大規模団地の建替えに当たっては、団地内と周辺の環境に配慮しつつ、土地の有効利用が進められるとともに、生活利便施設などの立地が誘導され、良好な住環境を有する生活の中心地を形成
西が丘	・ナショナルトレーニングセンターなどによるハイパフォーマンススポーツセンターの立地を生かしたスポーツを身近に楽しめる空間を形成し、オリンピック・パラリンピックによるレガシーが引き継がれ、トップアスリートとの交流などが進み、誰もが健やかに暮らせる生活の中心地を形成
浮間・舟渡・新河岸	・産業の集積と、みどり豊かな環境や良好な交通アクセスを生かし、都市型産業の育成が進むなど、地域の特性を生かし、産業と住宅が調和した活力のある地域を形成 ・浮間舟渡駅周辺の都市基盤の整備と工場の域内再配置の誘導などにより、内陸部における工業の集積及び、都市型産業の育成が進むなど、地域の特性をいかした住工が共存した、活力ある生活の中心地を形成
高島平	・大規模団地の更新や活用が進み、商業や公共・公益施設などの多様な機能が立地し、大規模な公園、街路樹によりみどり豊かで、子供から高齢者まで多様な世代が暮らしやすい良好な住環境を備えた生活の中心地を形成 ・流通業務地区では、周辺のまちづくりと調和を図りながら、流通業務施設の

高島平	機能更新・高度化・効率化が進められ、新しい時代のニーズに応える物流拠点形成
成増	・複数の鉄道路線がある立地を生かし、駅周辺に商業、文化、居住、交通結節機能が集積し、利便性が高く回遊性が向上した、魅力とにぎわいのある地域の拠点を形成
西台・赤塚	・無秩序な宅地化の抑制や生活道路などの整備が図られるとともに、武蔵野台地の崖線による高低差のある地形や農地、社寺林などのみどりの保全が図られた、みどり豊かなゆとりのある生活の中心地を形成 ・地域のまちづくりにより、都市基盤の整備が図られるとともに、生産緑地や赤塚公園の緑豊かな環境と、美術館などの文化施設が調和した、ゆとりと潤いのある良好な景観の生活の中心地を形成
常盤台	・並木道を中心としたみどり豊かで良好な景観が、地域主体の取組等により維持・保全され、ゆとりがあり、落ち着きと潤いにあふれた、低層住宅中心の生活の中心地を形成
上板橋	・駅北口の商業と住宅の調和を図るとともに、駅南口周辺のまちづくりが進み、土地の高度利用や都市基盤の整備により、木造住宅密集地域の解消が進展し、都市型住宅、商業施設、医療福祉施設などの立地が図られ、商店街のにぎわいを形成することで、安全で魅力と活力ある地域の拠点を形成
東武練馬	・駅北口周辺では、大規模商業施設を中心としたにぎわいを形成し、都市基盤の整備等による安全性や回遊性の向上を図り、安全でにぎわいのある地域の拠点を形成 ・駅南側では、道路や公園などの基盤整備により防災性が向上し、旧川越街道沿いの商店街を中心に宿場町としての歴史を生かしたにぎわいが創出され、安全で住みやすい地域の拠点を形成
本蓮沼・志村坂上・志村三丁目	・駅周辺や幹線道路沿道に商業・サービス機能を集積すると共に、屋外サインやユニバーサルデザインに配慮した歩行空間を整備等により、鉄道とバス等の乗り換え利便性が向上した、便利でにぎわいのある生活の中心地を形成
練馬	・交通結節機能が強化され、商業、文化、防災機能や公共・公益施設が集積し、複数の鉄道路線が乗り入れる練馬の玄関口として、にぎわいや交流の中心となる枢要な地域の拠点を形成
大泉学園	・駅周辺では、都市計画道路の整備が進み交通結節機能が強化され、商業、文化、生活サービス施設等が集積し、映画やアニメなどの映像文化を育んできた地域の特色を生かしたまちづくりによって、利便性が高く個性的なにぎわいのある地域の拠点を形成
土支田～大泉学園町	・都営地下鉄大江戸線の延伸や都市計画道路の整備などを見据えた都市基盤整備が進むことで、沿線に生活利便施設や公共・公益施設等の集積が進み、その周辺には、農と住が調和したみどり豊かな生活の中心地を形成

外環道大泉 インター チェンジ 周辺	・外環道インターチェンジと地上部街路の整備に併せて、沿道に集合住宅や生活利便施設の立地が進み、その周辺では、武蔵野の面影が残るみどり豊かな環境のもと良好な住宅地を形成
光が丘	・駅周辺に商業、文化、医療などの生活に必要な機能の立地や更新が進み、豊かな街路樹や光が丘公園などのみどりあふれる環境の中に多様な世代が住む、ゆとりとにぎわいのある地域の拠点を形成
石神井公園	・駅周辺では、市街地再開発事業と都市計画道路の整備が進み、商店街などの街並み整備によって、地域の回遊性の向上と商店街の活性化が図られ、駅及び商店街のにぎわいと緑豊かな石神井公園が連続する、魅力と活力のある地域の拠点を形成
上石神井	・駅周辺では、連続立体交差化と都市計画道路及び交通広場の整備に併せ、土地の高度利用や計画的な利用が進み、商業・公共サービス施設等が集積し、安全・快適でにぎわいのある地域の拠点を形成
外環道青梅 街道インター チェンジ 周辺	・外環道インターチェンジと地上部街路の整備に併せて、沿道に集合住宅や生活利便施設が立地し、その周辺は、利便性の高いみどり豊かで良好な住宅地を形成
武蔵関	・連続立体交差化や交通広場の整備が進み、利便性とみどり豊かで良好な住環境が両立する生活の中心地を形成
保谷	・駅南口周辺では、安全な歩行空間が確保されるとともに、日常生活を支える地域に密着した既存商店街の活性化が図られたにぎわいのある地域の拠点を形成 ・駅北側では、都道計画道路沿道での周辺環境と調和した土地利用が進むとともに、みどり豊かな環境の中で良好な住宅地を形成

③環状7号線外側（南西部・南部）

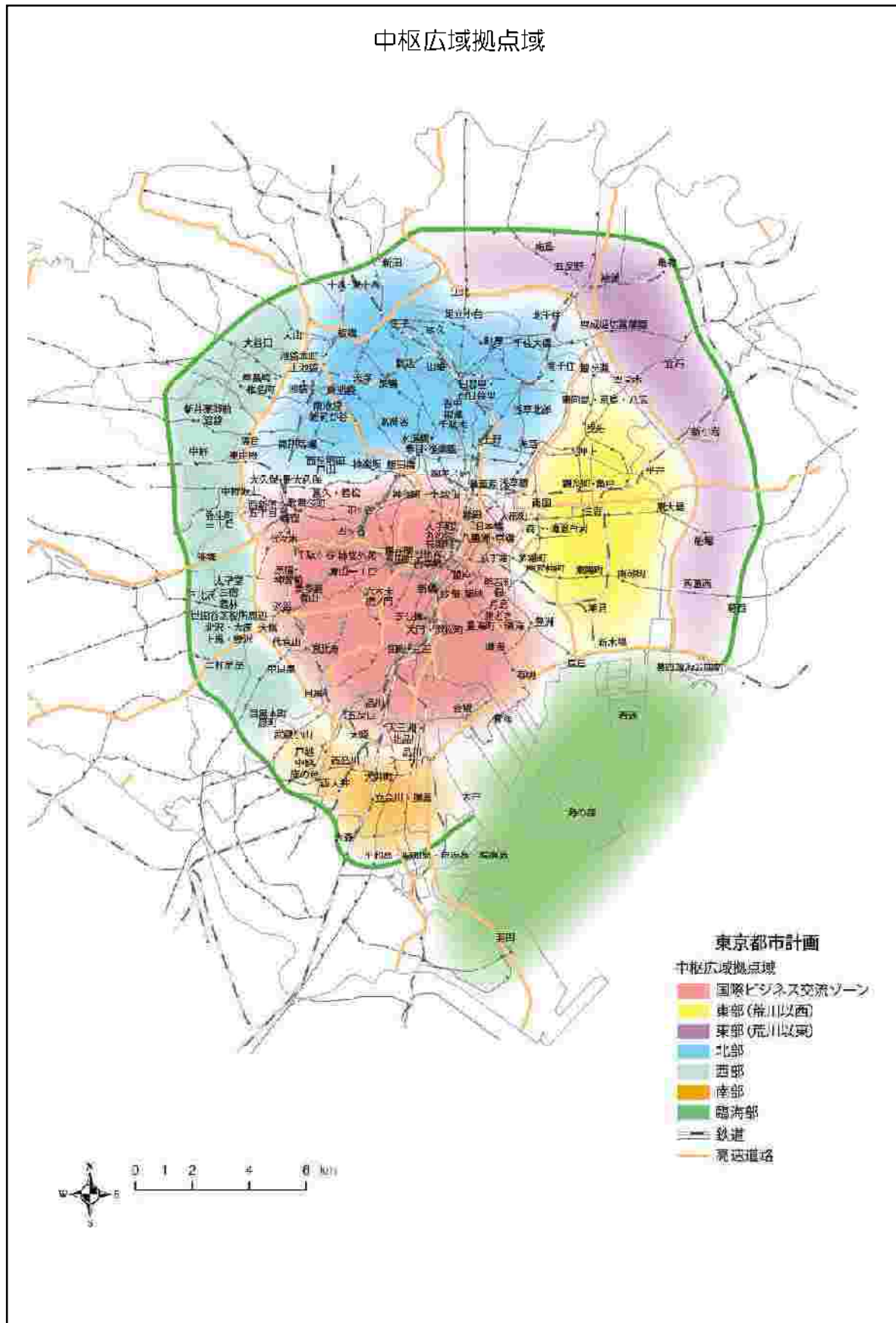
地域	将来像
環7周辺	○木造住宅密集地域では、都市計画道路の整備に併せた延焼遮断帯や避難路・救援路の形成、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、みどり豊かで良好な住環境を備えた安全なまちに再生 ○河川や道路によるみどりの軸などを中心に、みどり豊かな潤いある街並みを形成 ○京王京王線の鉄道沿線では、道路と鉄道との立体交差化が進むことにより、駅を中心に商店街や子育て支援施設、教育文化施設などのコミュニティインフラや居住機能が集積し、歩行者空間のユニバーサルデザイン化が図られた利便性と回遊性の高いコンパクトなまちを形成

環8周辺	○京王京王線の鉄道沿線では、道路と鉄道との立体交差化が進み、良好な住環境と調和した、魅力ある商業施設や子育て支援施設などが集積され、みどり豊かな落ち着いたある市街地を形成
自由が丘	・個性的な店舗や飲食店などの商業施設が多く立地し、様々な地域から人々が集まる、ゆとりとにぎわいのある枢要な地域の拠点を形成 ・落ち着いたある低層住宅地に囲まれた回遊性のある商業集積地として、交通広場の景観形成などにより、固有のアイデンティティをもった街並みを形成 ・商業地では建替えに併せた壁面後退や共同化が進み、快適な歩行空間が創出されるとともに、その周辺の落ち着いたある低層住宅地では、高質な市街地が広がり、接道部や屋上、壁面等の緑化を推進することによりみどりを生かした良好な住環境が整ったまちを形成
雪が谷大塚・大岡山	・雪が谷大塚駅、大岡山駅周辺では、ユニバーサルデザインの視点で空間づくりが進み、駅利用者の快適性の向上と安心して買い物ができる商店街の発展が図られることにより、生活の中心地を形成
蒲田	・JR蒲田駅周辺では、羽田空港と隣接する立地をいかし、商業の活性化や、交通結節点としての道路や駅前広場などの基盤の機能向上が図られ、利便性が高く快適で、国内外の来街者でにぎわう活気あふれる枢要な地域の拠点を形成 ・新空港線の整備などにより、羽田空港へのアクセス性の強化が推進されることを見据え、駅とまちの一体的な整備や市街地の更新が進み、国際的な産業・業務、宿泊機能が強化され、商業や観光施設等が集積した交流の拠点を形成 ・京急蒲田駅西口周辺では、市街地再開発事業や地区計画を活用した共同建替え事業により、広場や道路などの基盤整備と、商業機能や都市型居住機能の集積が図られ、また、隣接する呑川と神社の既存の緑をいかした水と緑のネットワーク化などにより潤いある街並みを形成するとともに、建築物の建替えが進み回遊性と防災性が高まった市街地を形成 ・木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化などが進み、安全な市街地を形成
池上	・駅周辺では、誰もが安全で快適に過ごせる空間づくりや歴史的建造物が集積した街並みを生かした都市基盤の整備を推進 ・交通基盤の整備、商店街と観光資源等のネットワーク化が進むとともに、建築物のリノベーションにより個性的な商業施設が立地するなど、にぎわいのあふれる生活の中心地を形成
雑色	・駅周辺では、駅前の広場、道路の整備、土地の有効利用などとともに、防災対策やユニバーサルデザインのまちづくりが進み、魅力ある生活の中心地を形成 ・木造住宅密集地域において、建築物の不燃化・耐震化などが進み、安全な市街地を形成

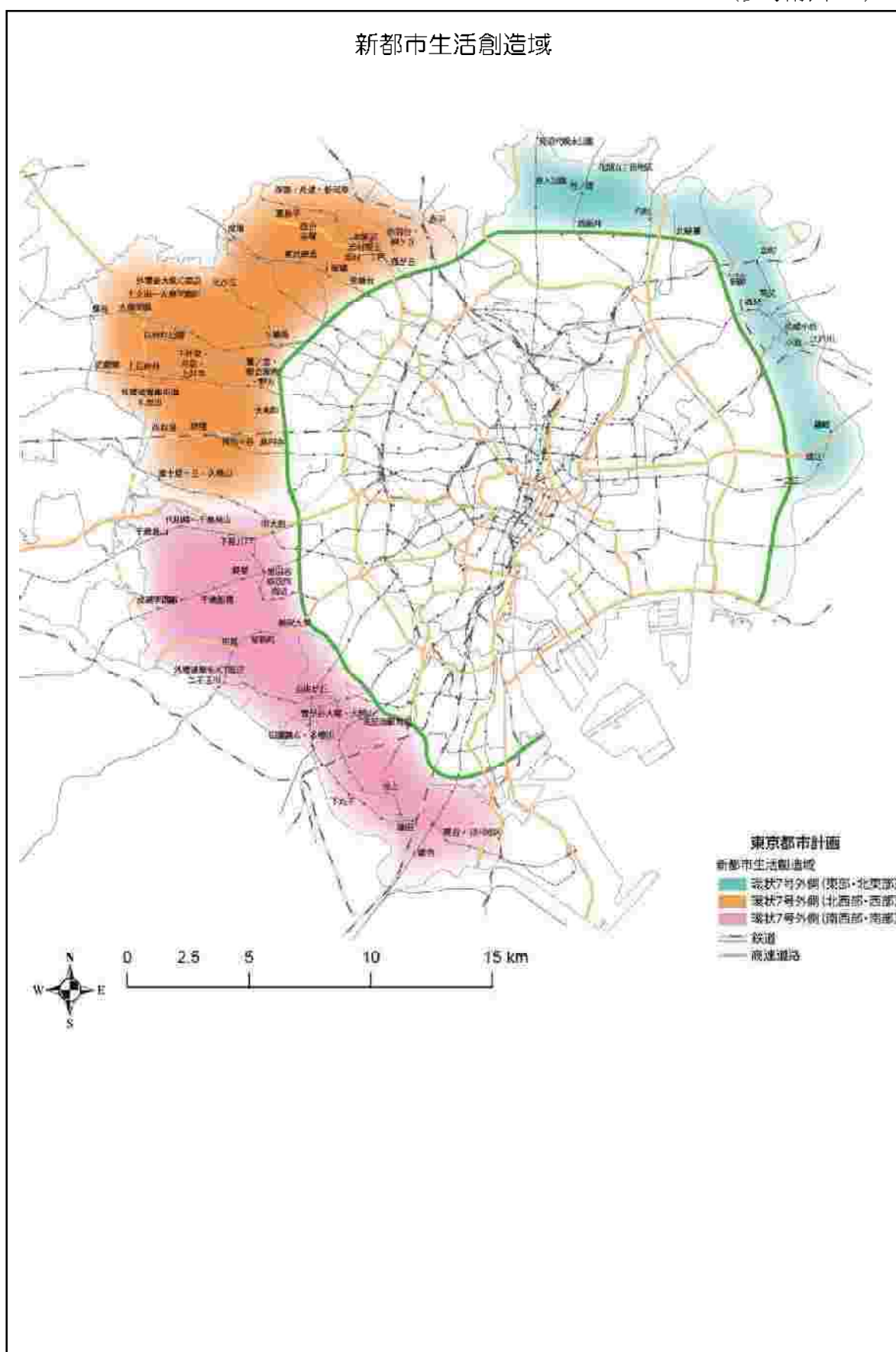
糺谷・ 羽田地区	・空港と近接する特性をいかながら、産業のグローバル化に対応した付加価値の高い都市型産業が発展するとともに、木造住宅密集地域の改善が進み、住工が調和した活力ある地域を形成 ・糺谷駅周辺では、災害時に被害の拡大が考えられる木造住宅密集地域の改善（大森中地区）及び耐震・耐火住宅への更新による不燃化の促進によって、安全安心な生活の中心地を形成 ・木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化などが進み、安全な市街地を形成
下丸子	・新空港線の整備により羽田空港へのアクセス性の強化が推進されることを見据え、駅周辺の基盤整備や土地の有効利用により利便性の向上が図られるとともに、多摩川沿いでは水辺の公共空間を生かし自然を身近に感じられる生活の中心地を形成
洗足池駅 周辺	・駅周辺と洗足池公園との一体的な再整備や重点的な景観づくりが進められるとともに、歴史的な建造物や水と緑の自然環境等の地域資源を活用したイベントが開催されるなど、自然と歴史の趣が感じられるまちを形成
田園調布・ 多摩川	・伝統のある良好な住空間と景観が維持・保全されるとともに、市街地に隣接する崖線のみどりと調和した潤いやゆとりがあり、良好な環境の低中層住宅地を有する生活の中心地を形成 ・多摩川駅周辺では、大規模な公園や多摩川沿いのオープンスペースと地域の文化施設の利活用が進められ、豊かなみどりに囲まれた住み心地のよい生活の中心地を形成 ・新空港線の整備により羽田空港へのアクセス性の強化が推進されることを見据え、駅とまちの一体的な整備や市街地の更新が進んだ交流の拠点を形成
成城学園前	・伝統のある良好な住空間と景観が維持・保全されるとともに、市街地に隣接する崖線のみどりと調和した潤いやゆとりがあり、良好な環境の低中層住宅地を擁する地域の拠点を形成
二子玉川	・土地の高度利用や有効活用により、交通結節点として多様な商業・業務、文化・交流、レクリエーション機能等が集積し、利便性が高く、自然環境、暮らし及びにぎわいのある枢要な地域の拠点を形成 ・多摩川や周囲の自然環境と調和し、地域主体のエリアマネジメントによる水辺と公共空間の有効活用や活発な交流の創出などにより、回遊性が高く、魅力あふれる都市空間を形成
代田橋～ 千歳烏山	・道路と鉄道との立体交差化に併せ、駅前広場や道路が整備されるとともに、商店街の活性化により、回遊性と利便性の高い、魅力的でにぎわいのある地域を形成
千歳烏山	・道路と鉄道との立体交差化に併せ、駅前広場や道路整備による交通結節点の機能強化が図られるとともに、商業・業務機能が集積し、回遊性と利便性の高い、魅力的でにぎわいのある区北西における地域の拠点を形成

経堂	・駅周辺における交通結節機能が強化され、区民の日常生活に関わる商業、業務機能が集積し、区民の身近な交流の場となるような土地利用が図られ、魅力的な商業空間とともに防災性が向上した地域の拠点を形成
千歳船橋	・周辺住宅地と調和し、防災機能を備えた、活力があり、快適に生活できる地域の拠点を形成
下高井戸 明大前	・道路と鉄道との立体交差化に併せ、駅前広場や道路整備による交通結節点の機能強化が図られるとともに、商業・業務機能が集積し、回遊性と利便性の高い、魅力的でにぎわいのある地域の拠点を形成
駒沢大学	・駅周辺地区において、区民の日常生活における商業等の機能が集積された地域の拠点を形成
桜新町	・サザエさん通りや長谷川町子美術館などの地域資源を生かしながら、街なみと調和し、歩いて買物がしやすい地域の拠点を形成
用賀	・駅を中心に商業・業務機能の集積を図りながら、周辺の住宅地と調和した地域の拠点を形成 ・都市計画道路の補助212号線の整備に合わせて、隣接する桜新町駅周辺地区と一体となった沿道環境を形成
世田谷区 役所周辺	・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成するとともに、良好な住環境と地域コミュニティを有する生活の中心地を形成
外環道東名 ジャンク ション 周辺	・都市基盤の整備に合わせ、利便性の高い土地利用が進むとともに、野川や国分寺崖線、農地などのみどり豊かな自然環境と住宅とが調和した、交流の生まれる良好な住宅地を形成

中枢広域拠点域



新都市生活創造域



第6号議案 東京都市計画都市再開発の方針の改定（東京都決定）〔東京都からの意見照会〕

上記の議案を提出する。

令和2年12月22日

提 出 者 足 立 区 長 近 藤 弥 生

本都市計画の内容を、別添計画図書のとおり改定にあたり意見照会する。

（提案理由）

東京都市計画都市再開発の方針を変更するにあたり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、東京都から足立区の意見を聴くため照会があった。

この照会に回答するため、足立区都市計画審議会に提案する。

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画都市再開発の方針

2 理 由

都市再開発の方針は、都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 2 条の 3 に基づき市街地における再開発の各種政策を長期的かつ総合的に体系付けたマスタープランとなるものであり、昭和 55 年の都市再開発法の改正により創設された制度である。

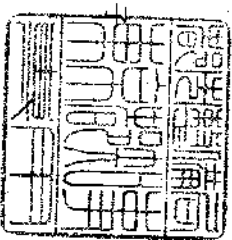
都においては、これまでに、東京都市計画区域及び多摩部の 14 都市計画区域において都市計画に本方針を定めている。

今回、「未来の東京」戦略ビジョンで示す方向性や都市づくりのグランドデザイン、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「都市計画区域マスタープラン」）を実行性のあるものとし、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図るため、都市計画変更するものである。

2 都市整企第 218 号
令和 2 年 11 月 13 日

足 立 区 長 殿

東 京 都
上記代表者 東京都知事 小 池 百 合



東京都市計画都市再開発の方針の変更について (照会)

標記について、別添計画案のとおり変更したいので、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴区の意見を伺います。
なお、令和 3 年 1 月 12 日までに御回答願います。

添付書類
計画書 (総括図・附図を含む。)

東 京 都 市 計 画

都 市 再 開 発 の 方 針 (案)

令和 2 年 11 月

東 京 都

目次

1 計画書	1
(1) 基本的事項	1
(2) 策定の考え方	1
(3) 都市計画に定める事項	3
ア 基本方針	3
イ 都市再開発の施策の方向性	3
別表—1 (1号市街地)	6
別表—2 (2号地区 足立区部)	8
別表—3 (誘導地区 足立区部)	21
2 新旧対照表	23
(1) 基本的事項	23
(2) 策定の考え方	25
(3) 都市計画に定める事項	27
ア 基本方針	27
イ 都市再開発の施策の方向性	27
別表 1 (1号市街地)	30
別表—2 (2号地区 足立区部)	35
別表—3 (誘導地区 足立区部)	62
3 総括図	65
4 附図 (足立区部)	69

I 基本的事項

1 策定の目的

都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3に基づき、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系付けたマスタープランであり、今後東京が直面する巨大地震や気候変動による異常気象などに起因する未曾有の自然災害、新たな感染症の脅威など、様々な課題に対応し、「未来の東京」戦略ビジョンで示す方向性や都市づくりのグランドデザイン、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）を実効性のあるものとするため、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的として定めるものである。

今後、この都市再開発の方針は、社会経済情勢等の変化に対応するため、都市計画区域マスタープラン等の他の方針の見直しや再開発の動向などを踏まえ、必要に応じて適切に変更するものとする。

※ 本方針における再開発とは、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地開発事業にとどまらず、特定街区、地区計画等の規制誘導手法による修復型まちづくり、特定の市街地の整備を目的とした助成事業及び工場の跡地利用や都市施設の整備と一体となった土地利用の質的転換等を含むものである。

2 策定の効果

策定の効果として、主に次のことが挙げられる。

- (1) 市街地の再開発の基本的方向を明らかにし、計画的に位置付けを行うことにより、再開発の積極的な推進のための動因となる。
- (2) 市街地の再開発に関する個々の事業について、地区全体から見た十分な効果を生み出すことができる。
- (3) 民間の建築活動を再開発へと適正に誘導することができる。
- (4) 再開発の構想、計画の作成過程を通じて、早期の住民の合意形成を図ることができる。
- (5) 再開発促進地区（後述する2号又は2項地区を合わせたものをいう。）においては、主に以下の措置が講じられている。

- (1) 認定再開発事業制度により、都知事の認定を受けた優良事業に

対し、税制の特別措置を受けることができる。

- (2) 特定民間再開発事業制度（買換特例）及び特定の民間再開発事業制度（軽減税率）が適用される（2号地区のみ）。
- (3) 総合設計制度等において、容積率割増しの適用対象となる場合がある。
- (4) 都市再開発資金貸付制度において、地方公共団体による都市機能更新用地の買い付けに係る貸付けが認められる。
- (5) 市街地再開発事業の社会資本整備総合交付金交付要件の一つに位置付けられている。
- (6) 市街地再開発事業の施行者が取得した保留地について、同地区内の他の防災街区整備事業等の実施に伴う転出者の居住等のために必要がある場合には、公募によらずに賃貸・譲渡することができる。

3 位置付け

都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3第1項又は第2項に基づくものであり、都市計画法第7条の2により、独立した都市計画として定めるものである。本方針は、都市計画区域マスタープランなどの他の方針と同様に、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などの個別の都市計画の上位に位置付けられているものである。

II 策定の考え方

1 都市再開発法第2条の3第1項第1号関連

(1) 区域

「計画的な再開発が必要な市街地」（以下「1号市街地」という。）は、「未来の東京」戦略ビジョンや都市づくりのグランドデザイン、都市計画区域マスタープランを実効性のあるものとするため、計画的な再開発を行うことにより、都市づくりのグランドデザインで示した地域区分内の既成市街地のうち、都市全体の機能の回復及び向上に貢献することとなる範囲とする。

なお、東京及び立川、都市計画区域以外の都市計画区域についても、

計画的な再開発が必要な市街地を定めるものとする。

(2) 計画事項

ア 再開発の目標

都市構造の再編成、建築物の更新、都市環境の向上等に係る目標について定める。

イ 土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針

次に掲げる事項について定める。

(ア) 適切な用途及び密度の確保その他の適切な土地利用の実現に関する事項

(イ) 主要な都市施設の整備に関する事項

(ウ) 都市の緑化、景観等の維持及び改善に関する事項

(エ) その他土地の高度利用及び都市機能の更新に関して特に必要な事項

2 都市再開発法第2条の3第1項第2号関連(東京及び立川都市計画区域の場合)

(1) 地区の選定

1号市街地のなかで「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」(以下「2号地区」という。)の選定は、次のとおりとする。

1) 事業の進捗の状況に合わせて選定する地区

地域が抱える課題に対し、再開発による整備が必要で当該地区を整備することが周辺地域への波及効果を及ぼすなどの効果があり、当該地区の整備又は開発の計画の概要を定める事業の進捗に至っている地区(以下「促進地区」という。)を選定する。

具体的には、次の地区が考えられる。

- ① 法律又は制度要綱に基づく事業が事業中又は都市計画決定が行われている地区
- ② 区市町村マスタープラン等において、再開発の必要性がうたわれ、事業化に向けて検討が進められている地区
- ③ 事業実施を前提として、準備組合、研究会等の組織が発足してい

る等、地域の体制が整っていること又は整うことが見込まれる地区
 ④ 工場跡地等種地の存在又は公共事業の予定などから見て、面的な土地利用転換の進行が予想され、民間の建築活動の動向等が見られる地区

2) 再開発の必要性に応じて選定する地区

具体的な事業計画又は事業手法は定まっていなくても、地域の整備方針は定まっており、当該地域内のうち再開発の必要性が高い地区について公共施設の整備の促進と民間の優良なプロジェクトなどを誘導することにより、当該地域の都市機能の更新に寄与する地区(以下「都市再生地区」という。)を選定する。

(2) 整備又は開発の計画の概要

次に掲げる事項について定める。

ア 地区の再開発、整備等の主たる目標

イ 用途、密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要

ウ 建築物の更新の方針

エ 都市施設及び地区施設の整備の方針

オ その他

再開発の推進のため必要な公衆及び民間の役割や条件整備等の措置、市街地開発事業の手法、都市開発諸制度の手法、関連事業(都市計画事業)、関連事業(その他)及び他計画の位置付け

3 都市再開発法第2条の3第2項関連(東京及び立川都市計画区域以外の場合)

(1) 地区の選定

1号市街地のなかで「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」(以下「2号地区」という。)の選定は、2号地区に準じて行う。

(2) 整備又は開発の計画の概要

2号地区に準ずる事項を定める。

4 誘導地区

1号市街地のうち、再開発促進地区に至らないが、「未来の東京」戦略ビジョンや都市づくりのグランドデザイン、都市計画区域マスタープランを有効性あるものとする上で、効果が大きく、また、再開発が進ましいことなどにより、今後、再開発の機運の醸成等を図り、再開発に関する公共及び民間の役割を明確にしていくべき地区について、当該地区のおおむねの位置及び整備の方向について定める。

5 今後の運用

再開発促進地区のうち、再開発に係る事業が全て完了した地区については、原則として1号市街地に変更するものとする。

また、再開発促進地区として位置付けた後、おおむね5年程度事業化の進展が見られない地区については、事業化に向けた検討を行い、必要な見直しを行うものとする。

さらに、新たな事業などを再開発促進地区に定める必要がある場合には、必要に応じて再開発促進地区の追加に伴う本方針の変更を行うものとする。

Ⅲ 都市計画に定める事項

1 基本方針

東京都市計画区域は、中核広域拠点域、新都市生活創造域に属する。

活力とゆとりのある高度成熟都市を目指し、再開発により、都市基盤の整備、防災性の向上、業務・商業、居住、文化などの多様な機能の適正な配置等を図り、ICTの活用や、新たな感染症への対応も踏まえながら、都市機能の更新や都市の再生を行う。その際、都市の持つ集積のメリットは生かしつつも、「密閉、密集、密接」の三密を回避し、感染症の拡大防止と経済社会活動の両立を図る新しい日常にも対応する、サステナブル・リカバリーの考え方に立脚した強靱で持続可能な都市づくりを進める。例えば、ゆとりある公共空間の創出などを推進するとともに、3D都市モデルの活用などにより、都市空間の可視化や、開発行為が周辺環境へ及ぼす影響についてシミュレーションを行う等、AIやICTなど先端技術も活用しながら快適で利便性の高い拠点などの整備を図る。

2 都市再開発の施策の方向

(1) 拠点の整備

- ・中核広域拠点域の中核的な拠点については、首都機能など、東京圏及び1本の中心的な役割を担うとともに、国際ビジネスや成熟社会にふさわしい都市文化などを支えていくため、高次の中枢管理機能のほか、国際ビジネス、業務・商業、芸術・文化、観光、居住など、地域特性に応じた多様な機能の集積を図る。そのため、市街地開発事業などによる複合開発を推進し、魅力とにぎわいのある拠点として整備するとともに、地域特性を踏まえ、適切に駐車施設などを整備し、円滑な交通処理を図る。
- ・中核広域拠点域の活力とにぎわいの拠点、中核広域拠点域外の地域の拠点、生活の中心地においては、交通結節点などの利便性を生かして、市街地再開発事業、土地活用整備事業、住宅市街地総合整備事業などにより、居住、商業、交流、文化、医療など多様な複合機

備を備えるとともに、子育て支援施設、集会施設などコミュニティインフラをも備えた生活利便性の高い拠点として整備する。

- ・ 新型コロナ危機を契機とした都市づくりの観点から、国際ビジネス交流ゾーンでは、新たなビジネスやイノベーションの創出にも資する、感染症にも配慮したゆとりある共用スペース等を備えた多機能で高質な交流が行われる優良なオフィスへの機能更新を進めていく。また、中心オフィスのストックも活用したりノベーションやニーズに応じた柔軟な用途転用、中央環状線内側等の交通結節性の高い駅周辺における多機能を融合した駅まち一体のまちづくりなど進めることにより、高質な職住等が融合した空間へとつくり変えていく。さらに、新型コロナ危機後を見据え、国際金融都市を担う拠点から、付加価値を生み出す国際競争力の高い産業に従事するクリエイティブ人材の受入環境の充実やインバウンドへの対応等、引き続き取り組んでいく。新都市生活創造域では、共用スペースを備えたシェアオフィスやサテライトオフィス等、オン・オフワークとテレワークが補完的に機能するような場の整備や、ニーズに応じた柔軟な用途転用などを進め、職住融合の拠点の育成を図る。
- ・ 工場跡地などで土地利用転換が見込まれる低未利用地については、その周辺地区も含め、市街地再開発事業、上地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業などにより、計画的に整備された複合機能を備えた拠点等として整備する。
- ・ 老朽化した住宅団地は、周辺地域も含め、必要な道路及び公園の整備や緑の保全などを画策しながら、地区計画、上地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業などにより、居住、商業など生活利便性を備えた生活中心地等として整備する。
- ・ 都市再生緊急整備地域においては、民間の創意工夫を生かした再開発を促進するとともに、関連する公共施設整備を進め、魅力的な都市空間を創出する。

(2) 安全な市街地の整備

- ・ 首都直下地震や台風・豪雨災害など様々な災害に対して、AI や ICT などを活用し刻々と変化する状況にも対応できるよう、ハード・ソフト両面からの備えの充実を図る。

- ・ 大震災時の延焼火災を防ぎ、避難せずに済む災害に強い都市づくりを目指すため、不造住宅密集地域整備事業などにより広場や生活道路などを整備し、防災性の向上及び居住環境の改善に努める。特に、防災上重要な避難地周辺や避難路沿道は都市防災不燃化促進事業により、建築物の不燃化を促進する。
- ・ 広域的に見て防災上重要度が高く火災の延焼を防止する骨格防災軸等となる都市計画道路とその周辺地域については、土地区画整理事業等と街路事業とを組み合わせる一体的に整備することや防災街区整備地区計画等の活用により、安全な都市の実現を推進する。「防災都市づくり推進計画」に位置付けられた整備地域内の主要な都施行の都市計画道路を「特定整備路線」として選定し、都市計画道路の整備に併せ、地区計画、高度地区、防火地域などの活用により、中層建築物を誘導し、延焼遮断帯の形成を加速する。
- ・ 都市再生特別地区や都市開発諸制度を活用した開発や上地区画整理事業などのまちづくりの機会を捉え、無電柱化を推進する。
- ・ 河川沿いの地域においては、スーパー堤防や高規格堤防の整備と市街地整備とを併せて行うことにより、水辺の豊かな空間を生かした良質な住環境をつくる。特に東京湾部の「広域ゼロメートル市街地」では、気候変動によって前まる大規模水害リスクに備えて、浸水に対応したまちづくりを進めていく。
- ・ 雨水の貯留・浸透施設整備等の総合治水対策を進め、地域の防災性を高める。
- ・ 不造住宅密集地域については、市街地再開発事業、土地区画整理事業、街区再編まちづくり制度、東京都建築安全条例第7条の3に基づく新たな防火規制、地区計画、住宅市街地総合整備事業等を活用し、建築物の防火性能の向上、街区の再編及び都市基盤の整備を促し、安全な市街地を形成する。特に重点的・集中的に改善を図るべき地区は、「不燃化推進特定整備地区」に指定し、市街地の不燃化を強力に推進する。
- ・ 街区再編まちづくり制度や都市開発諸制度、都市再生特別地区等により、不造住宅密集地域（整備地域）の基盤整備や環境改善、受皿住宅の整備等の取組を新たに評価し、容積率を緩和するなど、民間活力を生かして整備を促進する。

- ・都市開発諸制度や市街地開発事業などを活用する開発等において、備蓄倉庫や非常用発電機設備、一時滞在施設の整備を促進し、帰宅困難者の安全確保を図る。中核的な拠点などにおいて、地区区や民間事業者などと連携して大街区化を進めるなど、市街地の更新による耐震性の向上と併せて、オープンスペースや機能的な道路空間を創出し、市街地の防災性を向上させる。

(8) 快適な居住環境の整備

- ・中核広域拠点域における土地利用の誘導の方向とも整合を図りながら、国際ビジネス交流ゾーンや中核的な拠点等で、高齢者向け住宅や外国人のニーズ、ICT化の進展等を踏まえた住宅など多様なライフスタイルに対応した住宅供給を誘導するとともに、木造住宅密集地域の改善や高経年マンションの機能更新を図る。
- ・都市開発諸制度を活用し、高齢者向け住宅や外国語対応の生活支援施設等と合わせた外国人向け住宅の整備、地区外も含めた住環境の向上に資する取組、ゆとりあるオープンスペースの拡充、有効活用等によるにぎわい創出や、持続的な維持管理に資するエリアマネジメントを促進する。
- ・木造住宅密集地域については、市街地開発事業、街区再編まちづくり制度、地区計画等を活用し、耐火性の高い建築物への代替を促進し、安全で快適な居住環境を創出する。
- ・道路などの公共施設が未整備な地域は、地域の実情に合わせて土地地区画整理事業のほか、住宅市街地総合整備事業や地区計画などを活用し、公共施設の整備・改善を図りながら、良好な居住環境の市街地となるよう誘導する。
- ・主要な駅周辺や身近な中心地に生活に必要な機能を集積させ、その徒歩圏に包摂的社会的形成にも資する住宅市街地を誘導し、歩いて暮らせるまちへの再構築を図るとともに、駅や中心地から離れた地域では、緑豊かな良好な環境を形成する。
- ・都市型産業、伝統工芸又は地場産業が集積している地域については、

産業の育成と住環境の改善を図るため、活力ある均衡のとれた地域の整備を推進する。

(4) 自然や歴史・文化などの環境を生かした整備

- ・自然地形、河川、海などの多様な自然的要素や歴史的建造物などの歴史・文化資源を生かした都市づくりを積極的に行い、東京を代表する景観を形成し、美しく風格のある首都東京にふさわしい美しい空間を創造する。
- ・隅田川沿いなどにおいては、水辺の豊かな環境を生かすとともに、河川側からの景観にも配慮し、水辺環境を生かした整備を図る。
- ・再開発に当たっては、歴史的な建造物や街並みの保存に配慮するとともに、新たに整備される建造物と周辺的环境と調和を図り、歴史と文化を生かした景観を保全・創出する。また、大規模建築物などが複数計画される区域では、一体的な景観形成を図り、地域の個性を生かした景観を誘導する。

3 1号市街地

おおむね区部全域を計画的な再開発が必要な市街地とし、計画事項を【別表-1】に示す。

4 再開発促進地区(2号地区)

316 地区を選定し、その整備又は開発の計画の概要を【別表-2】に、おおむねの位置を附図に示す。

5 誘導地区

158 地区を選定し、おおむねの位置及び整備の方向を【別表-3】に示す。

表 1 計画的な再開発が必要な市街地（1号市街地）の計画事項

管区・地域名（注）	1 中核市域拠点域
ア 再開発の目標 - 都市構造の再編成 - 建築物の更新 - 都市環境の向上等	- 高密度な鉄道、道路ネットワークを生かして、国際的なビジネス・交流機能や業務、商業など複合機能を有する中核的な拠点を形成する。また、芸術・文化・スポーツや、イノベーションを創出する産業、交通機能などの多様な特色を有する拠点や地域形成を図るとともに、歴史的資源や風情ある街並みの保全・活用や地域コミュニティの活性化などによりそれぞれが際立った個性を際立たせながら、人々の交流の場を形成し、集約の魅力を向上させる。 - 主要な駅周辺では、業務、商業施設に加え、医療、高齢者福祉、子育て支援施設など、住民の生活を支え、柔軟な向き方・暮らし方に資する都市機能の集積を図る。 - 国際ビジネス交流ゾーンは、グローバルビジネスの業務就労拠点を高度に集積した中核的な拠点を形成し、国際競争力の強化に向けた機能の一端の導入を促進し、交通結節機能の更なる強化などを目指し、複合的で高度な土地利用を推進する。 - 木造住宅密集地域では、道路・公園整備や不燃化による建替えを促進することともに、鉄骨などの堅力ある建築物を創出していく。また、市街地内防災等策による共同化を促進する。
1 市街地の再開発及び都市機能の更新に関する方針	ア 適切な用途及び密度の確保、その他の意義ある土地利用の実現 - 住宅地、業務商業地、工業地、複合用途地などの用途を適宜に配するなど各地域の特性を生かした土地利用の誘導を図る。特に、住宅地は、低層及び低中層の住宅地としての機能を保全すべき地域を除き、原則として中高層化を推進して誘導する。 - 中核的な拠点は、高次の中核管理機能のほか、国際ビジネス、業務、商業、芸術・文化、観光、生活など地域特性に応じた多様な機能の集積を図る。 - 活力とにぎわいの拠点は、商業、文化、交流など地域の活力やにぎわいを生み出す多様な都市機能の集積を図る。
	イ 主要な都市施設の整備 - 都市計画道路、市内道路及び交通広場の整備を図る。 - 鉄道路線の整備を促進する。 - 駐車場需要に応じた駐車施設の計画的な配置と整備を推進する。
	ウ 都市の環境、景観等の維持及び改善 - 大規模な民間の開発や機能的更新の機会を捉え、都市開発制度及び容積適正化制度地区計画などを活用し、南北両側の緑の保全・再生や、都市公園と連続した厚みのある質の高い緑化空間の形成を図る。 - 東京を代表する多様な自然・文化資源を生かした、自然・文化にふさわしい美しい空間を創出する景観の形成を図る。 - 中核的な拠点や活力とにぎわいの拠点などでは、都市再生特別地区や都市開発特別制度などを活用した複合開発により、最先端の省エネ技術、再生可能エネルギー、未利用エネルギーなどの積極的な導入を促す。
	エ その他特に必要な事項 - 土地の高度利用 - 都市環境の更新 - 地味路線などが主体となったエリアマネジメントの普及・促進を図ることにより、地域の特性を生かした美しい街並み及び良好な環境を誘導する。 - 都市開発制度などの活用により、開放的で緑豊かな身近なオープンスペースを更に創出し、にぎわいある魅力的な空間形成を一層促進する。 - 都市再生特別地区や都市開発特別制度を活用した開発や土地・西側型事業などのまちづくりの機会を捉え、低層化を推進する。 - まちづくりの機会を捉え、地域の特性に応じ、車中心から人中心の空間へと転換し、居心地が良く歩きたくなるまちの形成を促進する。

第1 地域名 (a)	2 都市生活創成域
a 再開発の目標 - 都市構造の再編成 - 建築物の更新 - 都市環境の向上等	- 主要な駅周辺では、大規模な商業、医療、高齢者福祉、子育て支援施設など、市民の生活を支え、柔軟な働き方・暮らし方に対応する都市機能が集積した地域拠点の形成を図る。 - 駅周辺の拠点以外の駅周辺や、商店街、大規模団地、公共施設周辺など、公共交通の利便性が高い場所には、人口の規模や構成を踏まえた、食料品店や飲食店等の商業施設、診療所、福祉施設など、地域住民の生活利便性と地域コミュニティを支え、生活に密着した都市機能が立地する生活の中心地の形成を図る。 - 地域の拠点や生活の中心地からの徒歩圏に、多様な世代やライフスタイルに対応し、活力のある地域コミュニティを育む住宅市街地を誘導する。 - 市街地再開発事業等による共同化により、木造住宅密集地域の改善を促進する。
b 土地の高度利用及び都市機能の更新に関する計画 ア 適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現 イ 主要な都市施設の整備 ウ 都市の景観、景観等の維持及び改善 エ その他特に必要な事項 - 土地の高度利用 - 都市機能の更新	- 住宅地、業務商業地、工業地、複合市街地などの用途を適切に配置するなど各地域の特性を生かした土地利用の誘導を図る。特に、住宅地では、計画的に開発された中高層住宅地を核とし、低層及び低中層を主体とした住宅地として誘導する。 - 都市開発誘導制度や特定用途誘導地区、地区計画等の活用により、商業・医療・福祉などの多様な都市機能を誘導する。 - 地域の拠点では、商業、医療・福祉などの生活に必要な都市機能や柔軟な働き方・暮らし方にも対応する都市機能の集積を図る。 - 生活の中心地では、飲食店や診療所などの生活に必要な都市機能の立地を促進する。 - 二層跡地などで土地利用の転換が見込まれる低未利用地は、その周辺地区も含めて計画的に複合機能を備えた拠点などとして整備する。 ・都市計画道路、城内道路及び交通広場の整備を図る。 ・駅前広場の整備を促進する。 ・連続立体交差事業を促進する。 - 大規模団地の建替えにおける緑化や、都市開発誘導制度等を活用した同分立体緑化の樹林や湧水の保全に取り組み、ほみとつながりのある緑の骨格の形成を促進する。 - 東京を代表する多様な自然的要素及び歴史・文化資源を生かした、首都東京にふさわしい美しい空間を創出する景観の形成を図る。 - 地域組織などが主体となったエリアマネジメントの普及・促進を図ることにより、地域の特性を生かした美しい街並み及び良好な住環境を誘導する。 - 都市開発誘導制度などの活用により、開放的で緑豊かな身近なオープンスペースを更に創出し、にぎわいある魅力的な空間形成を一層促進する。 - 都市再生特別地区や都市開発誘導制度を活用した開発や土地活用促進事業などのまちづくりの機会を捉え、無電柱化を推進する。 - まちづくりの機会を捉え、地域の特性に応じ、市中心から人中心の空間へと転換し、居心地が良く暮らしたくなるような形成を促進する。

番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	足 3 日月光街道(柳町)地区 約 8.6ha (足立区西部)	足 6 王反町駅前地区 約 0.8ha (足立区東南部)	足 9 葛原地区 約 37.9ha (足立区西南部)
a 地区の自然条件、条例等の定める目標 都市づくりのランド スケープの取組方針	大規模な地震などに伴い発生する災害から市民の生命、身体等を保護するため、消防建築物の不燃化を促進し、地区の防災性の向上を図る。	低層木造密集地区を整備改善し、駅前商業地区にふさわしい土地の有効利用を図り、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。	住工混在、木造老朽密集住宅地を整備、改善し、土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	日月光街道沿道の木造商業地区を改善し、延焼遮断帯として、一地区の土地利用を促進する。	商業、業務、住宅を機能的に配置し、調和のとれた駅前にあふわしい土地の高度利用を図る。また、駅に隣接した広場を整備する。	地区の中心南北に旧商業、業務地を整備し、周辺市街地の防災不燃化を促進し、住工共存の環境整備を図る。
c 建築物の更新の方針	都市防災不燃化促進事業により不燃化建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。	老朽木造建築物の不燃化、中高層化を図る。	老朽木造建築物の不燃化、共同化及び中高層化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	都市計画道路補助137号線の延焼遮断帯としての整備を促進する。	広場の整備を図る。	都市計画道路及びそれを支える土呂生徒道路、区画道路の整備と公園の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発法制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 地区計画の位置付け	1 建築物の整備は、民間の更新時に実施するものとし、不燃化については、都市防災不燃化促進事業により誘導し、整備する。 4 街路整備事業 補助138号線(一部完了) 都市計画道路 補助137号線(一部完了・一部予定) 5 住宅市街地総合整備事業(拠点型)(事業中) 防災生活圏整備事業(完了) 住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 低層住宅密集地域整備事業(事業中) 都市防災不燃化促進事業(完了) 不燃化促進特定整備地区(事業中) 6 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	1 各地権者及び周辺住民と公共とが協議・協力の下に、まちづくり方針及び地区計画を策定し、各事業を推進する。 4 地区計画(予定) 5 優良建築物等整備事業等(予定) 6 重点地区(住宅・市街地の開発整備の方針)	1 公共施設の整備は公共が行い、不燃化建築物の整備は民間が都市防災不燃化促進事業等により整備する。 2 防災街区整備事業(完了) 4 街路整備事業 補助138号線【特定整備路線】(事業中) 都市計画道路 補助254号線(予定) 防災街区整備地区計画(決定済) b 住宅市街地総合整備事業(密集型)(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 不燃化促進特定整備地区(事業中) 6 重点地区(住宅・市街地の開発整備の方針) 防災関係整備促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	足. 17 竹ノ塚駅周辺地区 約 42.0ha (足立区北西部)	足. 22 国道4号線沿道地区 約 13.8ha (足立区南部・北部)
a. 地区の再開発、整備等の主たる目標	ノースゲートである主要な県城拠点として駅前にふさわしい魅力ある複合市街地を形成するため、鉄道高架化に合わせた交通広場や都市計画道路の整備推進により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに周辺のまちづくりを進める。	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命、身体等を保護するため、建築物の不燃化を促進し、地区の防災性の向上を図る。また、幹線道路の自動車交通騒音等の防止を図るため、沿道壁付を促進し、住環境の改善を進める。
まちづくりのブランド デザインの位置付け	新都市生活創成域	中核広域拠点域 新都市生活創成域
b. 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	大規模団地の増設による副都用地などを活用し、土地の合理的かつ健全な高度利用に合わせて、商業、業務、都市型住宅を機能的に配し、オープンスペースの確保を図る。都市基盤整備に合わせて適切なまちづくりを推進・誘導していく。	沿道を延焼遮断帯として整備するとともに、避難場としての安全確保を図るため、沿道の不燃化を図りながら、土地の高度利用を促進する。
c. 建築物の更新の方針	建物の共同化及び耐火建築物の不燃化を図り、商業、業務施設及び都市型住宅の機能のとれた市街地の整備を進める。	都市防災不燃化促進事業により不燃建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。また、沿道環境整備事業により建築物の防火性能の向上及び経過年数建築物の換装を図る。
d. 都市施設及び地区施設等の整備の方針	鉄道高架化とともに交通広場、主要生活道路及び区画道路を整備し、駅周辺の交通環境の改善を図る。併せて、緑地空間等を新設する。	国道4号沿いの延焼遮断帯の整備を行い、避難路として、都市計画道路の整備を行う。
e. その他	1 鉄道高架化事業を契機に、公共施設整備を公共が行うとともに、各地域性及び周辺住民と公共が協働・協賛の下、まちづくりを進める。 2 市街地開発事業（完了） 3 地区計画（決定済み） 4 都市開発整備事業 5 防災事業 6 住居事業（その他） 7 住居事業（その他） 8 住居事業（その他）	1 建築物の整備は民間の更新時に実施するものとし、不燃化については都市防災不燃化促進事業により誘導し、整備する。 2 十地区直営事業（一部完了） 3 街路整備事業（補助138号線（一部事業中）補助136号線（一部完了・一部事業中）・放射12号線（一部完了）） 4 沿道環境整備事業（事業中） 5 沿道地区計画（決定済み） 6 生活型市街地総合整備事業（商業型）（一部完了・一部事業中） 7 木造住宅密集地整備事業（一部完了・一部事業中） 8 防災生活圏促進事業（完了） 9 都市防災不燃化促進事業（完了） 10 不燃化推進特定整備地区（事業中） 11 重点地区（市街地の開発整備の方針） 12 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの概算)	足. 23 環状7号線沿道地区 約96.0ha (足立区内)	足. 28 中央本町周辺地区 約38.8ha (足立区中央部)
a 地区の再開発、整備 等の三つの目標	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命、身体等を保護するため、建築物の不燃化を促進し、地区の防災性の向上を図る。また、幹線道路の自動車交通騒音等の防止を図るため、沿道整備を促進し、住環境の改善を進める。	庁舎を中心とする周辺地域において不燃化を促進し、区の行政・文化・情報・防災の拠点としてふさわしい景観づくりを進めるとともに、都市基盤整備を含めた災害に強いまちづくりを推進する。
都市づくりのランド デザインの位置付け	中核広域拠点域 新都市生活創造域	中核広域拠点域
b 用途、密度に関する 基本的方針、その他の 土地利用計画の概要	沿道を延焼遮断帯として整備するとともに、避難場所への安全避難を図るため、沿道の不燃化を図りながら、土地の効率的利用を促進する。	市街地の防災不燃化を促進し、合わせて住環境整備の向上を図る。さらに、住・工作により良好な市街地としての土地利用を図る。
c 建築物の更新の方針	都市防災不燃化促進事業により不燃建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。また、沿道環境整備事業により建築物の防火構造化の促進及び複層建築物の誘導を図る。	半朽木造建築物の不燃化、共同化を図る。
d 都市施設及び地区施設 の整備の方針	環状7号線沿いの整備を図る。	道路及び公園の整備を図る。
e その他 1 公共施設利用の役割 や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発制度 4 防犯事業 (都市計画事業) 5 防災事業(その他) 6 他の計画の位置付け	公共施設整備は公共が行い、建築物の整備は民間の更新時に実施するものとし、不燃化、総市街地については都市防災不燃化促進事業、沿道環境整備事業により整備する。 2 市街地開発事業(一部事業中・一部完了) 3 都市計画道路 環状7号線(一部完了) 4 沿道整備事業 補助140号線(事業中) 成村11号線(完了) 都市計画道路 環状7号線(一部完了) 補助138号線(一部完了・一部予定) 補助255号線・補助256号線・足立区河内路7号線(予定) 補助253号線・足立区西河内路10号線 沿道環境整備事業(事業中) 沿道地区計画(決定済み) 6 住宅市街地総合整備事業(拠点型)(事業中) 防災生活圏促進事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 不燃化推進特定整備地区(事業中) 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 東京都市圏安全条例に基づく防火規制	1 防災拠点としての庁舎、道庁等の公共施設の整備は公共が行い、不燃化建築物及び住環境は民間が整備する。 4 消防整備事業 補助138号線(事業中) 都市計画道路 補助256号線(予定) 沿道地区計画(決定済み) 沿道環境整備事業(事業中) 地区計画(決定済み) 5 都市防災不燃化促進事業(完了) 防災生活圏促進事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	足 30 千住大川朝霞緑地地区 約 50.2ha (足立区南部)	足 32 六甲地区 約 68.0ha (足立区北東部)	足 34 奥野地区 約 49.1ha (足立区南西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	都市機能の更新、居住環境の改善及び良好な住宅の供給を推進するため、住宅等の建設及び公共施設の総合的な整備を図る。	つくばニクスプレス六甲駅周辺を新しい主要な地域拠点として商業、文化、業務機能等の育成を図り、活気あふれるまちづくりを進めるとともに、道路、公園、水辺等の整備や住宅と工場等の調和を図り、安全で暮らしやすいまちづくりを進める。	公共住宅の増設、計画道路の整備を含め、良質な中低層住宅の供給を推進する。
都市づくりのブランドデザインに位置付け	中核広域拠点域	新都市生活創造域	中核広域拠点域
b 用途、密度に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	隅田川沿いの工場跡地等の土地利用転換の適切な誘導を行う等により活気に満ち、安全かつ快適で景観に配慮した、魅力ある住宅地を整備するとともに公共施設の整備を促進する。	良好な住環境の作育地として、土地の合理的な利用を図る。 また、駅前周辺及び都市計画道路沿いと調和のとれた商業系の土地利用の増進を図る。	住宅建設の誘導と宅地化農地との一体的整備を行い、土地の合理的な利用を促進する。
c 建築物の更新の方針	良質な住宅の建設を促進するとともに、商業、業務等の複合した住宅開発及び住工共存を誘導し、地域活力や利便性の向上を図る。	道路、公園等、生活基盤の整備を促進することにより居住環境の向上と土地利用の合理的な利用を図る。	公共住宅の増設及び宅地化農地の活用による、良好な住環境を形成する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	交通広場、公園・緑地、生活関連施設、下水処理ポンプ場、高規格堤防及び道路等の整備を図る。	都市計画道路補助140号線、268号線、区画道路、交通広場及び公園の整備を図る。 また、綾瀬川の護岸沿いの環境整備を図る。	地区内の都市計画道路補助158号線を含め、未整備な道路を整備する。
e その他	1 各地域者及び周辺住民と公共とが、協議の下に、まちづくり方針及び再開発地区計画を策定し、各種事業を推進し整備する。 2 市街地開発事業（予定） 3 再開発等促進区を定める地区計画（決定済み） 4 都市計画道路 相馬192号線・閑院駅付近広域1号 5 都市防災不燃化促進事業（完了） 住宅市街地総合整備事業〈拠点型〉（事業中） 住宅市街地総合整備事業〈密集型〉（予定） 高規格堤防整備事業（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 公共団体施行の土地市街地整理事業により、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図る。 行政と地区住民との協力により事業を推進するため、住民組織活動の支援を行う。 2 土地市街地整理事業（事業中） 3 街路整備事業 特設140号線・補助268号線（事業中） 計画環境整備事業（事業中） 沿道地区計画（決定済み） 地区計画（決定済み） 5 住宅市街地総合整備事業〈密集型〉（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 住宅市街地総合整備事業により、公共住宅及び計画道路や区画道路等の整備を行う。 4 都市計画道路 相馬158号線・相馬253号線地区計画（決定済み） 5 住宅市街地総合整備事業（予定） 都市防災不燃化促進事業（完了） 不燃化推進特定整備地区（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制

番号 地区名 面積 (ha) (住所別)の位置	足. 26 立野・六木地区 約 24.8ha (足立区北東部)	足. 40 新田地区 約 74.0ha (足立区南西部)	足. 41 補助 136号線沿道地区 約 30.0ha (足立区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	道路、公園等の公共施設を整備、改善し、良好な住宅地を形成することにより、住みよい家づくりを進める。	住工混在地域は合理的に再配整し、開発地については、水辺空間を利用した親水性のある住宅を建設するとともに、周辺地域への波及効果をもたらす商業・業務施設を誘導する。	大規模な地震などに伴い、発生する火災から市民の生命、身体等を保護するため、延焼防止の不燃化を促進し、地区の防災性の向上を図る。
都市づくりのランドデザインの位置付け	新城市生活創出域	中核大城拠点域 新都市生活創出域	環状城拠点域
b 用途、密度に対する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	良好な住環境の低密度住宅地として土地の合理的な利用を図る。	地区の周辺を荒川、荒田川に囲まれているという特性を生かしながら、道路や高規格堤防を整備し、環境共生型の住宅等の導入を図る。	沿道延焼遮断帯として整備するとともに、避難場所への安全避難を図るため、沿道の不燃化を図りながら、土地の高度利用を促進する。
c 建築物の更新の方針	良好な住環境を形成し、都市型住宅の供給の促進を図る。	住工混在地域は合理的に再配整し、開発地については、水辺空間を生かした良好な市街地の形成を図る。	都市防災不燃化促進事業により不燃化建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	都市計画道路補助369号線、274号線及び区画道路の整備と公園の整備を図る。	主要の新設を含めた幹線道路、区画道路、公園、下水道ポンプ場及び高規格堤防等の整備を図る。	延焼遮断帯として、都市計画道路補助136号線の整備を行う。
e その他 1 公共及び民間の役割や関係整備等の位置 2 市街地開発事業 3 都市開発誘引策 4 開発事業 (都市計画事業) 5 既設事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共型住宅の土地区画整理事業により公共施設の整備改善と土地利用の促進を図る。 2 二地区区画整理事業(事業中) 3 開発整備事業 補助 263号線・補助 274号線(事業中) 4 地区計画(決定済み) 5 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 大規模開発に際し得る都市基盤整備及び当該地区の整備方針に沿った民間開発の誘導を図る。 2 街路整備事業 足立区画道路7号線(一部完了) 3 都市計画(道路 環状7号線 公園(完了)・新田公園 沿道環境整備事業(事業中) 沿道地区計画(決定済み) 地区計画(決定済み) 4 住宅市街地総合整備事業(拠点型)(事業中) 高規格堤防整備事業(事業中) 5 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 建築物の密着は、民間の更新時に実施するものとし、不燃化については、都市防災不燃化促進事業により誘導し整備する。 2 街路整備事業 補助 136号線【特定街路誘導線】(一部完了・一部事業中) 3 都市防災不燃化促進事業(事業中) 不燃化推進特定整備地区(事業中) 4 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制

番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	足立区 西新井駅西口周辺地区 約100.8ha (足立区山手西部)
a 地区の開発整備等の進捗状況	西新井駅西口広場の整備と合わせて主要な地域拠点地区にふさわしい高度利用を図るとともに、安全な避難場所を確保しながら住居混在、木造密集集住地地の整備を進め、地域活性化と災害に強いまちづくりを進める。
都市づくりのブランドデザインの位置付け	中核地域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	西新井駅の交通利便性の良さを生かし、商業、業務施設、都市型住宅の導入を図る。また、地区内の江岸商業、業務地を整備するとともに、市街地の防災不燃化の促進と合わせて、住居の緩和と住居共存の環境整備を図る。
c 建築物の更新の方針	主要な地域拠点地区における公設空地等の整備と合わせた建築物の高層化を進める。また、木造密集住宅地では、老朽木造建築物の不燃化、共同化等を進め、安全で良好な住環境の形成を図る。 都市防災不燃化促進事業により不燃建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	地区の利便性を図るため、交通広場の整備、都市計画道路と地区幹線道路の整備を行う。特に、都市計画道路補助100号線以西の都市計画道路補助138号線については、特定整備路線として整備を進める。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 防犯事業 (都市計画事業) 5 防犯事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 主要道路、公園等の整備を公共が行い、民間は、住宅市街地総合整備事業(密集型)及び都市防災不燃化促進事業により、建築物の整備と不燃化を行う。拠点地区については、地域特性にあった整備方針を定め、商業、業務施設及び住宅等の誘導を行う。 2 市街地内開発事業(予定) 4 街路整備事業 補助138号線【特定整備路線】(一部完了・一部事業中)足立区面街路8号線・足立区面街路9号線(一部完了・一部予定) 都市計画道路 補助137号線・補助234号線(予定)足立区面街路10号線 沿道環境整備事業(事業中) 沿道地区計画(決定済み) 地区計画(決定済み) 防災地区整備地区計画(決定済み) 5 都市防災不燃化促進事業(一部完了) 住宅市街地総合整備事業(拠点型)(事業中) 防災生活圏促進事業(予定) 住宅市街地総合整備事業(商業型)(事業中) 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 不燃化促進特定整備地区(事業中) 6 主要地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 東京都市圏安全条例に基づく新たな防火規制

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	足 44 足立一・二・三・四、五地区 約 65.9ha (足立区東部)	足 45 千住桜六地区 約 28.4ha (足立区西部)
a 地域の再開発、整備 等の主な目標	生・丁地区の水清宮集市街地を整備改善し、道路、公園の整備、オープンスペースの確保等により、住環境の改善を図り、安全で快適なまちづくりを進める。五反野駅前周辺については、駅前商業地区にあわせ、土地の有効利用を図り、地域活性化の発展に弾みをもちづくりを進める。	都心への近接性、豊かな水辺環境などの好条件を生かしながら、都市生活者の為の良好で多様な住居を供給するとともに、道路、公園、高規格歩道等の公共施設の整備を図る。
都市づくりのランド デザインの位置付け	中核区域拠点域	中核区域拠点域
b 用途、密度に関する 基本的方針、その他 土地利用計画の概要	災害に強く、快適な住環境を備えた住宅地の形成を目標とし、住宅地と商業、業務との混在のとれた土地利用を図る。 五反野駅前周辺については、駅前交通広場整備に伴い、駅前にあわせ、二階の高層利用を図る。	隅田川沿いの大規模用地の土地利用振興を地産者合意に基づいて促進し、隅田川の親水空間と一体化した豊かな生活空間を創出する。 居住機能、生活サービス、文化機能、アメニティー機能を配置する。
c 建築物の更新の方針	住宅市街地総合整備事業(密集型)等により、木造建築物の建替えを促進し、不燃化を図るとともに、共同化の誘導を進め、オープンスペースの確保等により安全で良好な住環境の形成を図る。	良好な住環境を形成し、都市型住宅の建築を促進するとともに、水辺に面した居住環境の充実を目的とする適切なボリュームの供給を誘導する。
d 都市施設及び地区施設 の整備の方針	地区内の区画道路及び公園等の整備、店舗の整備を図る。特に都市計画道路補助136号線については、特定整備路線として整備を進める。	公園、緑地、生活サービス、文化施設、高規格堤防及び道路等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発誘引策 4 買収事業 (都市計画事業) 5 期連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 まちづくり方針及び地区計画を策定し、公共と事業者との協力により事業を推進する。 主要道路、公園等の整備は公共が行い、民間は、住宅市街地総合整備事業(密集型)等により、建築物の整備を行う。 4 街路整備事業 旧財 136号線「特定整備路線」(一部完了・一部事業中) 沿道環境整備事業(事業中) 沿道地区計画(決定済み) 防災街区整備地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業(密集型)(一部完了・一部事業中) 木造住宅密集地域整備事業(一部完了・一部事業中) 都市防災不燃化促進事業(完了) 防災木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 不燃化促進特定整備地区(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災対策促進地区	1 行政と地区住民と協議の下に、地区計画を策定し、各種事業を導入し段階的に整備する。 都市計画道路、公園、緑地等の整備は公共が行う。 4 都市計画道路 旧財 118号線 地区計画等(予定) 5 都市防災不燃化促進事業(完了) 住宅市街地総合整備事業(予定) 高規格堤防整備事業(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	足. 46 小台一丁目地区 約 18.9ha (足立区西部)	足. 48 綾瀬駅西口地区 約 6.3ha (足立区南部)	足. 50 北千住駅西口周辺地区 約 19.6ha (足立区南部)
a 地区の再開発、整備 等の土たる目標	地区計画により、工業密着・住居共有整備地域 として生産環境と居住環境の調和を図るととも に、日暮里・舎人ライナー・足立小台駅の周辺市街 地の開発整備を図り、良好な複合市街地の形成を 目指す。	公共施設の整備改善と交通広場等の整備を進め るとともに、土地の高度利用及び駅前市街の活性化 を図る。	北千住駅の駅前としてふさわしい、活気ある商 業地の形成を図るとともに、駅周辺住宅地の防災 性を高め、良好な住環境を創出する。
都市づくりのグランド デザインの位置付け	中核広域拠点域	中核広域拠点域	中核広域拠点域
b 用途、密度に関する 基本的方針、その他の 土地利用計画の概要	足立区西部の地域としての、活力と地域住 民の交流あるまちづくりを図るための土地利用を 進める。また、荒川と開田川に囲まれた特殊性を 生かし、緩傾斜堤防及び高規格堤防と直線の一体 の整備及び親水性の高い環境整備を図る。	商業、業務、住宅を機能的に配置し、調和のと れた駅前におよぶ土地の高度利用を図る。	駅前商業地の土地の高度利用を図る。また、住 宅地の防災不燃化を進めるとともに、過密化の解 消を図る。
c 建築物の更新の方針	地域拠点におよぶ魅力ある都市空間を創出 する建築物の更新を行う。	土地の高度利用を進めるために、建築物の高層 化を図る。	老朽木造建築物の不燃化を図るとともに、商業 施設等と駅前市街地の調和のとれた市街地の整備 を進める。
d 都市施設及び地区施 設の整備の方針	魅力ある都市環境を創出するため、道路、公共 駐車場、高規格堤防、緩傾斜堤防、緑道を適切に 配置し整備する。	地区の利便性の向上を図るため、地区幹線道路 等、都市基盤の整備を行う。	都市計画道路、区画道路を整備する。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発計画策定 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 都市計画の整備計画	1 行政と地区住民と協議の下に、地区計画を策定 し、各種事業を導入し段階的に整備する。 都市計画道路、公園、緑道等の整備は公共が行う。 2 市街地開発事業(地区開発型)(完了) 4 街路整備事業(補助118号線(一部事業中) 放射11号線・補助93号線(完了) 地区計画(決定済み) 5 都市防災不燃化促進事業(予定) 高規格堤防整備事業(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 各地所有者及び周辺住民と公共とが協議の下に、 まちづくり方針及び地区計画を策定し、各事業 を推進する。 5 優良建築物等整備事業等(予定) 街並み環境整備事業(完了)	1 密着住宅の建替え、共同化、不燃化及び商 業、業務施設と住宅の複合化、中高層化等を市 街地再開発事業等により進める。 2 市街地開発事業(事業中) 4 街路整備事業(足立区4号線4号線(完了) 放射118号線(一部完了) 都市計画道路(放射139号線 地区計画(一部決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業(予定) 都市防災不燃化促進事業(完了) 不燃化促進特定整備地区(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制

番号 地名 市街地 (おがわねの位置)	足 18 江北駅周辺地区 約 20.7ha (足立区西部)	足 57 柳原地区 約 25.9ha (足立区南部)	足 58 千住牛町地区 約 15.7ha (足立区南部)
a. 地区の再開発、整備等の進め方目標	大宮副都心の誘致を契機に、足立区西部の主要な地域拠点として、都市機能等の適宜な土地利用転換を図り、地域の活性化と防災力向上を目指したまちづくりを進める。	老朽木造建築物の過密化を改善するとともに、地区の駅前道路の幅員整備を進め、安全で魅力ある市街地環境を形成する。	木造密集地区の環境改善と土地の高度利用を図るとともに、道路、公園等の整備を進める。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中核広域拠点域	中核広域拠点域	中核広域拠点域
b. 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	災害に強く、安全で快適な歩行者環境を備え、商業、業務施設等の誘導により、主要な地域拠点にふさわしい賑わいを創出する。	住・商・丁の機能のとれた居住環境の形成を図る。	商業・業務施設、住宅を機能的に配置し、利便のとれた駅前周辺にふさわしい土地の高度利用を図る。
c. 建築物の更新の方針	良好な住環境を形成するため、整備方針に基づき、建築物を誘導するとともに、道路、公園等の公共施設の整備を促進する。	各種整備事業等を活用し、建築物、公共施設の一体的な整備を促進する。	木造建築物の不燃化、共同協働化を図る。
d. 都市施設及び地区施設整備の方針	安全性、利便性、快適性に配慮した道路網の整備を図る。	都市計画道路、区画道路の整備を行う。	駅周辺にふさわしい土地利用を図るため、区画道路の整備を行う。
e. その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発計画制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 都市計画の位置付け	1 道路や公園の整備は公共が行う。建築物の不燃化、協働化については、住民が主体となって行い、公共が支援する。 4 街路整備事業 放射 11 号線・相模 351 号線・東武区画道路 6 号線(完了) 都市計画道路 補助 138 号線 地区計画(決定済) 5 住居市街地総合整備事業(予定) 都市防災不燃化促進事業(完了) 6 重点地区(住居市街地の開発整備の方針)	1 地区住民参加の下、公共が地区の整備方針を定め、各種整備事業により、民間建築物の建て替えを支援するとともに、公共施設の整備を行う。 4 都市計画道路 補助 139 号線(一部完了) 補助 118 号線・補助 192 号線 防災街区整備地区計画(予定) 5 住宅市街地総合整備事業(密集型)(予定) 木造住宅密集地域整備事業(予定) 不燃化推進特定整備地区(事業中) 6 重点地区(住居市街地の開発整備の方針) 東京都建築安全条例に基づき新たな防火規制	1 地区住民の参加の下、公共が地区の整備方針を定め、各種整備事業により、民間建築物の建て替えを支援するとともに、公共施設の整備を行う。 4 都市計画道路 補助 139 号線 防災街区整備地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 都市防災不燃化促進事業(完了) 不燃化推進特定整備地区(事業中) 6 重点地区(住居市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づき新たな防火規制

各 地区名 五箇 (区) (おおむねの位置)	足. 63 江北三・四丁目地区 約 14.7ha (足立区南西部)	足. 65 北千住駅東口周辺地区 約 20.7ha (足立区南部)	足. 66 綾瀬新橋周辺地区 約 4.0ha (足立区東南部)
a 地区の再開発、整備 等の上たる目標	老朽化した公的住宅の建て替えを進め、地域社会や住民生活に貢献する医療福祉・公共公益用地への土地利用転換とともに、主要な地域拠点としてふさわしい地域の活性化を目指す。	地区の特性を生かした適正な土地利用を誘導することにより、地区の活性化と防災性の向上を促進し、周辺環境の改善と調和を図る。	道路の基礎整備を推進するとともに、住居系建築物の建築を誘導し、良好な居住環境の形成を図る。
まちづくりのプラン デザインの位置付け	中核広域拠点域	中核広域拠点域	中核広域拠点域
b 用途、密度に関する 基本方針、その他の 土地利用計画の概要	周辺環境との調和を図りながら、合理的な土地利用を図る。	大規模敷地の適正な土地利用転換や既存市街地における都市機能の更新を誘導し、良好な住環境の形成を図り、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う。	良好な住環境の中核居住用地として、土地の合理的な利用を図る。
c 建築物の更新の方針	地区計画に基づく規制により、良好な建築物を誘導する。	老朽住宅の建て替えに合わせ、耐火の不燃化、中高層化を図る。さらに、地区計画に基づく規制により良好な建築物を誘導し建替を促進する。	良好な住環境を形成し、都市型住宅の供給の促進を図る。
d 都市施設及び地区施設 の整備の方針	地区の生活道路を整備して、ネットワーク化を図り、公園等の整備を図る。さらに、十分なオープンスペースを活用し、安全で快適な歩行者空間を整備する。	駅の利用性向上のため、交通広場、道路等の都市基盤を整備する。	都市計画道路補助138号線の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市用地開発事業 3 都市開発制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 計画の位置付け	1 公営住宅建て替え事業により、公共住宅及び都市計画公園、地区施設等公共施設の整備を行う。 4 都市計画道路 補助138号線 地区計画(決定済み) 5 公営住宅建て替え事業(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 建築物の整備は、民間の更新時に実施するものとし、不燃化については、市市防災不燃化促進事業により誘導し整備する。し整備する。 2 市街地再開発事業(予定) 4 街路整備事業 足立区画道路13号線(完了) 足立区(街路13号線(一部完了・一部予定) 都市計画道路 補助138号線・補助132号線 沿道整備道路事業(予定) 地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業(拠点型)(事業中) 不燃化推進特定整備地区(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 東八都府県安全条例に基づく新たな防火規制	1 各関係者及び周辺住民と公共とが協議の下に、まちづくり方針及び地区計画を策定し、各事業を推進する。 4 街路整備事業 補助138号線(事業中) 地区計画(一部決定) 5 地区環境整備事業(予定) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	足 67 花畑五丁目地区 約 21.9ha (足立区北部)	足 69 補助 261 号線沿道地区 約 3.7ha (足立区北西部)	足 70 千住西部地区 約 60.8ha (足立区南部)
a 地区の開発、整備 等の主たる目標	宅地化した団地への再整備を適切に誘導し、水と緑豊かな住環境の整備や地域活性化に資する大学や商業・業務施設を整備し、生活中心地としての形成を図る。	大規模な地震などに備え、稀に発生する火災から市民の生命・身体等を保護するため、建築物の不燃化を促進し、地区の防災性の向上を進める。	防災街区整備地区計画、木造密集地区整備事業の導入により、道路や、公園・広場等を整備や建築物の不燃化を促進し、災害に強く安全・安心で住み続けられるまちの実現を目指す。
作られるグランド デザイン的位置付け	新都心生活創造域	新都心生活創造域	中核広域拠点域
b 用途、密度に関する 基本の方針、その他の 土地利用計画の誘導	閑静と調和した良好な住環境の形成や利用用地を活用し地域の核となる大学や商業・業務施設の整備を図る。	沿道を延焼遮断帯として整備するとともに、避難場所への安全避難を図るため、沿道の不燃化を促しながら、土地の高度利用を促進する。	地区特性に合わせた土地利用の方針を定め、良好な市街地としての土地利用を図る。
c 建築物の更新の方針	既存住宅のストック活用と団地の集約により一地を利用して大学や商業・業務施設を誘導し建物の更新を図る。	地区計画に基づく規制により、良好な建築物を誘導する。	防災街区整備地区計画に基づくまちづくりのルールにより、良好な建築物を誘導する。また老朽木造建築物の不燃化及び共同化を図る。
d 都市施設及び地区施設 の整備の方針	区域道路、広場など緑の回廊を整備する。	延焼遮断帯の整備を行い、避難路として、都市計画道路補助 261 号線の整備を行う。	道路や公園等の都市基盤の整備を行う。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の経緯 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 促進事業 (都市計画事業) 5 促進事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共は、地区計画を策定する。民間などは、既存住宅のストック活用や質の高い住宅供給、商業施設や公益施設の整備を行う。 4 地区計画 (決定済み) 5 旧区市域構による旧地再生事業 (完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	1 公共は都市計画道路や地区施設等の公共施設の整備を行い、民間は地区計画に基づき、建築物の更新を行う。 4 街路整備事業 補助 261 号線 (事業中) 5 地区環境整備事業 (予定) 都市防災不燃化促進事業 (予定)	1 地区住民の参加により、地区の整備方針を定め、各種整備事業により民間建築物の建て替えを支援するとともに、公共施設の整備を行う。 4 都市計画道路 計画 118 号線 防災街区整備地区計画 (決定済み) 5 木造住宅密集地域整備事業 (事業中) 不燃化推進特定整備地区 (事業中) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針) 東京특별시安全条例に基づく新たな防火規制

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	足.7 緑ヶ丘駅東口周辺地区 約 12.1ha (足立区南東部)	足.72 北綾瀬駅周辺地区 約 19.1ha (足立区東部)	足.73 神明二丁目地区 約 12.5ha (足立区北東部)
a 地区の再開発、整備 等の主たる目標	地区計画の導入、土地の有効利用や民間開発の誘導、道路等の整備促進など交通結節機能の充実を図り、緑に包まれた深いのあるまちづくりを目指す。	北綾瀬駅の結集化に伴い、交通結節機能を向上させ、利便性の高い良好な地域環境を目指すとともに、豊かな緑の維持と保全を図る。	良好な住環境の維持、保全を図り、水と緑に恵まれた良好な住宅地の形成を図る。また建築物の不燃化を図る。
都市づくりのブランド デザインの位置付け	中核的拠点区域	中核的拠点区域 都市生活創生域	新都市生活創生域
b 用途、密度に関する 基本の方針、その他の 土地利用上の規定	商業・業務、子育て、福祉、宿泊、都市型生活等を機能的に配置し、緑地のとれた環境にふさわしい魅力ある商業空間を形成する。	新たな駅前機能形成のための商業・業務、子育て、都市型生活などの機能を誘導する。	補助261号線沿道を延焼遮断帯として整備するとともに、避難場所への安全避難を図るため、沿道の不燃化を図りながら、土地の高度利用を促進する。
c 建築物の更新の方針	建築物の共同化や地区計画に基づく規制により、良好な建築物を誘導する。	地区計画に基づく規制により、良好な建築物を誘導する。	良好な居住環境を形成するために、地区計画等により建築物の規制を行う。
d 都市施設及び地区施設 の整備の方針	歩行者空間の確保のため、広場や道路等の都市基盤を整備する。	地区の利便性の向上を図るため、道路や広場等、都市基盤の整備を行う。	延焼遮断帯として、都市計画道路沿道261号線の整備を行う。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 用地開発事業 3 都市開発促進制度 4 民営事業 (都市計画事業) 5 民間事業 (その他) 6 付の計画の位置付け	1 公共は地区計画を策定し、民間は地区計画に基づき建築物の更新を行う。 4 地区計画 (予定)	1 地区住民の参加の下、公共が地区の整備方針を定め、各種整備事業により民間建築物の建て替えを支援するとともに、公共施設の整備を行う。 2 土地収用整理事業 (予定) 4 地区計画 (予定)	1 地区住民の参加の下、公共が地区の整備方針を定め、各種整備事業により民間建築物の建て替えを支援するとともに、公共施設の整備を行う。 4 街路整備事業 沿道 261 号線 (事業中) 地区計画 (一部決定済み・一部予定)

表1 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	足 71 西新井駅周辺地区 約 27.9ha (足立区西部)	足 75 千住大塚駅周辺地区 約 69.3ha (足立区南西部)
a 地区の再開発、整備 等の主たる目標	都市計画道路や公園等の都市基盤の整備を行う とともに、駅東西の一体化や駅前の交通利便機能 の向上によりにぎわいのあるまちを創出。	高規格防災事業や都市基盤の整備を行い、駅前 へ商業機能誘導しつつ、防災性の向上と良好な住 環境の形成を図られた、住商工が調和した複合市 街地の形成を目指す。
まちづくりのプラン デザインの位置付け	中核広域拠点域	中核広域拠点域
b 用途、密度に基ずく 基本的方向、その他の 土地利用計画の概要	地区内の中心部は良好な住環境の住居地と工業 が共存した地域として、駅前や道路沿道に土地の 高度利用を図り、業務地として誘導する。	各々の地区に適した土地利用を誘導する。ま た、適いとはりある良好な市街地環境の形成に 向けた誘導と保全を図る。
c 建築物の更新の方針	建物の高齢化及び共同化を行う。	地区計画に基づく規制により良好な建築物を誘 導する。
d 都市施設及び地区施 設の整備の方針	地区の利便性の向上を図るため、補助第6号線や 公園、広場等の整備を行う。	駅の利便性向上のため、道路等の都市基盤を整 備する。また、高規格防災を整備し、利川空間と の一体的な利用を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の市国 2 市街地開発事業 3 都市開発法制度 4 構造体系 (都市計画事業) 5 促進事業(その他) 6 他の条例の位置付け	1 地区住民の参加の下、公共が地区の整備方針を 定め、各種整備事業により民間建築物の建替え を支援するとともに、公共施設の整備を行う。 2 総合設計制度(予定) 3 都市計画道路 補助 255 号線(予定) 4 都市計画公園 西新井公園 地区計画(予定)	1 地区住民の参加の下、公共が地区の整備方針を 定め、各種整備事業により民間建築物の建替え を支援するとともに、公共施設の整備を行う。 4 街路整備事業 足立区南側第11号線(完了) 地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業(拠点型)(事業中) 高規格防災整備事業(一部完了、一部事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方向)

番 号	地 区 名	おおむねの位置	整 備 の 方 向
足一ア	綾瀬	足立区東部	大連街並み制の改善と土地の高度利用を図り、良好な市街地の形成を図る。
足一ウ	王反灯籠周辺	足立区東部	※街道等々の整備を進めるとともに、土地の高度利用による商店街の活性化を図る。
足一エ	竹ノ塚駅西口	足立区北西部	河井再開発や公共施設を整備改善し、既存商店街の育成を図り、住及び商の調和のとれた竹の塚地区として整備する。
足一キ	北千住駅西口周辺	足立区南部	木造建築物等の不燃化誘導、建て替りや狭小敷地の解消、道路、公園等の空地確保、延焼遮断帯の整備等により、延焼拡大しない市街地の形成を図るとともに、商業、業務施設、文化、娯楽施設などの機能の集積、立地誘導を図る。
足一ク	綾瀬駅西口	足立区東部	公共施設の整備改善を進めるとともに、土地の高度利用及び商店街の活性化を図る。
足一コ	千住東・柳原周辺	足立区南部	密集住宅地区の住環境の改善と土地の高度利用を図るとともに、公共施設の整備を行う。
足一ツ	西新井西一帯	足立区南西部	木造建築物等の不燃化誘導、建て替りや狭小敷地の解消、道路、公園等の空地確保、延焼遮断帯の整備等により、延焼拡大しない市街地の形成を図る。
足一ト	日ノ出町	足立区東部	木造建築物等の不燃化誘導、建て替りや狭小敷地の解消、道路、公園等の空地確保、延焼遮断帯の整備等により、延焼拡大しない市街地の形成を図る。
足一二	中川	足立区南東部	道路等生活基盤の整備を進めるとともに、居住環境の向上及び有効な土地利用を図る
足一ス	江北六丁目	足立区北西部	公園施設の建替えや公園の再整備に合わせ拠点性を高める施設などを誘導し、駅周辺の一体的まちづくりを目指す。
足一セ	伊藤三・西千住	足立区北西部	都市計画道路終端部 261 号線の整備に伴い、沿道の不燃化や土地の高度利用を促進し、地域特性に合わせた土地利用の誘導を図る。
足一ノ	椎助 118・138 号線沿道	足立区南西部	江北地区の東西の縦断交通を処理し、防災性を高めるため都市計画道路の事業化及び沿道の整備を図る。

策 定 案	既 決 定
I 基本的事項 1 策定の目的 市再開発の方針は、市再開発法第2条の3に基づき、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系化したマスタープランであり、今後東京が直面する巨大地震や気候変動による異常気象などにも因する未曾有の自然災害、新たな感染症の脅威など、様々な課題に先立ち、「未来の東京」戦略ビジョンで示す方向性や都市づくりのグランドデザイン、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）を実効性のあるものとするため、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的として定めるものである。 今後、この市再開発の方針は、社会経済情勢等の変化に対応するため、都市計画区域マスタープラン等の他の方針の見直しや再開発の動向などを踏まえ、必要に応じて適切に変更するものとする。 ※ 市街地における再開発とは、市街地再開発事業、土地地区整理事業等の市街地再開発事業にのみならず、特定街区、地区計画等の規制誘導手法による修復型まちづくり、特定の用途の整備を目的とした助成事業及び工業等の跡地利用や都市施設の整備と一体となった土地利用の面的転換等を含むものである。	東京都は、平成13年10月、東京圏が視野に入れ50年先を展望した「東京の新しい都市づくりビジョン」（以下「都市づくりビジョン」という。）を策定した。この都市づくりビジョンでは、東京が目指す都市づくりの「構想都市像、その実現に向けて展開すべき施策と施策すべき新たな仕組みなど、市民が一体となって都市づくりを推進していく政策経路や都市づくりの基本的な枠組みを示している。平成13年に策定した都市づくりビジョンに基づき、取組の成果や課題を踏まえるとともに、市民の新たなニーズや時代の要請に柔軟かつ迅速に対応していくため、恒久的にきわみがあり、発展性でも先進都市となる東京の発展に向けて、平成21年に、都市づくりビジョンを改定した。 今後、東京都は、改定した都市づくりビジョンで示した都市の将来像の実現に向けて、市民、企業、NPOなどの多様な主体の参加と連携によって積極的に都市づくりを推進していく。 さらに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）を策定し、都市づくりビジョンの主要な内容を都市計画に位置付けている。 市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3に基づき、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランであり、都市づくりビジョンや都市計画区域マスタープランを実効性のあるものとするため、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的として定めるものである。 今後、この都市再開発の方針は、社会経済情勢等の変化に対応するため、都市計画区域マスタープラン等の他の方針の見直しや再開発の動向などを踏まえ、必要に応じて適切に変更するものとする。 ※ 本方針における再開発とは、市街地再開発事業、土地地区整理事業等の市街地再開発事業にのみならず、特定街区、地区計画等の規制誘導手法による修復型まちづくり、特定の用途の整備を目的とした助成事業及び工業等の跡地利用や都市施設の整備と一体となった土地利用の面的転換等を含むものである。

	変 更 案	取 決 定
2 指定の区域	策事の結果として、主に次のことが挙げられる。 (1) 市街地の再開発の基本的方向を明らかにし、計画的に位置付けを行うことにより、再開発の積極的な推進のための動因となる。 (2) 市街地の再開発に関する個々の事業について、地区全体から見た十分な効果を実現させることができる。 (3) 民間の建築活動を民間開発への適正に誘導することができる。 (4) 再開発の構想、計画の作成過程を通じて、早期の住民の合意形成を図ることができる。 (5) 市街地再開発地区（後述する②号又は②次地区を合わせたものという。）においては、主に以下の措置が講じられている。 ① 認定再開発事業制度により、都知事の認定を受け優良事業に対し、税制の特別措置を受けることができる。 ② 特定民間再開発事業制度（償還特例）及び特定の民間再開発事業制度（軽減税率）が適用される（②号地区のみ）。 ③ 総合減税制度等において、所得税増徴の適用対象となる場合がある。 ④ 都市再開発資金貸付制度において、地方公共団体による都市機能更新用地の買付けに係る貸付が認められる。 ⑤ 市街地再開発事業の社会資本整備総合交付金交付要件の一つに位置付けられている。 ⑥ 市街地再開発事業の施行者が取得した保固地について、同地区内の他の防災街区整備事業等の実施に伴う新住者の居住等のため特に必要がある場合には、公募によらずに賃貸・譲渡することができる。	策定の効果として、主に次のことが挙げられる。 (1) 市街地の再開発の基本的方向を明らかにし、計画的に位置付けを行うことにより、再開発の積極的な推進のための動因となる。 (2) 市街地の再開発に関する個々の事業について、地区全体から見た十分な効果を実現させることができる。 (3) 民間の建築活動を民間開発への適正に誘導することができる。 (4) 再開発の構想、計画の作成過程を通じて、早期の住民の合意形成を図ることができる。 (5) 市街地再開発地区（後述する②号又は②次地区を合わせたものという。）においては、主に以下の措置が講じられている。 ① 認定再開発事業制度により、都知事の認定を受け優良事業に対し、税制の特別措置を受ける。 ② 特定民間再開発事業制度（償還特例）及び特定の民間再開発事業制度（軽減税率）が適用される。（②号地区のみ） ③ 総合減税制度等において、所得税増徴の適用対象となる場合がある。 ④ 都市再開発資金貸付制度において、地方公共団体による都市機能更新用地の買付けに係る貸付が認められる。 ⑤ 市街地再開発事業の基礎交付金交付要件の一つに位置付けられている。 ⑥ 市街地再開発事業の施行者が取得した保固地について、同地区内の他の防災街区整備事業等の実施に伴う新住者の居住等のため特に必要がある場合には、公募によらずに賃貸・譲渡することができる。
3 位置付け	都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3第1項又は第2項に基づくものであり、都市計画法第7条の2により、独立した都市計画として定めるものである。本方針は、都市計画区域マスタープランなどの他の方針と同様に、土地利用、都市施設の整備、市街地再開発事業などの個別の都市計画の上位に位置付けられているものである。	都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3第1項又は第2項に基づくものであり、都市計画法第7条の2により、独立した都市計画として定めるものである。本方針は、都市計画区域マスタープランなどの他の方針と同様に、土地利用、都市施設の整備、市街地再開発事業などの個別の都市計画の上位に位置付けられているものである。

	要 求	決 定
Ⅱ 決定の考え方 1 都市再開発法第3条第1項第1号の都市再開発地区	(1) 区域 「計画的な再開発が必要な市街地」(以下「1号市街地」という。)は、<u>「元の風景」</u>、<u>「元々の景観」</u>、<u>「都市づくりのデザイン」</u>、<u>「都市計画区域マスタープランを実効性のあるものとするため、計画的な再開発を行うことにより、都市づくりのデザインで示した地域区分の形成」</u>、<u>「都市全体の機能の回復及び向上に貢献することとなる範囲とする。」</u> なお、東京及び立川都市計画区域以外の都市計画区域についても、計画的な再開発が必要な市街地を定めるものとする。 (2) 計画事項 ア 再開発の目標 都市構造の再形成、建築物の更新、都市環境の向上等に係る目標について定める。 イ 土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針 次に掲げる事項について定める。 ① 適切な用途及び密度の確保その他の適切な土地利用の実現に関する事項 ② 主要な都市施設の整備に関する事項 ③ 都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項 ④ その他土地の高度利用及び都市機能の更新に関して特に必要な事項	「計画的な再開発が必要な市街地(以下「1号市街地」という。)」は、<u>「都市づくりビジョン」</u>、<u>「都市計画区域マスタープラン」</u>を基に、<u>「元の風景」</u>、<u>「元々の景観」</u>、<u>「都市づくりのデザイン」</u>、<u>「都市全体の機能の回復及び向上に貢献することとなる範囲とする。」</u> なお、東京及び立川都市計画区域以外の都市計画区域についても、計画的な再開発が必要な市街地を定めるものとする。 1) 再開発の目標 都市構造の再形成、建築物の更新、都市環境の向上等に係る目標について定める。 2) 土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針 次に掲げる事項について定める。 ア 適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現に関する事項 イ 主要な都市施設の整備に関する事項 ウ 都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項 エ その他土地の高度利用及び都市機能の更新に関して特に必要な事項
2 都市再開発法第3条第1項第2号の都市再開発地区	(1) 地区の選定 「1号市街地のなかで「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」(以下「2号地区」という。)の選定は、次のとおりとする。 1) 事業の進捗の状況に合わせて選定する地区 地区が抱える課題に対し、再開発による整備が必要で当該地区を整備することが周辺地区への波及効果を及ぼすなどの効果があり、当該地区の整備又は開発の計画の概要を定める事業の進捗に当たっている地区(以下「促進地区」という。)を選定する。 具体的には、次の地区が考えられる。 ① 法律又は別項裏面に基づく事業が事業中又は都市計画決定が行われている地区 ② 区市町村マスタープラン等において、再開発の必要性がうたわれ、事業化に向けて検討が進められている地区 ③ 事業実施を前提として、準備組合、研究会等の組織が充足している等、地区の体制が整っている又は整うことが見込まれる地区 ④ 「駅前地区等種地の存在又は公共事業の予定などから見て、面的な土地利用政策の進捗が予想され、民間の建築活動の動向等が見られる地区 2) 再開発の必要性に応じて選定する地区 面的な事業計画又は事業手法は定まっていなくても、地区の整備方針は定まっており、当該地区のうち再開発の必要が強い地区について公共施設の整備の促進と民間の優良なプロジェクトなどを誘導することにより、当該地区の都市機能の更新に寄与する地区(以下「都市再生地区」という。)を選定する。	「1号市街地のなかで「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」(以下「2号地区」という。))の選定に当たっては、次のとおりとする。 1) 事業の進捗の状況に合わせて選定する地区 地区が抱える課題に対し、再開発による整備が必要で当該地区を整備することが周辺地区への波及効果を及ぼすなどの効果があり、当該地区の整備又は開発の計画の概要を定める事業の進捗に当たっている地区(促進地区と称することとする。)を選定する。 具体的には、次の地区が考えられる。 ① 法律又は別項裏面に基づく事業が事業中又は都市計画決定が行われている地区 ② 区市町村マスタープラン等において、再開発の必要性がうたわれ、事業化に向けて検討が進められている地区 ③ 事業実施を前提として、準備組合、研究会等の組織が充足している等、地区の体制が整っている又は整うことが見込まれる地区 ④ 駅前地区等種地の存在又は公共事業の予定などから見て、面的な土地利用政策の進捗が予想され、民間の建築活動の動向等が見られる地区 2) 再開発の必要性に応じて選定する地区 面的な事業計画又は事業手法は定まっていなくても、地区の整備方針は定まっており、当該地区のうち再開発の必要が強い地区について公共施設の整備の促進と民間の優良なプロジェクトなどを誘導することにより、当該地区の都市機能の更新に寄与する地区(都市再生地区と称することとする。)を選定する

	変更案	議 決 定
(2) 他区又は開発の計画の概要	次に掲げる事項について定める。 ア 地区の開闢地、整備等の主たる目標 イ 用途、開発に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要 ウ 建築等の規制の方針 エ 都市施設及び地区施設の整備の方針 オ その他 開発地の推進のため必要な公共及び民間の役割や条件整備等の措置、土地開発事業の手法、都市開発促進制度の手法、関連事業（都市計画事業）、関連事業（その他）、及び地区の位置付け	次に掲げる事項について定める。 ア 地区の開闢地、整備等の主たる目標 イ 用途、開発に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要 ウ 建築等の規制の方針 エ 都市施設及び地区施設の整備の方針 オ その他 開発地の推進のため必要な公共及び民間の役割や条件整備等の措置、土地開発事業の手法、都市開発促進制度の手法、関連事業（都市計画事業）、関連事業（その他）、及び地区の位置付け
① 地区の選定	1号市街地のなかで「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」（以下「2号地区」という。）の選定は、2号地区に準じて行う。	1号市街地のなかで「特に 一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（以下「2号地区」という。）」の選定に当たっては、2号地区に準じて行う
(2) 整備又は開発の計画の概要	2号地区に於ける事項を定める。	2号地区に準ずる事項を定める。
② 誘導地区	1号市街地のうち、再開発促進地区に当たらないが、「<u>未来の東京、築路ビジョンや都市づくりの戦略的デザイン、都市計画区域マスタープランを奨励性あるものとする上で、</u>効果が大きく、また、再開発が望ましいことなどにより、今後、再開発の促進の達成等を図り、再開発に関する公共及び民間の役割を明確にしていくべき地区について、当該地区のおおむねの位置及び整備の方針について定める。	1号市街地のうち、再開発促進地区に当たらないが、<u>視覚的イメージや都市計画区域マスタープランを奨励性あるものとする上で、</u>効果が大きく、また再開発が望ましいなどにより、今後、再開発の促進の達成等を図り、再開発に関する公共及び民間の役割を明確にしていくべき地区について、当該地区のおおむねの位置及び整備の方針について定める。
③ 今後の進捗	再開発促進地区のうち、再開発に係る事業が<u>全て完了した地区</u>については、原則として1号市街地に準拠するものとする。 また、再開発促進地区として位置付けられた後、おおむね5年程度事業化の進展が見られない地区については、事業化に向けた検討を行い、必要の見直しを行うものとする。 さらに、新たな事業などを再開発促進地区に定める必要がある場合には、必要に応じて再開発促進地区の追加に伴う本方針の変更を行うものとする。	再開発促進地区のうち、再開発に係る事業が<u>すべて完了した地区</u>については、原則として1号市街地に準拠するものとする。 また、再開発促進地区として位置付けられた後、おおむね5年程度事業化の進展が見られない地区については、事業化に向けた検討を行い、必要の見直しを行うものとする。 さらに、新たな事業などを再開発促進地区に定める必要がある場合には、必要に応じて再開発促進地区の追加に伴う本方針の変更を行うものとする。

	案 更 案	既 決 定
Ⅱ 都市計画に定める事項		
1 基調方針	東京都市計画区域は、中核広域拠点域、大都市生活創造域に属する。 活力とゆとりのある高度成熟都市を目指し、民間等により、都市基盤の整備、防災性の向上、業務、商業、居住、文化などの多様な機能の適正な配置などを図り、先 TCT の活用や、新たな成熟拠点への対応も図りながら、都市機能の更新や都市の再生を行う。その際、都市の持つ環境のメリットを生かすとともに、「空間、商業、産業」の三者を回し、成熟地の拡大防止と健全な社会活動の両立を図る新しい日常に対応する、サステナブル・リカバリーの実現に向けた取り組みを推進する。例えば、ゆとりある公共空間の創出などを推進するとともに、中核都市モデルの活用などにより、都市空間の可視化や、開発行為が円滑に進められ、影響についてシミュレーションを行う等、AI や ICT など先端技術も活用しながら道の利便性の高い拠点などの整備を図る。	東京都市計画区域は、センター・コア再生ゾーン、東京湾ウォーターフロントゾーン、活性ゾーン及び都市環境再生ゾーンとする。 再開発により、魅力・にぎわい・高度防災を備えた集約先進都市の創出を推進するとともに、都市基盤の整備、防災性の向上、業務、商業、居住、文化など多様な機能の適正な配置などを図り、都市機能の更新や都市の再生を行う。
2 都市計画変更の方向	(1) 拠点の整備 - 東京が高度に成熟した都市として、はたよりある公共空間の創出などを推進するとともに、先進の都市計画技術の活用なども踏まえながら、行政や民間事業者等による拠点の形成の整備を図る。 - 中核広域拠点域の包括的な拠点については、首都圏等、東京圏及び日本の全国的な役割を担うとともに、国際ビジネスや成熟社会にあふれる都市文化などを支えていくため、高度の中核管理機能のほか、国際ビジネス、業務・商業、芸術・文化、観光、現代など、地域特性に応じた多様な機能の集積を図る。そのため、市街地開発事業などによる複合開発を推進し、魅力とゆとりある拠点として整備するとともに、地域特性を踏まえ、適切な基幹施設などを整備し、円滑な交通環境を図る。 - 中核広域拠点域の活力とに結びつく拠点、中核の拠点域域外の地域拠点、生活の中心地においては、交通結節点などの利便性を生かして、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業などにより、居住、商業、文化、医療など多様な複合機能を備えるとともに、子育て支援施設、集約施設などコミュニティインフラをも備えた生活利便性の高い拠点として整備する。 - 新型コロナ危機を契機とした都市づくりの観点から、国際ビジネス交流ゾーンでは、新たなビジネスインフラの創出にも資する、成熟地にも配慮したゆとりある公共スペース等を備えた高機能で高質な交流が行われる優良なオフィスへの機能更新を進めていく。また、中心ビジネスゾーンのストックも活用したリノベーションやニーズに応じた柔軟な用途転用、中核域広域内等での交通結節性の高い駅周辺における多機能を融合した複合型住居の再生づくりなど進めることにより、高質な居住等が実現した空間へとつくり変えていく。さらに、新型コロナ危機を契機として、国際金融都市を目指す観点から、付加価値を生み出す国際競争力の高い産業に牽引するクリエイティブ人材の導入と成長の支援やインバウンドへの対応等、引き続き取り組んでいく。新都市生活創造域では、共用スペースを備えたシェアオフィスやサテライトオフィス等、オフィスワ、テレワークが構造的に機能するよう場の整備や、ニーズに応じた柔軟な用途転用などを進め、複合開発の拠点の育成を図る。 - 土地区画整理などで土地利便が見込まれる従未利用地については、その周辺地をも含め、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業などにより、計画的に整備された複合機能を備えた拠点等として整備する。 - 老朽化した住宅市街地、周辺地をも含め、必要な道路及び公園の整備や緑の保全などを推進しながら、地をすば、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業などにより、居住、商業など生活利便性を備えた生活中心地等として整備する。 - 都市再生緊急整備地域においては、民間の創意工夫を生かした民間開発を促進するとともに、関連する公共施設整備を進め、魅力的な都市空間を創出する。	- センター・コア再生ゾーンの中間拠点は、都市開発競争力や市街地再開発事業などを活用して都市機能を高め、当該地区において完成すべき用途の誘致及び地域特性に応じた機能の集積を図りながら、業務、商業、文化、交通、居住など多様な機能を備えた拠点とにまわりの活力のある拠点へと機能更新する。また、地域特性を踏まえ、適切な基幹施設などを整備し、円滑な交通環境を図る。 - 交通結節点を中心に業務、商業、医療福祉、子育て支援、居住など多様な都市機能が集積した生活拠点や、身近なコミュニティにおいて特徴ある商業街やコミュニティインフラの整った生活中心地では、交通結節点などの利便性をいかして、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業などにより、居住、商業、文化、医療など多様な複合機能を備えるとともに、子育て支援施設、集約施設などコミュニティインフラをも備えた生活利便性の高い拠点として整備する。 - 東京湾ウォーターフロント活性ゾーンや都市環境再生ゾーンにおける工場跡地などで二地利用が見込まれる従未利用地については、その周辺地をも含め、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業などにより、計画的に整備された複合機能を備えた拠点等として整備する。 - 都市環境再生ゾーンにおける老朽化した住宅市街地は、周辺地をも含め、必要な道路及び公園の整備や緑の保全などを推進しながら、地をすば、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業などにより、居住、商業など生活利便性を備えた生活中心地等として整備する。 - 都市再生緊急整備地域においては、民間の創意工夫を生かした民間開発を促進するとともに、関連する公共施設整備を進め、魅力的な都市空間を創出する。

変遷

1.2 安全な市街地の
形成

- ・首都直下地震や台風・豪雨災害が様々な災害に及ぼす影響を、さまざまな自然災害と変化する状況にも対応できるよう、ハード・ソフト両面からの備えの充実を図る。
- ・大震災時の延焼火災を防ぎ、避難せずに済む災害に強い都市づくりを目指すため、木造住宅密集地域・延焼火災などにより広域や生活道路などを被害し、防災性の向上及び防災環境の改善に努める。特に、防災上重要な避難場所・避難経路等は都市防災不燃化促進事業により、建築物の不燃化を促進する。
- ・広域的に見て防災上重要度が高く火災の延焼を防止する骨格防災軸等となる都市計画道路とその周辺地域については、上地区調整事業等と街路事業とを組み合わせることで一体的に整備することや防災街区整備地区計画等の活用により、安全な都市の実現を推進する。①防災都市づくり推進計画、に位置付けられた駅前地域内の主要な都市計画の都市計画道路を「特定整備路線」として認定し、都市計画道路の整備に併せ、地区計画、防災地区、防火地区などの活用により、中高層建築物を誘導し、延焼遮断帯の形成を加速する。
- ・都市内各特別地区や駅前開発地区を活用した開発や土地調整事業などのまちづくりの機会を捉え、無断性を推進する。
- ・河川沿いの地域においては、スロープ、土留や高層建築物の整備と市街地整備とを併せて行うことにより、水辺の豊かな空間を生かした良好な住環境をつくる。特に東京あふの「広域ゼロメートル地帯」では、気候変動によって高まる大規模水害リスクに備えて、治水に対するまちづくりを進めていく。
- ・雨水の貯留・浸透型対策等の総合治水対策のため、地域の防災性を高める。
- ・木造住宅密集地域については、市街地再開発事業、土地再開発事業、街区再編まちづくり制度、東京都建築安全条例第7条の8に基づく新たな防火規制、地区計画、住宅市街地総合整備事業等を活用し、建築物の防火性能の向上、街区の再編及び防火基盤の整備を図り、安全な市街地を形成する。特に重点的・集中的に改善を図るべき地区は、「不燃化推進特定整備地区」に指定し、市街地の不燃化を強力に推進する。
- ・街区再編まちづくり制度や都「防災まちづくり条例」、市街地再開発地区等により、木造住宅密集地区（整備地区）の基盤整備や環境改善、建築物の整備等の取組を新たに評価し、若狭等を模範とするなど、民間活力を生かして整備を促進する。
- ・都庁基盤施設創設や市街地再開発事業などを活用する開発等において、備蓄倉庫や非常用発電設備、一時滞在施設などの活用を促進し、防災上の拠点を整備するとともに、都心や副都心などにおいては、地元区や民間事業者などと連携して大規模なまちづくりを進めるなど、市街地の更新による防災性の向上と併せて、オープンスペースや機能的な道路空間を創出し、市街地の防災性を向上させる。

施策

- ・大震災時の延焼火災を防ぎ、逃げないで済む災害に強いまちづくりを目指すため、防災生活環境事業、木造住宅密集地域整備事業などにより広域や生活道路などを整備し、防災性の向上及び居住環境の改善を図る。特に、防災上重要な避難場所や避難経路等は都市防災不燃化促進事業により、建築物の不燃化を促進する。
- ・広域的に見て防災上重要度が高く火災の延焼を防止する骨格防災軸等となる都市計画道路とその周辺地域については、土地再開発事業等と街路事業とを組み合わせることで一体的に整備することや防災街区整備地区計画等の活用により、安全な都市の実現を推進する。延焼遮断帯形成委員の活用や市計画道路を「特定整備路線」として認定し、都市計画道路の整備に併せ、地区計画、防災地区、防火地区などの活用により、中高層建築物を誘導し、延焼遮断帯の形成を加速する。
- ・河川沿いの地域においては、高規格堤防等の整備と市街地整備とを併せて行うことにより、水辺の豊かな空間を生かした良好な住環境をつくるとともに、治水の貯留・浸透型対策等の総合治水対策を進め、地域の防災性を高める。
- ・木造住宅密集地域については、市街地再開発事業、土地再開発事業、街区再編まちづくり制度、東京都建築安全条例第7条の8に基づく新たな防火規制、地区計画、住宅市街地総合整備事業等を活用し、建築物の防火性能の向上、街区の再編及び防火基盤の整備を図り、安全な市街地を形成する。特に、集中的に改善を図るべき地区は、「不燃化推進特定整備地区」に指定し、市街地の不燃化を強力に推進する。
- ・街区再編まちづくり制度や都「防災まちづくり条例」、市街地再開発地区等により、木造住宅密集地区（整備地区）の基盤整備や環境改善、建築物の整備等の取組を新たに評価し、若狭等を模範とするなど、民間活力を生かして整備を促進する。
- ・都庁基盤施設創設や市街地再開発事業などを活用する開発等において、備蓄倉庫や非常用発電設備、一時滞在施設などの活用を促進し、防災上の拠点を整備するとともに、都心や副都心などにおいては、地元区や民間事業者などと連携して大規模なまちづくりを進めるなど、市街地の更新による防災性の向上と併せて、オープンスペースや機能的な道路空間を創出し、市街地の防災性を向上させる。

	策 定 案	解 決 策
(2) 快適な居住環境の整備	・中核広域拠点域における土地利用の誘導の方向とも整合を図りながら、民間ビジネス交流ゾーンを中核的な拠点等で、高齢者向け住宅や外国人のニーズ、ICT化の進展等を踏まえた住宅など多様なライフスタイルに対応した住宅供給を確保するとともに、木造住宅密集地域の改善や高齢者インシジョンの機能更新を図る。 ・都市開発指針を適用し、高齢者向け住宅や外国語対応の生活支援施設等と合わせた外国人向け住宅の整備、地区外も含めた住環境の向上に資する取組、とりわけオアシス・プランニングの拡充、有効活用等によるにぎわい創出等、持続的な維持管理に資するエリアマネジメントを促進する。 ・木造住宅密集地域については、市街地開発事業、街区再編まちづくり制度、地区計画等を活用し、耐火性の高い建築物への建て替えを促進し、安全で快適な居住環境を創出する。 ・道路などの公共施設が充実した地域は、事業の実施に合わせて土地収用事業のほか、住宅市街地総合整備事業や地区計画などを活用し、公共施設の整備・改善を図りながら、良好な居住環境の市街地となるよう誘導する。 ・主要な駅周辺や身近な中心地に生活に必要な機能を集積させ、その徒歩圏に包括的集合の形成にも資する住宅市街地を整備し、歩いて暮らせるまちへの整備を図るとともに、駅を中心地から離れた地域では、緑豊かな環境を形成する。 ・都市利便系、伝統工芸又は伝統産業が集積している地域については、産業の育成と住環境の改善を図るため、活力ある地域のとれた地域の整備を推進する。	・センター・コア再生ゾーンにおいては、発達した公共交通の利便性をいかに活かすかに、以前以上に際立った上で、都市開発事業及び市街地整備事業を必要に応じて活用して民間活力による高層の再開発や再開発した住宅ストックなどの更新の促進及びその他の有効・高度利用を図り、居住機能を充実させることともに、業務、商業、文化などに加え、子育て支援、医療福祉、教育など多岐にわたる生活機能の充実を図り、居住環境を推進する。 ・センター・コア再生ゾーンと都市環境再生ゾーンにおける木造住宅密集地域については、市街地開発事業、街区再編まちづくり制度、地区計画等を活用し、耐火性の高い建築物への建て替えを促進し、安全で快適な居住環境を創出する。 ・都市環境再生ゾーンにおける道路などの公共施設が未整備な地域は、地域の実情に合わせて土地収用事業のほか住宅市街地総合整備事業や地区計画などを活用し、公共施設の整備・改善を図りながら、良好な居住環境の市街地となるよう誘導する。 ・駅周辺地域などは、地域特性に応じ、生活拠点又は生活中心地としての整備と併せて、交通結節機能の強化を進めるとともに、その周辺に居住機能を誘引し、互恵に調和して居住しないことで得られるコンパクトなまちの形成を図る。 ・また、駅前広場の整備及び緑地の整備を進めると併せて、施設建築物のバリアフリー化など多岐にわたるユニバーサルデザインの推進を図ることにより、快適で魅力ある都市生活を享受できるようにする。 ・都市利便系、伝統工芸又は伝統産業が集積している地域については、産業の育成と住環境の改善を図るため、活力ある地域のとれた地域の整備を推進する。
(4) 自然の歴史・文化などの環境をいかした整備	・自然地形、河川、海などの多様な自然的要素や歴史的建造物などの歴史・文化資源を生かした都市づくりを積極的に行い、東京を代表する景観を形成し、美しく風格のある首都東京にふさわしい美しい空間を創造する。 ・隅田川沿いなどにおいては、水辺の豊かな環境を生かすとともに、河川沿いの景観にも配慮し、水辺環境をいかした整備を図る。 ・河川沿いに当たっては、歴史的な建造物や街並みの保存に配慮するとともに、新たに整備される建造物と周辺の景観と調和を図り、歴史・文化を生かした景観を保全・創出する。また、大規模建築物などが複数計画される区域では、一体的な景観形成を図り、地域の個性を生かした景観を誘導する。	・自然地形、河川、海などの多様な自然的要素や歴史的建造物などの歴史・文化資源をいかした都市づくりを積極的に行い、東京を代表する景観を形成し、美しく風格のある首都東京にふさわしい美しい空間を創造する。 ・隅田川・ウォーターフロント再生ゾーンや隅田川沿いなどにおいては、水辺の豊かな環境をいかすとともに、河川沿いの景観にも配慮し、水辺環境をいかした整備を図る。 ・河川沿いに当たっては、歴史的な建造物や街並みの保存に配慮するとともに、新たに整備される建造物と周辺の景観と調和を図り、歴史・文化を生かした景観を保全・創出する。また、大規模建築物などが複数計画される区域では、一体的な景観形成を図り、地域の個性を生かした景観を誘導する。
3 1号市街地	おおむね区域全量を計画的な再開発が必要な市街地とし、計画事項を【別表-1】に示す。	おおむね区域全量を計画的な再開発が必要な市街地とし、計画事項を【別表-1】に示す。
4 再開発促進地区(2号地区)	318地区を選定し、その整備又は開発の計画の概要を【別表-2】に、おおむねの位置を附図に示す。	244地区を選定し、その整備又は開発の計画の概要を【別表-2】に、おおむねの位置を附図に示す。
5 誘導地区	163地区を選定し、おおむねの位置及び整備の方向を【別表-3】に示す。	176地区を選定し、おおむねの位置及び整備の方向を【別表-3】に示す。

1 都市計画 都市 地 域 (1)	要 因	取 組
ア 市街地の目標 - 都市構造の再編成 - 建築物の更新 - 都市美観の向上等	イ 中核的な拠点 - 高度な鉄道、道路ネットワークを生かして、国際的なビジネス・交通機能や業務、商業などの複合機能を有する核的な拠点を形成する。また、芸術・文化・スポーツなど、イベント・エンターテインメントを創出する商業、文化施設などの多様な特色を有する拠点や地域の形成を図るとともに、歴史的資源や趣のある街並みの保全・活用や地域コミュニティの活性化などによりそれぞれが際立った個性を築き上げる。人々の交流の場を創出し、東京の魅力向上を図る。 - 主要な駅周辺では、業務、商業施設に加え、医療、高齢者福祉、子育て支援施設など、都市の生活を支える、多様な機能が、暮らしに資する都市機能の集積を図る。 - 国際ビジネス拠点ゾーンは、グローバルビジネスの集積拠点を創出し、国際的な拠点の充実など、国際競争力の強化に向けて環境の整備と導入を促進し、交通結節機能の更なる強化などと合わせて、総合的に高度な土地利用を推進する。 - 木造住宅密集地では、道路・公共施設や不燃化による環境改善に資するとともに、新設が可能な都市環境を創出して、また、市街地再開発が促進による活性化を促進する。	ロ 中心部・コアゾーン (おおむね市街地中心部以外の内側の地域) - 民間活力をいかした民間協働による都市づくりを進め、都心、副都心、新拠点等では、<u>地域特性を踏まえた多様な機能が集積し、各機能が連携する国際的なビジネスセンターとしての機能強化を図り、駅周辺、公共交通機関の利便性の高い地域等では、都市機能の充実した居住が促進した多様な機能を持つ市街地新地を形成する。</u> - 木造住宅密集地では、公共空地の拡大を図るとともに、地域の自主的な更新及び民間の積極的な参加を促進する仕組みなどを活用し、建築物の不燃化及び耐震化を促進し、<u>地域の防災性を向上させる。</u> - 都市計画商業、伝統工業又は特産産業が集積している地域では、<u>技術の継承と産業の育成及び振興を促進し、また、付帯機能に配慮した、小規模・小規模な複合利用地</u>の形成を図る。 - 歴史的建造物の保存、歴史的景観の再生及び魅力的な市街地の形成に資する民間団体の計画推進などを進める。
エ 適切な用途及び高度の確保、その他の適切な土地利用の奨励 イ 主要な都市施設整備	- 住宅地、商業商業地、工業地、複合市街地などの用途を適切に配分するなど各地域の特性を生かした土地利用の誘導を図る。特に、住宅地は、低層及び低中層の住宅地としての環境を保全すべき地域を除き、原則として中高層住宅地として誘導する。 - 中核的な拠点は、高度の中核管理機能のほか、国際ビジネス、業務、商業、芸術・文化、観光、居住など地域特性に応じた多様な機能の集積を図る。 - 活力を生み出す拠点は、商業、文化、交通など地域の活力を高めるべく、多様な都市機能の集積を図る。 - 都市計画道路、地方道路及び交通広場の整備を図る。 - 鉄道路の整備を促進する。 - 駐車需要に応じた駐車施設の計画的な整備と整備を促進する。	- 住宅地、商業商業地、工業地、複合市街地などの用途を適切に配分するなど各地域の特性を生かした土地利用の誘導を図る。特に、住宅地は、低層及び低中層の住宅地としての環境を保全すべき地域を除き、原則として中高層住宅地として誘導する。 - 中核拠点は、活力を生み出すある都市空間を備えた拠点として整備する。 - 都市計画道路、地方道路及び交通広場の整備を図る。 - 鉄道路の整備を促進する。 - 駐車需要に応じた駐車施設の計画的な整備と整備を促進する。
ロ 都市の環境、景観等の維持及び改善	- 大規模な居住の促進や機能更新の機会を捉え、都市開発誘導型や都市計画調整型地区計画などを活用し、<u>南北関係の緑の保全・再生や、都市公園と連携した多様な緑の導入促進や環境の形成を図る。</u> - 東京ならではの多様な自然的要素及び歴史・文化資源を生かした、首都東京にふさわしい美しい空間を創出する景観の形成を図る。 - 中核的な拠点や活力を生み出す拠点は、都市再生特別地区や都市計画調整型などを活用した複合開発により、最先端の省エネ技術、再生可能エネルギー、土地利用エネルギーなどの価値ある導入を促す。	- 市街地の開発において緑地の確保及び地上緑化の促進に努めると同時に、創出した緑と周辺の緑空間が連携した緑豊かな美しいまちづくりの促進を図る。 - 東京を代表する多様な自然的要素及び歴史・文化資源をいかした、首都東京にふさわしい美しい空間を創出する景観の形成を図る。 - 業務、商業機能が高度に集積する地域では、<u>先進的な環境技術の導入を促進し、地区・街路単位におけるエネルギー利用の効率化やゾーン全体での資源負荷の低減を図る。</u>

エ その施策に必要な事項 ・土地の高度利用 ・都市機能の更新	・地域組織などが主体となったエリアマネジメントの普及・促進を図ることにより、地域の特色を生かした美しい街並み及び良好な住環境を誘導する。 ・都市開発誘致策などの誘引により、開放的で緑豊かな身近なオープンスペースを更に創出し、にぎわいを魅力的な空間形成を一層促進する。 ・都市再生特区地区や都市開発誘引策を活用した開発や土地区画整理事業などのまちづくりの機会を捉え、無電柱化を推進する。 ・まちづくりの機会を捉え、地域の特色に応じ、土中心から人中心の空間へと転換し、民心が良くなり歩きやすくなるような形成を促進する。	・地域組織などが主体となったエリアマネジメントの普及・促進を図ることにより、地域の特色を生かした美しい街並み及び良好な住環境を誘導する。 ・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、東京の都市機能を担う多様な人材の集住と交流を図る。
--	--	---

1. 都市街地 （部） 地（区）名	変 更 案 (削除)	既 決 定
a 再開発のしる ・都市構造の改善 ・商業地の更新 ・都市景観の向上等		2. 東京湾ウォーターフロント・副都心ゾーン（センター・コア再生ゾーンと東京湾トの間の比較） ・国際空港機能の充実、東京湾とこれに接続する交通施設の整備、広域交通ネットワークの形成、内陸部へのアクセス強化を図る。 ・土地利用機能の一元化を図る。 ・業務を都心において、国際的な交通・物流機能に恵まれた土地特性をいかし、アジアにおける基盤整備の拠点整備、新たな産業・ビジネス基地の創出及び快適で良質な都市環境の整備を図る。職・住・学・遊のバランスのとれた複合土地利用を形成する。
1. 上 の 高 度 利 用 及 び 都 市 機 能 の 更 新 に 関 する 方 針	ア 適宜な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現	・住宅地、実業商業地、工業地、複合利用地などの用途を適切に配置するなど各地地の特性をいかした土地利用の誘導を図る。 ・工場跡地など土地利用の転換が見込まれる低未利用地については、その周辺地区も含め、一体的に整備された複合機能を果たした拠点として整備する。
イ 主要な都市部での更新		・都市計画道路、城内道路及び交通広場の整備を図る。 ・新地帯の整備を促進する。 ・同規模地に付随し、旧城のまちづくりと調和する立地機能の整備を促進する。
ウ 環境の調和、景観等の維持及び改善		・旧街道の開発において緑地の確保及び景観の維持に努めると同時に、新旧した緑と周辺の緑を連続させた緑帯を形成し、まちづくりの促進を図る。 ・工場地帯と後継地に広がる都市環境及び豊かな水辺空間をいかした印象的で魅力的な景観形成を進める。
エ その他特に必要事項 ・土地の高度利用 ・都市機能の更新		・業務相関などが主となったエリアマネジメントの普及・促進を図ることにより、地域の特性をいかしたまちづくり及び良質な住環境を誘導する。 ・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、東京の都市行動を担う多様な人材の集積と交流を図る。

1号市街地	要 要 案	規 定 定
番号 地域名 (1.0) a 市街地の目録 ・都市構造の再編成 ・建築物の新築 ・都市環境の向上等	2 新都市生活創造策 ・主要な駅周辺では、大規模な商業、医療、商業者客地、子育て支援施設など、市民の生活を支え、柔軟な働き方・暮らし方に対応する都市機能が再編された地域の形成を図る。 ・地域の中心以外の駅周辺や、商店街、人権尊重地、公共施設周辺など、公共交通の利便性が高い場所には、人口の集積や集積を誘引し、食料品店や飲食店等の商業施設、診療所、福祉施設など、地域住民の生活利便性と地域コミュニティを支え、生活に密着した都市機能が立地する生活の中心地の形成を図る。 ・地域の風土や生活の中心地からの徒歩圏に、多様な世代やライフスタイルに対応し、活力のある地域コミュニティを育む市街地を誘導する。 ・市街地再開発事業等による共同化により、木造住宅密集地域の改善を進める。	3 都市環境再生ゾーン(センター・ゾーン)の創設の地域 ・生活拠点及び生活中心地では、居住機能とともに、地域の特性に応じた施設の集積を図る。 ・生活性高い地域は、公共施設の拡大を図るとともに、地域の自主的な更新及び民間の積極的な参入を促す仕組みなどを活用し、建築物の耐震化及び耐震性を誘導し、地域の防災性を向上させる。 ・都市型商業、伝統工芸又は地場産業が展開している地域では、技術の継承と産業の育成及び振興を誘導し、また、住環境に配慮した、住・住環境が調和した活力ある複合市街地の形成を図る。 ・近郊な都市環境の改善、地産地消等による無秩序な小規模開発の防止、市街地の良好な景観形成、人権尊重な土地利用の振興の適切な誘導、都市内農地の有効活用などを推進していく。
b 市街地の高度利用及び市街地の更新に関する	4 適切な用途及び市街地の再編、その他の適切な土地利用の実現 ・住居は、商業商業、工業地、複合市街地などの用途を適切に配置するなど各地域の特性に応じた土地利用の誘導を図る。特に、住居地では、計画的に開発された中高層住宅地を除き、低層及び低層層を主体とした住居地として誘導する。 ・都市開発計画制度や特定用途誘導地、地区計画等の活用により、商業・医療・福祉などの多様な都市機能を誘導する。 ・地域の拠点では、商業、医療・福祉などの生活に必要な都市機能を柔軟な働き方・暮らし方にも対応する都市機能の誘導を図る。 ・生活の中心地では、飲食店や診療所などの生活に必要な市街地機能の立地を促進する。 ・工場跡地など土地利用の転換が見込まれる低層利用用途、その周辺地区も含めて計画的に活用機能を備えた拠点などとして誘導する。 5 主要な市街地施設の整備 ・都市計画道路、域内道路及び交通広場の整備を図る。 ・鉄軌道の整備を促進する。 ・連続立体交差事業を促進する。 6 市街地の環境、景観等の向上及び改善 ・人権尊重地域の再開発における緑化や、国土利用計画制度を活用した国土利用戦略、河川や湧水の保全に取り組む、景観とつながりのある緑の空間の形成を促進する。 ・東京を代表する多様な自然の要素及び歴史・文化遺産を生かした、自然環境にふさわしい美しい空間を創出する景観の形成を図る。	7 住宅地、商業商業地、工業地、複合市街地などの用途を適切に配置するなど各地域の特性に応じた土地利用の誘導を図る。特に、開発7号地の外側の住宅地では、計画的に開発された中高層住宅地を除き、低層及び低層層を主体とした住宅地として、開発7号地の内側の住宅地では、低層及び低層層の住宅地としての機能を保全する地域を除き、原則として中高層住宅地として誘導する。 ・生活拠点及び生活中心地は、居住、商業、福祉、文化など多様な複合機能を備えるとともに、コミュニティインフラを備えた生活利便性の高い拠点として整備する。 ・工場跡地など土地利用の転換が見込まれる低層利用用途については、その周辺地区も含め、計画的に整備された活用機能を備えた拠点として整備する。 ・老朽化した住宅地では、居住、商業など生活利便性を備えた拠点として整備する。 ・都市計画道路、域内道路及び交通広場の整備を図る。 ・鉄軌道の整備を促進する。 ・連続立体交差事業を促進する。 ・市街地の開発において緑地の確保及び国土緑化の推進に努めると同時に、創出した緑の空間の緑化が促進された景観の向上を図る。 ・東京を代表する多様な自然の要素及び歴史・文化遺産を生かした、自然環境にふさわしい美しい空間を創出する景観の形成を図る。

・その他特に必要な事項 ・土地の高度利用 ・都市機能の更新	・地域組織などが主体となったエリアマネジメントの普及・促進を図ることにより、地域の特性を生かした美しい景観及び良好な住環境を誘導する。 ・都市開発等事業などの活用により、閉鎖的で過度に保護されたオープンスペースを更に創出し、にぎわいある魅力的な空間形成を一層促進する。 ・都市再生機構、財団や都市開発諸制度を活用した開発や土地の再整理事業などのまちづくりの機会を捉え、協賛性を促進する。 ・にぎわいの機会を捉え、地蔵の特性に応じ、巨匠から人々の空間へと転換し、地蔵心がより豊かになるまちなかの形成を促進する。	・地域組織などが主体となったエリアマネジメントの普及・促進を図ることにより、地域の特性を生かした美しい景観及び良好な住環境を誘導する。 ・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、東京の都市政策を担う多様な人材の育成・交流を図る。
--	--	---

2号地区	要 求 案	既 決 定	要 求 案	既 決 定
番号 地区名 同和 (1a) (おおむねの位置)	(1. 案)	足 2 補助109号線 (関) 地区 約 1.4ha (足立区西部)	足 8 旧日光街道 (南田) 地区 約 8.8ha (足立区西南部)	足 3 旧日光街道 (杉田) 地区 約 6.6ha (足立区西南部)
a 地区の再開発、整備 等の中核的目標	(1. 案)	大規模な地震などに伴い発生する火災から 住民の生命、身体等を保護するため、沿線建 築物の不燃化を促進し、地区の防災性の向上 を図る。	大規模な地震などに伴い発生する火災から 住民の生命、身体等を保護するため、沿線建 築物の不燃化を促進し、地区の防災性の向上 を図る。	大規模な地震などに伴い発生する火災から 住民の生命、身体等を保護するため、沿線建 築物の不燃化を促進し、地区の防災性の向上 を図る。
都市づくりのプラン デザインの位置付け	(1. 案)	都市防災再生ゾーン	都市防災拠点域	都市防災再生ゾーン
1 用途、密度に関する 基本方針、その他の 土地利用上の概要	(1. 案)	補助109号線沿道の木造集積地等の密集 地域を改善し、延焼遮断帯の形成や延焼 被害への安全な避難経路を確保する取組等の 土地の高度利用を促進する。	旧日光街道沿道の木造集積地等を改善し、 延焼遮断帯として、土地の高度利用を促進す る。	旧日光街道沿道の木造集積地等を改善し、 延焼遮断帯として、土地の高度利用を促進す る。
c 建築物の更新の方向	(1. 案)	都市防災不燃化促進事業により不燃化建築 物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図 る。	都市防災不燃化促進事業により不燃化建築 物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図 る。	都市防災不燃化促進事業により不燃化建築 物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図 る。
d 都市施設及び地区道 路の整備の方向	(1. 案)	都市計画道路補助109号線の延焼遮断帯と しての整備を促進する。	都市計画道路補助137号線の延焼遮断帯と しての整備を促進する。	都市計画道路補助137号線の延焼遮断帯と しての整備を促進する。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の概要 2 市街地開発事業 3 都市開発誘致策 4 更新事業 (都市計画事業) 5 更新事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	(1. 案)	1 建築物の整備は、民間の更新時に実施す るものとし、不燃化については、都市防災 不燃化促進事業により誘導し、整備する。 4 街路整備事業 補助138号線 (事業中) 補助139号線 (一部事業 中) 補助140号線 (完了) 5 住宅市街地総合整備事業 (拠点型) (事業 中) 防災生活圏促進事業 (完了) 住宅市街地総合整備事業 (密集型) (事業 中) 木造住宅密集地域整備事業 (事業中) 都市防災不燃化促進事業 (完了)	1 建築物の整備は、民間の更新時に実施す るものとし、不燃化については、都市防災 不燃化促進事業により誘導し、整備する。 4 街路整備事業 補助138号線 (一部完了) 都市計画道路 補助137号線 (一部完了、 一部予定) 5 住宅市街地総合整備事業 (拠点型) (事業 中) 防災生活圏促進事業 (完了) 住宅市街地総合整備事業 (密集型) (事業 中) 木造住宅密集地域整備事業 (事業中) 都市防災不燃化促進事業 (完了) 6 東京都建築安全条例に基づく新たな防火 規制	1 建築物の整備は、民間の更新時に実施す るものとし、不燃化については、都市防災 不燃化促進事業により誘導し、整備する。 4 街路整備事業 補助138号線 (一部完了) 都市計画道路 補助137号線 (一部完了、 一部予定) 5 住宅市街地総合整備事業 (拠点型) (事業 中) 防災生活圏促進事業 (完了) 住宅市街地総合整備事業 (密集型) (事業 中) 木造住宅密集地域整備事業 (事業中) 都市防災不燃化促進事業 (完了)

2号地区	現 状	取 扱 方 法	変 更 要 否	取 扱 方 法
番号 地区名 面積 (ha) (2/252の位置)	足 立 区 野 郎 町 地 区 約 0.8ha (足立区東南部)	第 6 区 野 郎 町 地 区 約 0.8ha (足立区東南部)	(削除)	足 立 区 野 郎 町 地 区 (足立区西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	低層木造密集地区を整備改善し、駅前商業地区にふさわしい土地の有効利用を図り、地域の高層化と災害に強いまちづくりを進める。	低層木造密集地区を整備改善し、駅前商業地区にふさわしい土地の有効利用を図り、地域の高層化と災害に強いまちづくりを進める。	(削除)	大規模な地震などに伴い発生する火災から住民の生命、身体等を保護するため、建築物の耐震性を促進し、地区の防災性の向上を進める。
都市づくりのランドデザインの位置付け	中心部・副都心	都市環境再生ゾーン	(削除)	センター・コア型ゾーン
b 用途、密度に対する基本的考え、その他の土地利用計画の概要	商業、業務、住宅を機能的に配置し、駅前地区にふさわしい土地の高度利用を図る。また、駅に隣接した広場を整備する。	商業、業務、住宅を機能的に配置し、駅前地区にふさわしい土地の高度利用を図る。また、駅に隣接した広場を整備する。	(削除)	沿道や延焼遮断帯として整備するとともに、避難場所への安全避難を図るため、沿道の高層化を図りながら、一時的な高層利用を促進する。
c 建築物の更新の方針	老朽化が著しい建築物の更新、中高層化を図る。	老朽化が著しい建築物の更新、中高層化を図る。	(削除)	都市防災・防災促進事業により不燃建築物への更新を促進し、延焼・避難の形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	広場の整備を図る。	広場の整備を図る。	(削除)	都市計画道路幅員33メートルの整備を行う。
e その他 1 公営及び民間の施設 2 河川・緑地 3 都市防災施設 4 防災事業 (都市計画事業) 5 防災事業(その他) 6 地区計画の位置付け	1 各土地所有者及び地元住民と公営とが協議・協働のもとに、まちづくり方針及び地区計画を策定し、各事業を推進する。 4 地区計画(1/252) a 防災事業等整備事業等(1/252) b 重点地区(住宅市街地の防災整備の方針)	1 各土地所有者及び地元住民と公営とが協議・協働のもとに、まちづくり方針及び地区計画を策定し、各事業を推進する。 4 地区計画(1/252) a 防災事業等整備事業等(1/252) b 重点地区(住宅市街地の防災整備の方針)	(削除)	1 建築物の修繕は、民営の更新時に実施するものとし、不燃化については、都市防災・防災促進事業により促進し、推進する。 4 土壌改良事業(補助138号線(中央部)) 補助138号線(一都京了) 地区計画(2/252) 7 都市防災・防災事業(1/252) 8 重点地区(住宅市街地の防災整備の方針)

2 地区	要 求 案	決 定	要 求 案	決 定
番 号 地区名 内 容 (り) (おおほのり)	足 3 世原地区 約 37.9ha (足立区西南部)	足 4 世原地区 約 37.9ha (足立区西南部)	(注 除)	足 12 花畑北部地区 約 55.3ha (足立区北部)
地区の再開発、整備 等の主たる目標	地上居住、木造老朽密集住宅地を整備、改 善し、土地の有効利用を図るとともに、地域 の活性化と災害に強いまちづくりを進める。	地上居住、木造老朽密集住宅地を整備、改 善し、土地の有効利用を図るとともに、地域 の活性化と災害に強いまちづくりを進める。	(注 除)	公共施設(道路、公園等)を整修改善し、良 好な住居地を形成することにより、住みこ いやすくを促める。
都市づくりのブランド デザインの位置付け	中心部・副都心	都市環境再生ゾーン	(注 除)	都市環境再生ゾーン
1 用途、密度に関する 基本的方針、その他の 土地利用計画の概要	地区の中心西北に近隣商業、業務地を整備 し、周辺居住地の防災不燃化を促進し、住工 共有の環境整備を図る。	地区の中心南に近隣商業、業務地を整備 し、周辺居住地の防災不燃化を促進し、住工 共有の環境整備を図る。	(注 除)	良好な住環境の中核部を地として、土地 の有効利用を図る。
2 建築物の更新の方針	老朽木造建築物の不燃化、共同化及び中高 層化を図る。	老朽木造建築物の不燃化、共同化及び中高 層化を図る。	(注 除)	良好な住環境を形成し、都市型住居の供給 の促進を図る。
3 都市施設及び地区施設 の整備の方針	都市計画道路及びそれを補う主要生活道路 路、区画道路の整備と公園の整備を図る。	都市計画道路及びそれを補う地区幹線道 路、区画道路の整備と公園の整備を図る。	(注 除)	都市計画道路補助262号線、補助357号線及 び区画道路の整備と公園、区画道路の整備を図 る。
4 その他 1 公共及び民間の役割 を明確化する 2 市街地再開発事業 3 都市開発促進制度 4 制度事業 (都市計画事業) 5 制度事業(その他) 6 地区計画の位置付け	1 公共施設の整備は公共が行い、不燃化建 築物の整備は民間が都市防災不燃化促進事 業等により整備する。 2 防災街区整備事業(完了) 3 街路整備事業 4 補助 36 号線[特定整備路線](事業中) 都市計画道路 補助 264 号線(予定) 防災街区整備地区計画(決定済) 5 住宅(付帯施設整備事業(高層型)(完了) 木造住宅密集地区整備事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 不燃化促進特定整備地区(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 防災再開発安全条例に基づく新たな防火 区画	1 公共施設の整備は公共が行い、不燃化建 築物の整備は民間が都市防災不燃化促進事 業等により整備する。 2 防災街区整備事業(完了) 3 街路整備事業 4 補助 136 号線[特定整備路線](事業中) 都市計画道路 補助 264 号線 防災街区整備地区計画(決定済) 5 住宅市街地総合整備事業(高層型)(完了) 木造住宅密集地区整備事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区	(注 除)	1 公共団体施行の土地開発促進事業によ り、公共施設の整備改善と土地利用促進 を図る。 2 一地区画整理事業(事業中) 3 街路整備事業 4 補助 237 号線・補助 262 号線(事業中) 地区計画(決定済) 5 住宅市街地総合整備事業(高層型) (事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

3号地区	変更案	既 決 定	変 更 案	既 決 定
番号、地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	(削除)	是、15、花畑東部地区 約101.2ha (足立区東部)	是、17、竹ノ塚駅周辺地区 約42.0ha (足立区北西部)	是、19、竹ノ塚駅周辺地区 約42.0ha (足立区北西部)
a 地区の位置、形質 等の主たる特徴	(削除)	公共施設(道路、公園等)を整備改善し、 良好な住居地を造成することにより、まちな みまちづくりを進める。	バスが通る主要な交通拠点として 駅前におおむね魅力的な複合市街地を形成 するため、鉄道高架化に合わせた交通広場や 都市計画道路の整備推進により、土地の合理 的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図 るとともに周辺のまちづくりを進める。	生活拠点として駅前におおむね魅力的な複合 市街地を形成するため、鉄道高架化に合 わせた交通広場や都市計画道路の整備推進に より、土地の合理的かつ健全な高度利用と都 市機能の更新を図るとともに周辺のまちづく りを進める。
都市づくりの方向性 の基本的考え方	(削除)	都市環境再生ゾーン	新都心生活創発ゾーン	都市環境再生ゾーン
b 用途、適度に対応する 基本的方針、その他の 土地利用計画の概要	(削除)	良好な住居地の中心型住居地として、土地 の合理的な高度利用を図る。	大規模団地の整備による創出用地などを 活用し、土地の合理的かつ健全な高度利用に 合わせて、商業、業務、都市型住宅を複合的 に配し、オープンスペースの確保を図る。都 市基盤整備に合わせた適切なまちづくりを推 進・誘導していく。	大規模団地の整備による創出用地などを 活用し、土地の合理的かつ健全な高度利用に 合わせて、商業、業務、都市型住宅を複合的 に配し、オープンスペースの確保を図る。都 市基盤整備に合わせた適切なまちづくりを推 進・誘導していく。
c 建築物の更新の方向	(削除)	良好な住居地を形成し、都市型住宅の供給 の促進を図る。	建物の共同化及び木造建築物の耐震化を図 り、商業、業務施設及び都市型住宅の調和の とれた市街地の整備を進める。	建物の共同化及び木造建築物の耐震化を図 り、商業、業務施設及び都市型住宅の調和の とれた市街地の整備を進める。
d 都市施設及び地区施設 の整備の方針	(削除)	都市計画道路計画(40号線、33号線、26号線、 201号線、区画道路)の整備、公園、下水道 の整備を図る。	鉄道高架化とともに交通広場、主要生活道 路及び区画道路を整備し、駅周辺の交通環境 の改善を図る。併せて、緑地空間等を新設す る。	鉄道高架化とともに交通広場、地区幹線道 路及び区画道路を整備し、駅周辺の交通環境 の改善を図る。併せて、緑地空間等を新設す る。
e その他 1 公共及び民間の参画 や条件整備等の関係 2 旧市街地再生事業 3 都市計画制度 4 関係事業 (都市計画事業) 5 関係事業(その他) 6 他の計画の位置付け	(削除)	1 組合店等の土地関係整理事業により、公 共施設の整備整備と土地の利用促進を図 る。 2 一丁目地区計画事業(事業中) 4 街路整備事業(補助40号線(完了)) 6 五反田地区(宝市街地の開発整備の方針)	1 鉄道高架化事業を契機に、公共施設整備 を公共が行うとともに、各地権者及び周辺 住民と公共が協働・参画の上、まちづくり を進める。 2 市街地再開発事業(完了) 4 地区計画(決定済) 東武伊勢崎線竹ノ塚駅付近連続立体交差 事業(事業中) 新都心生活創発 足立区画道路14号線(事 業中)・補助261号線(一 部完了・一部事業中)・竹 の塚駅付近広場1(一部完 了)・都立 2 優良建築物等整備事業等(予定) 都市計画道路整備事業(予定) 6 五反田地区(宝市街地の開発整備の方針)	1 鉄道高架化事業を契機に、公共施設整備 を公共が行うとともに、各地権者及び周辺 住民と公共が協働のもと、まちづくりを進 める。 2 市街地再開発事業(完了) 4 地区計画(一部完了済) 東武伊勢崎線竹ノ塚駅付近連続立体交差 事業(事業中) 街路整備事業 足立区画道路14号線(事 業中)・補助261号線(一 部完了)・竹の塚駅付近広場1(一部 完了) 7 優良建築物等整備事業等 8 五反田地区(宝市街地の開発整備の方針)

2号地区	要 求	既 決 定	要 求	既 決 定
番号 井田名 血通 (Jia) (足立区西側)	No. 22 国道4号線沿道地区 第42地区 (足立区西部・北部)	No. 22 国道4号線沿道地区 第42地区 (足立区西部・北部)	足 22 環状7号線沿道地区 約96.0ha (元立区内)	足 23 環状7号線沿道地区 約62.4ha (足立区内)
a. 防災の円滑化、避難等のための措置	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命、身体等を保護するため、建築物の不燃化を促進し、地区の防災性の向上を図る。また、幹線道路の自動車交通遮断等の防止を図るため、沿道整備を進め、住環境の改善を進める。	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命、身体等を保護するため、建築物の不燃化を促進し、地区の防災性の向上を図る。また、幹線道路の自動車交通遮断等の防止を図るため、沿道整備を進め、住環境の改善を進める。	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命、身体等を保護するため、建築物の不燃化を促進し、地区の防災性の向上を図る。また、幹線道路の自動車交通遮断等の防止を図るため、沿道整備を進め、住環境の改善を進める。	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命、身体等を保護するため、建築物の不燃化を促進し、地区の防災性の向上を図る。また、幹線道路の自動車交通遮断等の防止を図るため、沿道整備を進め、住環境の改善を進める。
b. 都市づくりのランドデザインの位置付け	中區広域拠点城 新都心生活創造地	本市環境再生ゾーン	中區広域拠点城 新都心生活創造地	市山環境再生ゾーン
c. 用途、密度に関する基本計画、その他の土地利用計画の決定	沿道を延焼遮断帯として整備するとともに、避難場所への安全避難を図るため、沿道の不燃化を図りながら、土地の高度利用を促進する。	沿道を延焼遮断帯として整備するとともに、避難場所への安全避難を図るため、沿道の不燃化を図りながら、土地の高高度利用を促進する。	沿道を延焼遮断帯として整備するとともに、避難場所への安全避難を図るため、沿道の不燃化を図りながら、土地の高高度利用を促進する。	沿道を延焼遮断帯として整備するとともに、避難場所への安全避難を図るため、沿道の不燃化を図りながら、土地の高高度利用を促進する。
d. 建築物の更新の方針	都市防災不燃化促進事業により不燃建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。また、沿道環境整備事業により建築物の防音構造化の促進及び緩衝建築物の誘導を図る。	都市防災不燃化促進事業により不燃建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。また、沿道環境整備事業により建築物の防音構造化の促進及び緩衝建築物の誘導を図る。	都市防災不燃化促進事業により不燃建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。また、沿道環境整備事業により建築物の防音構造化の促進及び緩衝建築物の誘導を図る。	都市防災不燃化促進事業により不燃建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。また、沿道環境整備事業により建築物の防音構造化の促進及び緩衝建築物の誘導を図る。
e. 都市施設及び地区施設の整備の方針	国道4号沿いの延焼遮断帯の整備を行い、延焼路として、都市計画道路の整備を行う。	国道4号沿いの延焼遮断帯の整備を行い、緩衝路として、都市計画道路の整備を行う。	環状7号線沿いの整備を図る。	環状7号線沿いの整備を図る。
f. その他	1 公共施設及び民間の民間の施設、学校、幼稚園等の設置 2 小中学校用地確保 3 都市防災制度 4 防災事業 5 都市計画事業 6 他の計画の位置付け	1 建築物の整備は民間の更新時に実施するものとし、不燃化については都市防災不燃化促進事業により誘導し、整備する。 2 土地区画整理事業 3 沿道環境整備事業 補助138号線（一部事業中） 補助138号線（一部完了） 放射13号線（一部完了） 沿道環境整備事業（事業中） 沿道地区計画（決定済） 住宅市街地総合整備事業（密集型）（一部完了・一部事業中） 木造住宅密集地域整備事業（一部完了・一部事業中） 防災生活圏整備事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了） 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 公共施設整備は公共が主体で、建築物の整備は民間の更新時に実施するものとし、不燃化、緩衝帯については都市防災不燃化促進事業、沿道環境整備事業により整備する。 2 土地区画整理事業（一部事業中・一部完了） 3 沿道環境整備事業 補助140号線（事業中） 放射14号線（完了） 都市計画道路 環状7号線（一部完了） 補助138号線（一部完了・一部完了） 補助255号線・補助256号線・足立区 市街地7号線（予定） 補助253号線・足立区西側路10号線 沿道環境整備事業（事業中） 沿道地区計画（決定済） 住宅市街地総合整備事業（密集型）（一部完了・一部事業中） 防災生活圏整備事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了） 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 公共施設整備は公共が主体で、建築物の整備は民間の更新時に実施するものとし、不燃化、緩衝帯については都市防災不燃化促進事業、沿道環境整備事業により整備する。 2 土地区画整理事業（事業中） 3 沿道環境整備事業 補助140号線（事業中） 放射14号線（完了） 都市計画道路 環状7号線（一部完了） 補助138号線（一部完了・一部完了） 補助255号線・補助256号線・足立区 市街地7号線（予定） 補助253号線・足立区西側路10号線 沿道環境整備事業（事業中） 沿道地区計画（決定済） 住宅市街地総合整備事業（密集型）（一部完了・一部事業中） 防災生活圏整備事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了） 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）

2号地区 併合 地区名 正保 (b)	変更案	現 状	変更案	既 然 記
(b) 地区の位置	(b) 地区	足立区放射線防護地区 の27.3ha (足立区西部)	(b) 地区	足立区正保地区 約5.8ha (足立区西南部)
a 地区の西側部、駅前 等の土壌の調査	(b) 地区	人間居住地域等に隣り合う火災から住 民の生命、身体等を保護するため、建築物の 不燃化を促進し、地区の防火性の向上を図る。 また、幹線道路の自走車交差点等の安全を 図るため、各道整備を促進し、住環境の改善 を図る。	(b) 地区	住戸密集、水害に脆弱な土地を整理、改 善し、土地の有効利用を図るとともに、生活 道路の確保と災害に強いまちづくりを進め る。
新しいまちづくりのデザイン デザインの位置付け	(b) 地区	都市環境再生ゾーン センター・コア再生ゾーン	(b) 地区	都市環境再生ゾーン
b 用途、密度に関する 基本的方針、その他の 土地の活用に関する規定	(b) 地区	用途を商業利用地区として整備するとともに、 商業利用への安全対策を図るため、沿道 の不燃化を図りながら、土地の高度利用を促 進する。	(b) 地区	住戸密集の環境整備と生活環境の整備を図 る。
c 建築物の建物の設計	(b) 地区	都市防災不燃化促進事業により不燃建築物 への更新を促進し、延焼防止等の取組を図る。 また、沿道環境整備事業により建築物の防災 性能の向上及び建築物の改善を図る。	(b) 地区	老朽木造建築物の不燃化、火災化を図る。
d 沿道施設及び地区施設 の整備の方針	(b) 地区	都市計画道路放射線防護地区の整備を図る。	(b) 地区	都市計画道路及び公園等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の整備 や条件整備の措置 2 沿道施設関係 3 都市開発関係 4 環境関係 (都市計画関係) 5 関係関係 (その他) 6 地区の位置付け	(b) 地区	1 公共施設整備は公共で行い、建築物の整 備は民間の民間に委託するものとし、不 燃化、耐震化については都市防災不燃化促 進事業、沿道環境整備事業により整備する。 2 七世は商業利用地区 (外資中) 3 歩道整備事業 補助金と補助 (本業中) 補助金と補助 (一部は、 放射線防護・補助金と 補助 (完了) 都市計画道路 放射線防護 地区計画 (完了済) 沿道施設関係 沿道環境整備事業 6 都市防災不燃化促進事業 (完了) 7 重点地区 (住戸密集)の開発整備の方針	(b) 地区	1 地区住民の協賛により整備する。公 共施設整備は、公共で行う。 4 沿道整備事業 補助金と補助 (特定整備 地区) (外資中) 5 街並み環境整備事業 (完了) 都市防災不燃化促進事業 (外資中)

2号地区	要 求	要 求	要 求	要 求
2号地区 市街地 (足立区中央部)	足 28 中央本町周辺地区 約 80.5ha (足立区中央部)	足 28 中央本町周辺地区 約 80.5ha (足立区中央部)	足 29 千住大川端周辺地区 約 63.2ha (足立区南部)	足 30 千住大川端周辺地区 約 60.3ha (足立区南部)
a 地区の再開発、整備等の主要目標	庁舎を中心とする周辺地区において不燃化を促進し、区の行政・文化・情報・防災の拠点としておこなう景観づくりを進めるとともに、都市基盤整備を代えた災害に強いまちづくりを進める。	庁舎を中心とする周辺地区において不燃化を促進し、区の行政・文化の拠点としておこなう景観づくりを進めるとともに、都市基盤整備を含めた災害に強いまちづくりを推進する。	都市機能の更新、居住環境の改善及び良好な住宅の供給を推進するため、住宅等の建設及び公共施設の総合的な整備を図る。	都市機能の更新、居住環境の改善及び良好な住宅の供給を推進するため、住宅等の建設及び公共施設の総合的な整備を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	主眼広域拠点域	都市環境再生ゾーン	中核広域拠点域	アンダー・コア再生ゾーン
b 用途、密度に関する基本的方針、その上の土地利用率の概要	市街地の防災と緑化を促進し、合わせて生活環境の向上を図る。さらに、住・工・公存により良好な市街地としての土地利用を図る。	市街地の防災と緑化を促進し、合わせて住環境の向上を図る。さらに、住・工・公存により良好な市街地としての土地利用を図る。	隅田川沿いの工場跡地等の土地利用促進の適切な誘導を行う等により居住に資し、安全・快適で景観に配慮した、魅力ある住宅地を整備するとともに公共施設の整備を促進する。	隅田川沿いの工場跡地等の土地利用促進の適切な誘導を行う等により居住に資し、安全・快適で景観に配慮した、魅力ある住宅地を整備するとともに公共施設の整備を促進する。
c 建築物の更新の方針	老朽木造建築物の不燃化、共同化を図る。	老朽木造建築物の不燃化、共同化を図る。	良質な住宅の建設を促進するとともに、商業、業務等の複合した住宅開発及び住・工・公存を誘導し地域活力や利便性の向上を図る。	良質な住宅の建設を促進するとともに、商業、業務等の複合した住宅開発及び住・工・公存を誘導し地域活力や利便性の向上を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	道路及び公園の整備を図る。	道路及び公園の整備を図る。	交通広場、公園・緑地、生活関連施設、下水道ポンプ場、防災格場及び道路等の整備を図る。	交通広場、公園・緑地、生活関連施設、下水道ポンプ場、防災格場及び道路等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や関係等に関する事項 2 市街地開発事業 3 市街地開発調整 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 防災拠点としての庁舎、道路等の公共施設の整備は公共が行い、不燃化建築物及び防災施設は民間が整備する。 4 市街地開発事業 補助18号線 都市計画道路 補助26号線(予定) 沿道地区計画(決定済み) 沿道環境整備事業(事業中) 地区計画(一部決定済み) 5 都市防災不燃化促進事業(完了) 防災生活環境改善事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 防災拠点としての庁舎、道路等の公共施設の整備は公共が行い、不燃化建築物及び住環境は民間が整備する。 4 防災整備事業 補助18号線(事業中) 都市計画道路 補助26号線 沿道地区計画(決定済み) 沿道環境整備事業(事業中) 地区計画(一部決定済み) 5 都市防災不燃化促進事業(完了) 防災生活環境改善事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 各地権者及び周辺住民と公共とが、協議の下に、まちづくり方針及び再開発地区計画を策定し、各種事業を推進し整備する。 2 市街地開発事業(予定) 3 市街地開発促進区を定める地区計画(決定済み) 4 都市計画道路 補助192号線・羽田駅付近広域1号 5 都市防災不燃化促進事業(完了) 住宅市街地総合整備事業(拠点系)(事業中) 住宅市街地総合整備事業(拠点系)(予定) 高規格堤防整備事業(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 各地権者及び周辺住民と公共とが、協議のもとに、まちづくり方針及び再開発地区計画を策定し、各種事業を推進し整備する。 2 市街地開発事業 3 市街地開発促進区を定める地区計画(決定済み) 4 都市計画道路 補助192号線・関屋駅付近広域1号 5 都市防災不燃化促進事業(完了) 住宅市街地総合整備事業(拠点系)(事業中) 住宅市街地総合整備事業(拠点系)(予定) 高規格堤防整備事業 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

2号地区	変更案	既 決 定	案 比 案	既 決 定
番号、地区名 下段 the (おおむねの位置)	足. 30 六町地区 約 69.0hm (足立区北西部)	足. 30 六町地区 約 69.0ha (足立区北西部)	(作 廃)	足. 30 古千谷地区 約 69.8ha (足立区北西部)
a. 地区の四圍界、整備等の示す目的	つくばエクスプレス六町駅周辺を新しい主要な地区拠点として商業、文化、業務機能等の育成を図り、活気あふれるまちづくりを進めるとともに、道路、公園、水辺等の整備や住宅と工業等の調和を図り、互恵で高い水準のまちづくりを進める。	つくばエクスプレス六町駅周辺を新しい拠点として商業、文化、業務機能等の育成を図り、活気あふれるまちづくりを進めるとともに、道路、公園、水辺等の整備や住宅と工業等の調和を図り、互恵で高い水準のまちづくりを進める。	(作 廃)	道路、公園等の公共施設を整備、改善し、山手里・合入ライナーの車両基地と調和を図りながら、地域活性化を生かした良好な環境のまちづくりを進める。
都市づくりのブランドデザインの位置付け	新都市生活創成区	都市環境再生ゾーン	(作 廃)	都市環境再生ゾーン
b. 用途、密度に關する基本的方針、その他の土地利用上の観念	良好な生活環境の住宅地として、土地の合理的な利用を図る。 また、駅前周辺及び都市計画道路沿いと調和のとれた商業系の土地利用の促進を図る。	良好な生活環境の住宅地として、一帯の合理的な利用を図る。 また、駅前周辺及び都市計画道路沿いと調和のとれた商業系の土地利用の促進を図る。	(作 廃)	主要道路の整備に併い、周辺住宅との環境整備を図り、居住環境の向上、住宅地としての土地利用を図る。
c. 建築物の更新の方針	道路、公園等、生活基盤の整備を促進することにより居住環境の向上と土地利用の合理的な利用を図る。	道路、公園等、生活基盤の整備を促進することにより居住環境の向上と土地利用の合理的な利用を図る。	(作 廃)	良好な居住環境の整備を図るとともに、都市計画道路沿いの開発の促進を図る。
d. 都市施設及び地区施設等の整備の方針	都市計画道路幅員140号線、268号線、区画道路、交通広場及び公園の整備を図る。 また、綾瀬川の治水沿いの環境整備を図る。	都市計画道路幅員140号線、156号線、区画道路、交通広場及び公園の整備を図る。 また、綾瀬川の治水沿いの環境整備を図る。	(作 廃)	都市計画道路幅員268号線の整備を促進するとともに、あわせて公共施設を移転する。
e. その他	1. 公共団体施行の土地地区開発事業により、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図る。 行政と地区住民との協力により事業を推進するため、住居形成活動の支援を行う。 2. 土地地区整理事業(事業中) 3. 行啓整備事業 幅員140号線・林田263号線(事業中) 4. 沿道環境整備事業(事業中) 沿道地区計画(決定済) 地区計画(決定済) 5. 住宅市街地総合整備事業(決定済)(事業中) 6. 住宅市街地(住宅市街地の開発整備の方針)	1. 公共団体施行の土地地区整理事業により、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図る。 行政と地区住民との協力により事業を推進するため、住居形成活動の支援を行う。 2. 土地地区整理事業(事業中) 3. 住居形成事業 幅員140号線・林田268号線(事業中) 4. 沿道環境整備事業(事業中) 沿道地区計画(決定済) 地区計画(決定済) 5. 住宅市街地総合整備事業(決定済)(事業中) 6. 住宅市街地(住宅市街地の開発整備の方針)	(作 廃)	1. 官民一体となって公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図る。 2. 土地地区整理事業 3. 沿道環境整備事業 幅員1号線(決定済) 沿道地区計画 沿道環境整備事業 4. 都市計画道路 幅員268号線・幅員358号線 地区計画(決定済) 沿道地区計画 沿道環境整備事業 5. 都市防犯・安全化対策事業(決定済) 6. 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

旧地区	変更案	既 決 策	変 更 案	決 定
区名 区名 (おむねの位置)	足. 34 町田地区 約 49.1ha (足立区南西部)	足. 34 町田地区 約 38.7ha (足立区南西部)	(注. 除)	足. 38 上野田地区 約 38.3ha (足立区南西部)
a. 地区の再開発、整備等の主たる目標	公共住宅の建設、計画道路の整備を含め、良質な市街地住宅の供給を推進する。	公共住宅の建設、計画道路の整備を含め、良質な市街地住宅の供給を推進する。	(注. 除)	道路、公園等の公共施設を整修、改修し、良質な住居環境の創出を図り、安全で良質な住みよいまちづくりを進める。
都市づくりのブランドデザインの位置付け	中核商業地域	都市環境再生ゾーン	(注. 除)	都市環境再生ゾーン
b. 用途、用途に関する規制の方針、その他の土地利用計画の概要	住宅建設の誘導と宅地化農地との一体的整備を行い、土地の合理的な利用を促進する。	住宅建設の誘導と宅地化農地との一体的整備を行い、土地の合理的な利用を促進する。	(注. 除)	地区内の交通施設と住宅を一体とした、良質な住居環境の中核的な宅地として、土地の有効利用を図る。
c. 建築物の敷地の設計	公共住宅の建設及び宅地化農地の活用による、良質な住居環境を形成する。	公共住宅の建設及び宅地化農地の活用による、良質な住居環境を形成する。	(注. 除)	良質な住居環境を形成し、住宅の供給促進を図る。
d. 都市施設及び地区施設の整備の方針	地区内の都市計画道路補助136号線を含め、未整備な道路を整備する。	地区内の都市計画道路補助138号線を含め、未整備な道路を整備する。	(注. 除)	都市計画道路補助251号線や区道及び公共施設の整備を図る。
e. その他 1 公共施設等の役割や機能等の構造 2 市街地整備事業 3 都市計画道路 4 関係事業 (行政計画、市街地) 5 関係事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 住宅市街地総合整備事業により、公共住宅及び計画道路や区画道路等の整備を行う。 4 都市計画道路 補助136号線・補助38号線 地区計画(決定済) 5 住宅市街地総合整備事業(予定) 都市防災不燃化促進事業(完了) 主幹道沿道整備地区(事業中) 6 東京地区(住宅市街地の開発整備の方針) 東京都市圏安全条例に基づく新たな防火規制	1 住宅市街地総合整備事業により、公共住宅及び計画道路や区画道路等の整備を行う。 4 住居整備事業 敷地11号線(完了) 都市計画道路 補助138号線・補助253号線 沿道環境整備事業 地区計画(決定済) 沿道地区計画 5 住宅市街地総合整備事業 都市防災不燃化促進事業(完了) 6 東京地区(住宅市街地の開発整備の方針)	(注. 除)	1 公共団体施行の上地区間整備事業により、公共施設の整備促進と土地の有効利用を図る。 2 上地区間整備事業(事業中) 4 街路整備事業 敷地1号線(完了) 沿道環境整備事業(事業中) 沿道地区計画(決定済) 地区計画(決定済) 5 都市防災不燃化促進事業(完了) 6 東京地区(住宅市街地の開発整備の方針)

2分地区 番号 地区名 (区画) (ha) (おおむねの位置)	策 定 案 区 画 35 佐野・六本地区 約24.3ha (区立区北東部)	計 画 案 区 画 35 佐野・六本地区 約24.1ha (区立区北東部)	策 定 案 (乳牛)	計 画 案 区 画 37 伊興前緑地ア 約18.3ha (区立区北部)
a. 地区の目視、整備等の進捗状況	道路、公園等の公共施設を整備、改善し、良好な住環境を造成することにより、住みよいまわづくりを進める。	道路、公園等の公共施設を整備、改善し、良好な住環境を造成することにより、住みよいまわづくりを進める。	(乳牛)	道路、公園等の公共施設を整備、改善し、住みよいまわのある居住環境の形成を図る。
都市づくりのデザインデザインの位置付け	新都心生活創生区	品川浜境再生ゾーン	(乳牛)	都市浜境再生ゾーン
b. 用途、高度に関する基本方針、その他の一地区別計画概要	良好な住環境の形成を図る。都市型住宅の供給の促進を図る。	良好な住環境の形成を図る。都市型住宅の供給の促進を図る。	(乳牛)	良好な住環境の形成を図る。都市型住宅の供給の促進を図る。
c. 建築規制の方針	良好な住環境の形成を図る。都市型住宅の供給の促進を図る。	良好な住環境の形成を図る。都市型住宅の供給の促進を図る。	(乳牛)	良好な住環境の形成を図る。都市型住宅の供給の促進を図る。
d. 市内政策及び地区政策の整備の方針	都市計画道路補助268号線、274号線及び区画調整の整備と公園の整備を図る。	都市計画道路補助268号線、274号線及び区画調整の整備と公園の整備を図る。	(乳牛)	都市計画道路補助268号線及び区画調整の整備と公園の整備を図る。
e. その他 1. 公共及び民間の役割 2. 都市計画 3. 都市計画 4. 都市計画 5. 都市計画 6. 都市計画	1. 公共及び民間の役割 2. 都市計画 3. 都市計画 4. 都市計画 5. 都市計画 6. 都市計画	1. 公共及び民間の役割 2. 都市計画 3. 都市計画 4. 都市計画 5. 都市計画 6. 都市計画	(乳牛)	1. 公共及び民間の役割 2. 都市計画 3. 都市計画 4. 都市計画 5. 都市計画 6. 都市計画

2号地区	変 更 案	現 行 案	変 更 案	現 行 案
番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	足 40 新田地区 約 74.0ha (足立区西部)	足 40 新田地区 約 82.4ha (足立区西部)	足 51 補助136号線沿道地区 約 20.0ha (足立区中央部)	足 41 補助136号線沿道地区 約 6.5ha (足立区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主要な目標	住工混在地域は合理的に再配置し、開発地については、水辺空間を利用した親水性のある住宅を建設するとともに、周辺地域への波及効果をもたらす商業・業務施設を誘導する。	住工混在地域は合理的に再配置し、開発地については、水辺空間を利用した親水性のある住宅を建設するとともに、周辺地域への波及効果をもたらす商業・業務施設を誘導する。	大規模な地震などに伴い、発生する火災から住民の生命、身体等を保護するため、建築物の不燃化を促進し、地区の防災性の向上を図る。	大規模な地震などに伴い、発生する火災から住民の生命、身体等を保護するため、建築物の不燃化を促進し、地区の防災性の向上を図る。
都市づくりのデザイン方針	中環状道路と基幹生活圏の形成	都市再開発ゾーン	中環状道路と基幹生活圏の形成	都市再開発ゾーン
b 用途、密度に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	地区の周辺を界川、荒川に囲まれているという特性を生かしながら、道路や高規格堤防を整備し、環境共生型の住宅等の導入を図る。	地区の周辺を荒川、荒川に囲まれているという特性を生かしながら、道路や高規格堤防を整備し、環境共生型の住宅等の導入を図る。	沿道を延焼遮断帯として整備するとともに、避難場所への安全避難を図るため、沿道の不燃化を図りながら、土地の高度利用を促進する。	沿道を延焼遮断帯として整備するとともに、避難場所への安全避難を図るため、沿道の不燃化を図りながら、土地の高度利用を促進する。
c 建築物の更新の方針	住工混在地域は合理的に再配置し、開発地については、水辺空間を生かした良好な市街地の形成を図る。	住工混在地域は合理的に再配置し、開発地については、水辺空間を生かした良好な市街地の形成を図る。	都市防災不燃化促進事業により不燃建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。	都市防災不燃化促進事業により不燃建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。
d 都市施設及び公共施設の整備の方針	橋梁の新設を含めた幹線道路、区画道路、公園、下水道ポンプ場及び高規格堤防等の整備を図る。	橋梁の新設を含めた幹線道路、区画道路、公園、下水道ポンプ場及び高規格堤防等の整備を図る。	延焼遮断帯として、都市計画道路補助136号線の整備を行う。	延焼遮断帯として、都市計画道路補助136号線の整備を行う。
e その他 1 公共及び民衆の役割や条件整備等の措置 2 市営再開発事業 3 都市計画制度 4 開発事業 5 開発事業(その他) 6 他の計画の位置づけ	1 大規模開発に耐える都市基盤整備及び当地区の整備方針に沿った民間開発の誘導を図る。 4 街路整備事業 足立区直営7号線(一部完了) 都市計画道路 原状7号線 公園(完了)・新田公園 沿道環境整備事業(事業中) 沿道地区計画(決定済み) 地区計画(決定済み) 2 住宅市街地整備事業(拠点型)(事業中) 3 防災・防犯整備事業(事業中) 5 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 大規模開発に耐える都市基盤整備及び当地区の整備方針に沿った民間開発の誘導を図る。 4 街路整備事業 足立区直営7号線(一部完了) 都市計画道路 原状7号線 公園(完了)・新田公園 沿道環境整備事業(事業中) 沿道地区計画(決定済み) 地区計画(決定済み) 5 住宅市街地整備事業(拠点型)(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 建築物の整備は、民間の更新等に実施するものとし、不燃化については、都市防災不燃化促進事業により誘導し整備する。 4 街路整備事業 補助136号線【特定整備路線】(一部完了・一部事業中) 5 都市防災不燃化促進事業(事業中) 不燃化推進特定沿道地区(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 東京市建築安全条例に基づく新たな防火規定	1 建築物の整備は、民間の更新等に実施するものとし、不燃化については、都市防災不燃化促進事業により誘導し整備する。 4 街路整備事業 補助136号線【特定整備路線】(一部完了・一部事業中) 5 都市防災不燃化促進事業(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

2号地区	変更案	決定
番号、地区名、面積 (ha) (おおよその位置)	足 42 西新井駅西口周辺地区 約 130.8ha (足立区南西部)	足 42 西新井駅西口周辺地区 約 109.8ha (足立区南西部)
1 地区の再開発、整備等の主たる目標	西新井駅西口広場の整備と合わせて主要な地区拠点地区にあわせたい施設利用を図るとともに、安全な避難場所を確保しながら住居増進、木造住宅密集住居地の整備を進め、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。	西新井駅西口広場の整備と合わせて拠点地区にあわせたい施設利用を図るとともに、安全な避難場所を確保しながら住居増進、木造住宅密集住居地の整備を進め、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	三郷広域拠点域	都立線沿線ゾーン
2 用途、密度に際する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	西新井駅の交通利便性の良さを生かし、商業、業務施設、住居型住居の導入を図る。また、地区内の近隣商業、業務地を整備するとともに、市街地の防災不燃化の促進と合わせて、住居の調和と住居型住居の環境整備を図る。	西新井駅の交通利便性の良さを生かし、商業、業務施設、都市型住居の導入を図る。また、地区南部の近隣商業、業務地を整備するとともに、市街地の防災不燃化の促進と合わせて、住居の調和と住居型住居の環境整備を図る。
3 建築物の更新の方向	主要な地区拠点地区における公開空地等の整備と合わせた建築物の高層化を進める。また、木造密集住居地では、表層木造建築物の不燃化、共同化等を進め、安全で良好な住環境の形成を図る。 都市防災不燃化促進事業により不燃建築物への更新を促進し、避難場所の形成を図る。	拠点地区における公開空地等の整備と合わせた建築物の高層化を進める。また、木造密集住居地では、表層木造建築物の不燃化、共同化等を進め、安全で良好な住環境の形成を図る。 都市防災不燃化促進事業により不燃建築物への更新を促進し、避難場所の形成を図る。
4 都市施設及び地区施設等の整備の方向	地区の利便性を図るため、交通広場の整備、都立西道路と地区幹線道路の整備を行う。特に、都市計画道路幅員100号線以西の都市計画道路幅員138号線については、特定整備路線として整備を進める。	地区の利便性を図るため、交通広場の整備、都市計画道路と地区幹線道路の整備を行う。特に、都市計画道路幅員100号線以西の都市計画道路幅員138号線については、特定整備路線として整備を進める。
5 その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の概要 2 市街地開発事業 3 都市開発特別制度 4 災連事業 (都市計画事業) 5 災連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 主要道路、公園等の整備が公共が行い、民間は、住居市街地総合整備事業(変換型)及び都市防災不燃化促進事業により、建築物の整備の不燃化を行う。拠点地区については、地域特性にあった整備方針を定め、商業、業務施設及び住居等の誘導を行う。 2 市街地開発事業(予定) 3 街路整備事業 補助138号線【特定整備路線】(一部完了・一部事業中)足立区西側道路3号線・足立区西側道路3号線(一部完了・一部予定) 都市計画道路 補助137号線・補助254号線(予定) 足立区西側道路10号線 沿道開発整備事業(事業中) 沿道地区計画(決定済) 地区計画(決定済) 防災街区整備地区計画(決定済) 5 都市防災不燃化促進事業(一部完了) 住居市街地総合整備事業(拠点型)(事業中) 防災生計圏整備事業(完了) 住居市街地総合整備事業(変換型)(事業中) 木造住宅密集地整備事業(事業中) 不燃化促進特定整備地区(事業中) 6 拠点地区(住居市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 東京都市安全条例に基づく新たな防火規制	1 主要道路、公園等の整備が公共が行い、民間は、住居市街地総合整備事業(変換型)及び都市防災不燃化促進事業により、建築物の整備の不燃化を行う。拠点地区については、地域特性にあった整備方針を定め、商業、業務施設及び住居等の誘導を行う。 2 市街地開発事業 3 街路整備事業 補助133号線【特定整備路線】(一部完了・一部事業中) 足立区西側道路3号線・足立区西側道路9号線(一部完了) 都市計画道路 補助137号線・補助254号線・足立区西側道路10号線 沿道開発整備事業(事業中) 沿道地区計画(決定済) 地区計画(決定済) 防災街区整備地区計画(決定済) 5 都市防災不燃化促進事業(一部完了) 住居市街地総合整備事業(拠点型)(事業中) 防災生計圏整備事業(完了) 住居市街地総合整備事業(変換型)(事業中) 木造住宅密集地整備事業(事業中) 6 拠点地区(住居市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 東京都市安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化促進特定整備地区

2号地区	案 更 案	既 決 定	案 更 案	既 決 定
番号 地名 面積 (ha) (おぼろげの位置)	足、45 千住南水地区 約 18.9ha (足立区南部)	足、45 千住南水地区 約 18.9ha (足立区南部)	足、46 千住南水地区 約 18.9ha (足立区南部)	足、46 千住南水地区 約 18.9ha (足立区南部)
a 地区の河川沿、整備 35の主な目標	都心への近接性、豊かな水辺環境などの好 条件を生かしながら、都市生活者のための良好 で多様な住宅を供給するとともに、道路、公 園、高規格堤防等の公共施設の整備を図る。	都心への近接性、豊かな水辺環境などの好 条件を生かしながら、都市生活者のための良好 で多様な住宅を供給するとともに、道路、公 園、高規格堤防等の公共施設の整備を図る。	地区計画により、工業整備・住居共同整備 地域として水辺環境と居住環境の両方を実現 するとともに、トランジエ・老人ライナー足立小台駅 の周辺は前地の環境整備を図り、良好な複合 市街地の形成を目指す。	地区計画により、工業整備・住居共同整備 地域として水辺環境と居住環境の両方を実現 するとともに、トランジエ・老人ライナー足立小台駅 の周辺は前地の環境整備を図り、良好な複合 市街地の形成を目指す。
お宝づくりのブランド デザイン的位置付け	中區式部点地区	セクター・コア開発地区	土曜式部点地区	センター・コア開発ゾーン
b 土壌、水質に関する 土地区画設計の概要	隅田川沿いの大規模用地の土地利用転換を 本来的方針、そのための土地区画設計の概要 を策定し、一体的な生活空間を創出する。 居住機能、生活サービス、文化施設、アメ ニティ機能を配置する。	隅田川沿いの大規模用地の土地利用転換を 本来的方針、そのための土地区画設計の概要 を策定し、一体的な生活空間を創出する。 居住機能、生活サービス、文化施設、アメ ニティ機能を配置する。	足立区西部の地域を核として、活力と地 域住民の交流あるまちづくりを図るための土 地利用を進める。また、荒川と隅田川に囲ま れた特殊性を生かし、環境利便性及び高規格 堤防と道路の一体的整備及び水辺性の高い 環境整備を図る。	北地域を核として、活力と地域住民の 交流あるまちづくりを図るための土地利用を 進める。また、荒川と隅田川に囲まれた特 殊性を生かし、環境利便性及び高規格堤防と 道路の一体的整備及び水辺性の高い環境整備 を図る。
c 建築物の更新の方針	良好な生活環境を形成し、都市生活者の建築 を促進するとともに、水辺に面した居住機能 の充実を目的とする適切なボリュームの開発 を誘導する。	良好な生活環境を形成し、都市生活者の建築 を促進するとともに、水辺に面した居住機能 の充実を目的とする適切なボリュームの開発 を誘導する。	地域拠点にふさわしい魅力ある市街空間を 創出する建築物の更新を行う。	地域拠点にふさわしい魅力ある市街空間を 創出する建築物の更新を行う。
d 都市施設及び地区施設 の整備の方針	公園、緑地、生活サービス、文化施設、高 規格堤防及び道路等の整備を図る。	公園、緑地、生活サービス、文化施設、高 規格堤防及び道路等の整備を図る。	魅力ある都市環境を創出するため、道路、 公共駐車場、高規格堤防、緑地等施設、緑地 を適切に配置し整備する。	魅力ある都市環境を創出するため、道路、 公共駐車場、高規格堤防、緑地等施設、緑地 を適切に配置し整備する。
e その他 1 公営住宅の役割 や土地利用の概要 2 市営住宅の概要 3 市営住宅の概要 4 関連事業 (市営住宅等) 5 関連事業(その他) 6 地区計画の位置付け	1 行政と地区住民と協議の下に、地区計画 を策定し、各種事業を導入し段階的に整備 する。 2 都市計画道路、公園、緑地等の整備は公共 が行う。 3 都市計画道路 補助 118 号線 地区計画等(予定) 4 都市防災不燃化促進事業(完了) 5 住宅市街地総合整備事業(予定) 高規格堤防整備事業(予定) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 行政と地区住民と協議の下に、地区計画 を策定し、各種事業を導入し段階的に整備 する。 2 都市計画道路、公園、緑地等の整備は公共 が行う。 3 都市計画道路 補助 118 号線・補助 118 号線 地区計画等 4 都市防災不燃化促進事業(完了) 5 住宅市街地総合整備事業 高規格堤防整備事業 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 行政と地区住民と協議の下に、地区計画 を策定し、各種事業を導入し段階的に整備 する。 2 土地活用整理事業(敷地整理等)(完了) 3 街路整備事業 補助 118 号線(一部事業中) 放射 11 号線・南防 13 号線(完了) 4 地区計画(決定済) 5 都市防災不燃化促進事業(完了) 6 高規格堤防整備事業(予定) 7 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 行政と地区住民と協議の下に、地区計画 を策定し、各種事業を導入し段階的に整備 する。 2 土地活用整理事業(敷地整理等)(完了) 3 街路整備事業 補助 118 号線(一部事業中) 放射 11 号線・補助 13 号線(完了) 4 地区計画(決定済) 5 都市防災不燃化促進事業 高規格堤防整備事業 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

2号地区	従 更 案	既 決 案	変 更 案	既 決 案
番号・地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	足. 48 篠原新西口地区 約 6.8ha (足立区西新井)	足. 48 篠原新西口地区 約 6.8ha (足立区西新井)	(削除)	足. 48 西六月町地区 約 17.8ha (足立区千代田)
a 地区の再開発、整備等の中長期的目標	公共施設の整備改善と交通広場等の整備を進めることにより、土地の高度利用及び商店街の活性化を図る。	公共施設の整備改善と交通広場等の整備を進めるとともに、土地の高度利用及び商店街の活性化を図る。	(削除)	道路、公園等の公共施設の整備を進めることにより、居住環境の向上と土地の合理的な利用を図る。
都市づくりのプラン・デザインの方針付け	生活の拠点性	都市環境再生ゾーン	(削除)	都市環境再生ゾーン
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用上の概要	商業、業務、住宅を機能別に配置し、調和のとれた駅前にあわしい土地の高度利用を図る。	商業、業務、住宅を機能別に配置し、調和のとれた駅前にあわしい土地の高度利用を図る。	(削除)	道路沿いの幹道は、商業、業務施設を誘導し、後背地においては、良好な居住環境の形成を図る。
c 建築物の更新の方針	土地の高度利用を進めるために、建築物の高層化を図る。	土地の高度利用を進めるために、建築物の高層化を図る。	(削除)	良好な住環境を形成し、都市空間の供給の促進を図る。
d 都市施設及び地区施設等の整備の方針	地区の再生性の向上を図るため、地区幹道、駅前広場、都市緑地の整備を行う。	地区の利便性の向上を図るため、駅前広場、地区幹道等、都市空間の整備を行う。	(削除)	区画道路、公園等の都市施設の整備を行う。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の概要 2 市街地開発事業 3 都市開発誘引策 4 都市計画 5 都市計画事業 6 都市計画(その他) 7 都市計画の位置付け	1 各地権者及び周辺住民と公共とが協議の下に、まちづくり方針及び地区計画を策定し、各事業を推進する。 5 優良建築物等整備事業等(予定) 5 都市環境整備事業(完了)	1 各地権者及び周辺住民と公共とが協議のもとに、まちづくり方針及び地区計画を策定し、各事業を推進する。 5 優良建築物等整備事業等 5 都市環境整備事業(完了)	(削除)	1 土地区画整理事業等により、公共施設の整備改善と土地の利用増進を図る。 2 土地区画整理事業 3 市街地開発事業(予定) 4 沿道地区計画(決定済) 地区計画(決定済) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

区号地区	変更案	既 決 定	変更案	既 決 定
番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの概算)	足 60 北千住駅西口周辺地区 約 49.0ha (足立区西部)	足 60 北千住駅西口周辺地区 約 50.1ha (足立区西部)	(削除)	足 61 神田西地区 約 1.5ha (足立区北東部)
a 地区の再開発、整備等の主な目標	北千住駅の駅前としてふさわしい、活気ある商業地の形成を図るとともに、駅周辺住宅地の整備を高め、良好な住環境を創出する。	北千住駅の駅前としてふさわしい、活気ある商業地の形成を図るとともに、駅周辺の住宅地の整備を高め、良好な住環境を創出する。	(削除)	良好な住環境の維持、保全を図り、木と緑に囲まれた良好な住宅地の形成を図る。
都市づくりのデザイン・イメージ	広範囲展開地域	センター・コア再開発	(削除)	都市高度化ゾーン
b 用途、密度に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	駅前商業地の土地の高度利用を図る。また、住宅地の防災不燃化を進めるとともに、緑化の促進を図る。	駅前商業地の土地の高度利用を図る。また、住宅地の防災不燃化を進めるとともに、緑化の促進を図る。	(削除)	計画的な土地利用を進め、災害に強い、木と緑に囲まれた、うるわいのある居住地区に変わっていく商業地の形成を図る。
c 建築物の新築の方針	木造建築物の不燃化を図るとともに、商業施設等と都市計画法の定められた市街地の整備を進める。	木造建築物の不燃化を図るとともに、商業施設等と都市計画法の定められた市街地の整備を進める。	(削除)	地区計画に基づく規制により、良好な建築物を誘導する。
d 都市施設及び地区施設整備の方針	都市計画道路、区画道路を整備する。	都市計画道路、区画道路を整備する。	(削除)	都市計画道路、区画道路を整備する。
e その他 公共及び民間の役割や条件整備等の概要 市街地開発事業 都市開発特別区 交通事業 (都市計画事業) 交通事業(その他) 他の計画の位置付け	1 商業老朽住宅の建て替え、共同化、不燃化及び商業、業務施設と住宅の複合化、中高層化等を市街地開発事業等により進める。 2 市街地開発事業(事業中) 3 市街地開発事業 足立区西側第1号線(完了) 補助118号線(完了) 都市計画道路 補助139号線 地区計画(一部決定済) 住宅市街地開発事業(事業中) 市街地防災不燃化促進事業(完了) 自然災害発生特定整備地区(事業中) 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)東京都市圏安全条例に基づく新たな防火規制	1 商業老朽住宅の建て替え、共同化、不燃化及び商業、業務施設と住宅の複合化、中高層化等を市街地開発事業等により進める。 2 市街地開発事業 3 市街地開発事業 足立区西側第1号線(完了) 補助118号線(完了) 都市計画道路 補助38号線 地区計画(一部決定済) 住宅市街地開発事業 市街地防災不燃化促進事業(完了) 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)東京都市圏安全条例に基づく新たな防火規制	(削除)	1 地区住民参加の地区計画に基づき、公共施設の整備を公共が行い、民間は、建築物の整備を行う。 2 上地区開発事業 4 地区計画(決定済) 地区計画(決定済) 補助109号線 5 その他(住宅市街地の開発整備の方針)

区名	変更案	既 決 定	変 更 案	既 決 定
第53 地区名 南郷 (ha) (222.0haの区域)	(削除)	足. 52 南北紀河辺地区 約 63.9ha (足立区中央部)	(削除)	足. 53 千住人権地区 約 23.9ha (足立区南部)
a 地区の計画策、整備 等の主たる目標	(削除)	つくばエクスプレス南北線周辺の高度利用 を図りながら、地区内開発の導入により、公 園、道路等公共施設を整備するとともに、住 宅を段階的に誘導、整備する。	(削除)	上記の特性を活かした適正な土地利用を整 備することにより、地区の活性化と防災性の 向上を促進し、周辺環境の改善と増進を図る。
都市づくりのランド デザイン的位置付け	(削除)	都市環境再生ゾーン	(削除)	ランドマークの再生ゾーン
b 用途、密度に関する 基本的方向、その他の 土地利用計画の策定	(削除)	駅前周辺及び都市計画道路沿道に、商業、業 務施設を誘導し、後述地においては、良好な 住宅地として土地利用を図る。	(削除)	公共住宅の整備を、大規模工業用地の適 正な土地利用転換を誘導し、住宅と工場が混 在した良好な住環境の形成を図る。
c 建築物の集積の方針	(削除)	良好な居住環境を形成するために、地区計 画等により建築物の規制を行う。	(削除)	良好な住宅の整備に合わせ、建物の不燃化、 中高層化、及び公共住宅の整備を、居住環境 を図る。さらに、地区計画に基づく規制によ る良好な建築物を誘導する。
d 都市施設及び地区施 設の整備の方針	(削除)	都市計画道路整備に伴い、林区内道路ネッ トワークの整備を図る。さらに、公園、緑 地等の整備を行う。	(削除)	駅の利用を向上するため、交通広場、道路等 の都市整備を整備する。また、産業施設等を 整備し、河川空間との一体的な利用を図る。
e その他 1 公共及び民間の参画 や条件整備等の誘導 2 市街地開発事業 3 都市開発許可制度 4 防災事業 (都市計画事業) 5 防災事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	(削除)	1. 公共は、都市計画道路や地区類型等の公 共施設の整備を行う。民間は、地区計画に 基づき、建築物の整備を行う。 4. 沿路整備事業 (補助140号線(5.1)) 地区計画道路 (補助138号線) 沿路環境整備事業 (事業中) 沿路地区計画 (決定済) 地区計画等 6. 重点地区(住宅・市街地の開発整備の方針)	(削除)	1. 地区計画に合った整備方針を定め、周辺 市街地に委ねるような一体となった 地域再生型のまちづくりを行う。 2. 土地改良事業 (農地転用型) (事業中) 3. 自然環境事業 (足立区間道11号線 (決定) 地区計画 (決定済) 4. 都市計画地区整備事業 (決定型) (事業中) 5. 高層な防災整備事業 6. 重点地区(住宅・市街地の開発整備の方針)

2号地区	変 更 案	既 決 定	変 更 案	既 決 定
番号・地名 田南 (田) (おおのの位置)	足. 55 江北駅前地区 新22.3ha (足立区西部)	足. 55 江北駅前地区 新22.3ha (足立区西部)	田南 (田南)	足. 56 足利代親水公園駅前地区 新23.3ha (足立区北部)
a 地区の再開発、整備 の進捗状況	大規模再開発の誘致を契機に、足立区西部の主要な商業拠点として、学校施設等の新しい土地利用形態を創り、地域の活性化と防災力向上を目指したまちづくりを進める。	足立区西部の拠点として、目黒線・有明ライナーの江北駅南側を契機とし、公共施設の整備を図り、地域商業の活性化を促進するとともに、良好な都市型住宅地を創出する。	(削除)	目黒線・有明ライナーの足利代親水公園駅の駅南側に、公共施設の整備と一体的な土地利用を推進し、おおのと気候のある良好な住宅地の形成を図る。
まちづくりのブランド デザインの位置付け	中核の商業・住宅地	都市環境再生ゾーン	(削除)	都市環境再生ゾーン
1 用地・空間に関する 方針	災害に強く、安全で快適な都市環境を創出するための、そのための、商業、学校施設等の誘致により、主要な商業拠点にふさわしい環境を創出する。	商業、学校施設等の誘致により、地域拠点にふさわしい環境を創出する。	(削除)	駅前及び駅周辺地区の特性を生かした土地利用の進め、高度利用と良好な居住環境を確保する。
c 建築・土地利用の方針	良好な環境を形成するため、整備方針に基づき、建築物を誘導するとともに、道路、公園等の公共施設の整備を促進する。	良好な環境を形成するため、整備方針に基づき、建築物を誘導するとともに、道路、公園等の公共施設の整備を促進する。	(削除)	良好な環境を形成するため、都市型住宅の供給の促進を図る。
d 都市施設及び地区施設 の整備の方針	安全で、利便性、快適性に配慮した道路網の整備を図る。	駅前に交通広場を整備するとともに、安全で、利便性、快適性に配慮した道路網の整備を図る。	(削除)	地区の特性に合わせ、足利代親水公園駅前駅による効果を生かした道路、公園、緑地等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市営住宅等 3 市営住宅用地 4 開発促進 (開発許可等) 5 開発促進 (その他) 6 他の「3」の位置付け	1 道路や公園の整備は公共が行う。建築物の共同化、低層化については、公共が主体となって行い、公共が支援する。 2 道路整備事業 放射11号線・補助251号線・足立区道第6号線 (完了) 3 都市計画道路 補助133号線 地区計画 (決定済) 4 都市計画道路整備事業 (完了) 5 都市防災不燃化促進事業 (完了) 6 重点地区 (住居付商業地の開発整備の方針)	1 交通広場や公園の整備は公共が行う。建築物の共同化、低層化については、住民が主体となって行い、公共が支援する。 4 道路整備事業 放射11号線・補助251号線・足立区道第6号線 (完了) 都市計画道路 補助133号線 地区計画 (決定済) 地区計画 (決定済) 5 都市防災不燃化促進事業 (完了) 6 重点地区 (住居付商業地の開発整備の方針)	(削除)	1 地区住民等にとり、地区の整備方針を定め、条件整備等により公共施設の整備と土地利用の促進を図る。 2 土地活用促進 4 道路整備事業 放射11号線・足立区道第6号線 (完了) 5 都市防災不燃化促進事業 (完了) 6 重点地区 (住居付商業地の開発整備の方針)

区別	案 内 容	既 決 定	要 求 案	既 決 定
各 区 別 区 画 (約 25.9ha) (足立区南部)	足 立 区 柳 原 地 区 約 25.9ha (足立区南部)	足 立 区 柳 原 地 区 約 25.9ha (足立区南部)	足 立 区 千 住 仲 町 地 区 約 15.7ha (足立区南部)	足 立 区 千 住 仲 町 地 区 約 15.7ha (足立区南部)
a 地区の整備、整備 等の主たる目標	老朽木造建築物の適宜化を改善するとともに、地区の防災道路の整備を進め、安全で魅力ある市街地環境を形成する。	老朽木造建築物の適宜化を改善するとともに、地区の防災道路の整備を進め、安全で魅力ある市街地環境を形成する。	木造住宅地区の環境改善と土地の高度利用を図るとともに、道路、公園等の整備を進める。	木造住宅地区の環境改善と土地の高度利用を図るとともに、道路、公園等の整備を進める。
都市づくりのランド デザインの位置付け	中心市街地	中心市街地	中心市街地	中心市街地
b 用途、高度に関する 基本方針、その他の 土地利用計画の概要	住・商・工の調和のとれた居住環境の形成を図る。	住・商・工の調和のとれた居住環境の形成を図る。	商業・業務施設、住宅を機能的に配置し、調和のとれた駅周辺にあわせ土地利用を図る。	商業・業務施設、住宅を機能的に配置し、調和のとれた駅周辺にあわせ土地利用を図る。
c 防災施設の整備の方針	各種整備事業を活用し、建築物、公共施設の一体的な整備を促進する。	各種整備事業を活用し、建築物、公共施設の一体的な整備を促進する。	老朽木造建築物の不燃化、共同協調化を図る。	老朽木造建築物の不燃化、共同協調化を図る。
c 都市計画道路、区画道路の整備の方針	都市計画道路、区画道路の整備を行う。	都市計画道路、区画道路の整備を行う。	駅周辺にあわせ土地利用を図るため、区画道路の整備を行う。	駅周辺にあわせ土地利用を図るため、区画道路の整備を行う。
c その他 1 公共及び民間の役割 や関係機関の連携 2 市制施行後 3 市開発促進策 4 関連事業 (2)市計画事業 b 関連事業(その他) f 他の計画の位置付け	1 地区住民参加のもと、公共が地区の整備方針を定め、各種整備事業により、民間建築物の建て替えを支援するとともに、公共施設の整備を行う。 4 都市計画道路 補助 118 号線(一部完了) 補助 119 号線・補助 193 号線 5 防災街区整備地区計画(予定) 住宅市街地総合整備事業(予定) 木造住宅密集地域整備事業(予定) 不燃化促進指定整備地区(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	1 地区住民参加のもと、公共が地区の整備方針を定め、各種整備事業により、民間建築物の建て替えを支援するとともに、公共施設の整備を行う。 4 都市計画道路 補助 118 号線・補助 193 号線・補助 192 号線 5 防災街区整備地区計画 住宅市街地総合整備事業(密集型) 木造住宅密集地域整備事業 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 地区住民参加のもと、公共が地区の整備方針を定め、各種整備事業により、民間建築物の建て替えを支援するとともに、公共施設の整備を行う。 4 都市計画道路 補助 119 号線 防災街区整備地区計画(決定済) 5 住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 木造住宅密集地域整備事業(予定中) 都市防災不燃化促進事業(完了) 不燃化促進指定整備地区(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	1 地区住民参加のもと、公共が地区の整備方針を定め、各種整備事業により、民間建築物の建て替えを支援するとともに、公共施設の整備を行う。 4 都市計画道路 補助 119 号線 防災街区整備地区計画(決定済) 5 住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 都市防災不燃化促進事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区

変更地区	変更案	既 決 地	変 更 案	既 決 地
番号 地区名 同前 (1a) (233722)の位置	(削除)	区 60 千住河原町地区 第 9.4b (足立区西部)	(削除)	区 60 保原町地区 第 9.4b (足立区北部)
a 地区の自然環境、景観等の主たる目標	(削除)	本区変更地区の環境改善と土地の高度利用を図るために、道路、公園等の整備を進める。	(削除)	地区計画の導入により、土地の有効利用を促進するとともに、地とあるまじきもの形成や緑化の推進を図り、良好な居住環境を創出す。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	(削除)	インター・ライフゾーン	(削除)	都市環境再生ゾーン
b 用途、高度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	(削除)	商業・業務施設、住宅を集中配置し、緑地のとれた駅前周辺にふさわしい土地の高度利用を図る。	(削除)	良好な居住環境の形成を図るため、地区特性を生かした土地利用を適宜に誘導する。
c 建築物の更新の方針	(削除)	既存建築物の不燃化、耐火性能化を図る。	(削除)	良好な住環境の形成を図るため、中低層の住宅を誘導するとともに、堅固な位置付けや高度等の促進により、格別な住宅地のにふさわしい。
d 都市計画及び地区計画の整備の方針	(削除)	駅周辺にふさわしい土地利用を図るため、地区計画の整備を行う。	(削除)	生活道路及び公共の施設と緑地の保全を図る。
e その他 1 公共及び民間の施設や集約整備等の措置 2 緑地保全事業 3 都市防災設備 4 防災事業 (都市計画事業) 5 防災事業(その他) 6 他の計画の位置付け	(削除)	1 地区住民の参加のもと、公共が地区の整備の目標を定め、各種整備事業により、民間建築物の建替えを支援するとともに、公共施設の整備を行う。 4 地区計画(決定済) 5 重点地区(住居市街地の開発整備の方針)	(削除)	1 公共と集約整備等の整備を促進する。 2 地区計画(決定済) 3 土地の高度利用事業 4 地区計画(決定済) 5 重点地区(住居市街地の開発整備の方針) 6 重点地区(住居市街地の開発整備の方針)

2号地区	案 更 案	既 決 定	案 更 案	既 決 定
番号 地区名 副名 (ha) (おさむわの位置)	足. 63 江北二・四丁目地区 附 19.7ha (足立区西部)	足. 63 江北二・四丁目地区 附 19.7ha (足立区西部)	(削除)	足. 64 補見 136 号線 (編・本木) 地区 約 8.6ha (足立区中央部)
a 地区の再開発、都市等の主たる目標	老朽化した公的住宅の建て替えを速行に誘導し、地域社会や住民生活に貢献する実態を、公共公益利用への土地利用転換とともに、主要な地域拠点としておさむわし地域の活性化を目指す。	老朽化した公的住宅の建て替えに際して、地域コミュニティの活性化、良好な都市景観の形成、高齢者・障害者等への配慮などまちづくりの視点を導入し、周辺行為地との一体的な整備を図り、都市型コミュニティを実現した住宅市街地の形成を目指す。	(削除)	人畜糞の処理などにとれない、発生する点源から住民の生命、身体等を保護するため、建築物の不燃化を促進し、地区の防災性の向上を図る。
都市づくりのランドデザインの位置付け	中核的拠点域	都市環境再生ゾーン	(削除)	都市環境再生ゾーン
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地用途計画の概要	内訳環境との調和を図りながら、合理的な土地利用を図る。	周辺環境との調和を図りながら、良好な居住環境の形成を図る。	(削除)	沿道を整備促進策として整備するとともに、避難経路への安全確保を図るため、沿道の不燃化を図りながら、一歩の高層利用を促進する。
c 建築物の建築の方針	地区計画に基づく規制により、良好な建築物を誘導する。	地区計画に基づく規制により、良好な建築物を誘導する。	(削除)	都市防災不燃化促進事業により不燃建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	地区の生活道路を整備して、ネットワーク化を図り、公園等の整備を図る。さらに、十分なオープンスペースを確保し、安全で快適な歩行者空間を創出する。	地区の生活道路を整備して、ネットワーク化を図り、公園等の整備を図る。さらに、十分なオープンスペースを確保し、安全で快適な歩行者空間を整備する。	(削除)	延焼遮断帯として、都市計画道路補助136号線の整備を行う。
e その他 1 公営及び民間の共同 2 土地開発事業 3 都市開発制度 4 調整事業 5 調整事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 公営住宅建設事業により、公営住宅及び都市計画公園、地区計画の整備を行う。 4 都市計画道路 補見 136 号線 地区計画 (決定済) 5 公営住宅建設事業 (事業中) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	1 公営住宅建設事業により、公営住宅及び都市計画公園、地区施設の整備を行う。 4 都市計画道路 補見 136 号線 地区計画 (決定済) 5 公営住宅建設事業 (事業中) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	(削除)	1 建築物の整備は、民営の更新時に実施するものとし、不燃化については、都市防災不燃化促進事業により段階的に整備する。 4 自衛整備事業 補見 136 号線 (特定整備区域) (一 完了) (一部事業中) 都市計画道路 補見 253 号線 5 都市防災不燃化促進事業 (事業中) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)

2号地区	要 求 案	要 決 定	要 求 案	既 決 定
番号・地区が 面積 (ha) (おおむねの位置)	足 立 北千代駅東口周辺地区 約 20.7ha (足立区南部)	足 立 北千代駅東口周辺地区 約 20.7ha (足立区西部)	足 立 北千代駅東口周辺地区 約 20.7ha (足立区東部)	足 立 北千代駅東口周辺地区 約 20.7ha (足立区東部)
a 地区の再開発、整備 等の主たる目標	地区の特性を生かした適正な土地利用を誘導することにより、地区の活性化と防災性の向上を図り、周辺環境の改善を図る。	地区の特性を生かした適正な土地利用を誘導することにより、地区の活性化と防災性の向上を図り、周辺環境の改善を図る。	道路の基礎整備を推進するとともに、住居系建築物の整備を誘導し、良好な居住環境の形成を図る。	道路の基礎整備を推進するとともに、住居系建築物の整備を誘導し、良好な居住環境の形成を図る。
都市づくりのプラン デザインの位置付け	中核店舗集積地域	センター・コア再生ゾーン	中核店舗集積地域	都市型再生ゾーン
b 用途、密度に関する 基本的方針、その他の 土地利用計画の概要	大規模集積地の適正な土地利用転換を促す市街地における都市機能の更新を誘導し、良好な住環境の形成を図り、都市型集積地の形成を総合的に図る。	大規模集積地の適正な土地利用転換を促す市街地における都市機能の更新を誘導し、良好な住環境の形成を図り、都市型集積地の形成を総合的に図る。	良好な住環境の中核居住用地として、土地の合理的な利用を図る。	良好な住環境の中核居住用地として、土地の合理的な利用を図る。
c 建築物の更新の方針	老朽住宅の建て替えに合わせ、建築物の耐火化、耐震強化を図る。さらに、地区計画に基づく規制により良好な建築物を整備し建替を促進する。	老朽住宅の建て替えに合わせ、建築物の耐火化、耐震強化を図る。さらに、地区計画に基づく規制により良好な建築物を整備し建替を促進する。	良好な住環境を形成し、都市型住宅の供給の促進を図る。	良好な住環境を形成し、都市型住宅の供給の促進を図る。
d 都市施設及び外部施設 の整備の方針	駅の利用性向上のため、交通施設、道路等の都市施設を整備する。	駅の利用性向上のため、交通施設、道路等の都市施設を整備する。	都市計画道路補助138号線の整備を図る。	都市計画道路補助138号線の整備を図る。
e その他 1 公共及び民営の役割 や条件整備等の概要 2 市街地開発事業 3 都市開発計画 4 都市計画 5 都市計画 6 都市計画 7 都市計画 8 都市計画 9 都市計画 10 都市計画 11 都市計画 12 都市計画 13 都市計画 14 都市計画 15 都市計画 16 都市計画 17 都市計画 18 都市計画 19 都市計画 20 都市計画 21 都市計画 22 都市計画 23 都市計画 24 都市計画 25 都市計画 26 都市計画 27 都市計画 28 都市計画 29 都市計画 30 都市計画 31 都市計画 32 都市計画 33 都市計画 34 都市計画 35 都市計画 36 都市計画 37 都市計画 38 都市計画 39 都市計画 40 都市計画 41 都市計画 42 都市計画 43 都市計画 44 都市計画 45 都市計画 46 都市計画 47 都市計画 48 都市計画 49 都市計画 50 都市計画 51 都市計画 52 都市計画 53 都市計画 54 都市計画 55 都市計画 56 都市計画 57 都市計画 58 都市計画 59 都市計画 60 都市計画 61 都市計画 62 都市計画 63 都市計画 64 都市計画 65 都市計画 66 都市計画 67 都市計画 68 都市計画 69 都市計画 70 都市計画 71 都市計画 72 都市計画 73 都市計画 74 都市計画 75 都市計画 76 都市計画 77 都市計画 78 都市計画 79 都市計画 80 都市計画 81 都市計画 82 都市計画 83 都市計画 84 都市計画 85 都市計画 86 都市計画 87 都市計画 88 都市計画 89 都市計画 90 都市計画 91 都市計画 92 都市計画 93 都市計画 94 都市計画 95 都市計画 96 都市計画 97 都市計画 98 都市計画 99 都市計画 100 都市計画	1 建築物の整備は、民間の更新時に実施するものとし、不燃化については、都市防災不燃化促進事業により誘導し整備する。し 2 市街地開発事業 (予定) 3 都市計画 4 都市計画 5 都市計画 6 都市計画 7 都市計画 8 都市計画 9 都市計画 10 都市計画 11 都市計画 12 都市計画 13 都市計画 14 都市計画 15 都市計画 16 都市計画 17 都市計画 18 都市計画 19 都市計画 20 都市計画 21 都市計画 22 都市計画 23 都市計画 24 都市計画 25 都市計画 26 都市計画 27 都市計画 28 都市計画 29 都市計画 30 都市計画 31 都市計画 32 都市計画 33 都市計画 34 都市計画 35 都市計画 36 都市計画 37 都市計画 38 都市計画 39 都市計画 40 都市計画 41 都市計画 42 都市計画 43 都市計画 44 都市計画 45 都市計画 46 都市計画 47 都市計画 48 都市計画 49 都市計画 50 都市計画 51 都市計画 52 都市計画 53 都市計画 54 都市計画 55 都市計画 56 都市計画 57 都市計画 58 都市計画 59 都市計画 60 都市計画 61 都市計画 62 都市計画 63 都市計画 64 都市計画 65 都市計画 66 都市計画 67 都市計画 68 都市計画 69 都市計画 70 都市計画 71 都市計画 72 都市計画 73 都市計画 74 都市計画 75 都市計画 76 都市計画 77 都市計画 78 都市計画 79 都市計画 80 都市計画 81 都市計画 82 都市計画 83 都市計画 84 都市計画 85 都市計画 86 都市計画 87 都市計画 88 都市計画 89 都市計画 90 都市計画 91 都市計画 92 都市計画 93 都市計画 94 都市計画 95 都市計画 96 都市計画 97 都市計画 98 都市計画 99 都市計画 100 都市計画	1 建築物の整備は、民間の更新時に実施するものとし、不燃化については、都市防災不燃化促進事業により誘導し整備する。 2 市街地開発事業 3 都市計画 4 都市計画 5 都市計画 6 都市計画 7 都市計画 8 都市計画 9 都市計画 10 都市計画 11 都市計画 12 都市計画 13 都市計画 14 都市計画 15 都市計画 16 都市計画 17 都市計画 18 都市計画 19 都市計画 20 都市計画 21 都市計画 22 都市計画 23 都市計画 24 都市計画 25 都市計画 26 都市計画 27 都市計画 28 都市計画 29 都市計画 30 都市計画 31 都市計画 32 都市計画 33 都市計画 34 都市計画 35 都市計画 36 都市計画 37 都市計画 38 都市計画 39 都市計画 40 都市計画 41 都市計画 42 都市計画 43 都市計画 44 都市計画 45 都市計画 46 都市計画 47 都市計画 48 都市計画 49 都市計画 50 都市計画 51 都市計画 52 都市計画 53 都市計画 54 都市計画 55 都市計画 56 都市計画 57 都市計画 58 都市計画 59 都市計画 60 都市計画 61 都市計画 62 都市計画 63 都市計画 64 都市計画 65 都市計画 66 都市計画 67 都市計画 68 都市計画 69 都市計画 70 都市計画 71 都市計画 72 都市計画 73 都市計画 74 都市計画 75 都市計画 76 都市計画 77 都市計画 78 都市計画 79 都市計画 80 都市計画 81 都市計画 82 都市計画 83 都市計画 84 都市計画 85 都市計画 86 都市計画 87 都市計画 88 都市計画 89 都市計画 90 都市計画 91 都市計画 92 都市計画 93 都市計画 94 都市計画 95 都市計画 96 都市計画 97 都市計画 98 都市計画 99 都市計画 100 都市計画	1 各関係者及び関係住民と公共とが協議のもとに、まちづくり方針及び地区計画を策定し、各事業を推進する。 2 市街地開発事業 (予定) 3 都市計画 4 都市計画 5 都市計画 6 都市計画 7 都市計画 8 都市計画 9 都市計画 10 都市計画 11 都市計画 12 都市計画 13 都市計画 14 都市計画 15 都市計画 16 都市計画 17 都市計画 18 都市計画 19 都市計画 20 都市計画 21 都市計画 22 都市計画 23 都市計画 24 都市計画 25 都市計画 26 都市計画 27 都市計画 28 都市計画 29 都市計画 30 都市計画 31 都市計画 32 都市計画 33 都市計画 34 都市計画 35 都市計画 36 都市計画 37 都市計画 38 都市計画 39 都市計画 40 都市計画 41 都市計画 42 都市計画 43 都市計画 44 都市計画 45 都市計画 46 都市計画 47 都市計画 48 都市計画 49 都市計画 50 都市計画 51 都市計画 52 都市計画 53 都市計画 54 都市計画 55 都市計画 56 都市計画 57 都市計画 58 都市計画 59 都市計画 60 都市計画 61 都市計画 62 都市計画 63 都市計画 64 都市計画 65 都市計画 66 都市計画 67 都市計画 68 都市計画 69 都市計画 70 都市計画 71 都市計画 72 都市計画 73 都市計画 74 都市計画 75 都市計画 76 都市計画 77 都市計画 78 都市計画 79 都市計画 80 都市計画 81 都市計画 82 都市計画 83 都市計画 84 都市計画 85 都市計画 86 都市計画 87 都市計画 88 都市計画 89 都市計画 90 都市計画 91 都市計画 92 都市計画 93 都市計画 94 都市計画 95 都市計画 96 都市計画 97 都市計画 98 都市計画 99 都市計画 100 都市計画	

2号地区	変 更 案	既 決 定	変 更 案	既 決 定
番号 地区名 加積 (加) (足立区北部)	足 67 花畑下丁目地区 (約21.9ha) (足立区北部)	足 67 花畑下丁目地区 (約21.9ha) (足立区北部)	(削除)	足 56 河野140号線沿道地区 (約13.3ha) (足立区西部)
a 地区の再開発、整備 等の主な目的	老朽化した団地への再整備を適切に誘導し、水と緑豊かな住環境の整備を地域活性化に資する大学・商業・業務施設を整備し、生活中心地としての形成を図る。	老朽化した団地への再整備を適切に誘導し、水と緑豊かな住環境の整備を地域活性化に資する大学・商業・業務施設を整備し、生活中心地としての形成を図る。	(削除)	都市計画道路補助140号線の整備に伴い、周辺の土地の高度利用を図り、良好な住環境の形成と住環境の整備を進める。
都市づくりのデザイン デザインの位置付け	新都市生活圏、緑地	都市環境再生ゾーン	(削除)	都市環境再生ゾーン
b 用途、密度に要する 基本的方針、その他の 土地利用計画の要否	周辺と調和した良好な住環境の形成や旧団地を活用し、地域の核となる大学・商業・業務施設の整備を図る。	周辺と調和した良好な住環境の形成や旧団地を活用し、地域の核となる大学・商業・業務施設の整備を図る。	(削除)	土地の高度利用を図り、住居と商業、業務施設が融合した良好な住環境の形成を促進する。
c 建築物の更新の取組	既存住宅のストック活用と旧団地の再開発により土地を創出して大学・商業・業務施設を誘致し、地域の更新を図る。	既存住宅のストック活用と旧団地の再開発により土地を創出して大学・商業・業務施設を誘致し、地域の更新を図る。	(削除)	地区計画に基づく取組により、良好な建築物を誘致する。
d 都市計画及び地区施設 の整備の方針	区画道路、広場など緑の回廊を整備する。	区画道路、広場など緑の回廊を整備する。	(削除)	都市計画道路補助140号線の整備を行う。
e その他 1 公共及び民間の連携 や条件整備等の推進 2 市街地再生事業 3 都市開発制度 4 特許事業 (都市計画事業) 5 民間事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共は、地区計画を策定する。民間などは、既存住宅のストック活用や質の高い住宅供給、商業施設や公共施設の整備を行う。 4 地区計画 (決定済) 5 UIR都市機構による団地再生事業 (完了) 6 重点地区 (住居・商業・業務施設の整備の方針)	1 公共は、地区計画を策定する。民間などは、既存住宅のストック活用や質の高い住宅供給、商業施設や公共施設の整備を行う。 4 地区計画 (決定済) 5 UIR都市機構による団地再生事業 6 重点地区 (住居・商業・業務施設の整備の方針)	(削除)	1 公共は都市計画道路や地区施設等の公共施設の整備を行い、民間は地区計画に基づき、建築物の更新を行う。 4 市街地再生事業 補助140号線 (事業中) b 地区施設整備事業 5 重点地区 (住居・商業・業務施設の整備の方針)

2号地区	変更案	既 決 定	変更案	既 決 定
番号 地区名 第Ⅱ地区 (足立区東部)	足 69 補助261号線沿道地区 約8.6ha (足立区北西部)	足 69 補助261号線沿道地区 約8.7ha (足立区北西部)	足 70 三軒西地区 約 8ha (足立区南西部)	(所収)
4 地区の再開発、整備等の主要な目標	大規模な地震などに伴い、発生する大規模な火災から住民の生命、身体等を保護するため、建築物の不燃化を促進し、地区の防災性の向上を進める。	大規模な地震などに伴い、発生する大規模な火災から住民の生命、身体等を保護するため、建築物の不燃化を促進し、地区の防災性の向上を進める。	防災地区整備地区計画、木造住宅地域整備計画の導入により、道路や、公園・公園等を整備し建築物の不燃化を促進し、災害に強く安全・安心で住み続けられるまちの実現を目指す。	(新規)
都市づくりのグランドデザインの考え方	新都市生活圏形成	都市環境再生ゾーン	リニア城郭新城	(所収)
5 道路に接する基本的方針、その後の土地利用計画の概要	沿道に緑地帯等として整備するものともに、避難場所への安全確保を図るため、沿道の不燃化を図りながら、土地の高度利用を促進する	沿道を延焼遮断帯として整備するものともに、避難場所への安全確保を図るため、沿道の不燃化を図りながら、土地の高度利用を促進する	地区特性に応じた土地利用の方針を定め、良好な市街地としての土地利用を図る。	(所収)
6 建築物の更新の方針	地区計画に基づく規制により、良好な建築物を誘導する。	地区計画に基づく規制により、良好な建築物を誘導する	防災地区整備地区計画に基づくまちづくりのルールにより、良好な建築物を誘導する。 また、木造建築物の不燃化及び共同化を促進する。	(所収)
4 都市防災及び地区防災の整備の方針	延焼遮断帯の整備を行い、連絡路として、沿道計画道路補助261号線の整備を行う。	延焼遮断帯の整備を行い、連絡路として、沿道計画道路補助261号線の整備を行う。	道路や公園等の都市基盤の整備を行う。	(所収)
9 その他 1 公共及び民間の役割や負担割合等の概要 2 市街地開発事業 3 都市開発特別区 4 都市計画 (都市計画事業) 5 都市計画 (その他) 6 他の計画の位置づけ	1 公営は都市計画道路や駐留施設等の公共施設の整備を行い、民間は地区計画に基づき、建築物の更新を行う。 2 都市開発事業 補助261号線(事業中) 3 地区環境整備事業(予定) 4 都市防災不燃化促進事業(予定)	1 公営は都市計画道路や駐留施設等の公共施設の整備を行い、民間は地区計画に基づき、建築物の更新を行う。 2 都市計画道路 補助261号線 3 地区環境整備事業	1 地区住民の参加により、地区の整備方針を定め、各種整備事業により民間建築物の整備を支援するとともに、公共施設の整備を行う。 2 都市計画道路 補助1.8号線 3 防災地区整備地区計画(決定済み) 4 木造住宅地域整備事業(事業中) 5 不燃化促進特選整備地区(事業中) 6 重点地区(一軒市街地の開発整備の方針) 東京都市防災条例に基づき新たな防火条例	(所収)

2. 中核区	変 更 案	既 決 定	変 更 案	既 決 定
第24 中核区名 加賀 (ha) (おおむねの位置)	足. 7) 加賀駅周辺地区 第24.1ha (中核区東部)	(新規)	足. 7) 北陸新幹線地区 約15.1ha (中核区東部)	(新規)
a. 地区の再開発、再住 等の主たる目的	地区計画の導入、土地の有効利用を民間開 発の誘導、道路等の整備促進など交通利便提 振の促進を図り、緑に包まれた街いのあるま ちづくりを目指す。	(新規)	北陸新幹線の駅舎化に伴い、交通利便機能を 向上させ、利便性の高い良好な地域環境を創 出するとともに、豊かな緑の維持と保全を図 る。	(新規)
都市づくりのランド デザイン的位置付け	中核区加賀点線	(新規)	中核区加賀点線 が都市生活圏形成	(新規)
b. 用途、高度に関する 基本的方針、その他の 土地利用計画の決定	商業・業務、子育て、福祉、宿泊、都市景 観を一体的に配置し、計画のとれた駅周辺 にあふれに魅力ある商業空間を形成する。	(新規)	新たな駅前機能形成のため商業・業務、子 育て、都市生活圏などの機能を誘導する。	(新規)
c. 建築物の更新の方針	建築物の共同化や地区計画に基づく規制によ り、良好な建築環境を誘導する。	(新規)	地区計画に基づく規制により、良好な建築 環境を誘導する。	(新規)
d. 都市施設及び地区施設 の整備の方針	歩行者空間の確保のため、歩道や道路等の 都市基盤を強化する。	(新規)	地区の利便性の向上を図るため、道路や公 園等、都市基盤の整備を行う。	(新規)
e. その他 1 公共及び民間の役割 や関係機関等の役割 2 都市計画事業 3 都市開発計画制度 4 地区計画 (都市計画事業) 5 国土事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共は地区計画を策定し、民間は地区計 画に基づき建築物の更新を行う。 4 地区計画 (予定)	(新規)	1 地区計画の策定の下、公共が地区の環境 方針を定め、各民間事業者により民間開発 後の整備を支援するとともに、公共施設の 整備を行う。 2 中核区加賀点線 (予定) 4 地区計画 (予定)	(新規)

2号地区	後 更 案	決 定	更 更 案	決 定
番号・地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	第 73 特別区 2 号地区 第 22.9ha (尾立ノ北東部)	(新規)	第 73 区 第 22 号地区 第 22.9ha (尾立ノ北東部)	(新規)
1. 地区の概要、地形 等の主たる特徴	良好な住環境の確保、保全を図り、水と緑に囲まれた良好な住環境の形成を図る。また、建築物の不燃化を図る。	(新規)	地区の概略図及び公園等の都市基盤の整備を行うとともに、駅周辺の一体化や駅前の交通処理改善の向上により良好な住環境の形成を目指す。	(新規)
都市づくりのプラン・デザインの内容	新都市生活圏形成	(新規)	中核的拠点形成	(新規)
2. 用途、密度に関する基本方針等、その他の土地利用計画の概要	補助261号線沿道に緑地帯新設として整備するほか、商業施設への安全空間を創出するため、沿道の不燃化を図りながら、土地の高度利用を促進する。	(新規)	地区内の中心部は良好な住環境の住宅地と工業が共存した地域として、駅沿道沿道沿道は土地の高度利用を図り、業務地として誘導する。	(新規)
3. 建築物の新規の方針	良好な住環境を創出するために、地区計画により建築物の規制を行う。	(新規)	建築物の不燃化及び防火化を行う。	(新規)
4. 都市計画及び地区計画の整備の方針	緑地帯等として、都市計画道路補助261号線の整備を行う。	(新規)	地区の利便性の向上を図るため、補助261号線や公園、広場等の整備を行う。	(新規)
5. その他 1. 公共及び民営の役割 や条件整備等の概要 2. 市街地開発事業 3. 都市開発計画 4. 用途事業 (都市計画事業) 5. 用途事業 (その他) 6. 都市計画の概要	1. 地区住民の参画の下、公共が地区の整備方針を定め、各種整備事業により民間整備物の整備を支援するとともに、公共施設の整備を行う。 4. 用途整備事業 補助261号線 (事業中) 地区計画 (一定区域のみ・一律予定)	(新規)	1. 地区住民の参画の下、公共が地区の整備方針を定め、各種整備事業により民間整備物の整備を支援するとともに、公共施設の整備を行う。 2. 総合設計地区 (予定) 4. 都市計画道路 補助261号線 (予定) 都市計画公園、地区計画公園 地区計画 (一定)	(新規)

2号地区	政 策 策	既 決 定
番号・地区名 西橋 (Shi) (おおむねの位置)	足 野 一 住交橋駅周辺地区 計画 (Shi) (足立区西四部)	(新規)
ii 地区の所開発、整備 等の主たる目標	高規格住宅や都市基盤の整備を行い、 近隣への商業機能誘導しつつ、防災性の向上と 良好な住居環境の形成を図られた、住居にが調 和した複合利用地の形成を目指す。	(新規)
都市づくりのプラン・ デザインのコンセプト	土地の活用促進	(新規)
i 用途、密度に関する 基本的方針、その他の 土地利用計画の概要	各々の地区に適した土地利用を誘導する。 また、若い世代と高齢者など、世代間の 形成に向けた連携と保全を図る。	(新規)
ii 建築物の更新の方針	地区計画に基づく規制により良好な建築物 を誘導する。	(新規)
ii 都市施設及び地区配 施の整備の方針	駅の利用性向上のため、道路等の都市基盤 を整備する。また、高規格堤防を設備し、河 川空間との一体的な利用を図る。	(新規)
iii そのほか 1 公共及び民営の役割 や条件整備等の措置 2 市町村連携事業 3 都市開発誘導制度 4 策定事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 地区住民の参画の下、公方が地区の整備 方針のため、各種整備事業により民間事業者 の参画を支援するとともに、公公施設の整 備を行う。 2 関係整備事業 (足立区西四部地区) 1号線 (完了) 3 地区計画 (次年度) 4 住宅市街地総合整備事業(複合型) (事業中) 高規格堤防整備事業 (一部完了、一部着工中) 5 重点地区(住宅西会井の開発整備の方針)	(新規)

足一ロ	変 更 案	取 決 定
地 区 名	五反野東岡切	五反野東岡切
おおむねの位置	足立区南貝部	足立区南貝部
整備の方向	区画道路等の整備を進めるとともに、土地の高度利用による商店街の活性化を図る。	交通広場、区画道路等の整備を進めるとともに、土地の高度利用による商店街の活性化を図る。

足一エ	変 更 案	取 決 定
地 区 名	竹ノ塚駅西口	竹ノ塚駅西口
おおむねの位置	足立区北西部	足立区北西部
整備の方向	区画道路や公共施設を整備改善し、既存商店街の商店を回り、住及び商業の集積のよれた地域の集積地として整備する。	交通広場、区画道路等の整備を進めるとともに、土地の高度利用による商店街の活性化を図る。

足一オ	変 更 案	取 決 定
地 区 名	(削除)	船場駅周辺
おおむねの位置	(削除)	足立区南貝部
整備の方向	(削除)	道路等一帯を整備を進めるとともに、土地の高度利用などにより、商店街の活性化を図る。

足一カ	変 更 案	取 決 定
地 区 名	(削除)	大町周辺
おおむねの位置	(削除)	足立区北東部
整備の方向	(削除)	道路、公園等生活基盤の整備を促進することにより、居住環境の向上と土地の合理的な利用を図る。

ボク	変 更 案	取 決 定
地 区 名	船場駅西口	船場駅西口
おおむねの位置	足立区東南部	足立区東南部
整備の方向	公共施設の整備改善を進めるとともに、土地の高度利用及び新商店街の活性化を図る。	公共施設の整備改善と交通広場の整備を進めるとともに、土地の高度利用及び、商店街の活性化を図る。

足一ク	変 更 案	取 決 定
地 区 名	(削除)	西新井一丁目
おおむねの位置	(削除)	足立区西部
整備の方向	(削除)	西新井八幡付近の土地の高度利用を図るために、区画整を推進する。

足一	変更案	既 決 定
地 区 名	(削除)	桂町三六条
おおむねの位置	(削除)	足立区北東部
整備の方向	(削除)	良好な住環境の確立、保土を図り、水と緑に恵まれた良好な住宅地の形成を進める。
足二	変更案	既 決 定
地 区 名	(削除)	北九平・神明南
おおむねの位置	(削除)	足立区北東部
整備の方向	(削除)	道路、公園等生活基盤の整備を促進することにより、居住環境の向上と土地の合理的利用を図る。
足三	変更案	既 決 定
地 区 名	(削除)	鳥伏町二丁目北・阿
おおむねの位置	(削除)	足立区中央部
整備の方向	(削除)	公共施設の整備と土地の高度利用等を図り、適切な土地利用を誘導する。
足七	変更案	既 決 定
地 区 名	(削除)	市花畑
おおむねの位置	(削除)	足立区北東部
整備の方向	(削除)	公共施設の整備と土地の高度利用等を図り、適切な土地利用を誘導する。
足八	変更案	既 決 定
地 区 名	(削除)	西総町一丁目
おおむねの位置	(削除)	足立区東部
整備の方向	(削除)	地区施設の整備を図るとともに、良好な市街地環境の形成を図る。
足九	変更案	既 決 定
地 区 名	(削除)	細田駅西口
おおむねの位置	(削除)	足立区東南部
整備の方向	(削除)	区における商業、文化、情報拠点を形成するとともに、より魅力ある商店街の形成を図る。

区 名	変 更 案	決 定
足立区	(削除)	下谷緑町
おおむねの位置	(削除)	足立区西部
整備の方向	(削除)	隣接する大塚や上板橋の開拓を促進し、市規格形式の敷地を創出し、住宅と工場との混在を図り、良好な住環境を創出する。

区 名	変 更 案	決 定
足立区	(削除)	新島三丁目辺
おおむねの位置	(削除)	足立区中央部
整備の方向	(削除)	本地区内の都市計画道路及び都市計画公園の整備も含めた大規模な再開発を推進し、良好な住環境を創出する。

区 名	変 更 案	決 定
足立区	中川	(新規)
おおむねの位置	足立区南東部	(新規)
整備の方向	道路等生活基盤の整備を進めるとともに、居住環境の向上及び良好な土地利用を図る。	(新規)

区 名	変 更 案	決 定
足立区	江北六丁目	(新規)
おおむねの位置	足立区西部	(新規)
整備の方向	公共施設の整備や公園の整備に合わせて居住性を高める施設などを誘導し、良好な住環境を創出する。	(新規)

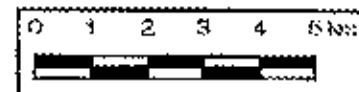
区 名	変 更 案	決 定
足立区	分譲二丁目	(新規)
おおむねの位置	足立区北西部	(新規)
整備の方向	都市計画道路幅員 26.1 メートルの整備に併せて、沿道の不燃化や土地の高度利用を促進し、良好な住環境を創出する。	(新規)

区 名	変 更 案	決 定
足立区	補助 113・118 号線沿道	(新規)
おおむねの位置	足立区西部	(新規)
整備の方向	本地区の東西の交通アクセスを地盤し、防災や防災のための都市計画道路の事業化及び沿道の整備を図る。	(新規)

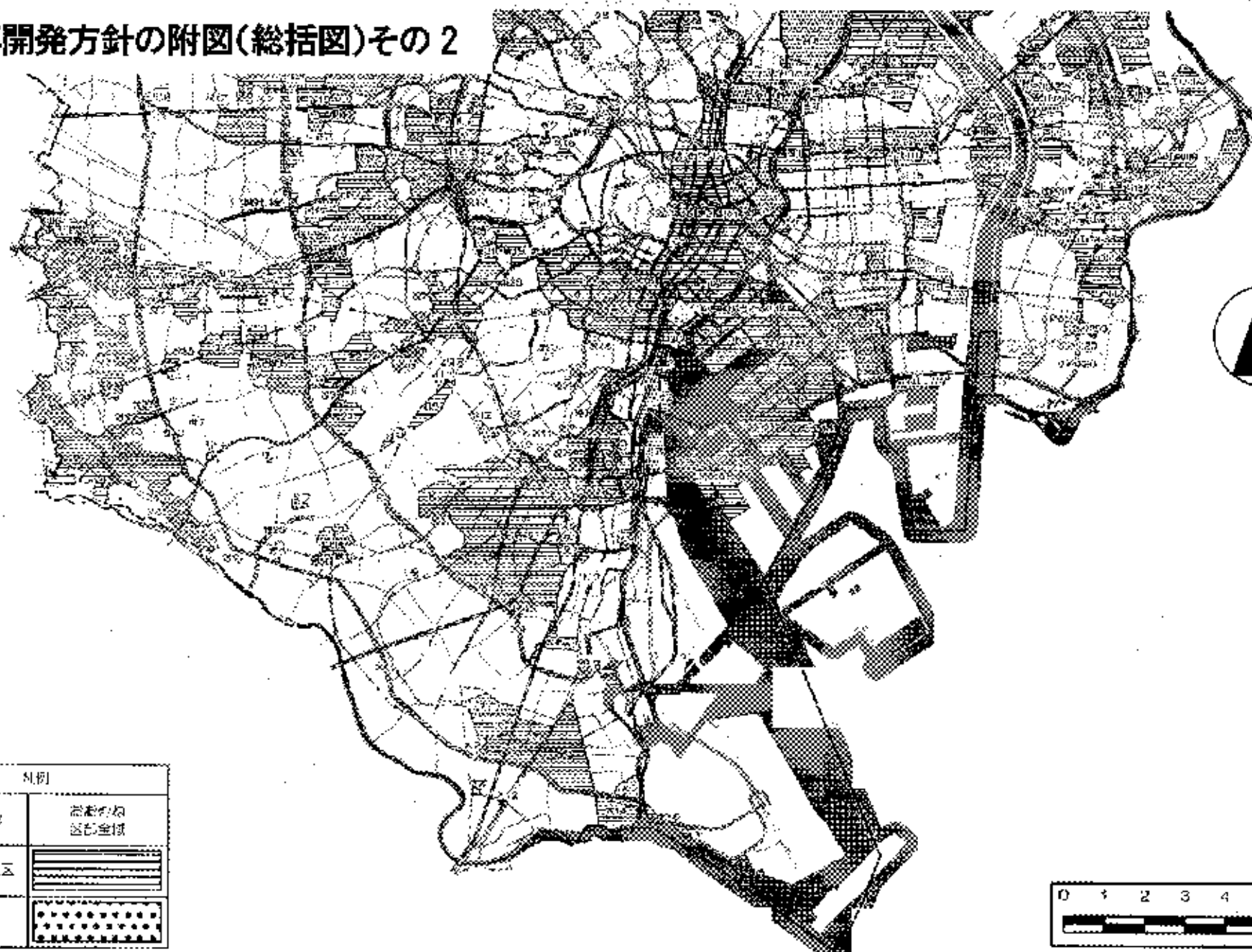
総括図

都市再開発方針の附図(総括図)その1

凡例	
一 号令区域	指定区域 指定区域
再開発地区	
指定地区	



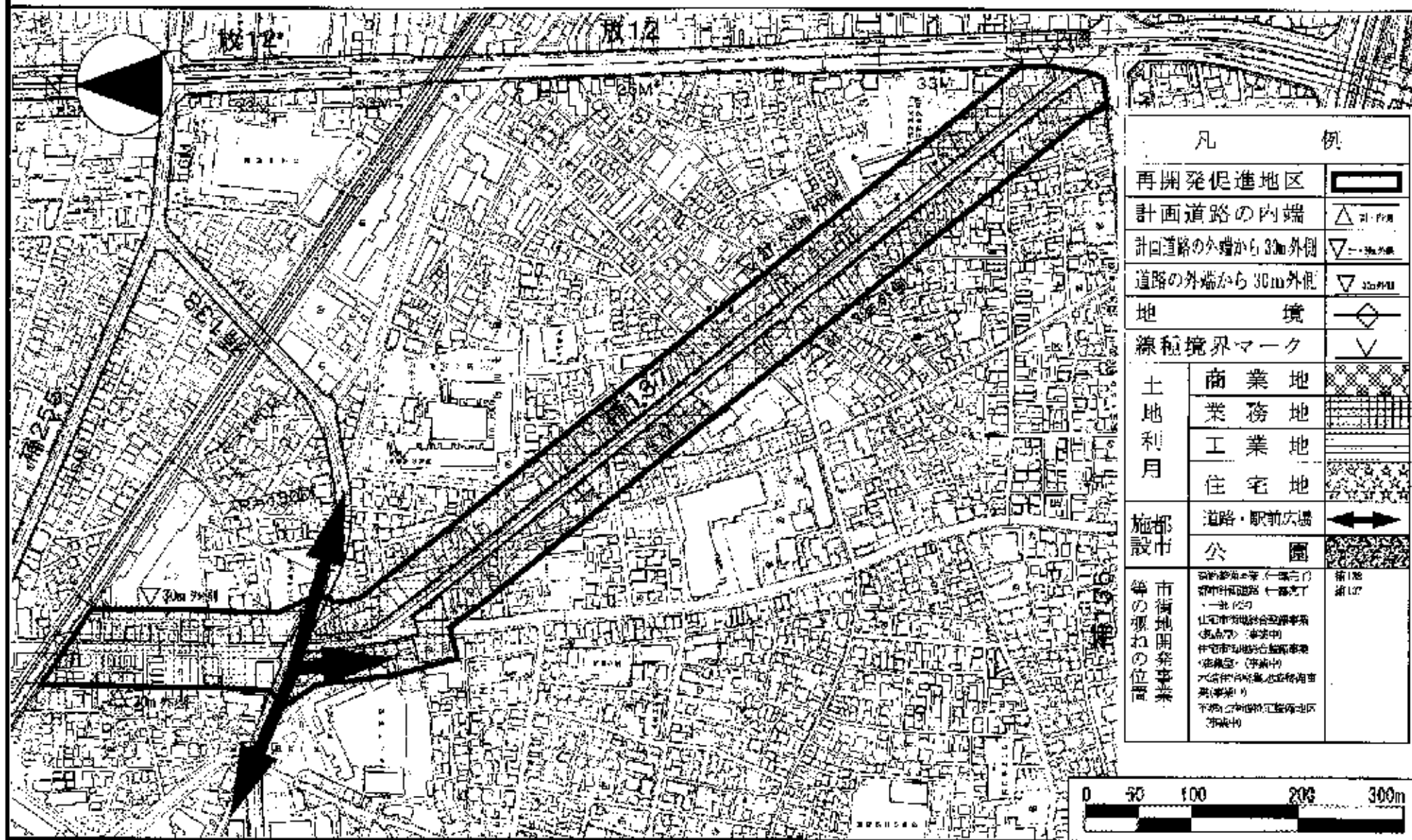
都市再開発方針の附図(総括図)その2



凡例	
一般市街地	高層ビル 地区全体
旧開港地区	
水辺地区	

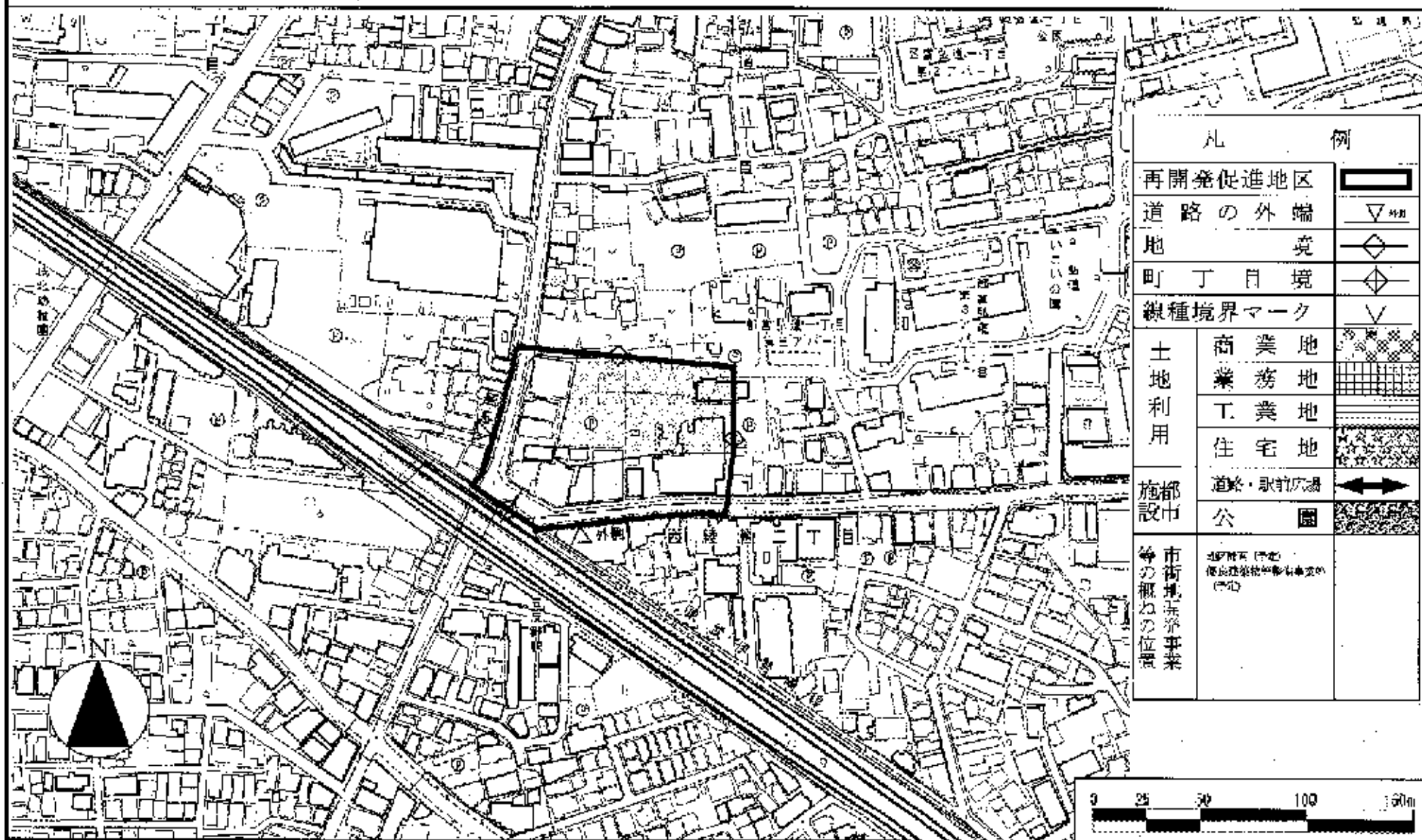
足立区

再開発促進地区 足. 3 旧日光街道（梅田）地区 約8.6ha



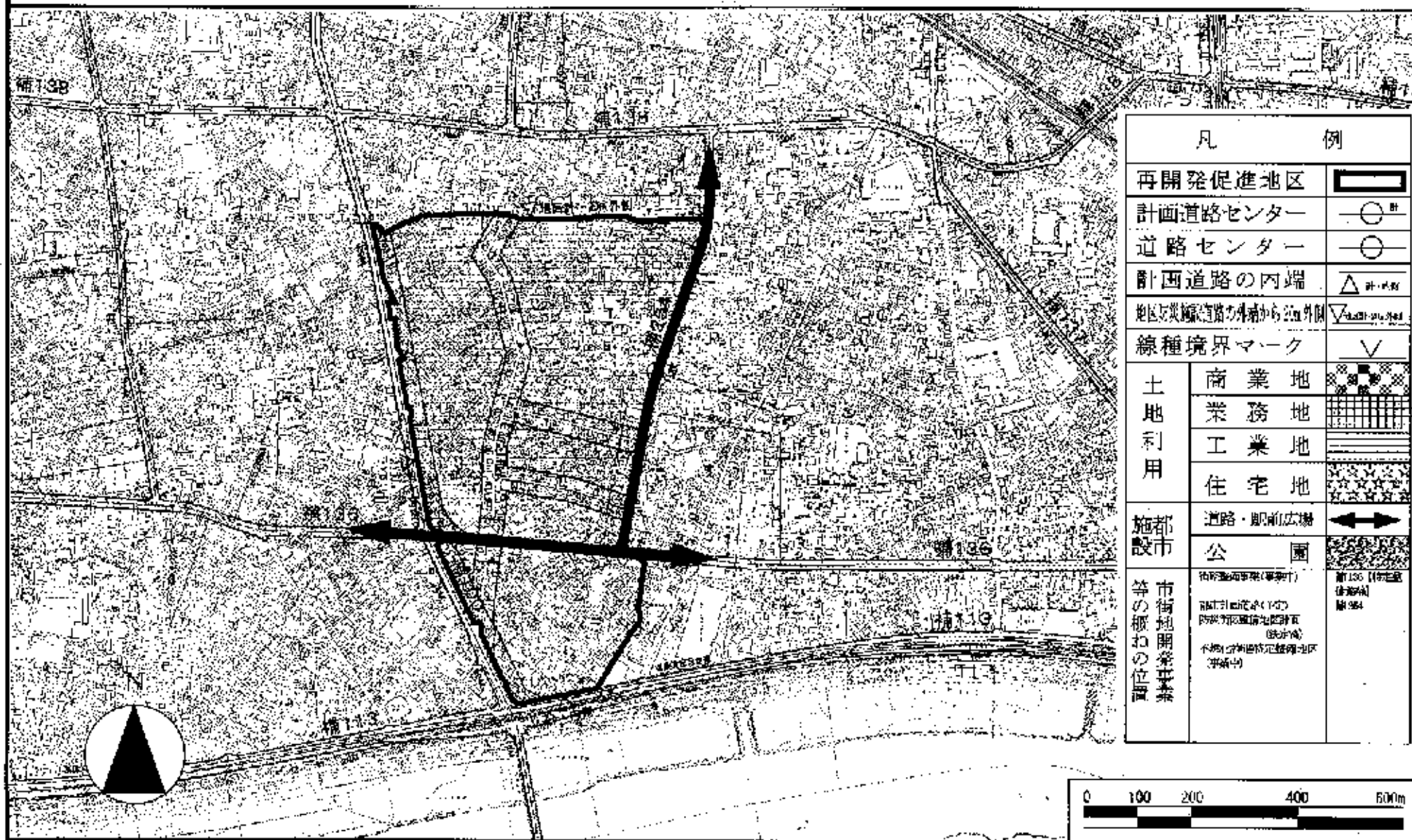
この地図は、国土院院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（31都市委発第196号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 （水防番号：31都市委発第11号、平成31年4月18日）

再開発促進地区 足. 6 五反野駅前地区 約0.8ha

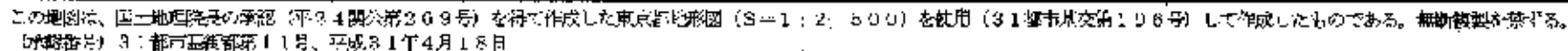


この地図は、国土地院院長の承認（平24第公第269号）を得て作成した東京市地形図（S 1:2,500）を使用（31都市基交第198号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(平24第公第269号) 31都市基交第198号、平成31年4月18日

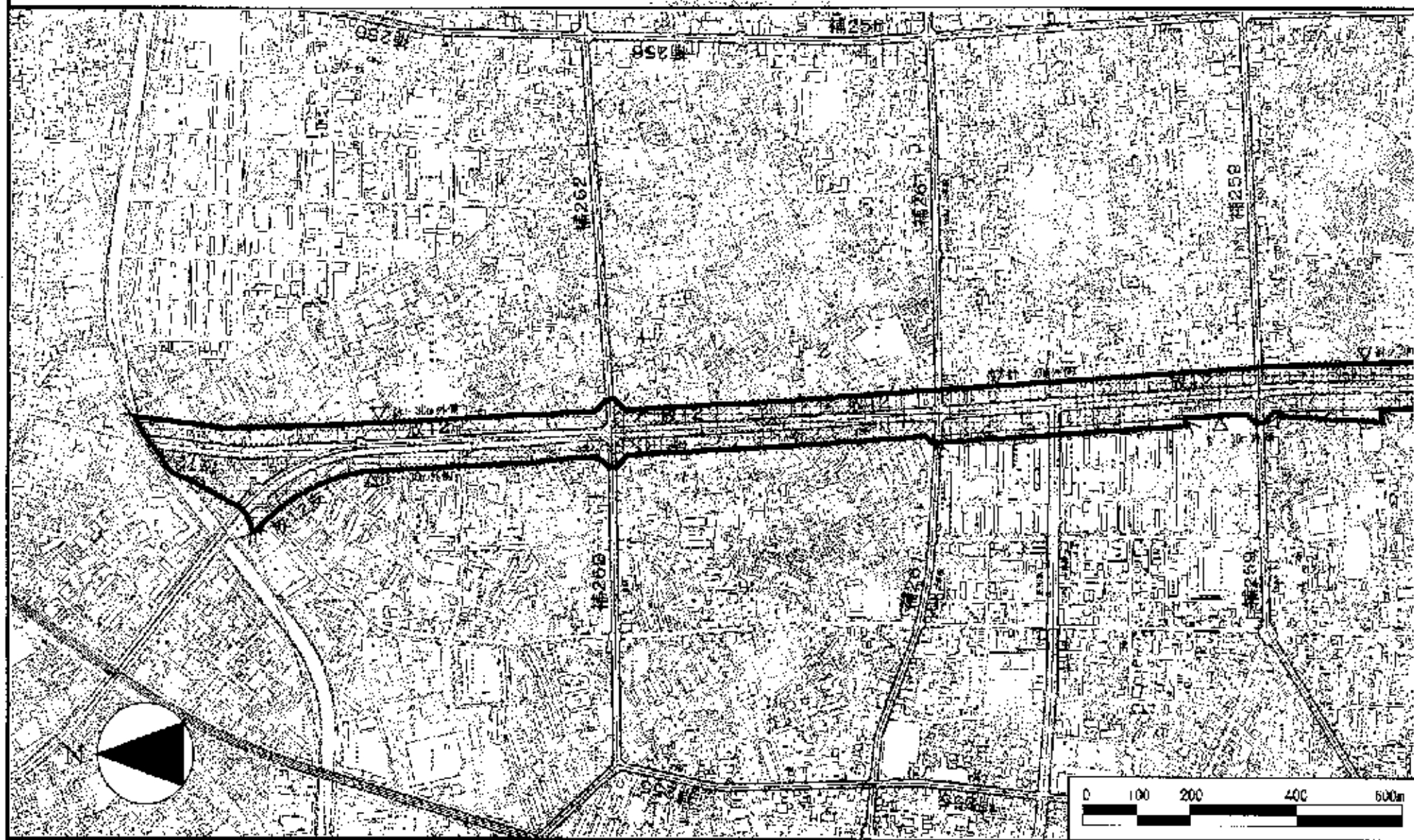
再開発促進地区 足. 9 関原地区 約37.9ha



この地図は、国土地理院長の承認(平24国公第259号)を得て作成した東京市地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 31都市基交第1号、平成31年4月18日

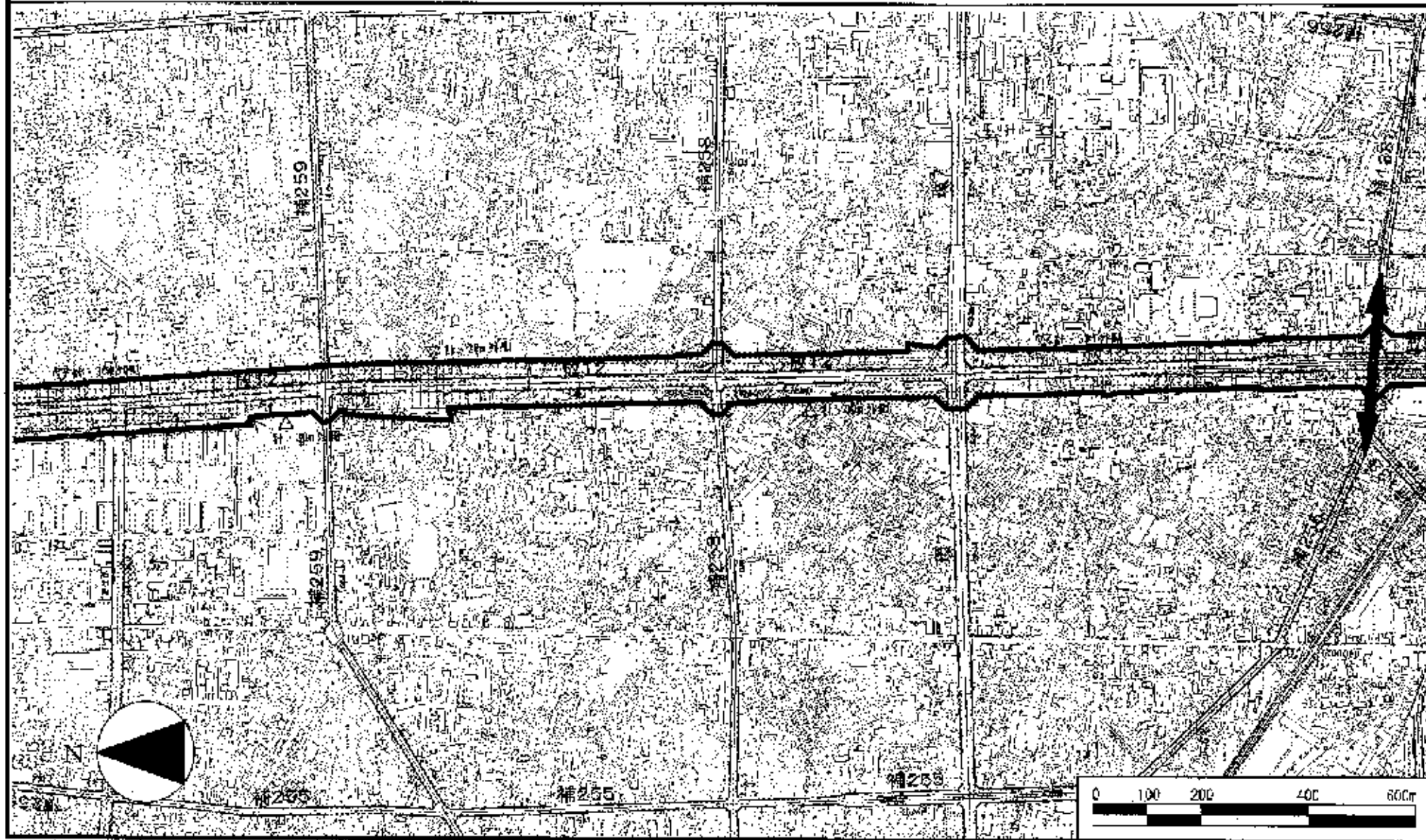


再開発促進地区 足. 22 国道4号線沿道地区 (その1) 約48.8ha



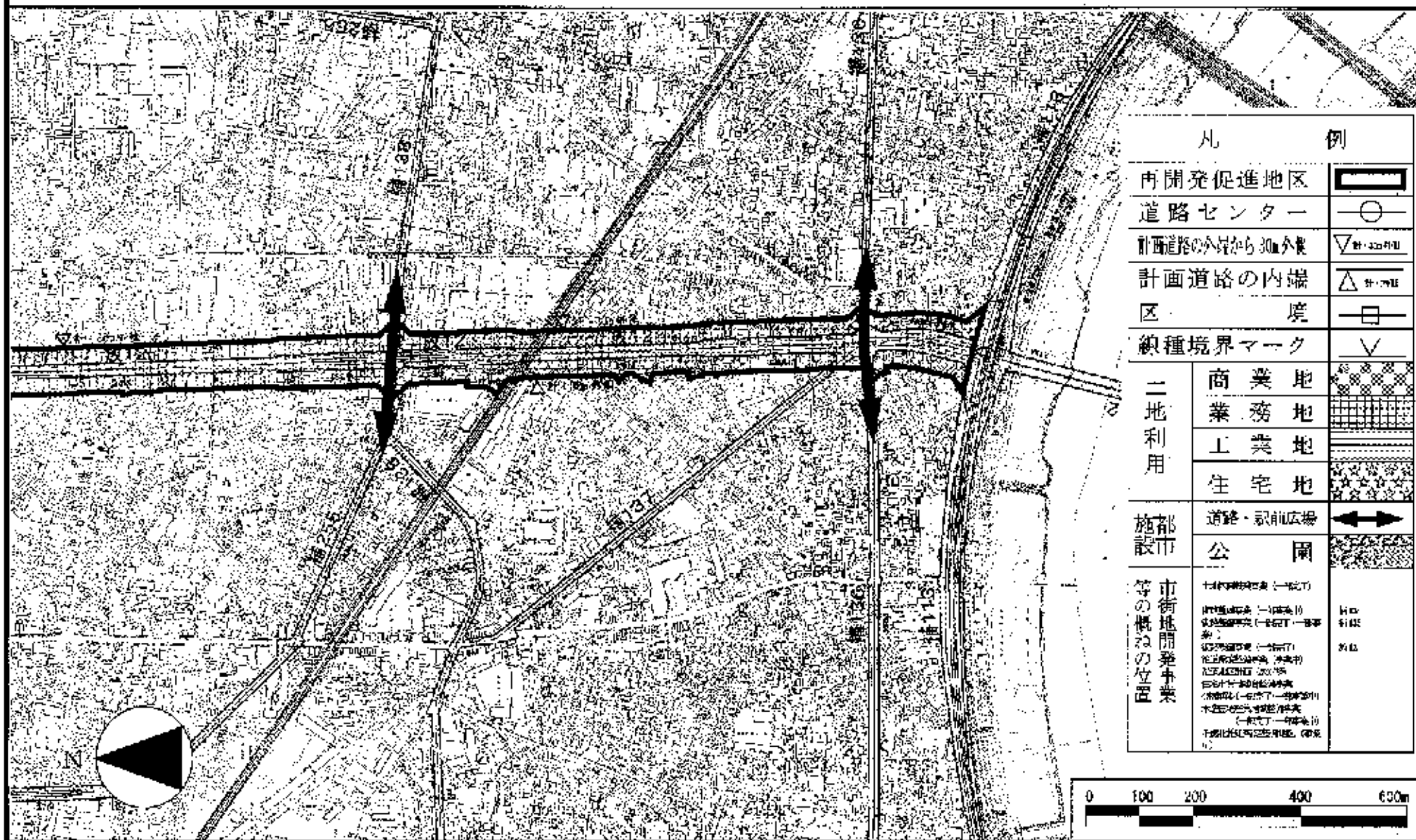
この地図は、国土院院長の承諾（平24地公第269号）を得て作成した東京市地形図（S-1:2, 500）を使用（31都市文第196号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承諾番号）81都川基海部第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 22 国道4号線沿道地区(その2) 約48.8ha



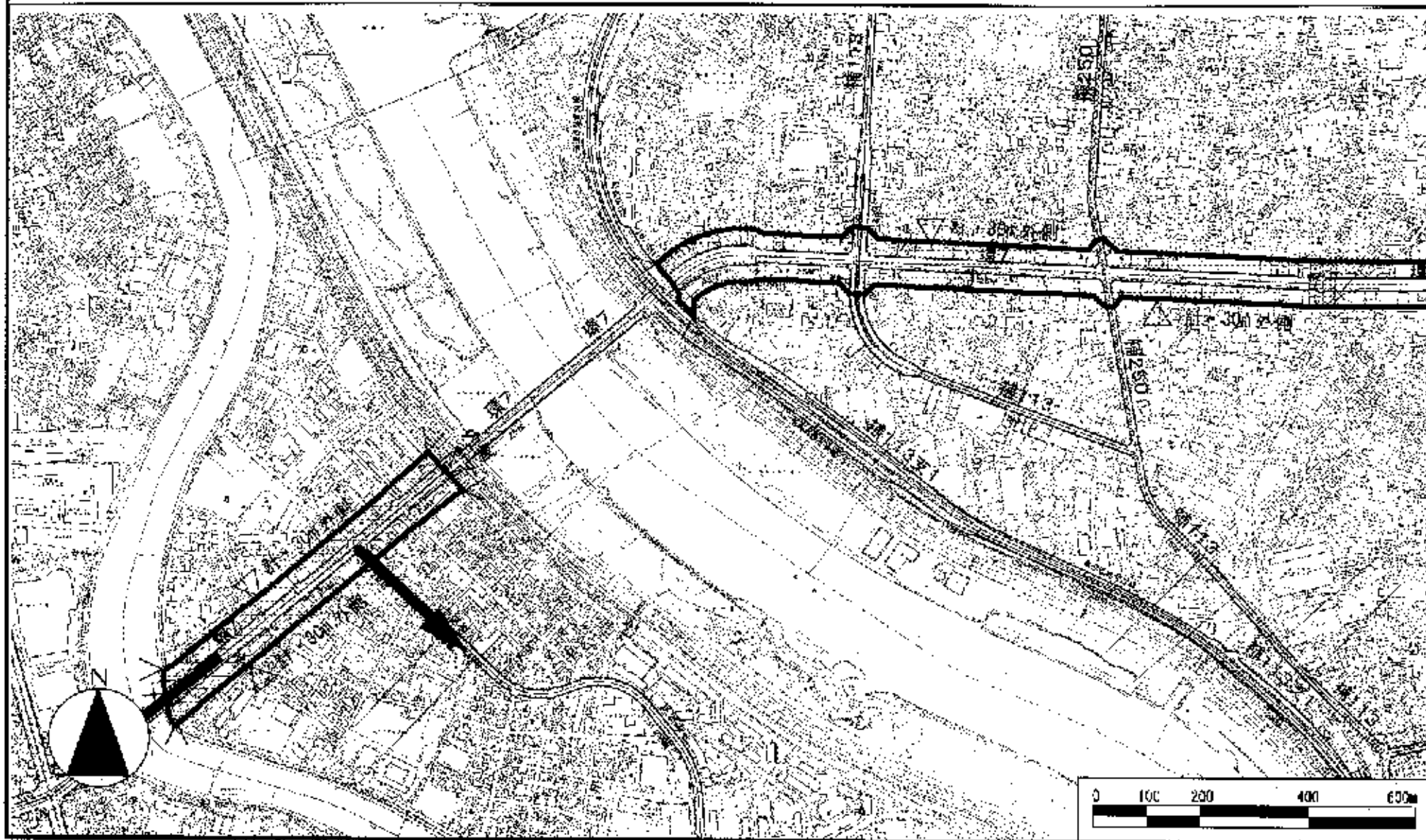
この地×は、国土庁建設局の承認(平24国土審269号)を受けて作成した東京市都市図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 31都市基前都第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 22 国道4号線沿道地区 (その3) 約48.8ha



この地図は、国土院地籍課長の承認（平24第269号）を得て作成した東京都地図（S・1・2、500）を使用（S・3第15号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 （承認番号）81第15号、平成31年4月15日

再開発促進地区 足. 23 環状7号線沿道地区(その1) 約96.0ha



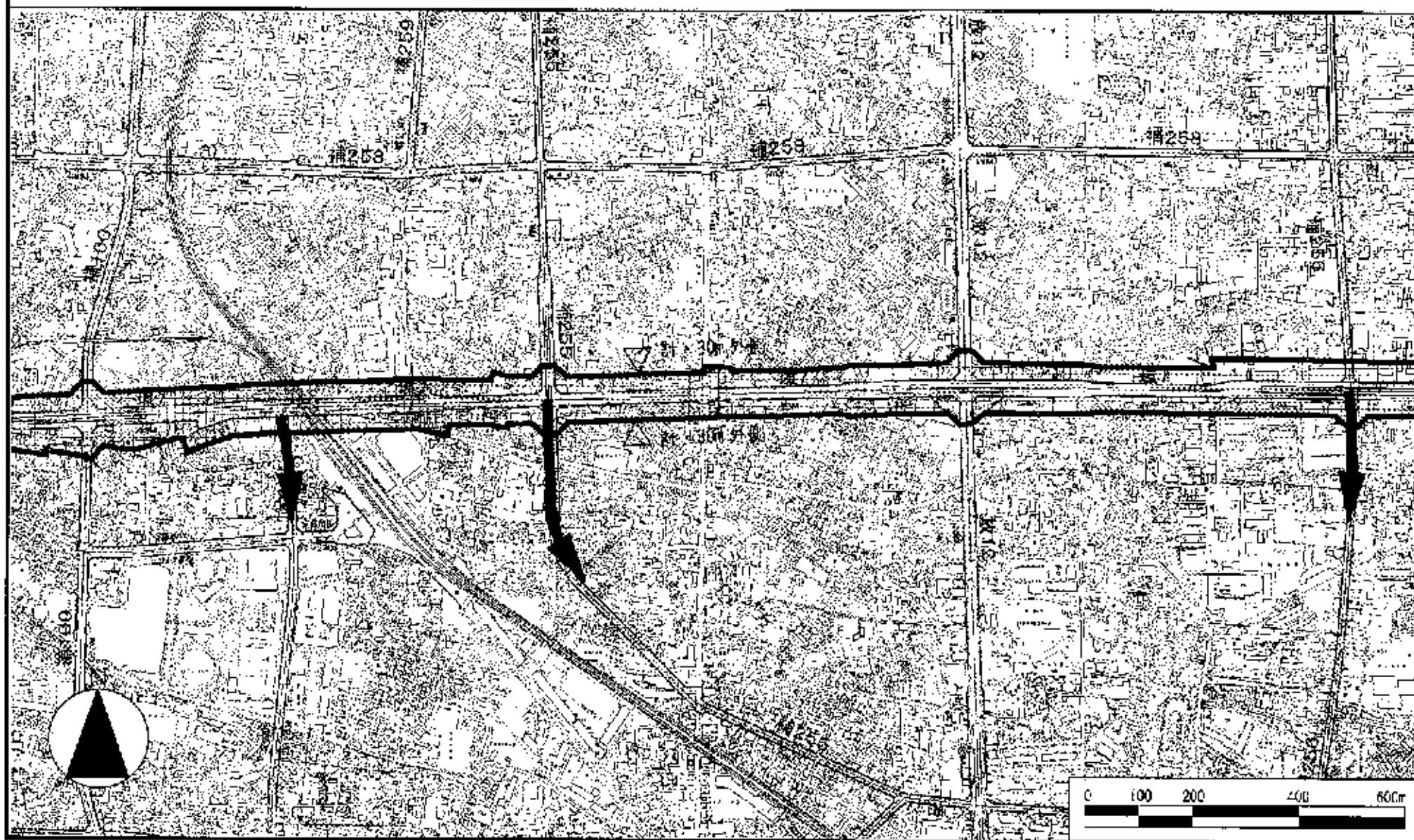
この地図は、国土庁の委託（平24第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（31都市基交第195号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (海図番号) 81-1 都市計画第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 23 環状7号線沿道地区 (その2) 約96.0ha



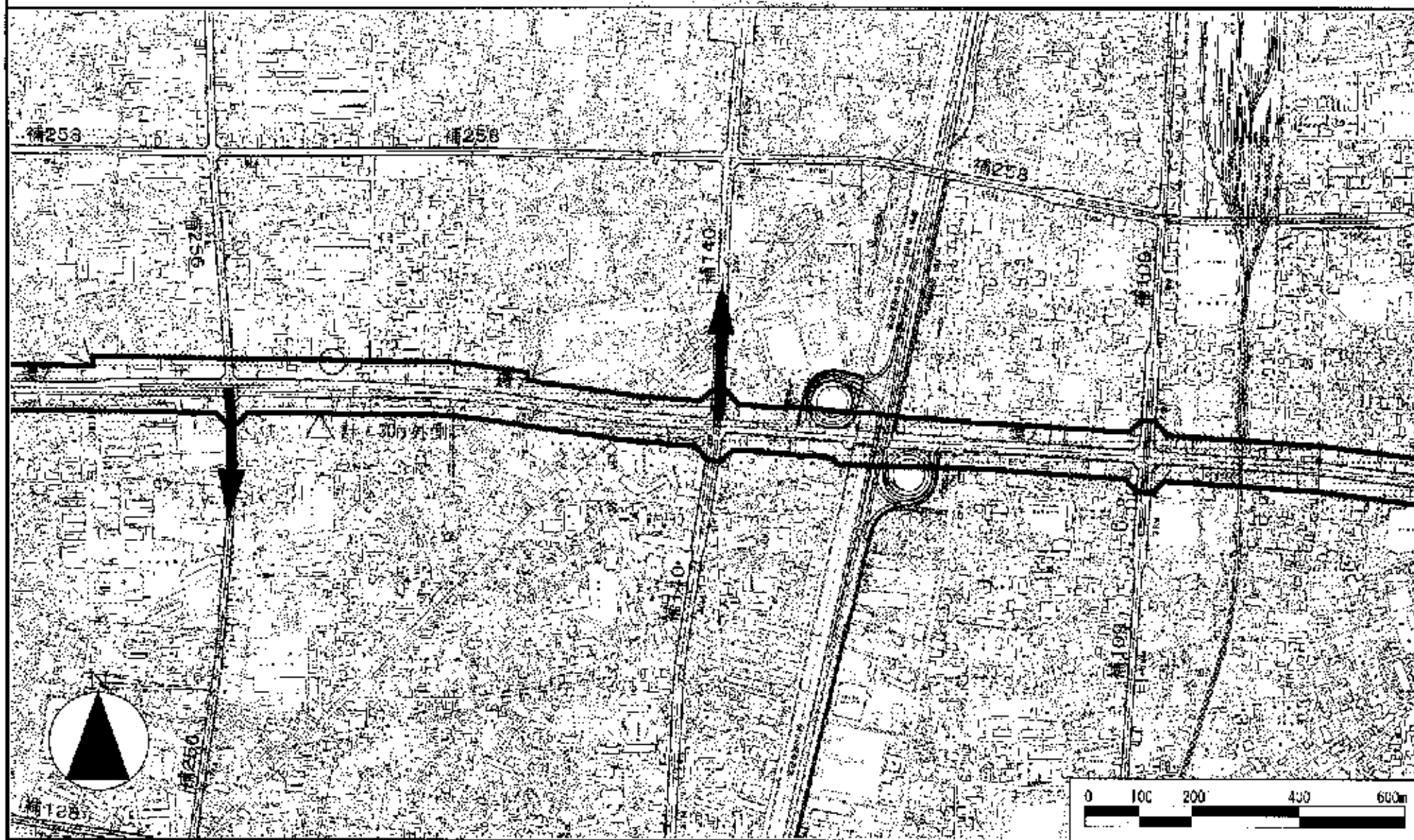
この地図は、国土庁長官の承認（平24度公第289号）を得て作成した東市街地図（S=1:2,500）を使用（31都市基第196号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）31第1基街部第11号、平成8年4月18日

再開発促進地区 足. 23 環状7号線沿道地区(その3) 約96.0ha



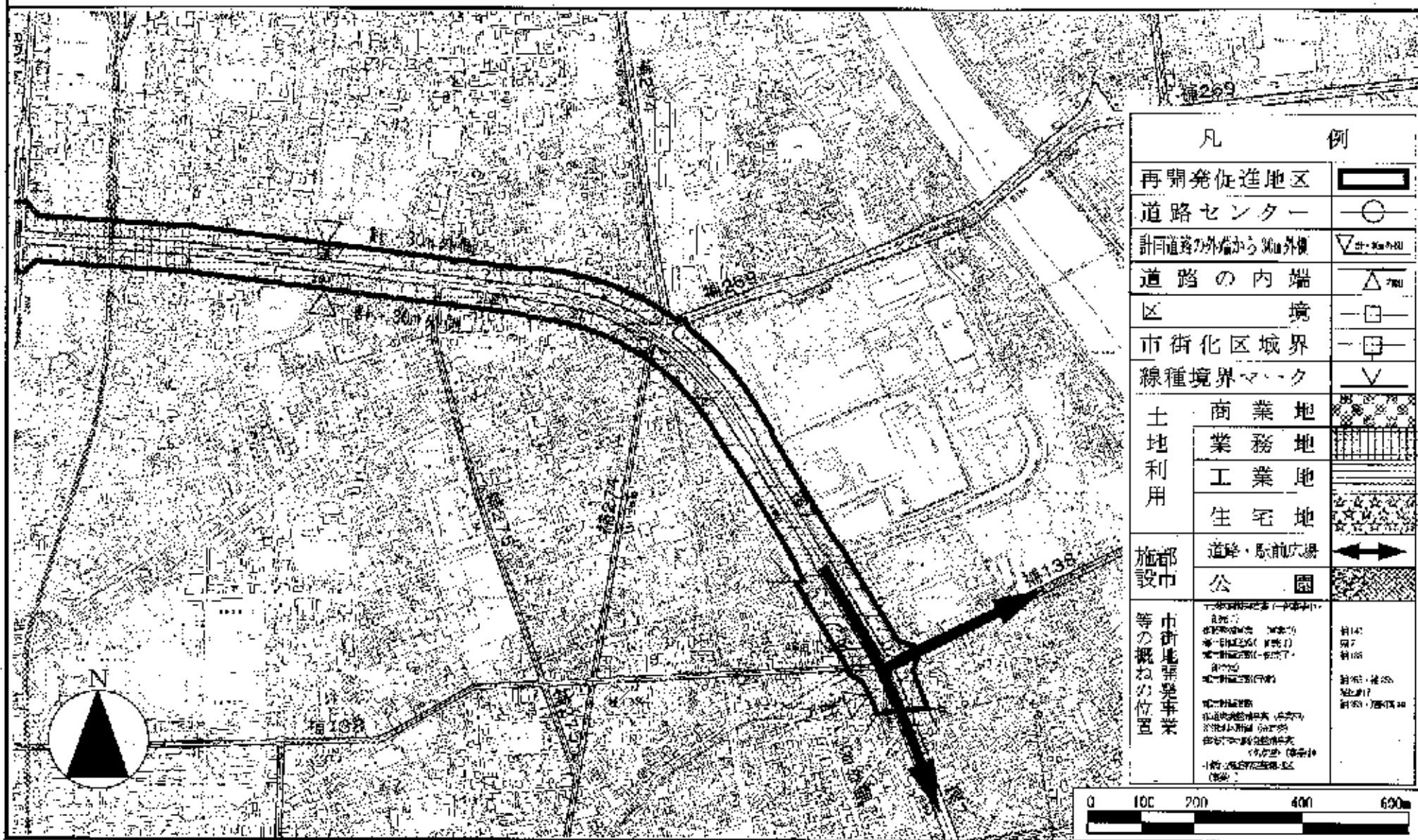
この地図は、国土利用計画の承認（平24第269号）を得て作成した東京都市地図（S=1:2,500）を使用（31都市基盤文第126号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（簿記番号）31都市基盤利第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 23 環状7号線沿道地区（その4） 約96.0ha



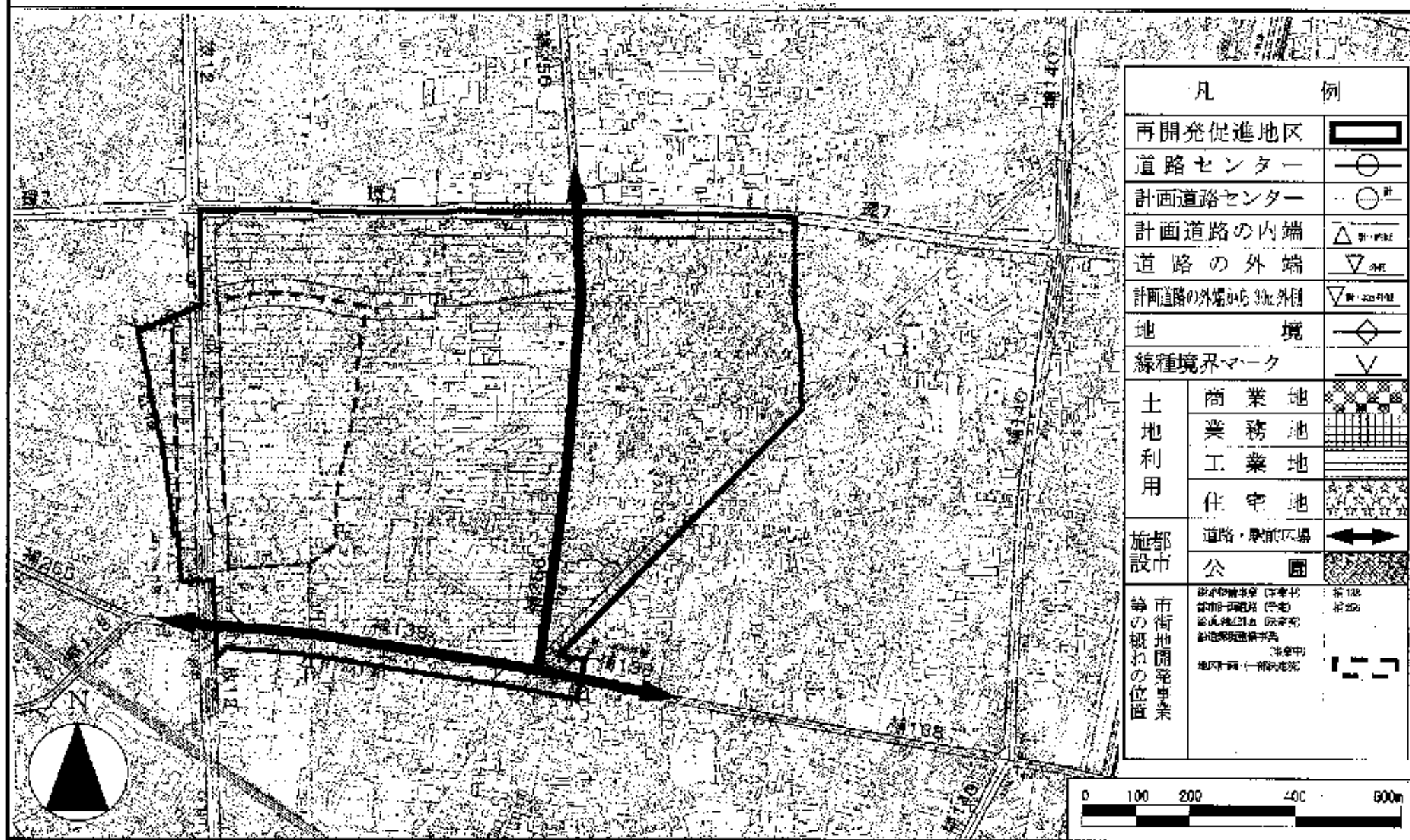
この地図は、国土交通省の承認（平24関公第289号）を得て作成した東京市地味図（S=1:2,500）を使用（31都市計第196号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）31都市計第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 23 環状7号線沿道地区 (その5) 約96.0ha



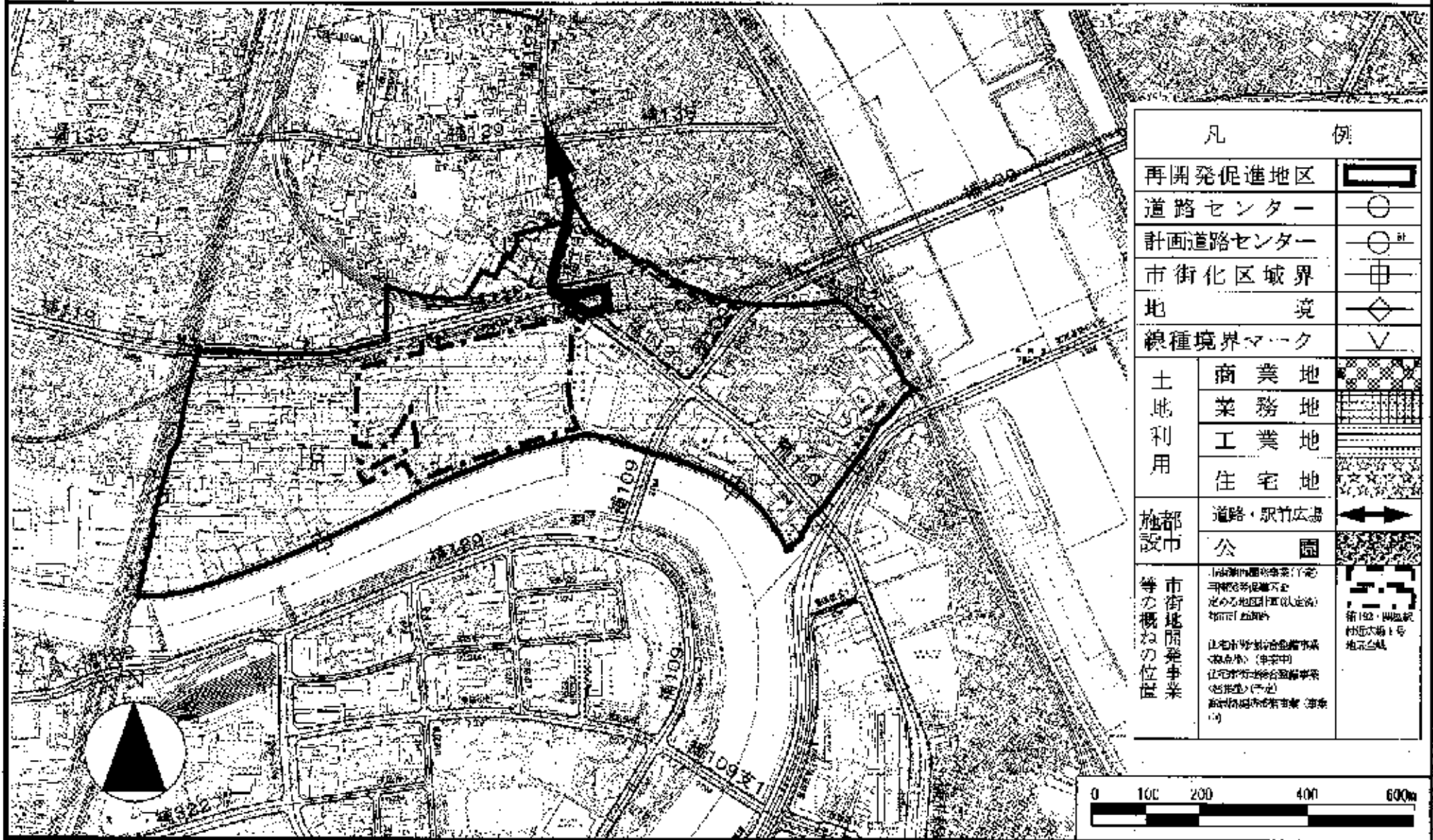
この地図は、国土庁長官の承認（平24国公第269号）を得て作成した東京市街地地図（S=1:2,500）を使用（01都市基盤第196号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（東京都）31都市基盤部第1号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 28 中央本町周辺地区 約88.8ha



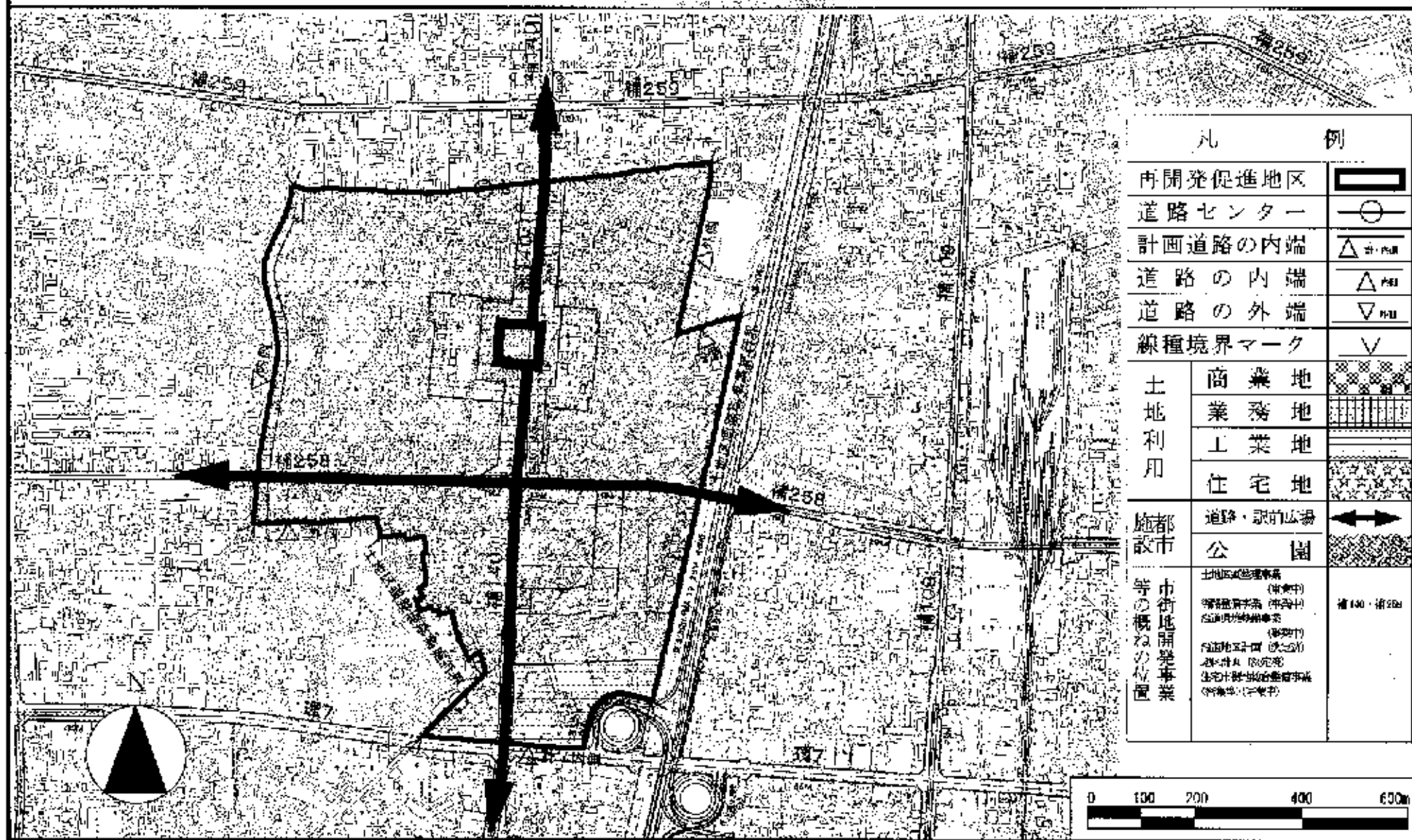
この地図は、国土地理院の承認（平24国土第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,600）を使用（31都市基交第196号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 （承認番号）31都市基交第1号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 30 千住大川端関屋地区 約50.2ha



この地図は、国土利用計画の作成(平成24年法律第369号)を得て作成した東京都地形図(S-1:2, 600)を使用(81都計基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 31都市計画部公11号、平成31年4月18日

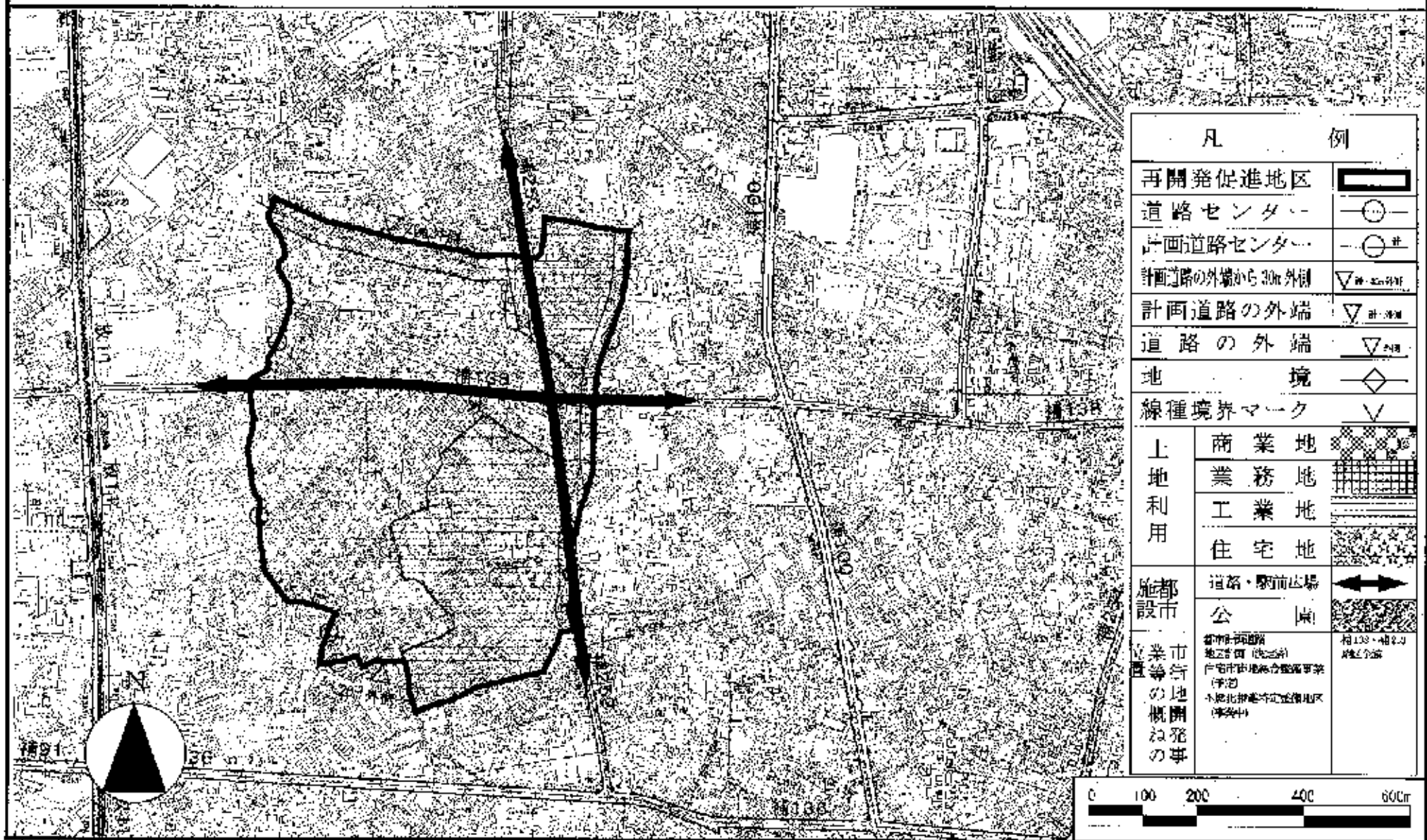
再開発促進地区 足. 32 六町地区 約69.0ha



凡 例	
再開発促進地区	
道路センター	
計画道路の内端	
道路の内端	
道路の外端	
線種境界マーク	
土地利用	商業地
	業務地
	工業地
	住宅地
施都市	道路・駅前広場
	公園
等 市街地開発事業 の概ねの位置	
土地収用事業 (申合中) 都市計画事業 (申合中) 都市計画事業 (申合中) 都市計画事業 (申合中) 都市計画事業 (申合中) 都市計画事業 (申合中) 都市計画事業 (申合中) 都市計画事業 (申合中)	

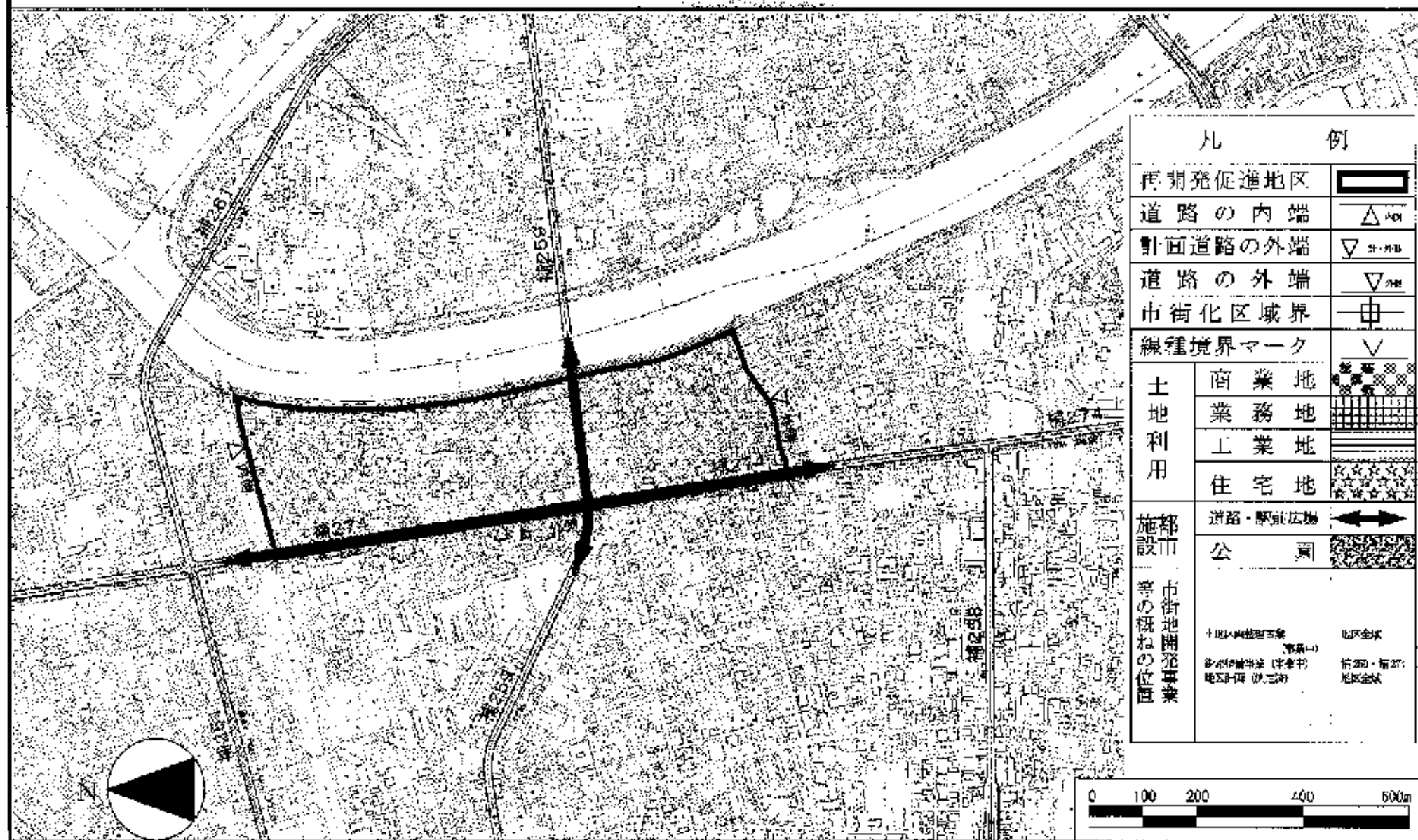
この地図は、国土院院長の承認(平24国土第269号)を得て作成した東京都地形図(S-1:2, 600)を使用(31都市交第198号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 31都市交第198号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 34 興野地区 約49.1ha

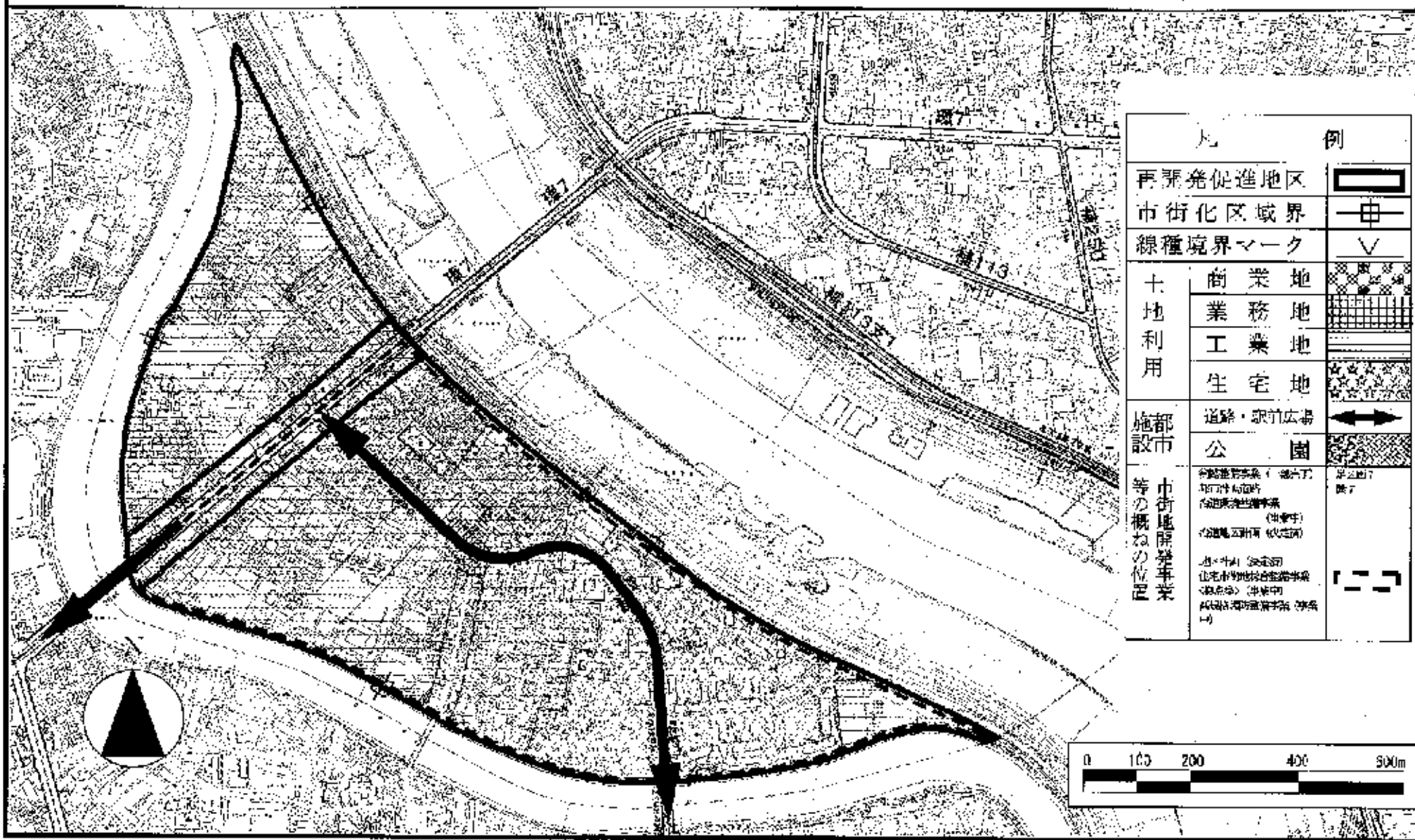


この地図は、国土地理院の承認 (平24開公第268号) を得て作成した東京都地図図 (S=1:2,500) を使用 (31都市基図第196号) して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (作成番号) 31都市基図第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 36 佐野・六木地区 約24.8ha

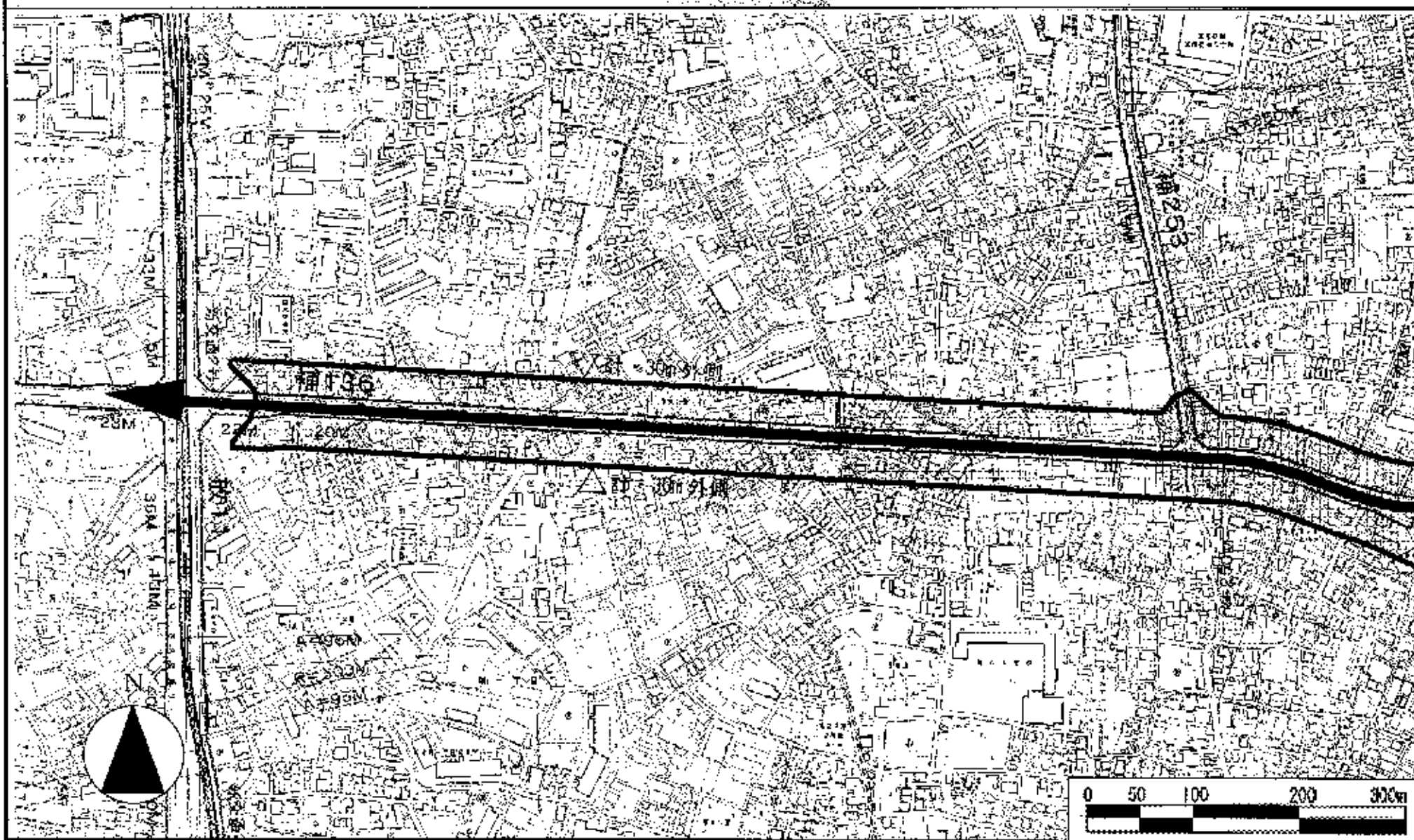


この地図は、国土整理法の承認（平24開公第259号）を得て作成した東京都市地図（S=1:2,500）を引用（31都市基交第198号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 （承認番号）31都市基交第11号、平成31年4月18日



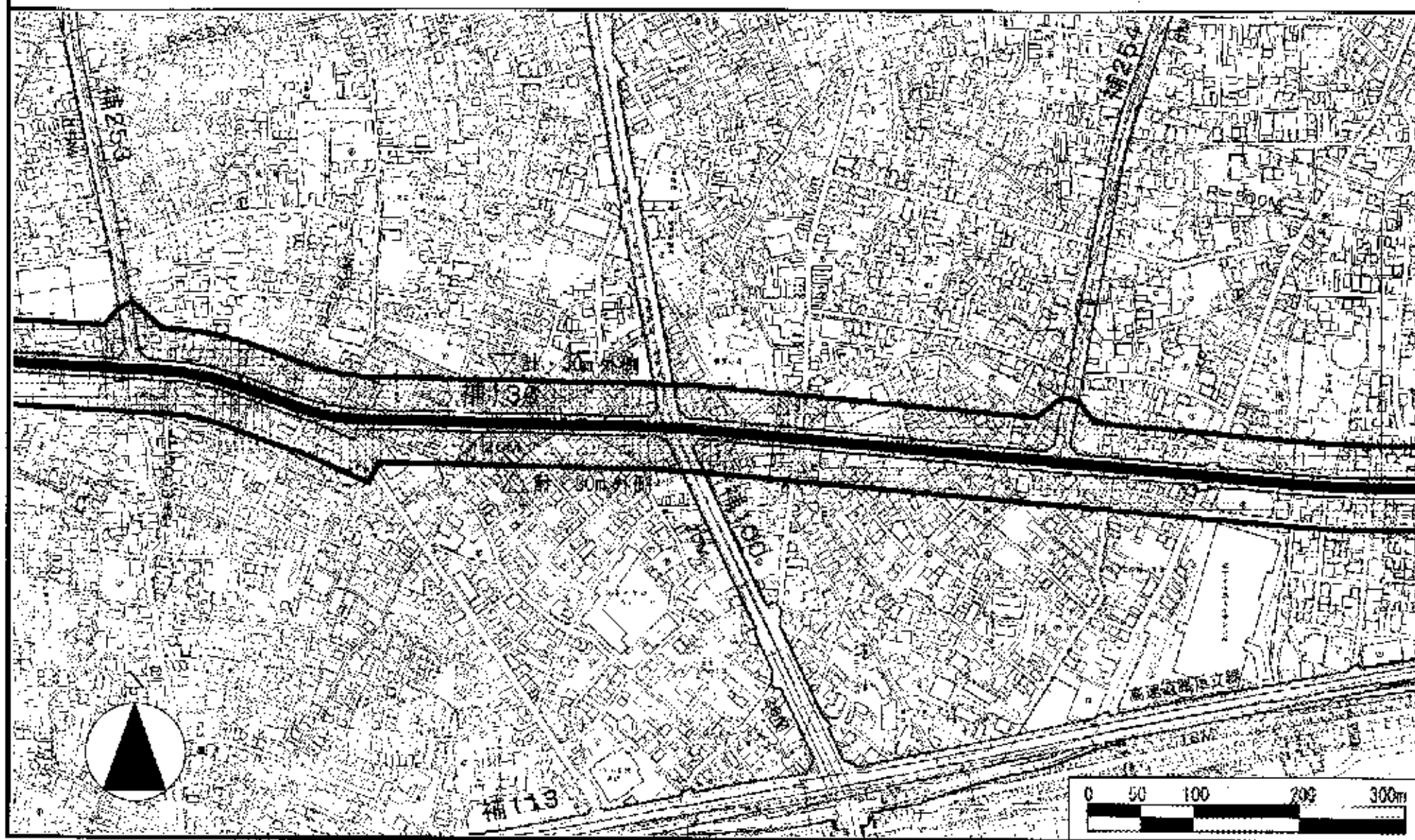
この地図は、国土庁国土地院長の承認（平24国公第238号）を得て作成した東京警備形図（8-1-2、500）を使用（31都市交第196号）して作成したものである。知照複製を禁ずる。
（承認番号）31都土基計第1号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 41 補助136号線沿道地区（その1） 約30.0ha



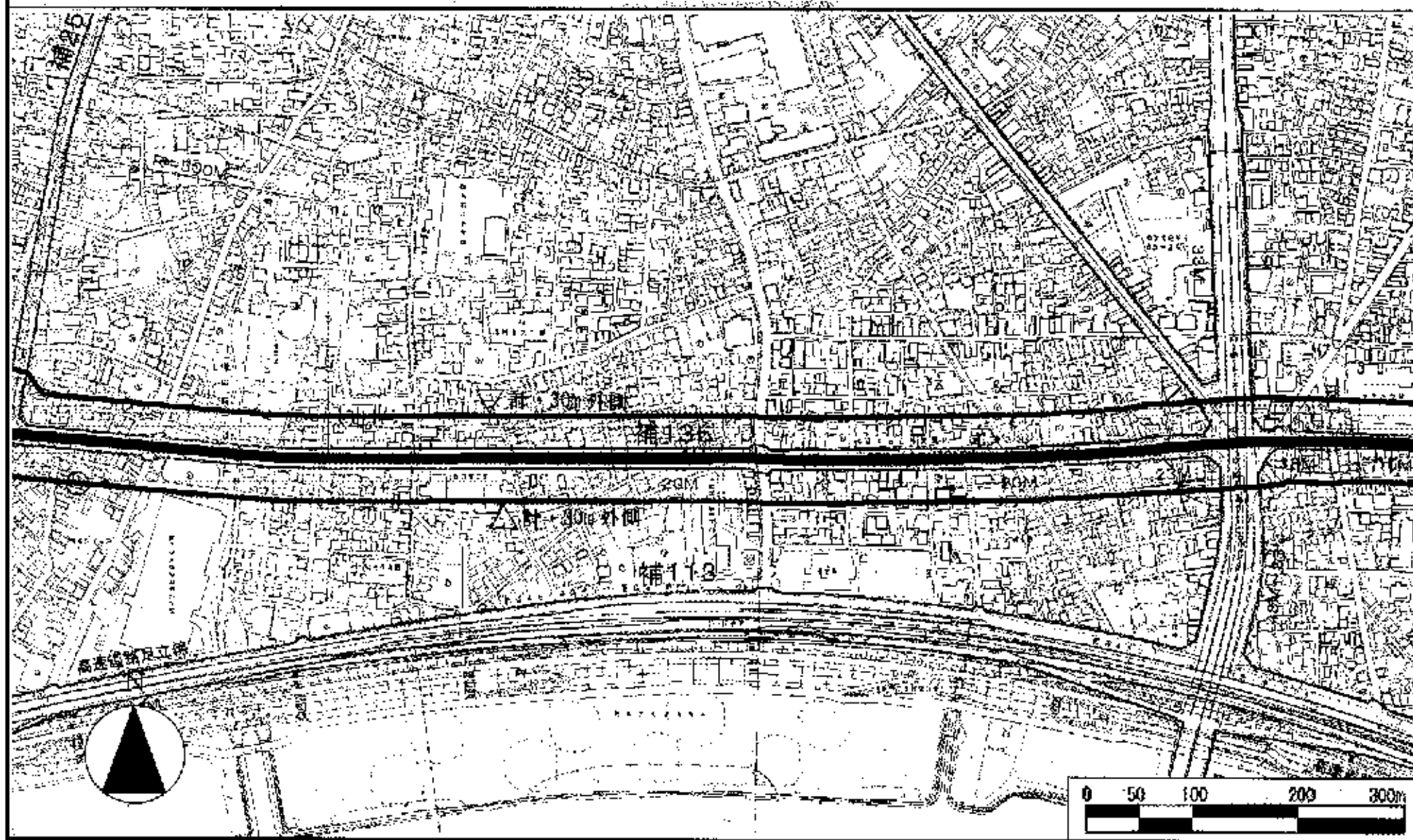
この地図は、国土地理院長の承認（平24国土第269号）を得て作成した東京市地形図（S=1:2,500）を使用（31都市基交第196号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）31都市基交第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 41 補助136号線沿道地区(その2) 約30.0ha



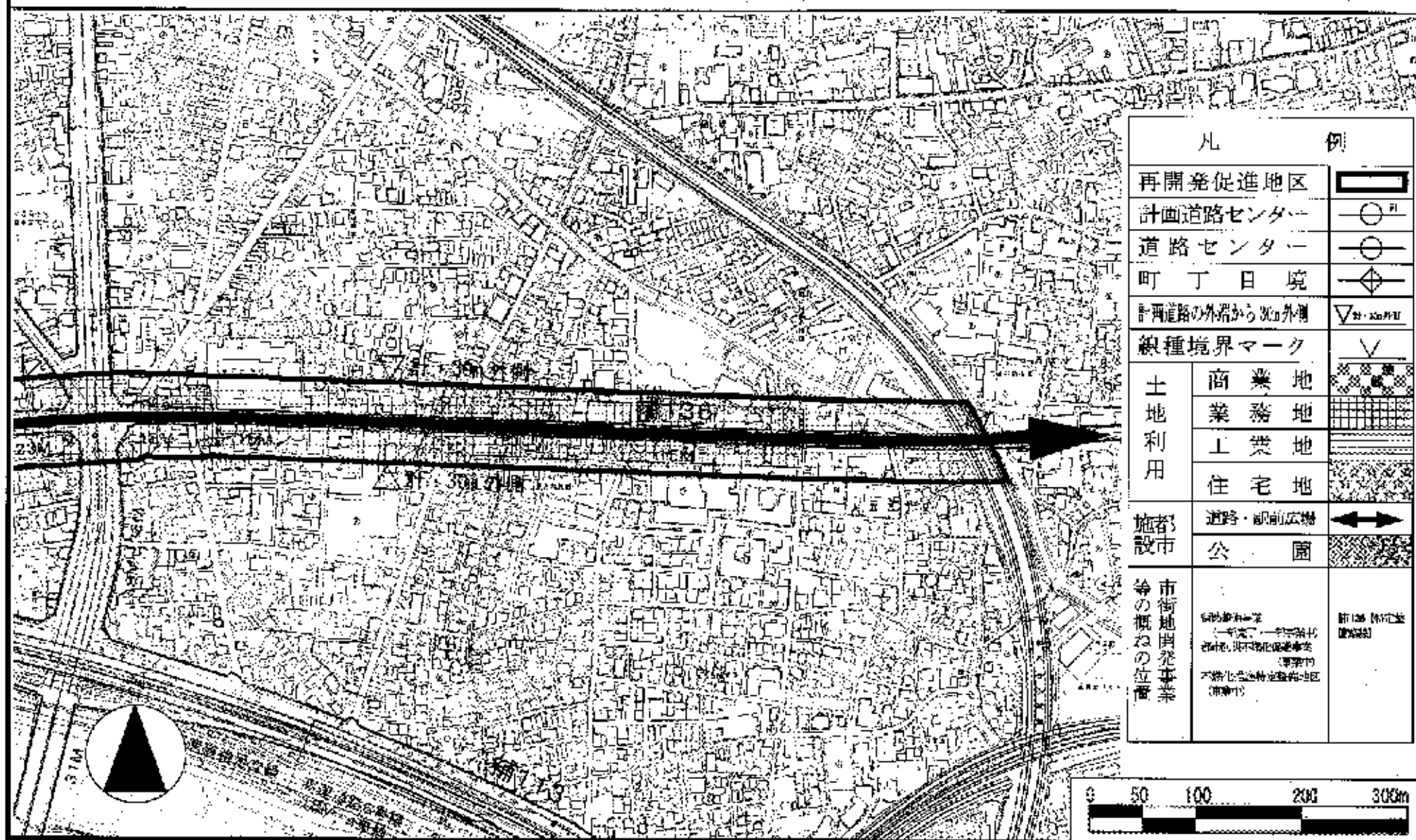
この図は、国土交通省の承認（平24開公第289号）を得て作成した東京市地形図（S=1:2,500）を使用（31都市監第196号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（※改訂）31都市基幹部第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 41 補助136号線沿道地区 (その3) 約30.0ha



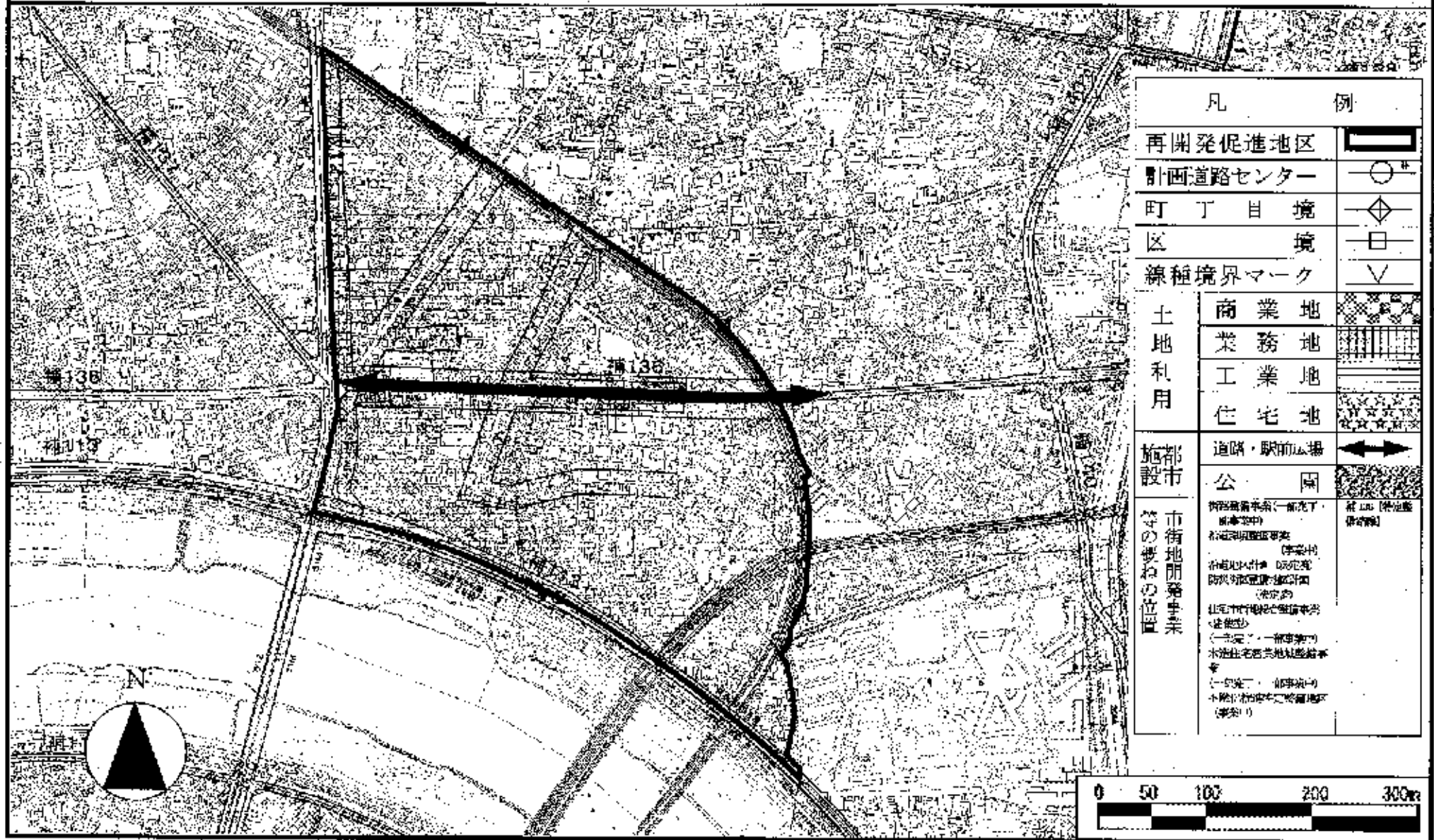
この地図は、国土地院長の承認（平24国公第289号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（31都市基父第196号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）31都市基測第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 41 補助136号線沿道地区(その4) 約30.0ha



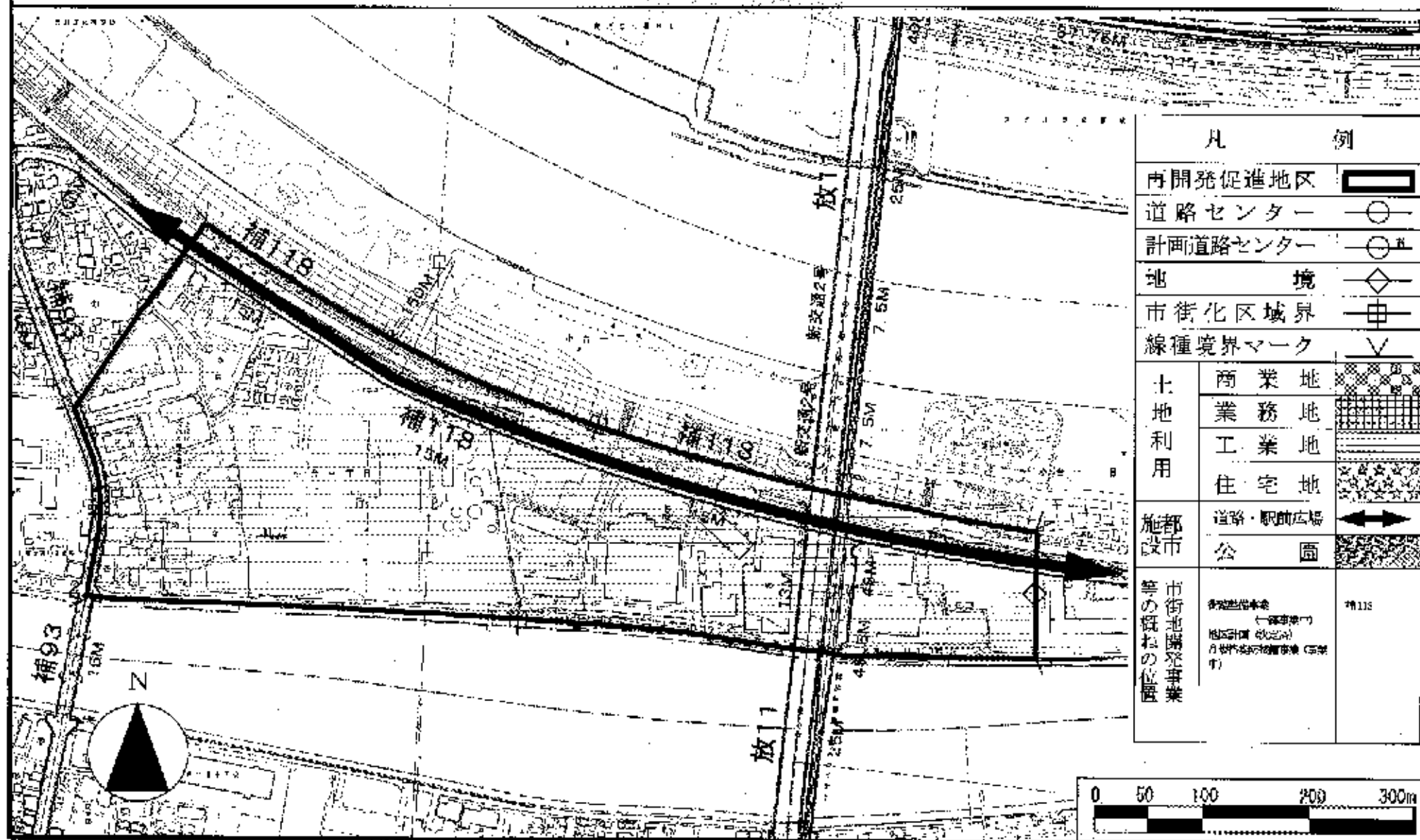
この地図は、国土庁の承認(平24国土第289号)を得て作成した東京製地形図(3:1:2,500)を使用(81計基文第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 81国土基第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 44 足立一・二・三・四丁目地区 約65.9ha



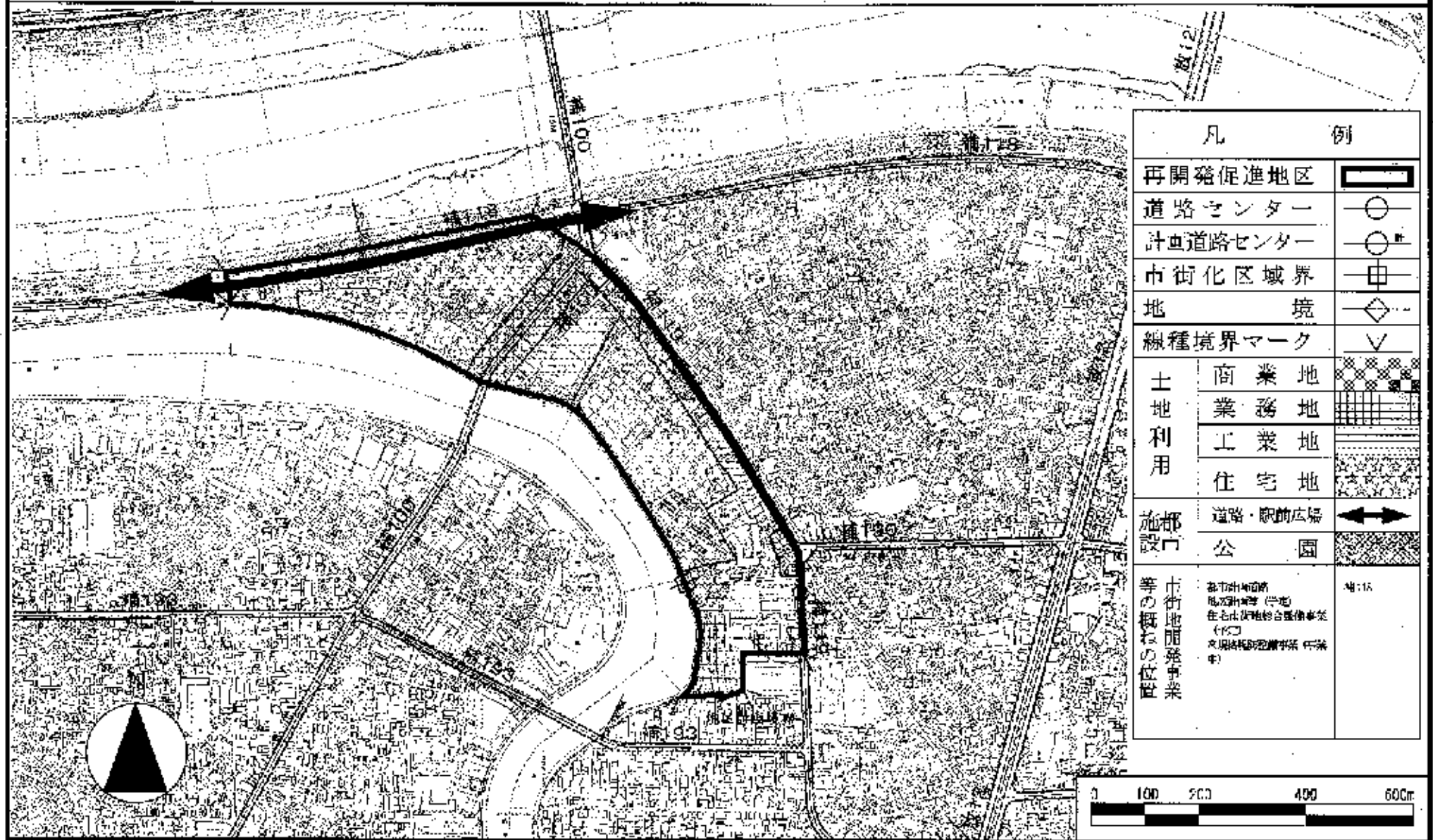
この図は、国土利用計画の承認（第24回第269号）をもとに作成した東京都市計画図（S=1:2,500）を使用（31都市計第196号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）31都市基幹第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 46 小台一丁目地区 約18.9ha



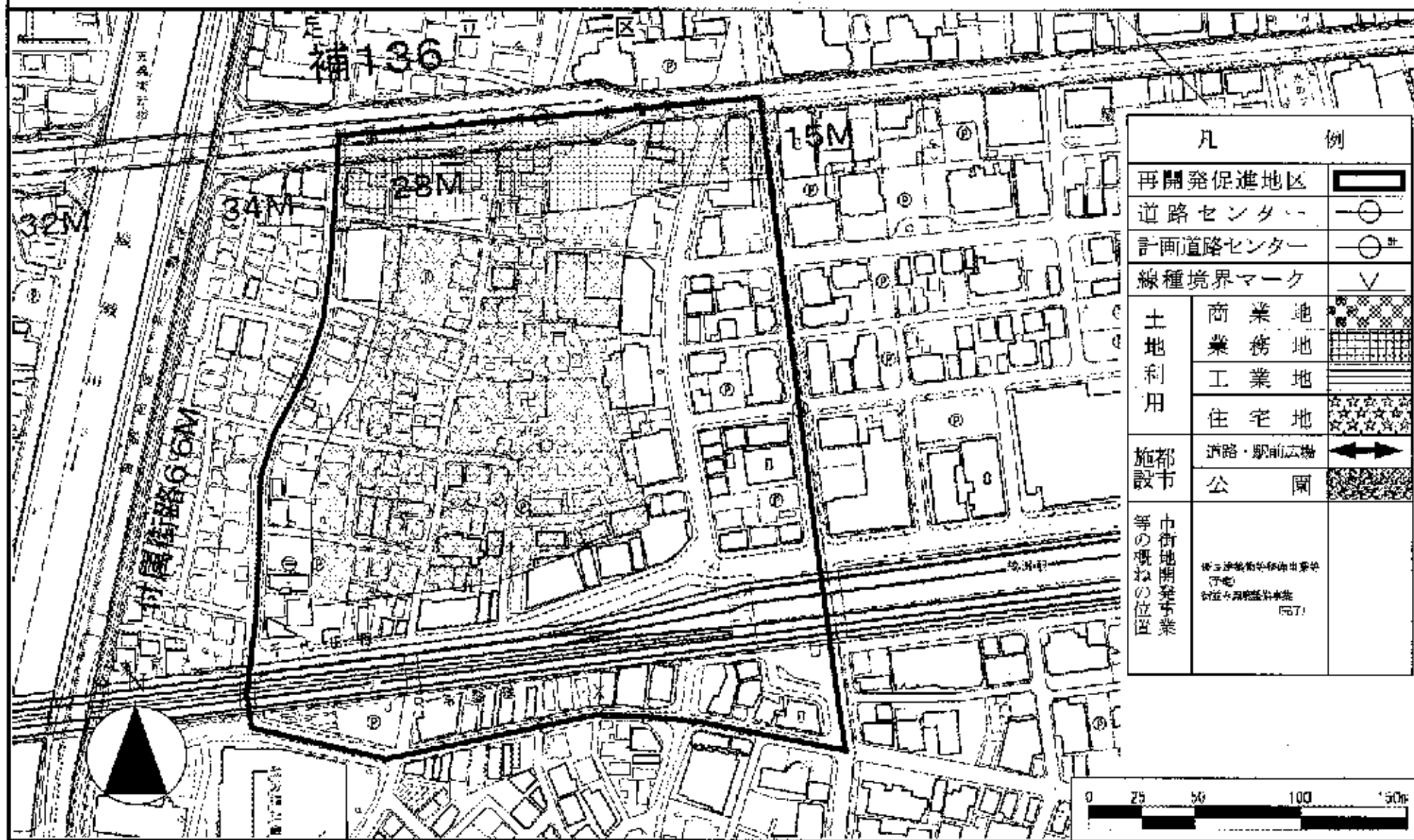
この地図は、国土院院長の承認(平24国公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ず。
 (承認番号) 31都市基交第111号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 45 千住桜木地区 約28.4ha



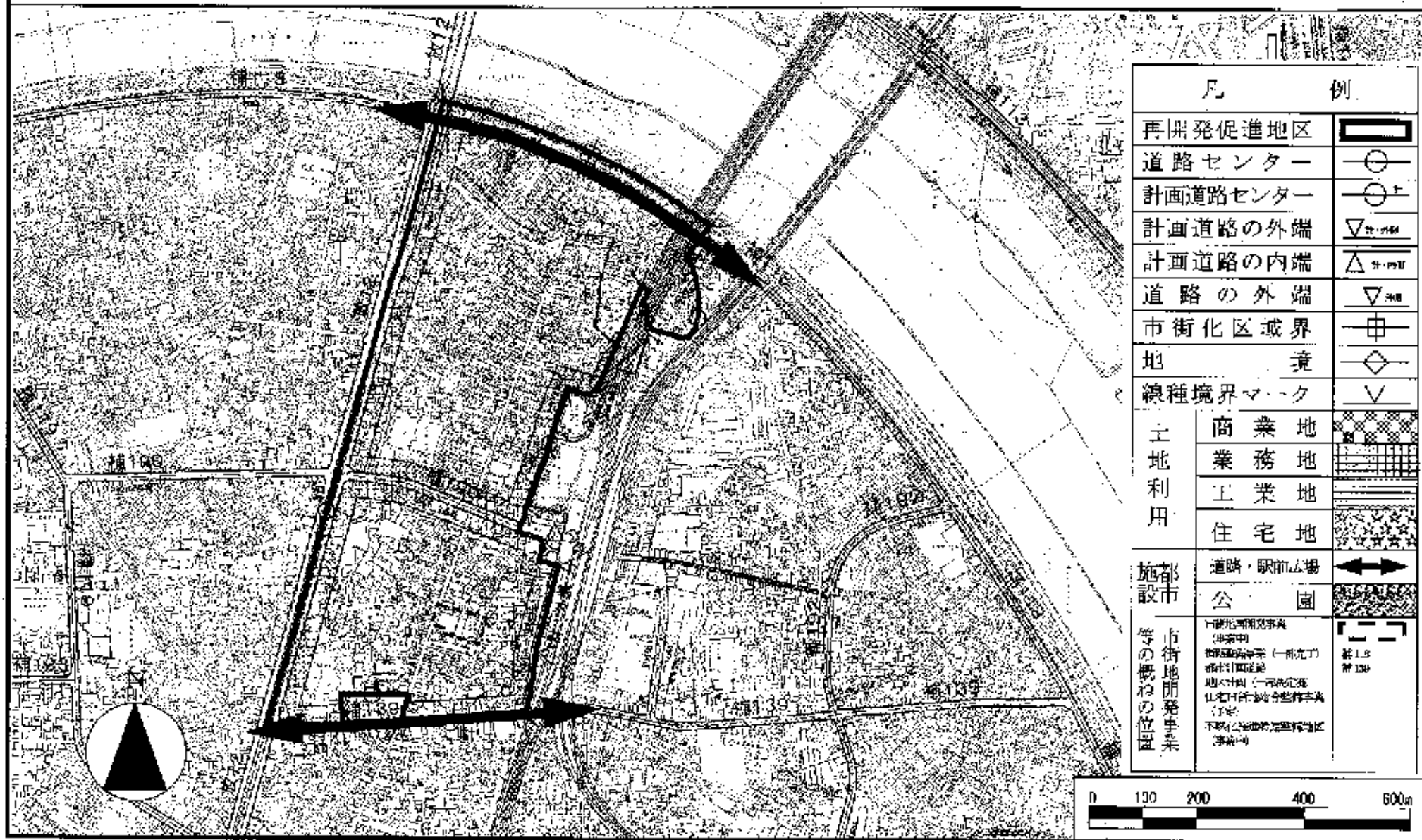
この地図は、国土利用計画の承認（平24国計第289号）を得て作成した東京都市計画（S=1:2,500）の地図（31都市基盤第198号）として作成したものである。無断複製を禁ずる。
 （承認番号）S1計画、基街部第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 48 綾瀬駅西口地区 約6.8ha



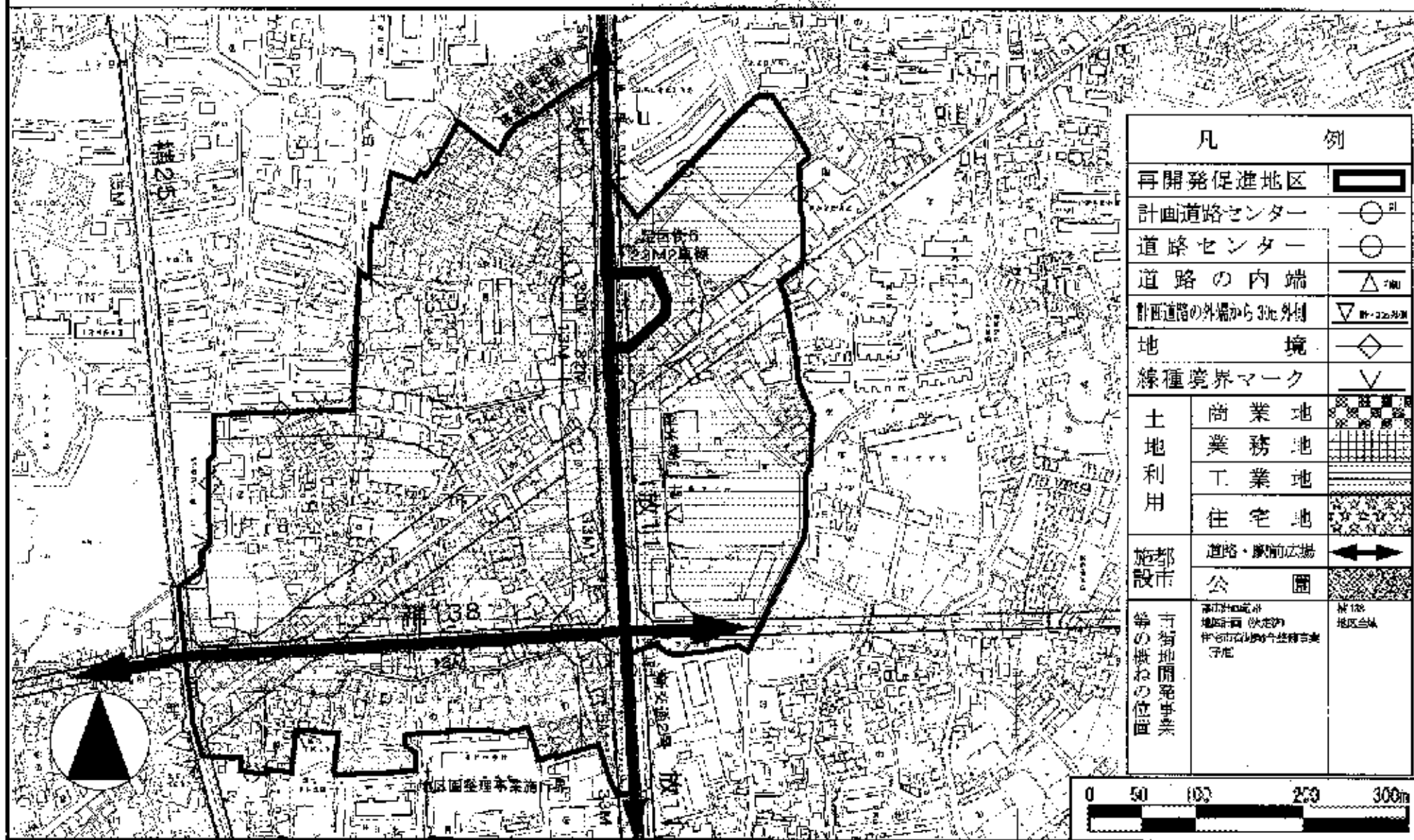
この図は、国土利用計画の承認（平24国計第269号）を得て作成した東京市街地計画（S=1:2, 500）を基に（31都市基交第196号）として作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）31都市基交第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 50 北千住駅西口周辺地区 約49.6ha



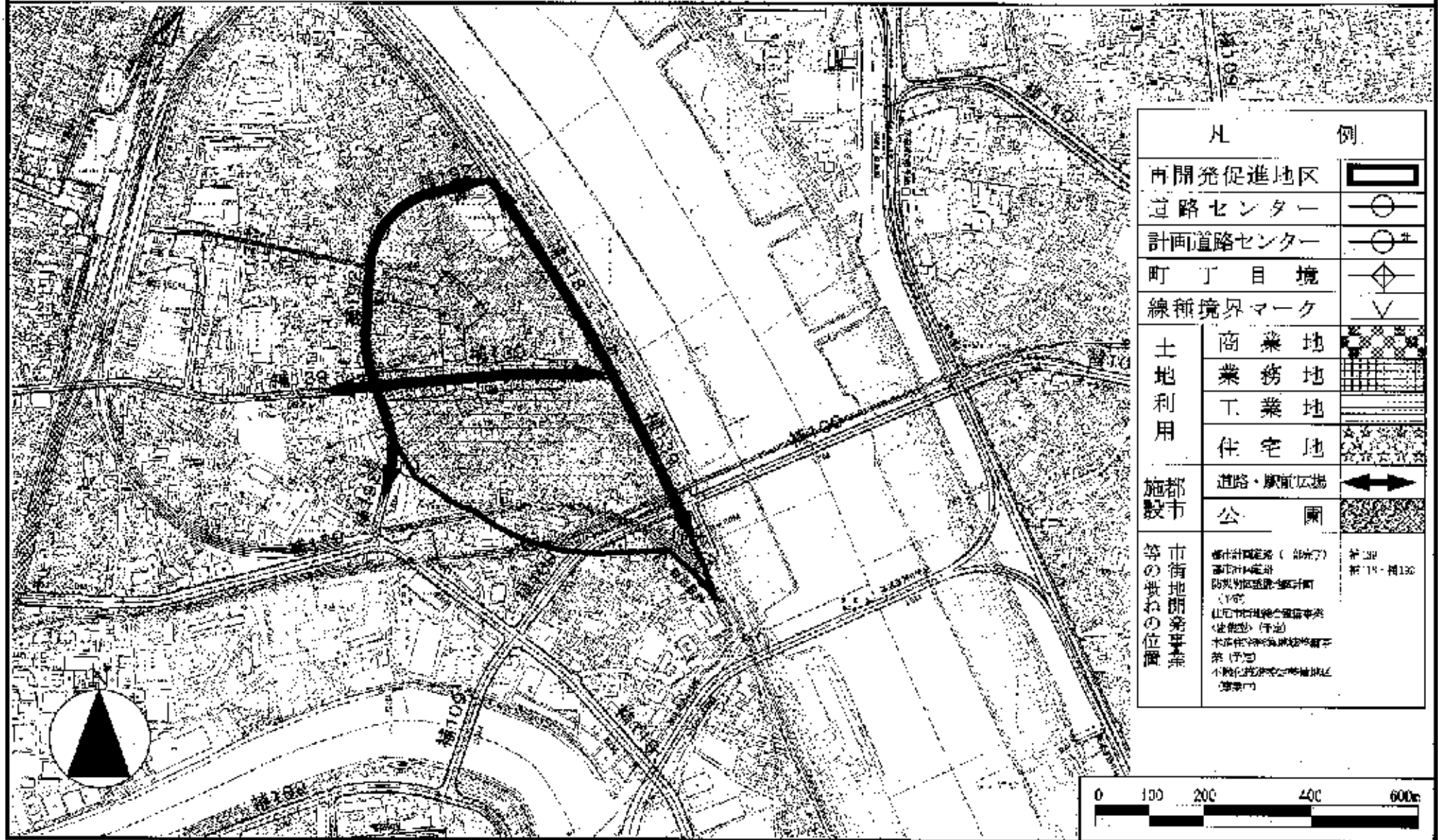
この地図は、国土院院長の承認(平24国土第289号)を得て作成した東京市地形図(S=1:2,500)を使用(31都(基交第196号))して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(大基第号)31都市基交第11号、平成81年4月18日

再開発促進地区 足. 55 江北駅周辺地区 約26.7ha



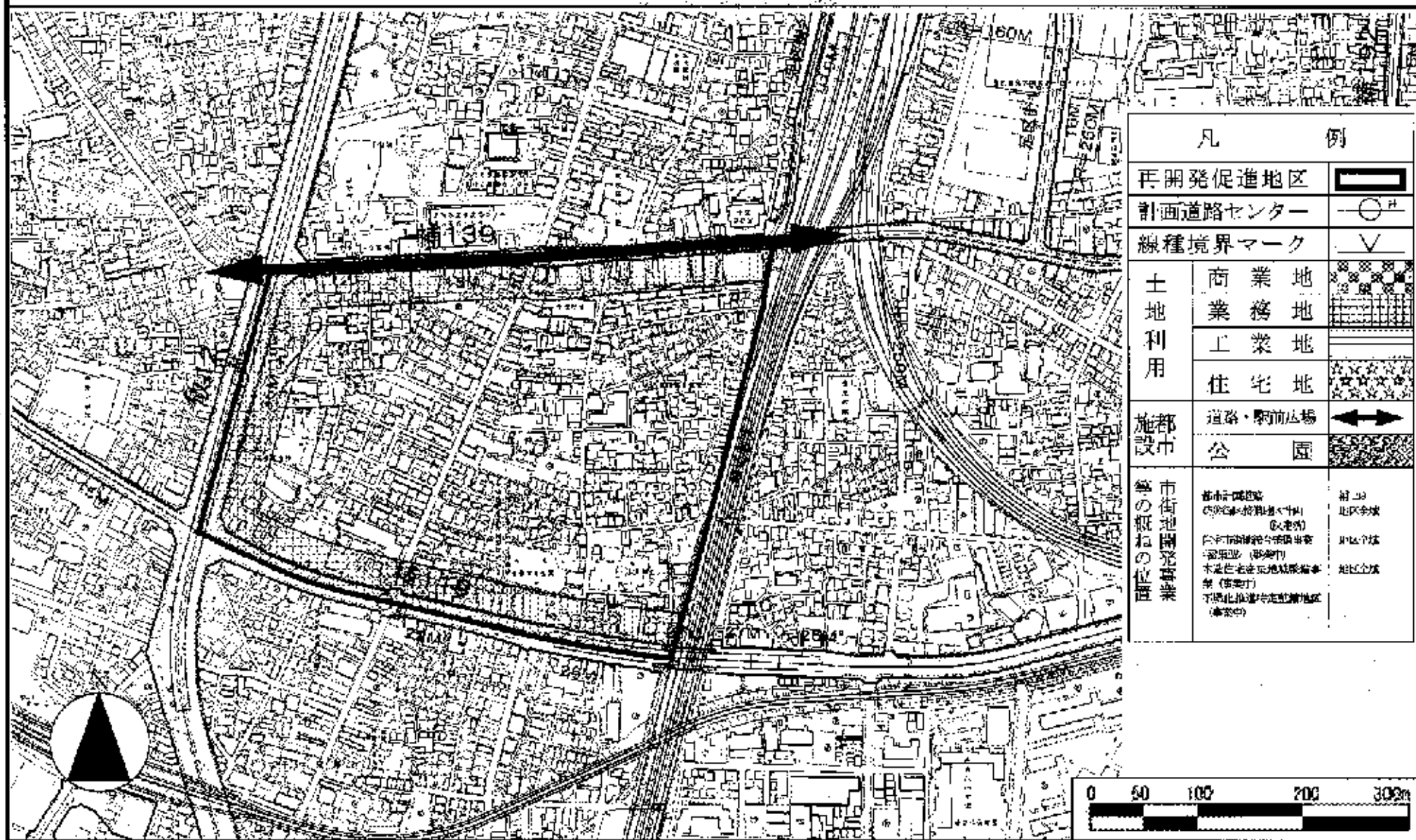
この地区は、国土地理院長の承認（第24国公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（31都市基交第196号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 （承認番号）81省川産街第11号、平成81年4月18日

再開発促進地区 足. 57 柳原地区 約25.9ha



この地図は、国土院の承認（平24国土第269号）を経て作成した東京都地図（S=1:2,500）を使用（31都市基文第196号）して作成したものである。測図複製を禁ずる。
 （承認番号）31都市基文第11号、平成31年4月18日

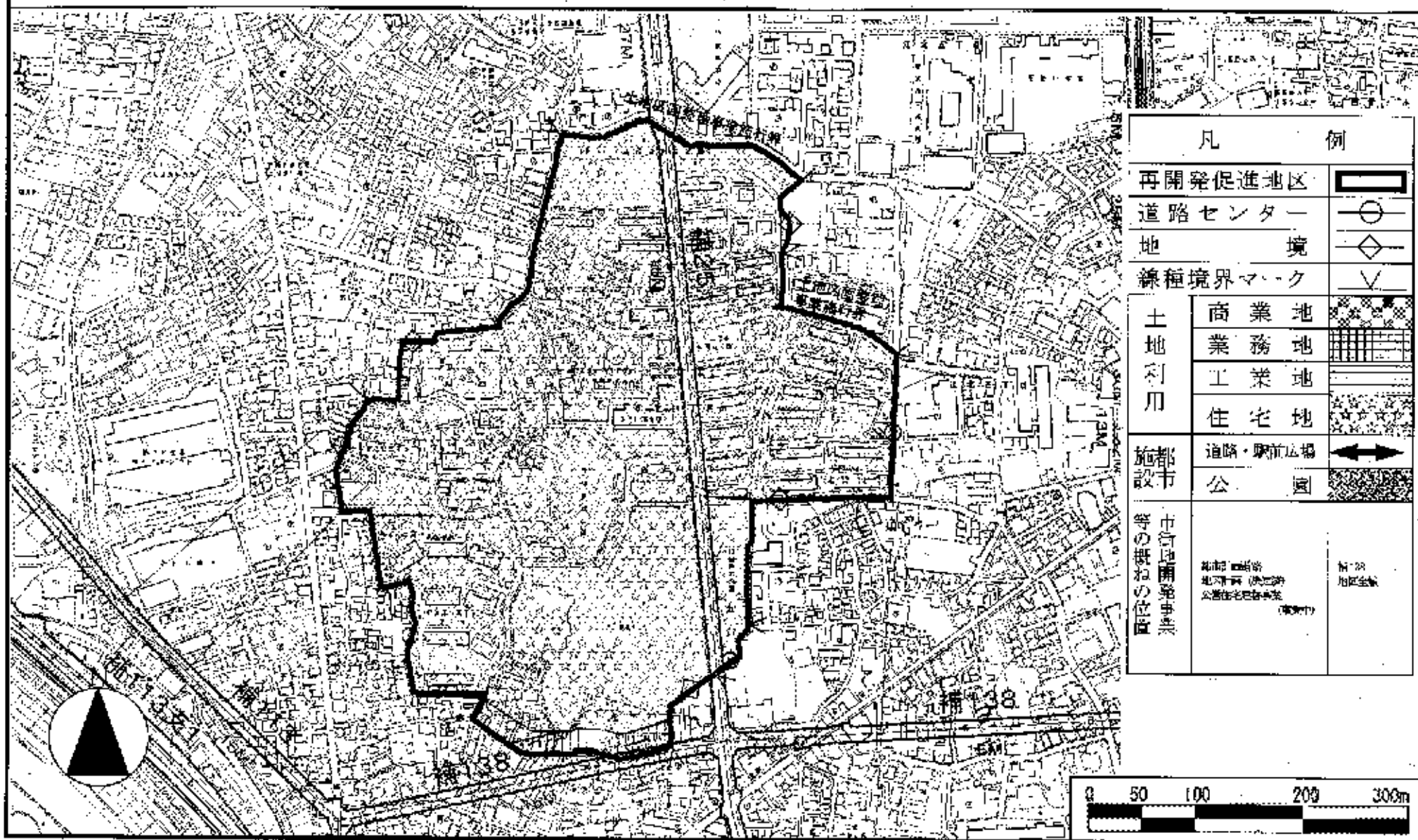
再開発促進地区 足. 59 千住仲町地区 約15.7ha



凡 例		
再開発促進地区		
計画道路センター		
線種境界マーク		
土地利用	商業地	
	商業業務地	
	工業地	
	住宅地	
施設	道路・駅前広場	
	公園	
市街地開発事業等の概ねの位置	都市計画区域 (市街地開発事業地区) (市街地開発事業地区) (市街地開発事業地区) (市街地開発事業地区) (市街地開発事業地区) (市街地開発事業地区) (市街地開発事業地区) (市街地開発事業地区) 市街地 市街地 市街地 市街地 市街地 市街地 市街地	

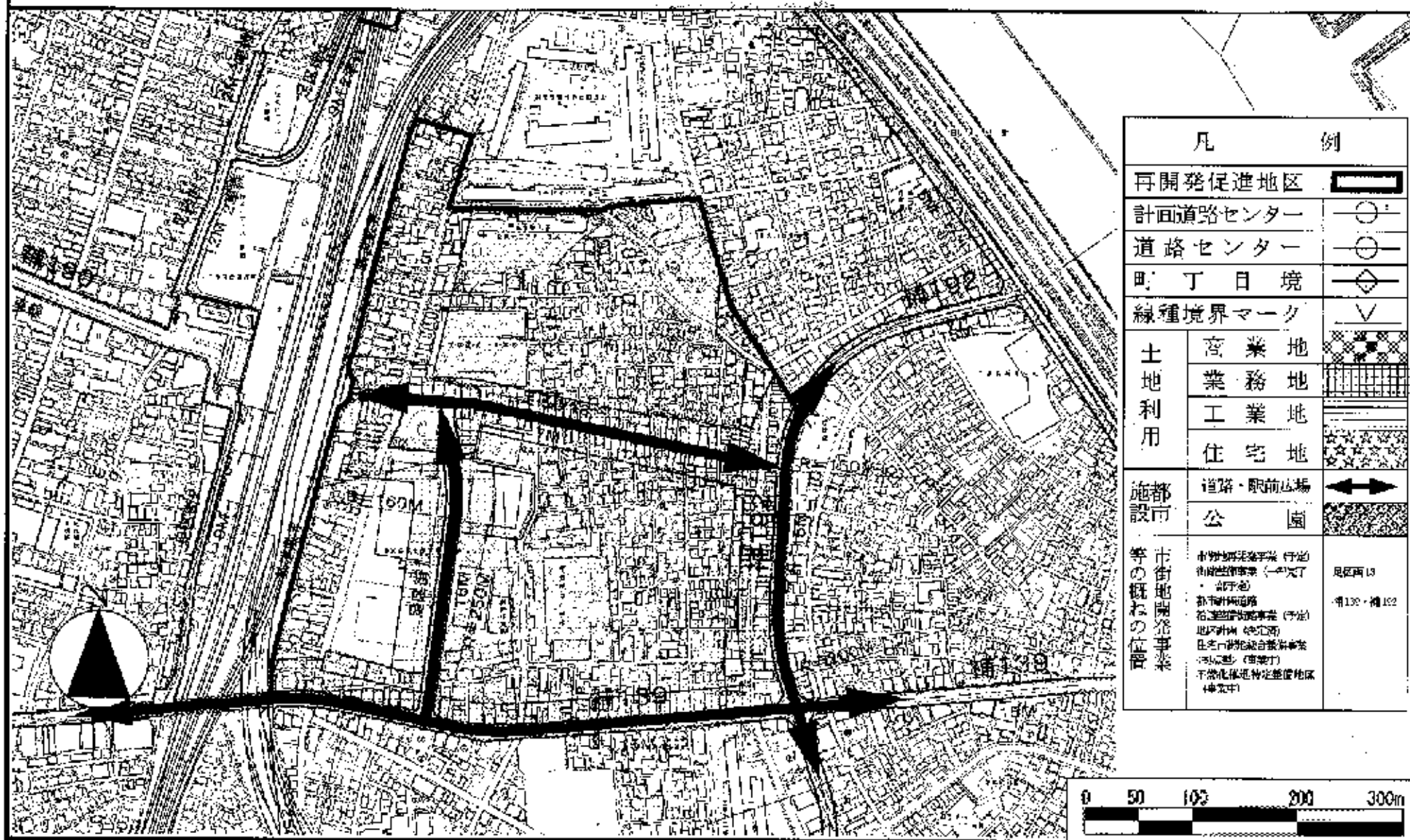
この地区は、国土庁院長の承認（国土庁令第289号）を得て作成した東京市街地図（5=1:2,500）を使用（31号市街地図196号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 31号市街地図第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 63 江北三・四丁目地区 約19.7ha



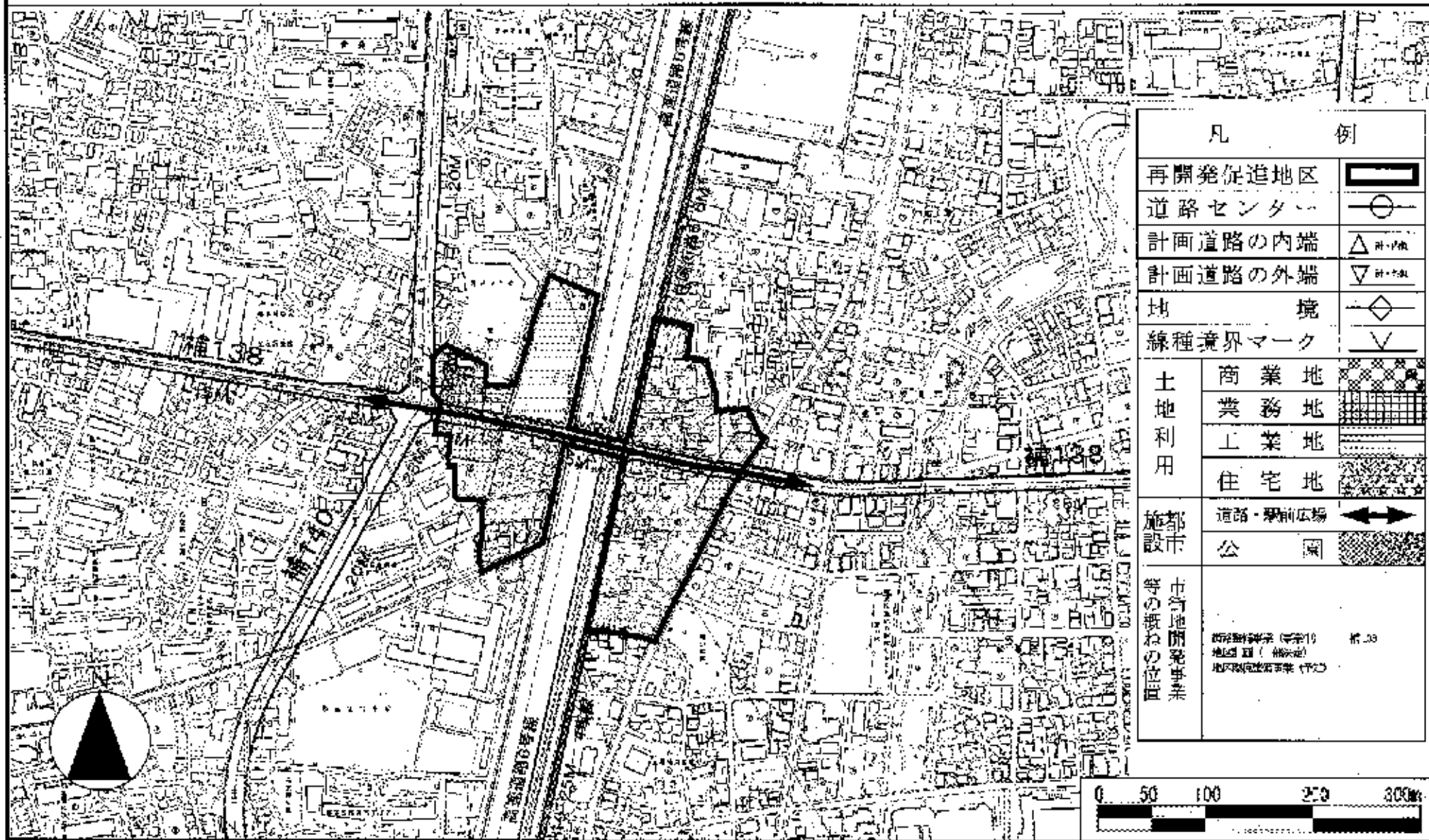
この地図は、国土院院長の承認（平24開公第269号）を得て作成した東京都地図（S=1:2,500）を使用（S1望し基交第106号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（地図番号）01:都庁企画部第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 65 北千住駅東口周辺地区 約20.7ha



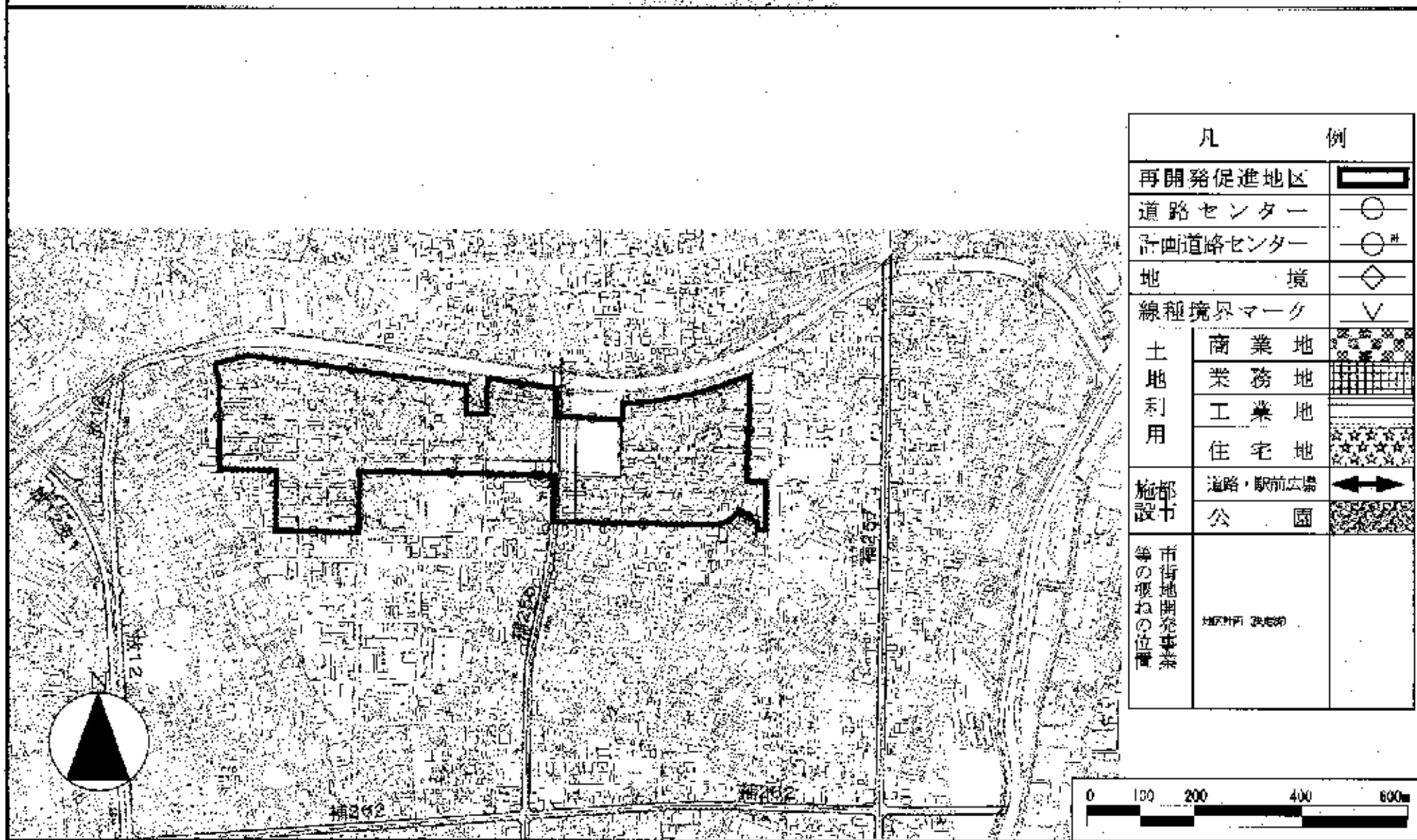
この図は、国土利用局長の承認（平24第268号）を得て作成した東京都地形図（S-1:2,500）を使用（21第196号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（本図番号）31都市計画第11号、平成31年4月15日

再開発促進地区 足. 66 綾瀬新橋周辺地区 約4.0ha



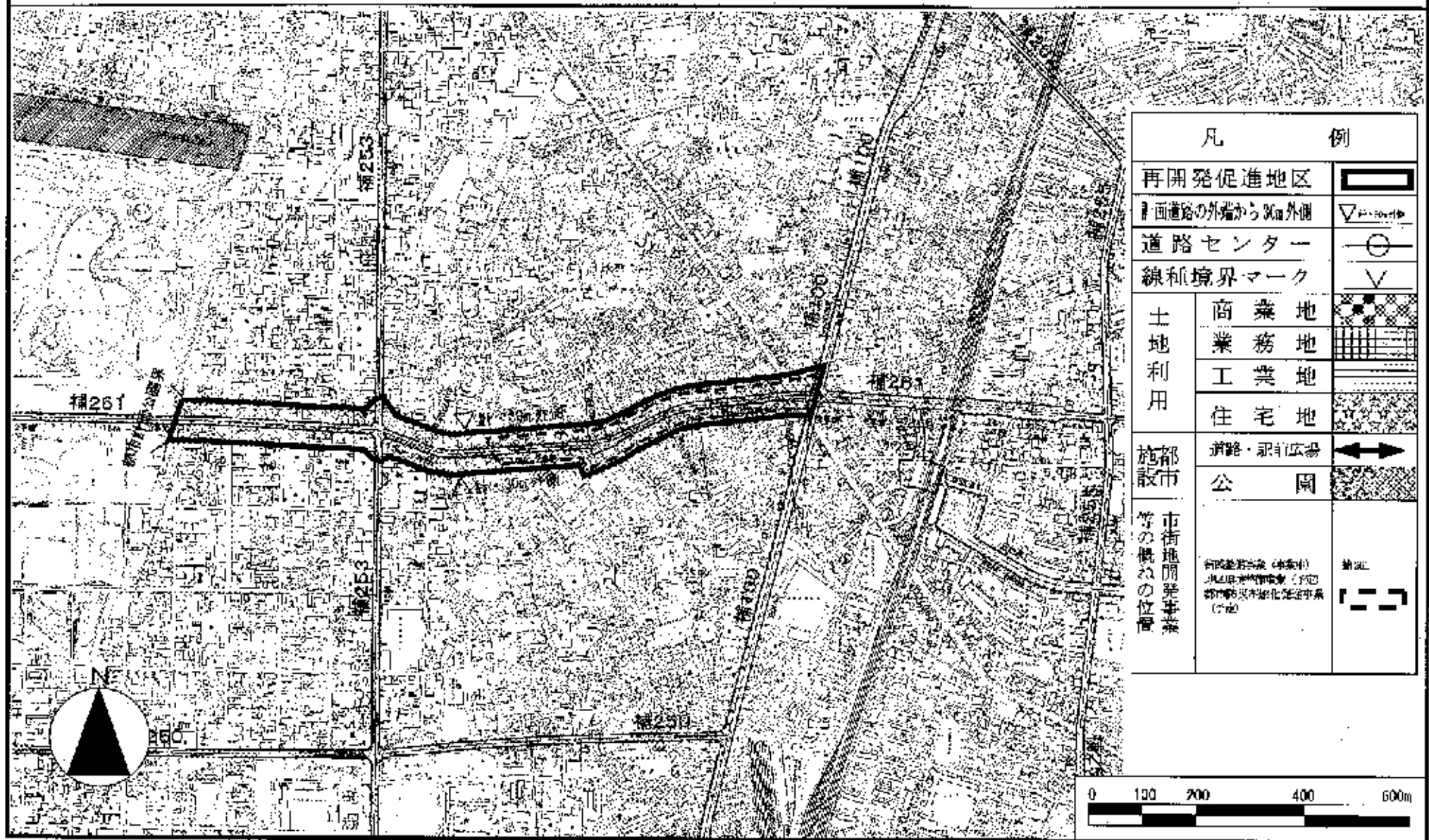
この図は、同土地開発委員の承認 (平24開公第269号) を得て作成した東京都市図 (S=1:2,500) を使用 (31都市計第196号) して作成したものである。無断複製を禁ず。
(承認番号) 31都市計第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 67 花畑五丁目地区 約21.9ha



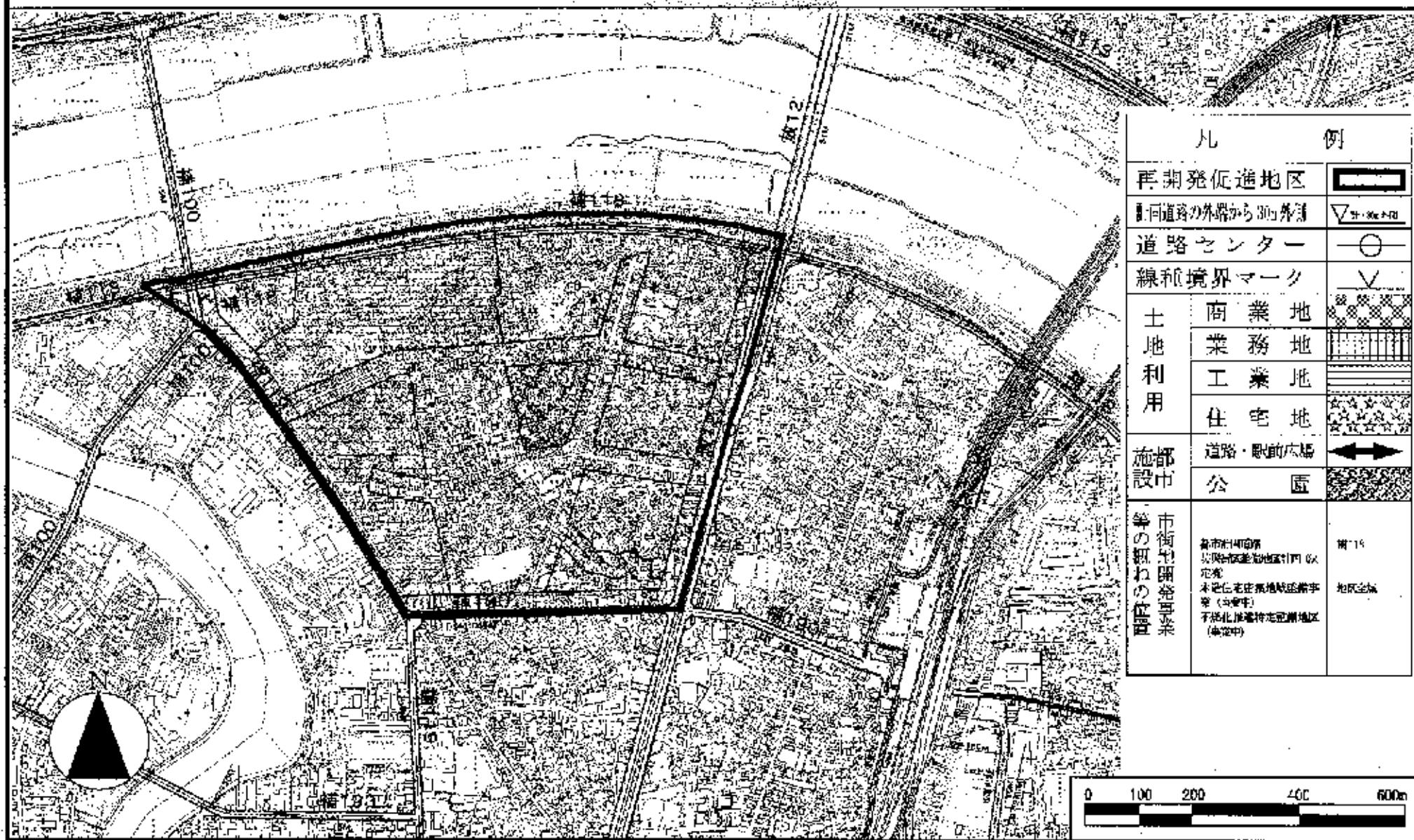
この地図は、国土院の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（31都市基文第196号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（水産庁 31都市基文第11号、平成31年4月18日）

再開発促進地区 足. 69 補助261号線沿道地区 約9.5ha



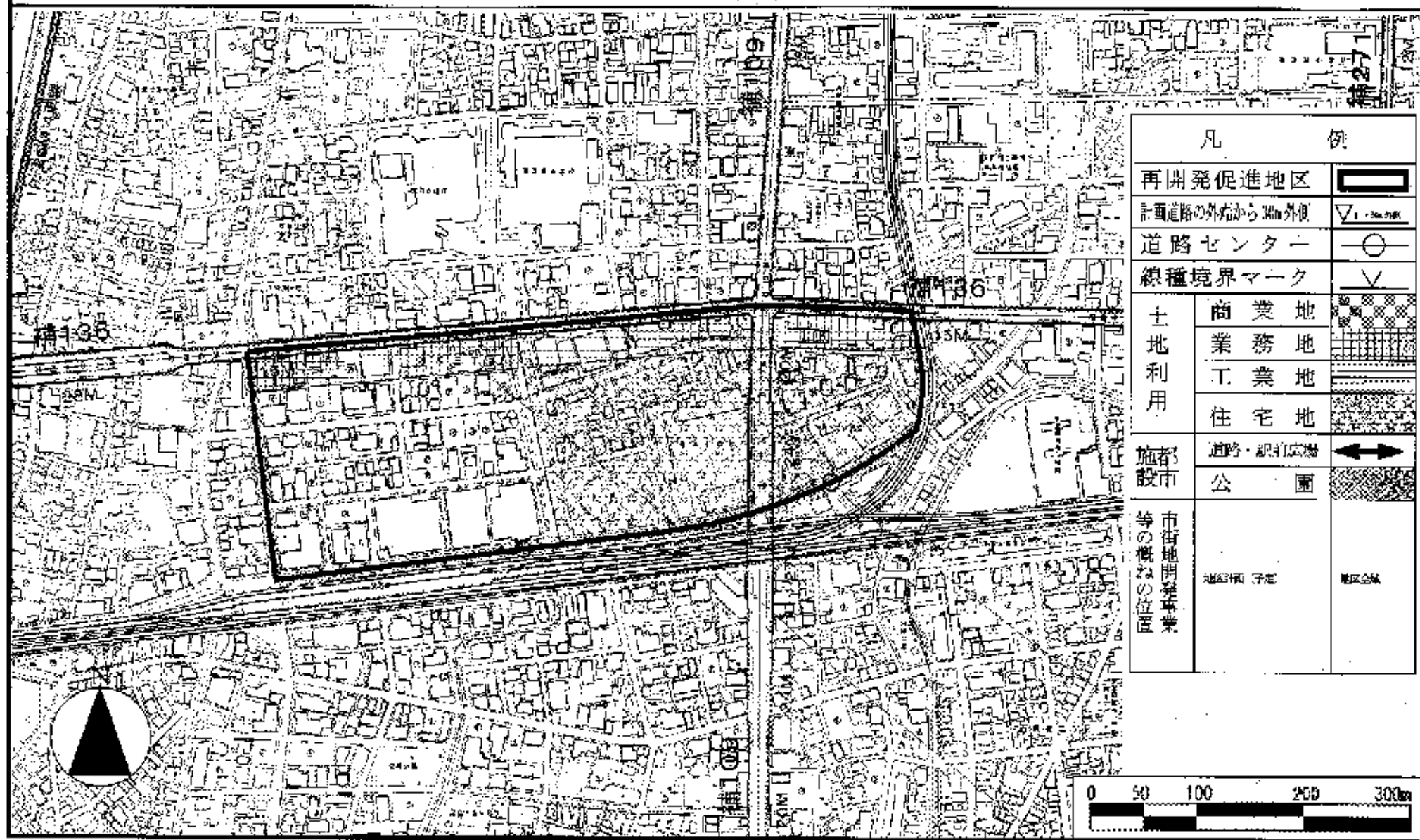
この図は、国土院の承認（平24国土第284号）を得て作成した東京市地図（S=1:2,500）を使用（31都市第196号）して作成したものである。編纂者による。
 （作成者）31都市第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 70 千住西地区 約60.8ha



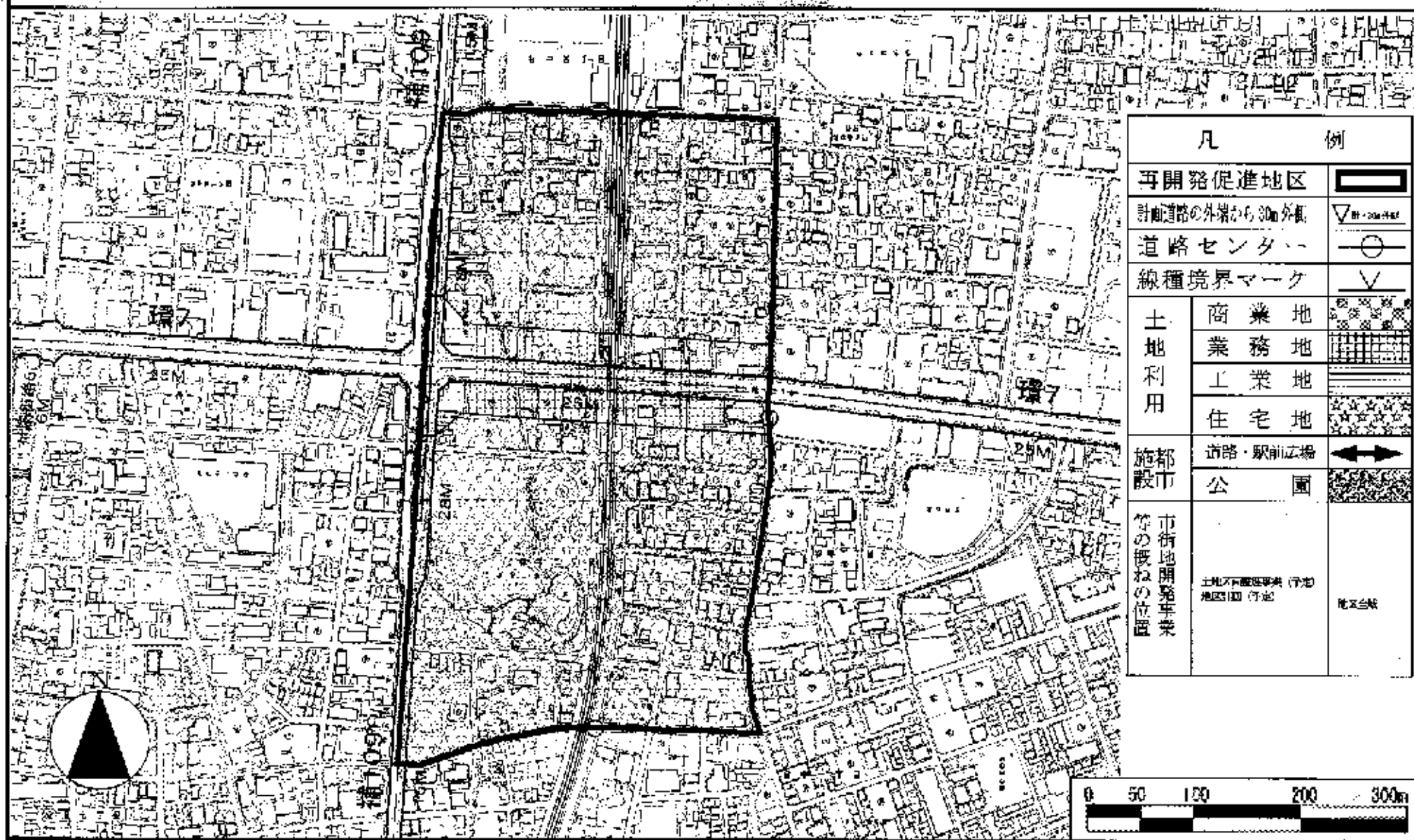
この地図は、国土交通省の承認(平24開公第269号)を得て作成した東京都市図区(S=1:2,500)を使用(31都市基交第198号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(図説番号) 31都市基交第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 7 1 綾瀬駅東口周辺地区 約12.1ha



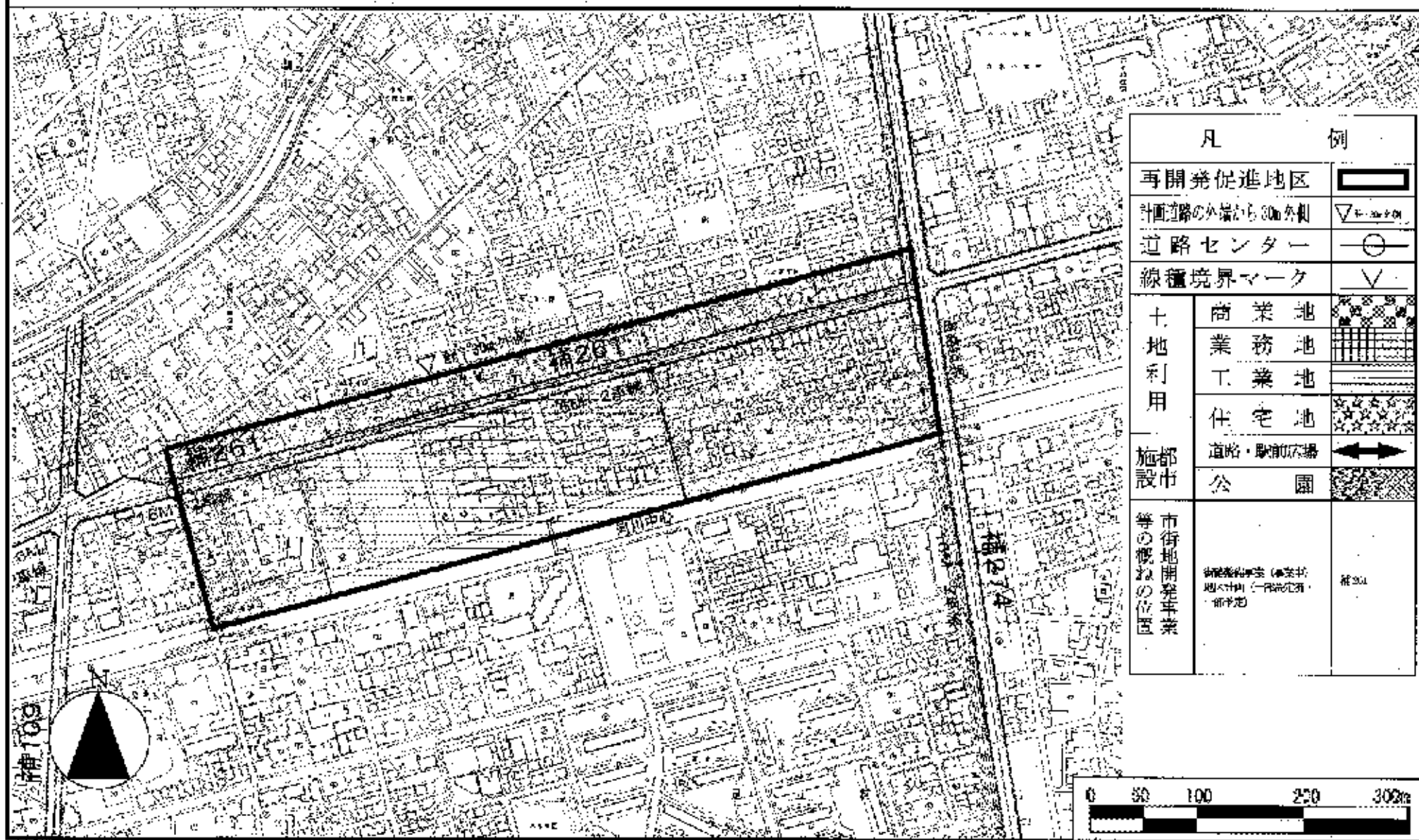
この図面は、国土利用促進法の承認（平2・国土第266号）を得て作成した東京建築地図（S=1:2,500）を使用（31都府県文第196号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（図面番号）31都府県第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 72 北綾瀬駅周辺地区 約19.1ha



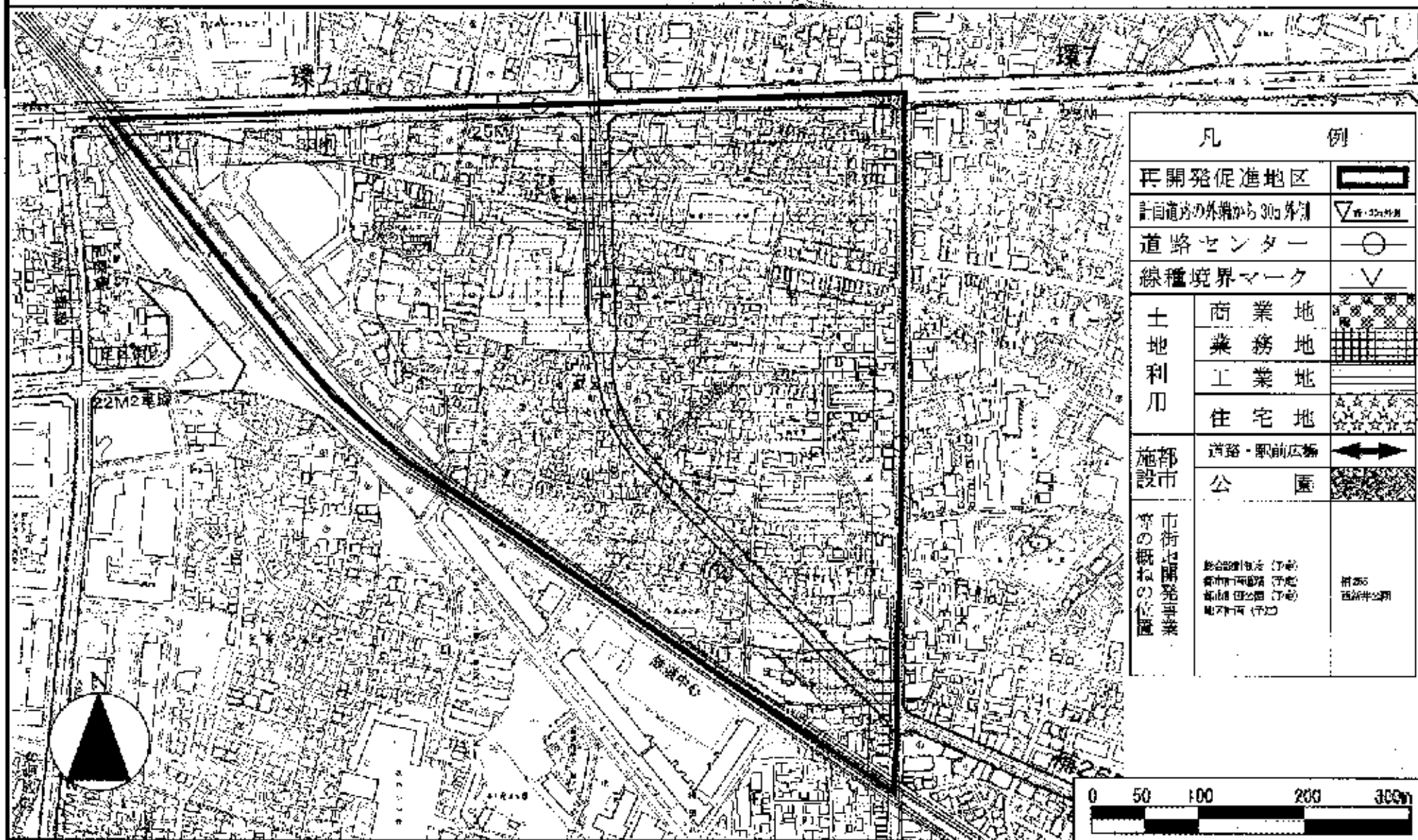
この地区は、国土庁の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,600)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(水影番号) 31都市基交第1号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 73 神明二丁目地区 約12.5ha



この地図は、国土院院長の承認（平24国土第269号）を得て作成した東京都市図（S=1:2,600）を使用（昭1都市局第196号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 （大38特第）昭1都市局第11号、平成31年4月18日

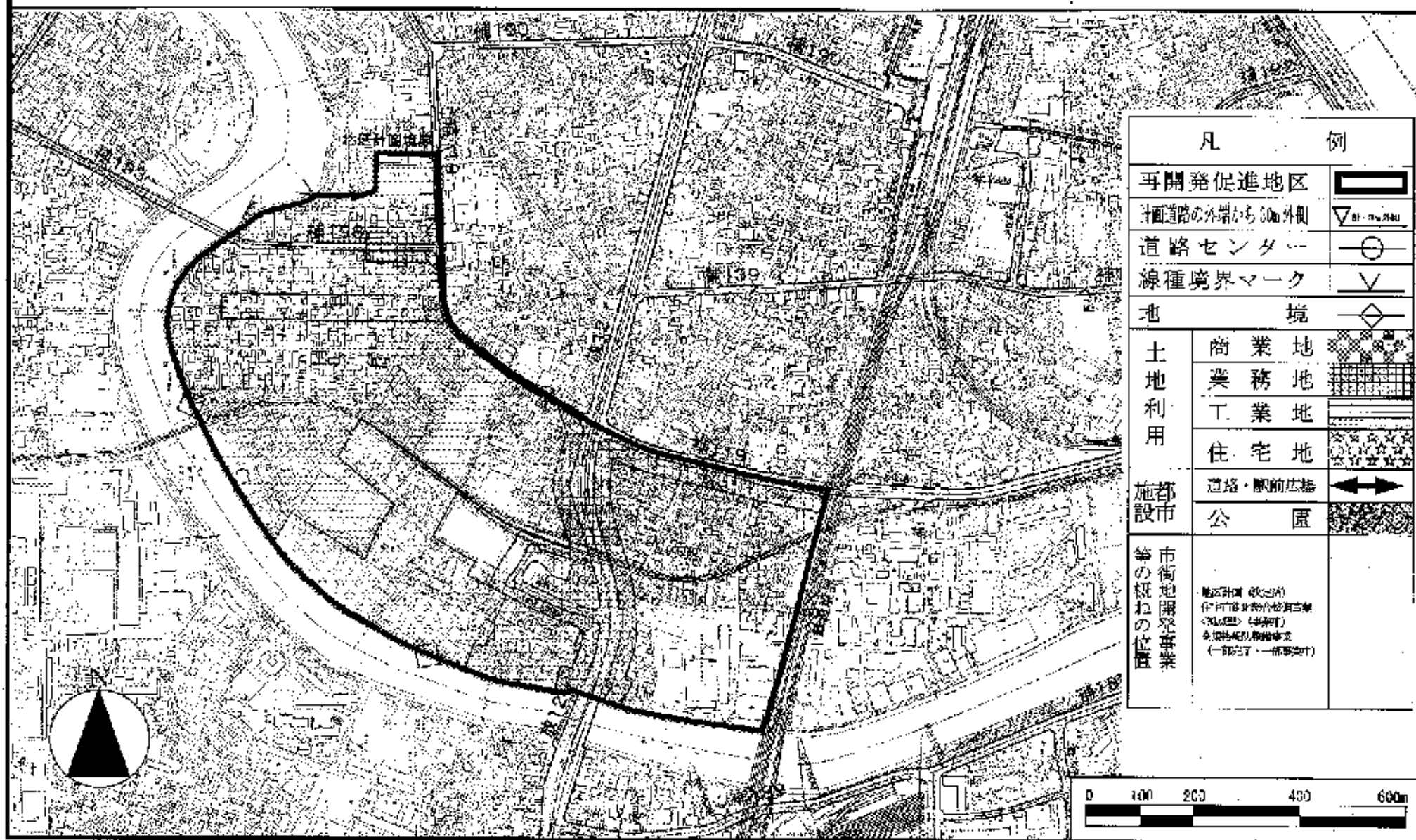
再開発促進地区 足. 74 西新井駅東口周辺地区 約27.9ha



凡 例		
再開発促進地区		
計画道路の外縁から30m以内		
道路センター		
線種境界マーク		
土 地 利 用	商 業 地	
	業 務 地	
	工 業 地	
	住 宅 地	
都 市 施 設	道路・駅前広場	
	公 園	
市街地開発事業 等の概ねの位置	 総合開発地区 (市街地) 都市計画区域 (市街地) 都市計画区域 (市街地) 都市計画区域 (市街地)	
	附 255 西新井公園	

この地図は、国土庁の委託（平24国公第269号）を得て作成した東京市街地地形（5=1:2,500）を使用（31都市基文第196号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 （承認番号）31都市基文第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 足. 75 千住大橋駅周辺地区 約69.3ha



この地図は、国土地理院長の承認(平24国土第269号)を得て作成した東京市地形図(S=1:2,500)を使用(81国土基文第156号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (平成8年) 81都市計画部第11号、平成8年4月18日